

長崎市 環境白書

令和4年度版



長崎市

ながさき環境都市宣言

～人と自然と文化が輝き続けるまち長崎～

私たちのまち長崎市は、海や山がおりなす豊かな自然によって育まれ、起伏に富んだ地形は特徴的な斜面市街地を形成しています。また、長崎港を中心とした諸外国との交流の中から、多様な文化や伝統を生み出した歴史あるまちです。

この、世界に誇れるかけがえのない長崎のまちをまもり育て、市民が将来にわたって健康でこころ豊かに暮らせるように、きれいな空気と水、豊かな生きもの、そして貴重な歴史遺産を大切に引き継いでいくのは、私たちの責任です。

私たち長崎市民は、共に考え、行動し、「環境を大切にするまち」をつくることを宣言します。

- 1 私たちは、ペーロンのはしる光きらめく海、ハタの舞うさわやかな風を感じ、おいしい空気と水をたのしめるまちをつくります。
- 1 私たちは、小鳥のさえずりで目覚め、ホタル狩りができるような豊かな自然を求め、多くの生きものと共に住める清流と緑豊かなまちをつくります。
- 1 私たちは、出島をはじめとする輝かしい歴史と文化遺産をまもり活かし、文化のかおり高いまちをつくります。
- 1 私たちは、みんなの知恵と工夫で、太陽からもらったエネルギーと限りある地球資源を大切にし、ごみのない美しいまちをつくります。
- 1 私たちは、原子爆弾を受けながらも生きぬいた被爆クスノキのように、自然と平和の大切さを将来へ引き継ぎ、地球環境保全に貢献できるまちをつくります。

平成13年（2001年）12月3日

長 崎 市

令和3年度の主な取組み

「長崎市第三次環境基本計画」を策定しました！	1
「長崎市地球温暖化対策実行計画」を改訂しました！	1
「フードドライブ」、広がっています！	2
ゼロカーボンシティ長崎の実現に向けて、「市民連携フォーラム」を開催しました！	2

第1部 長崎市の概要

第1章 長崎市の概要

第1節 自然条件	5
1 位置	5
2 市役所の位置	5
3 気象	5
第2節 社会経済の状況	6
1 人口	6
2 産業	7
3 交通	8
4 公共下水道	9
5 公園	9

第2部 長崎市環境基本計画

第1章 長崎市環境基本計画

第1節 長崎市環境基本計画とは	11
1 計画策定の目的	11
2 計画の位置づけ	11
3 計画の対象と期間	11
第2節 取組みの体系図	13
第3節 長崎市第二次環境基本計画成果指標一覧	15

第3部 計画の実現に向けて

第1章 生活環境

第1節 大気・悪臭	19
1 大気	19
2 悪臭	30
第2節 水・土壌	31
1 河川・海域	31
2 地下水	39
3 上水道	40
4 下水道・浄化槽・農業集落排水・漁業集落排水	42
5 畜舎	45
6 土壌	45
第3節 騒音・振動	48
1 苦情の現況	48

2 騒音・振動の監視状況	50
第4節 有害化学物質等	53
1 ダイオキシン類	53
2 水生生物保全に係る水質調査	54
3 食品、家庭用品の有害化学物質	54
4 その他の有害化学物質	56
第2章 循環型社会	
第1節 循環資源	58
1 廃棄物の現況	58
2 リサイクルの現状	59
3 長崎市の取組み	60
第2節 適正処理	62
1 廃棄物の現状	62
2 長崎市の取組み	64
第3章 自然環境	
第1節 生物多様性	65
1 希少動植物の実態調査	65
2 鳥獣保護	67
3 相川町馬乗川平休耕田自然再生事業	67
第2節 自然とのふれあい	68
1 現況	68
2 長崎市の取組み	68
第4章 都市環境	
第1節 まちづくり	71
1 現状と課題	71
2 長崎市の取組み	73
第2節 文化遺産	75
1 文化財	75
2 伝統文化の継承と新たな文化の創造	76
3 世界遺産	76
第5章 地球環境	
第1節 低炭素社会	77
1 地球温暖化	77
2 国際協力	79
第2節 エネルギー対策	80
1 省エネルギー	80
2 再生可能エネルギー	81
3 地域エネルギー事業	81
第3節 世界平和	84

第6章 横断的施策

第1節 環境教育・学習	85
1 長崎市の環境教育・学習推進事業	85
第2節 自主的な環境活動と協働	86
1 長崎市地球温暖化対策実行計画【市役所編（事務事業編）】（長崎市役所地球温暖化防止率先行動計画）	86
2 市民の役割	88
3 事業者の役割	90
第3節 市の横断的な取組み	91
1 土地利用	91
2 環境情報	91
3 環境影響評価	91
4 規制的措置	91
5 誘導的措置	91

第4部 資料編

資料 1 大気汚染に係る環境基準等	93
資料 2 大気環境測定局別測定項目等	97
資料 3 浮遊粒子状物質に係る経年変化	99
資料 4 大気中の一酸化炭素に係る経年変化	100
資料 5 二酸化窒素に係る経年変化	101
資料 6 その他物質に係る経年変化	103
資料 7 悪臭に係る各種基準	106
資料 8 水質汚濁に係る環境基準	108
資料 9 水質調査地点	110
資料10 河川水質測定結果（令和3年度）	111
資料11 海域水質測定結果（令和3年度）	112
資料12 BOD（75%値）の経年変化	113
資料13 COD（75%値）の経年変化	113
資料14 その他の項目の測定結果（令和3年度）	114
資料15 道路交通振動の測定結果（令和3年度）	117
資料16 自動車交通騒音の測定結果（令和3年度）	119
資料17 環境騒音（一般地域）測定結果（令和3年度）	121
資料18 有害大気汚染物質モニタリング調査結果（令和3年度）	122
資料19 有害大気汚染物質の経年変化	123
資料20 底質調査地点	124
資料21 底質中の総水銀含有量の経年変化	125
資料22 公害関係法令に基づく規制監視状況	126
資料23 諸届出の受理状況	127
資料24 開発行為等の審査	138

資料25	環境影響評価対象事業	139
資料26	環境保全協定等	141
資料27	一般廃棄物処理体系図（令和3年度実績）	143
資料28	長崎市環境審議会	145
資料29	環境部組織及び職員配置状況	147
資料30	環境部当初予算（令和3年度）	149
資料31	長崎市環境保全条例	153
資料32	長崎市環境保全条例施行規則	165

第5部 事業一覧

第1章	第1節	大気・悪臭	175
第1章	第2節	水・土壌	176
第1章	第3節	騒音・振動	179
第1章	第4節	有害化学物質等	180
第2章	第1節	循環資源	181
第2章	第2節	適正処理	184
第3章	第1節	生物多様性	186
第3章	第2節	自然とのふれあい	187
第4章	第1節	まちづくり	188
第4章	第2節	文化遺産	191
第5章	第1節	低炭素社会	192
第5章	第2節	エネルギー対策	193
第5章	第3節	世界平和	194
第6章	第1節	環境教育・学習	195
第6章	第2節	自主的な環境活動と協働	196
第6章	第3節	市の横断的な取組み	197

令和 3 年度の主な取り組み

「長崎市第三次環境基本計画」を策定しました！

令和 4 年 2 月に本市の環境の保全と創造に関する各種取り組みを総合的かつ計画的に推進することを目的として「長崎市第三次環境基本計画」を策定しました。

プラスチックごみによる海洋生態系への被害や豪雨などの深刻な気象災害が多発し、地球規模での環境への関心が日ごとに高まっていく中であって、取り組みの加速とともに、市民一人ひとりが当事者として自ら考え、起こす環境の広がりが必要です。

このような現状や社会情勢の変化を踏まえ、令和 12 年度(2030 年度)までとなる本計画は、「豊かな環境を守り活かし、みんなで未来を切り開く」ことをテーマに、「地球温暖化対策の加速」と「一人ひとりの環境行動の定着」を重点化方針として、「人と自然と文化が輝き続けるまち長崎」の実現を目指します。

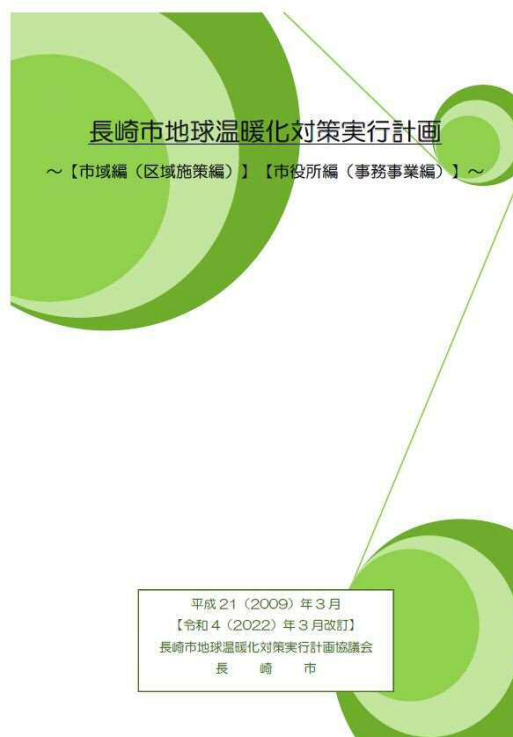


「長崎市地球温暖化対策実行計画」を改訂しました！

令和 4 年 3 月に、長崎市域及び市役所における温室効果ガス排出削減の取り組み等に関して、総合的かつ計画的に推進するための計画である「長崎市地球温暖化対策実行計画(平成 21 年 3 月策定)」を改訂しました。

今回の見直しでは、令和 3 年 3 月 17 日に宣言した、2050 年二酸化炭素排出実質ゼロのまちである「ゼロカーボンシティ長崎」の実現に向け、森林等による二酸化炭素の吸収や利活用に関する目標の設定、本計画に定める 4 つの削減戦略ごとの市域及び市役所の新たな数値目標である「戦略をリードする野心的数値目標」の設定等を行いました。

市民、事業者、行政が一丸となって地球温暖化対策に繋がる取り組みを強化、加速化を図り、2050 年二酸化炭素排出実質ゼロの実現を目指します。



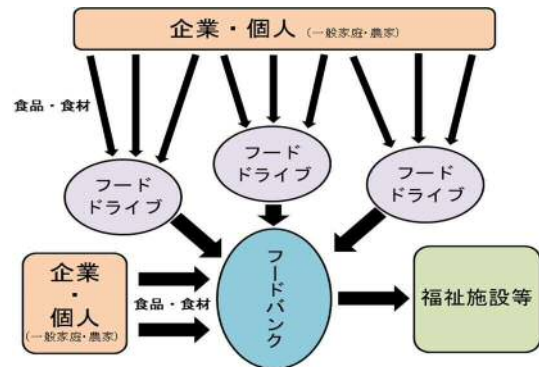
令和3年度の主な取り組み

「フードドライブ」、広がっています！

フードドライブとは、まだ食べることができる未利用食品を、地域や団体などが窓口となって一時的に預かり、その食品をフードバンク団体などを通じて子ども食堂や福祉施設などに無償で提供する社会福祉活動です。

長崎市では、「廃棄物対策課」及び「サステナプラザながさき」の窓口において、常時、フードドライブを行っています。また、6月の環境月間と、10月の食品ロス削減月間の30日(30日が閉庁日の場合はその直前の開庁日)に市役所本館一階や地域センター等でフードドライブを実施しており、たくさんの市民の皆様や事業所から食料が集まっています。

令和3年度は、合計4.7トン以上の食料の提供をいただき、「もったいない」を「ありがとう」へつなげることができました。

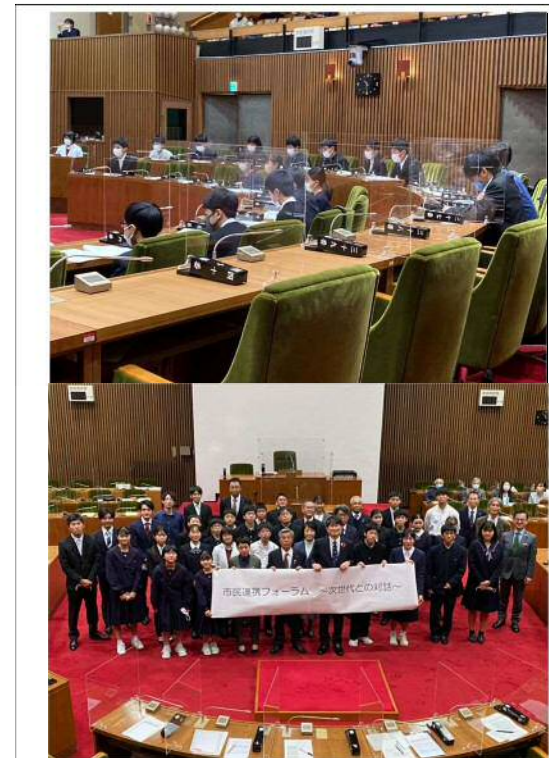


ゼロカーボンシティ長崎の実現に向けて、「市民連携フォーラム」を開催しました！

長崎市では令和3年3月17日に、「ゼロカーボンシティ長崎」の宣言をしました。今後、脱炭素化に向けて対策を着実に進め、また加速していく必要があります。

そのための取り組みの一環として、サステナプラザながさき主催で、これからの長崎を担う次世代の若者たちのこの問題に対する関心を高め、彼らの主体的な意見を集約し、多くの方と意見交換する機会として「市民連携フォーラム」を市議会議場において開催しました。

令和4年度は名称を ecoN ながさき(えこながさき)とし、月に1回程度、主にサステナプラザながさきにおいて勉強会を実施しており、市においては ecoN ながさきから出た意見やアイデアの実現に向けた支援を、サステナプラザながさきを通じて行っています。



第1部 長崎市の概要



第1章 長崎市の概要

第1節 自然条件

長崎市は、九州の西端、長崎県の南部に位置している。市の中心部は、三方が小高い山々に囲まれ、南西に開ける市街地へ湾入した長崎港をひかえている。

気候は、複雑な海岸線を対馬暖流が北上しているため、この影響を多分に受け、比較的降水量が多い地域となっている。

1 位置

方位	経度	地名	距離
極東	東経 129° 59' 38"	船石町井樋ノ尾岳	東西 約 42 km
極西	東経 129° 32' 37"	池島町大墓島大瀬	
極南	北緯 32° 32' 55"	野母崎樺島町貝瀬	南北 約 46 km
極北	北緯 32° 58' 07"	琴海大平町赤牟田	

(資料：令和3年版長崎市統計年鑑)

2 市役所の位置

名称	所在地	東 経	北 緯
長崎市役所	長崎市桜町2番22号	129° 52' 48"	32° 44' 49"

(資料：令和3年版長崎市統計年鑑)

3 気象

年	気温 (°C)		相対湿度 ^{※2} (%)	日照時間 (時間)	降水量 (mm)	風速 (m/s)
	平均	平年気温 ^{※1} との差	平均		総量	平均
平成28年	18.1	0.9	75	1,782.4	2,293.0	2.3
平成29年	17.3	0.1	74	1,931.6	1,778.5	2.3
平成30年	17.7	0.5	75	1,994.4	1,821.0	2.3
令和元年	17.9	0.7	75	1,959.3	1,788.0	2.2
令和2年	17.7	0.5	75	1,974.3	2,709.5	2.3

(資料：令和3年版長崎市統計年鑑)

※1 平年気温：1981年～2010年間の平均気温のこと。

※2 相対湿度：大気中に含まれる水蒸気の量や割合のことで、一般的な湿度とは相対湿度のことをいう。

第2節 社会経済の状況

1 人口

本市の人口は、昭和50年代に45万人を記録した。その後、昭和60年頃から減少傾向に転じ、周辺町との合併により一時的に増加したものの、引き続き減少傾向が続いている。世帯数は、増加傾向が続いていたが、平成26年をピークに減少傾向に転じている。(各年度の数値は10月1日時点)

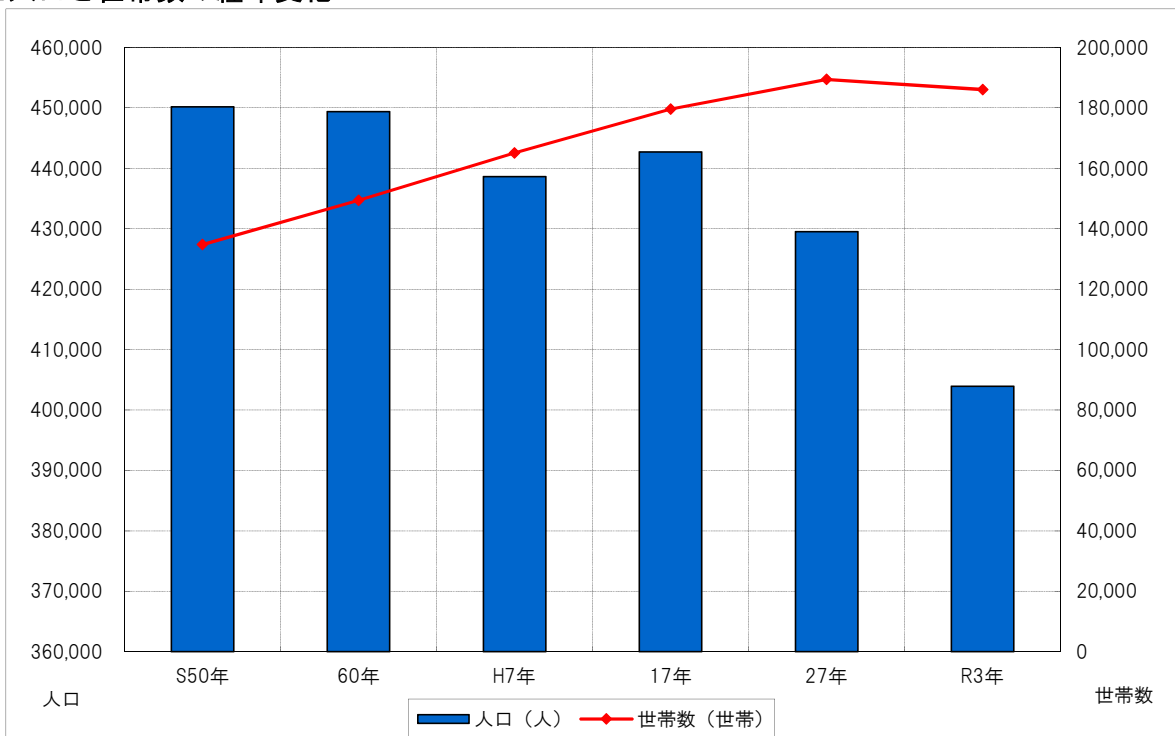
■人口

項目	昭和50年	昭和60年	平成7年	平成17年	平成27年	令和3年
面積 (k m ²)	239.65	241.76	241.09	338.72	405.86	405.86
世帯数 (世帯)	134,783	149,453	165,078	179,636	189,419	186,728
人口 (人)	450,194	449,382	438,635	442,699	429,508	403,950
人口密度 (人/k m ²)	1,879	1,859	1,819	1,307	1,058	995

(資料：令和3年版長崎市統計年鑑)

平成17年以降の人口の増加は、平成17年から平成18年にかけての合併によるもの。

■人口と世帯数の経年変化



2 産業

平成27年度実施の国勢調査による本市の就業人口は、195,850人となっており、産業別就業者割合は、第1次産業が1.9%、第2次産業が18.5%、第3次産業が74.8%となっている。

また、事業所数で見ると、「林業」、「電気・ガス・熱供給業・水道業」が増加となっているが、その他は減少となっており、事業所総数は減少している。

■就業人口

(人)

区分	平成7年度 (構成比)	平成12年度 (構成比)	平成17年度 (構成比)	平成22年度 (構成比)	平成27年度 (構成比)
総数	200,398	190,210	197,026	199,972	195,850
第1次産業	5,299 (2.6%)	4,062 (2.1%)	4,425 (2.2%)	4,060 (2.0%)	3,658 (1.9%)
第2次産業	42,980 (21.4%)	38,964 (20.4%)	36,687 (18.6%)	35,833 (17.9%)	36,181 (18.5%)
第3次産業	151,431 (75.6%)	145,677 (76.5%)	154,033 (78.2%)	149,230 (74.6%)	146,548 (74.8%)

(資料：国勢調査)

※ 総数は分類不能の産業を含む

■事業所数

(件)

年	事業所 総数※1	第1次産業					第2次産業			
		計	農業	林業	漁業	格付 不能	計	鉱業※2	建設業	製造業
平成21年	20,790	62	27	5	30	-	2,522	9	1,618	895
平成24年	19,358	62	24	5	31	2	2,308	5	1,468	835
平成26年	19,504	53	20	5	28	-	2,300	6	1,439	855
平成28年	18,840	52	19	6	27	-	2,192	2	1,381	809

(件)

第3次産業						
計	電気・ガス・ 熱供給業・ 水道業	情報通信業※3	卸売業、小売 業、飲食店※4	金融業、保険業	不動産業※5	サービス業※6
18,206	20	715	9,001	402	1,754	6,314
16,988	18	667	8,132	378	1,579	6,214
17,151	18	637	8,049	372	1,573	6,502
16,596	26	598	7,730	368	1,496	6,378

(資料：令和3年版長崎市統計年鑑)

平成21、26年経済センサス-基礎調査(公務を除く)及び平成24、28年経済センサス-活動調査の結果を掲げたもの。

※1 第1次、第2次、第3次産業に含まれない公務に係る事業所を除く

※2 鉱業、採石業、砂利採取業

※3 情報通信業、運輸業、郵便業

※4 卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業

※5 不動産業、物品賃貸業

※6 学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの)

3 交通

道路網は、高速道路と中心市街地から周辺部へ延びる一般国道、県道及びこれらを補完する環状線や生活道路で構成される。そのうち、都市部通過交通の排除により、都市部の交通混雑の緩和を図るため、放射環状型の幹線道路網整備が進められている。平成22年度には浦上川線及び長崎南環状線が開通した。

なお、道路延長並びに市内自動車保有車両台数及び同台数の経年変化については、下表のとおりである。

■道路延長

(単位：m)

年 度	総 数	高速自動車道	一般国道	県 道	市 道
平成28年度末	2,247,416	12,257	150,219	207,661	1,877,279
平成29年度末	r 2,248,037	12,257	150,219	207,644	r 1,882,675
平成30年度末	2,249,619	12,282	150,838	207,665	r 1,878,840
令和元年度末	2,246,041	12,282	147,907	207,187	1,878,665
令和2年度末	2,251,075	12,282	147,927	206,637	1,884,229

(資料：令和3年版長崎市統計年鑑)

※ 「r」訂正数字(前回の公表結果から訂正があった数字の左側に表示し、訂正があったことをお知らせするもの)

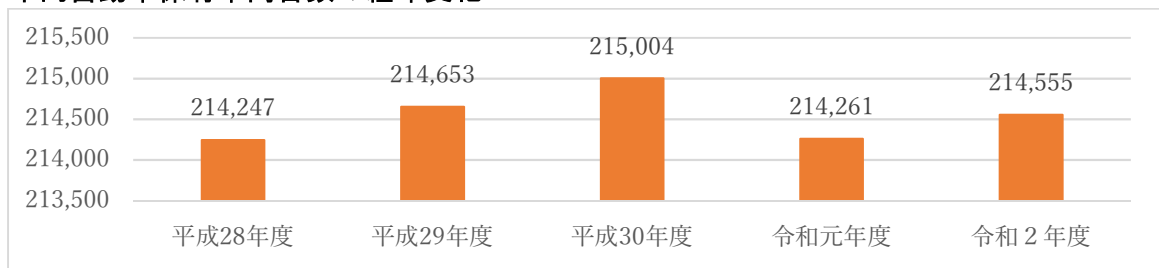
■市内自動車保有車両台数

(単位：台)

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
214,247	214,653	215,004	214,261	214,555

(資料：第68版長崎県統計年鑑(令和3年))

■市内自動車保有車両台数の経年変化



■市内低公害車保有台数

(単位：台)

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
電気自動車(EV)	282	353	400	447	414
燃料電池自動車(FCV)	0	0	0	0	0
天然ガス自動車(CNG)	5	4	2	1	2
プラグインハイブリッド自動車(PHV)	172	239	290	326	362
ハイブリッド自動車(HV)	18,758	21,600	24,441	26,923	29,316

(資料：「九州の低公害車保有台数」(国土交通省九州運輸局)を加工して作成)

※ 長崎県の保有車両数データを長崎県人口に対する長崎市人口の割合で按分

4 公共下水道

長崎市における公共下水道計画では、市街化区域を基本に全体計画区域を定め、それを主に地形的要因により14処理区に分割して処理している。

■公共下水道計画処理区

(令和3年度末)

処理区	人 口 (人)			普及率 (%)	水洗化率 (%)
	行 政 ^{※1}	処理区域	水洗化		
中 部	70,107	68,697	67,731	98.0	98.6
南 部	69,400	67,654	65,578	97.5	96.9
三 重	19,793	19,432	19,212	98.2	98.9
東 部	43,471	43,004	42,297	98.9	98.4
西 部	162,950	159,558	155,328	97.9	97.3
香 焼	3,216	3,209	3,207	99.8	99.9
伊王島	658	629	496	95.6	78.9
三 和	9,604	8,612	7,686	89.7	89.2
光西浜	305	162	162	53.1	100.0
神浦・黒崎	3,177	1,504	1,161	47.3	77.2
脇 岬	4,631	1,145	994	24.7	86.8
琴海南部・大平	11,902	7,478	7,015	62.8	93.8
その他 ^{※2}	4,414	0	0	0.0	0.0
計	403,628	381,084	370,867	94.4	97.3

(資料：長崎市上下水道局。各処理区の普及率・水洗率は参考値。)

※1 中部～西部(旧市内)の行政人口は公共下水道計画区域外を除いて表示。

(区域外をその他として表示)

香焼～琴海南部・大平(旧町)の行政人口は公共下水道計画区域外を含めて表示。

※2 参考として旧市内の農業・漁業集落排水事業、浄化槽区域を表示。

5 公園

令和3年度末の市民一人当たり都市公園面積は10.7㎡となっている。

■都市公園面積

総数 (令和3年度末)		公 園					
園数	面積 (ha)	街区公園		近隣公園		地区公園	
		園数	面積	園数	面積	園数	面積
510	417.63	445	76.74	30	57.37	6	32.42

公 園									
総合公園		運動公園		特殊公園		緑地		都市林	
園数	面積	園数	面積	園数	面積	園数	面積	園数	面積
7	174.18	1	43.80	3	11.89	17	6.01	1	15.22

(資料：長崎市土木企画課・土木総務課)

第 2 部 長崎市環境基本計画



第1章 長崎市環境基本計画

第1節 長崎市環境基本計画とは

1 計画策定の目的

長崎市では、平成11年9月に制定した「環境基本条例」に基づき、環境の保全と創造に関する施策を、市、市民、事業者等全ての者の参加のもとで総合的かつ計画的に推進する事を目的に、平成12年3月に「長崎市環境基本計画」を策定した（平成19年9月改訂）。

その後、これまで実施してきた環境に関する取組みの成果と、長崎市を取り巻く環境の現状や、新たな社会情勢の変化を踏まえ、平成23年3月に「長崎市第二次環境基本計画」を（平成29年2月改訂）、令和4年2月に「長崎市第三次環境基本計画」を策定した。

2 計画の位置づけ（長崎市第二次環境基本計画（改訂版）についての記載 以下同じ）

- ① 長崎市環境基本条例の基本理念の実現に向けた計画
- ② 長崎市総合計画を環境面から実現する計画
- ③ 市民（団体）・事業者・市役所の行動指針

3 計画の対象と期間

(1) 地域の範囲

周辺海域を含む長崎市全域とする。ただし、地球環境問題など広域的な取組みを必要とする問題は、国や県、近隣自治体との連携も考慮する。

(2) 環境の範囲

環境の範囲は、「長崎市環境基本条例」に定める基本理念を踏まえ、「生活環境」、「循環型社会」、「自然環境」、「都市環境」、「地球環境」の5つの分野に大別し、各分野に基本目標を掲げるとともに、その目標を達成するために共通して必要となる取組みを「横断的施策」として設定する。

(3) 対象者

長崎市民（団体）、市内事業者、市役所を主体とし、市外からの通勤・通学者や観光客など、長崎市に来訪するすべての人を含む。

(4) 期間

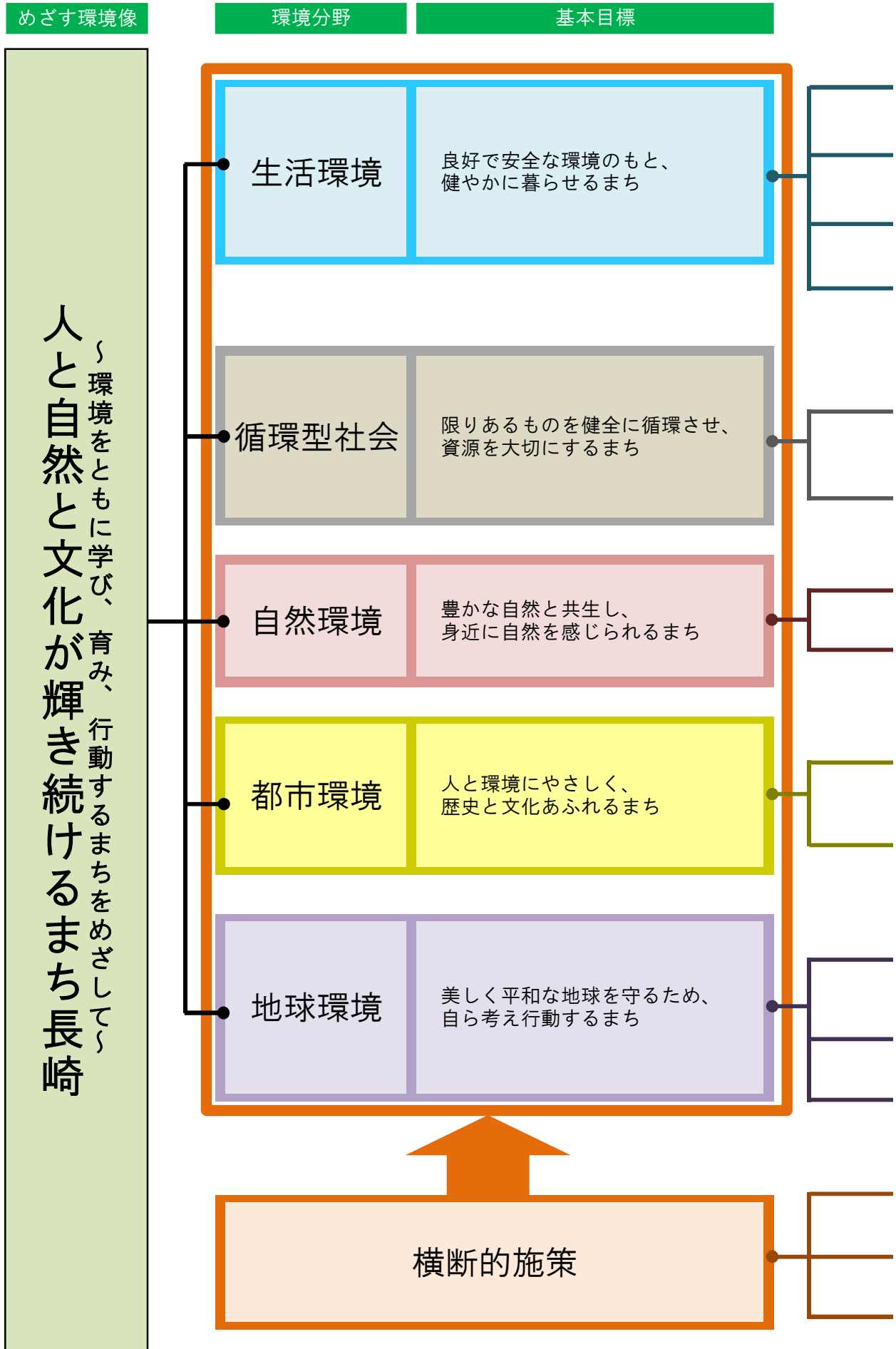
「長崎市第四次総合計画」との整合を図り、平成23年度（2011年度）から令和3年度（2021年度）までの11年間とする。

また、本市の環境や社会情勢の変化等に柔軟に対応するため、原則として計画策定後5年をめぐりに見直すこととしており、平成29年2月に改訂を行った。

4 めざす環境像

長崎市がめざす環境の将来像として「人と自然と文化が輝き続けるまち長崎」を掲げている。

第2節 取組みの体系図



環境項目	個別目標	取組みの柱
● 大気・悪臭	さわやかで澄んだ空気を守ります	<ul style="list-style-type: none"> ●自動車の排出ガスを減らします ●工場・事業場からの大気汚染を防ぎます ●悪臭の発生を防ぎます
● 水・土壌	健全な水の循環を保ちます	<ul style="list-style-type: none"> ●川・海をきれいに保ちます ●安全・安心な水を供給します ●水を大切にします
● 騒音・振動	騒音・振動のないまちをつくります	<ul style="list-style-type: none"> ●自動車による騒音・振動を減らします ●工場・事業場・建設工事からの騒音・振動を防ぎます ●静かな暮らしを守ります
● 有害化学物質	有害化学物質から暮らしを守ります	<ul style="list-style-type: none"> ●有害化学物質の発生を未然に防ぎます ●有害化学物質を適正に管理します
● 循環資源	限りある資源を大切にします	<ul style="list-style-type: none"> ●不要なものを買いません・断ります ●ごみの発生を減らします ●できるだけ繰り返し使います ●リサイクルをすすめます ●4Rの輪を広げます
● 適正処理	ごみを正しく処理します	<ul style="list-style-type: none"> ●安全で効率的にごみを処理します ●不法投棄をなくします
● 生物多様性	自然を守り育てます	<ul style="list-style-type: none"> ●豊かな自然環境を守ります ●多様な生物を守ります
● 自然とのふれあい	自然とともに暮らします	<ul style="list-style-type: none"> ●自然とのふれあいを大切にします ●里地・里山・里海を守ります
● まちづくり	人と環境にやさしいまちをつくります	<ul style="list-style-type: none"> ●環境に配慮したまちづくりをすすめます ●地域の特徴を活かした景観をつくります ●きれいなまちを保ちます ●緑豊かなまちをつくります
● 文化遺産	豊かな文化遺産を次世代に引き継ぎます	<ul style="list-style-type: none"> ●文化財を守り活かします ●伝統文化を継承し、新たな文化を創造します ●世界遺産があるまちにふさわしい環境整備を行います
● 低炭素社会	地球にやさしい行動を実践します	<ul style="list-style-type: none"> ●温室効果ガスの排出を抑制する緩和策(排出削減)と気候変動の影響に対する適応策を推進します ●環境と経済をともに伸ばします ●国際協力をすすめます
● エネルギー対策	限りあるエネルギーを大切にします	<ul style="list-style-type: none"> ●省エネルギーをすすめます ●再生可能エネルギーの利活用をすすめます
● 世界平和	平和な世界をめざします	<ul style="list-style-type: none"> ●核兵器廃絶の世論を喚起し、平和な世界を創造します ●被爆の実相を次の世代に引き継ぎます
● 環境教育・学習	環境を自ら学び、行動します	<ul style="list-style-type: none"> ●環境を学ぶ仕組みを整備します ●環境を育む人づくりをすすめます ●環境情報を共有します
● 自主的な環境活動と協働	みんなで環境保全活動に取り組みます	<ul style="list-style-type: none"> ●環境保全活動に自主的に取り組みます ●協働による環境保全活動の輪を広げます
● 市の横断的な取り組み	横断的な取り組みをすすめます	<ul style="list-style-type: none"> ●規制と誘導により環境配慮を促します ●市が率先して環境配慮に取り組みます

第3節 長崎市第二次環境基本計画成果指標一覧

章	節	指標名	基準値 (平成27年度)	実績値 (令和3年度)
第1章 生活環境	第1節 大気・悪臭	長崎駅前自動車排出ガス測定局の二酸化窒素濃度	0.045 ppm	0.031 ppm
		悪臭苦情相談件数	37件 (過去10年間の平均値)	49件
	第2節 水・土壌	浦上川のBOD(75%値) (大橋堰)	1.0 mg/L	1.3 mg/L
		長崎湾のCOD(75%値) (突堤間)	1.8 mg/L	2.0 mg/L
		長崎湾のCOD(75%値) (港口)	1.4 mg/L	1.6 mg/L
		汚水処理人口普及率	97.0%	97.9%
	第3節 騒音・振動	自動車騒音の環境基準達成率	86.3%	86.1%
		環境騒音の環境基準適合率	80.0%	92.5%
	第4節 有害化学物質	ダイオキシン類の環境基準達成率	100%	100%
	第2章 循環型社会	第1節 循環資源	リサイクル率	15.3%
1人1日当たりのごみの排出量			1,001 g	951 g
第2節 適正処理		最終処分場の年間埋立量	28,929 t	22,003 t
第3章 自然環境	第1節 生物多様性	地域ぐるみによる有害鳥獣捕獲(捕獲隊)の組織数[累計]	38組織	117組織
		森林整備面積(植林、枝打ち、間伐等)[累計]	2,278 ha	3,906 ha
		漁場環境再生の取組みを行う組織数[累計]	9組織	12組織
	第2節 自然とのふれあい	自然とのふれあい体験イベントへの参加者数	94,236人	52,105人

章	節	指標名	基準値 (平成27年度)	実績値 (令和3年度)
第4章 都市環境	第1節 まちづくり	主要地点道路混雑度 (大神宮交差点)	1.48 (平成26年度)	1.53
		アダプトプログラムの里親数[累計]	146団体	205団体
		民間建築物の屋上緑化面積[累計] ^{※2}	4,219.3 m ²	
	第2節 文化遺産	市内の文化財の1年当たりの保存整備 件数	8件	13件
		歴史文化講座参加人数	2,631人	798人
第5章 地球環境	第1節 低炭素社会	市域から排出される温室効果ガスの排 出量【効果指標用】 ^{※1}	2,254千t-CO ₂ (平成25年度)	2,099千t-CO ₂ (令和2年度)
	第2節 エネルギー対策	住宅用太陽光発電設備の普及率 ^{※3}	9.0%	
	第3節 世界平和	平和首長会議加盟都市数	7,028 都市	8,134 都市
		原爆資料館入館者数	743,745人	310,166人
第6章 横断的 的施策	第1節 環境教育・学習	環境学習等への参加者数	25,457人	10,989人
	第2節 自主的な環境活動と協働	環境保全活動団体メンバー数	42,388人	58,669人
		エコアクション21認証登録数	29件	29件
	第3節 市の横断的な取り組み	市役所から排出される温室効果ガスの 排出量【効果指標用】	74,008 t-CO ₂ (平成26年度)	66,946 t-CO ₂ (令和3年度)

※1 温室効果ガス排出量算定のマニュアルが改訂されたことを受け、新算定方法にて遡及算定を行っただけ基準値、実績値及び目標値が変更となった。

※2 民間建築物等の屋上緑化については、制度の利用者がもともと緑化に興味がある市民に限定されるなど、市民が新たに緑化に興味を持つきっかけとして不十分な側面があり、申請件数の増加が見られなかったことや、制度当初と比較して市民の緑に対する考え方が変化していることから、令和2年度をもって事業を廃止したため、成果指標として取り扱わないこととする。

※3 令和元年度以降指標の算出根拠となる長崎市内の住宅用太陽光発電設備の設置数の提供元であった九州電力の小売、送配電部門が分社化されたことに伴うシステム更新により、令和2年1月から統計データがとられておらず今後提供されないこととなったため、評価結果に含めず、成果指標として取り扱わないこととする。

第 3 部 計画の実現に向けて



第1章 生活環境

第1節 大気・悪臭

1 大気

本市における大気汚染の調査は、一般環境大気測定局4局、自動車排出ガス測定局2局で自動測定により実施している。

令和3年度の一般環境大気測定局における測定では、二酸化いおう、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質（PM2.5）については環境基準を達成した。光化学オキシダントについては環境基準を達成しなかった。

同じく自動車排出ガス測定局における測定では、全ての項目において、環境基準を達成した。

■測定局における環境基準達成状況（令和3年度） ○…達成、×…非達成

測定局種類	測定項目 測定局名	測定項目	達成状況	
			短期的 評価	長期的 評価
一般環境大気 測定局	小ヶ倉	二酸化いおう	—	—
		浮遊粒子状物質	○	○
		二酸化窒素	○	
		光化学オキシダント	×	
		微小粒子状物質	○	
	稲佐小学校	二酸化いおう	○	○
		浮遊粒子状物質	○	○
		二酸化窒素	○	
		光化学オキシダント	×	
		微小粒子状物質	○	
	村松	二酸化いおう	○	○
		浮遊粒子状物質	○	○
		二酸化窒素	○	
		光化学オキシダント	×	
		微小粒子状物質	○	
東長崎	二酸化いおう	—	—	
	浮遊粒子状物質	○	○	
	二酸化窒素	○		
	光化学オキシダント	×		
	微小粒子状物質	○		
自動車排出ガス 測定局	長崎駅前	浮遊粒子状物質	○	○
		二酸化窒素		○
		一酸化炭素	○	○
	中央橋	浮遊粒子状物質	○	○
		二酸化窒素		○
		一酸化炭素	—	—

※ 昭和55年4月から市内7測定局の大気汚染監視をテレメータ化し、平成8年度、平成16年度、令和元年度に更新した。

※ 中央橋測定局は、中島川拡幅工事のため平成元年度は測定していない。

※ 県庁測定局は平成9年度で廃止し、平成10年度から東長崎測定局を新設した。

- ※ 北消防署測定局は、平成13年8月の住吉町から大橋町への移転に伴い新北消防署内に移設した。また、平成18年4月から北消防署・中央橋測定局を廃止し、市町村合併に伴い村松測定局を長崎県から移管され測定を開始した。なお、設置基準の見直しに伴い、この年度から現在の測定局、測定項目に変更した。
- ※ 平成22年度には、長崎市役所測定局を廃止し、中央橋測定局を新設した。
- ※ 微小粒子状物質 (PM2.5) は稲佐小学校測定局が平成25年3月から、小ヶ倉測定局が平成25年11月から、東長崎測定局が平成26年2月から、村松測定局が平成26年3月から測定を開始した。

(大気汚染に係る環境基準)

物質	環境上の条件
二酸化いおう (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質 (PM2.5)	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

(各環境基準設定物質の人の健康や環境に及ぼす影響)

物質	影響
二酸化窒素	<ul style="list-style-type: none"> ・高濃度で呼吸器に影響を及ぼす。 ・酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質になる。
浮遊粒子状物質	<ul style="list-style-type: none"> ・大気中に長時間滞留し、高濃度で肺や気管支等に沈着して呼吸器に影響を及ぼす。
光化学オキシダント	<ul style="list-style-type: none"> ・いわゆる光化学スモッグの原因となる。 ・高濃度の状態では、粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼしたり、農作物などの植物への影響が観察されている。
二酸化いおう	<ul style="list-style-type: none"> ・高濃度の状態では、呼吸器に影響を及ぼしたり、森林や湖沼などに影響を与える酸性雨の原因物質となる。
一酸化炭素	<ul style="list-style-type: none"> ・血液中のヘモグロビンと結合して、酸素を運搬する機能を阻害する等の影響を及ぼす。 ・温室効果ガスである大気中のメタンの寿命を長くする。
微小粒子状物質	<ul style="list-style-type: none"> ・粒子の大きさが非常に小さい(髪の毛の太さの30分の1)ため、肺の奥深くまで入りやすく、喘息や気管支炎などの呼吸器系疾患のリスクの上昇が懸念されている。また、肺がんのリスクの上昇や、循環器系への影響も懸念されている。

(1) 自動車排出ガス測定局における監視状況

ア 浮遊粒子状物質

平成12年度に長崎駅前測定局、平成13年度に長崎市役所測定局、平成14年度に中央橋測定局において測定を開始した。なお、長崎市役所測定局は平成21年度末に廃止し、また、中央橋測定局は中央橋の工事に伴い、平成18年度に一旦中止したが、平成22年度から再び測定を開始した。

令和3年度は、全ての測定局において、環境基準を達成した。

■浮遊粒子状物質の環境基準達成状況（令和3年度）

区分 測定局	有効測定日数	測定時間	1時間値が0.20 mg/m ³ を超えた時間数とその割合【短期】		1日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日数とその割合【短期】		日平均値の2%除外値【長期】 mg/m ³	日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無【長期】 有× 無○
			時間	%	日	%		
長崎駅前	363	8,715	0	0.0	0	0.0	0.031	○
中央橋	364	8,728	0	0.0	0	0.0	0.034	○

※ 環境基準は93ページを参照（以下同様）

イ 一酸化炭素

昭和54年度に長崎駅前、中央橋及び市役所の各測定局において測定を開始した。なお、設置基準の見直しに伴い平成18年度に市役所測定局を廃止するとともに、中央橋測定局における一酸化炭素の測定を中止した。

令和3年度は、環境基準及び自動車排出ガスによる大気汚染の限度（大気汚染防止法第21条第1項の規定に基づく）とともに基準を達成した。

■一酸化炭素の環境基準達成状況（令和3年度）

区分 測定局	有効測定日数	測定時間	8時間値 ^{※1} が20ppmを超えた回数とその割合		1日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		日平均値の2%除外値 ppm	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無 有× 無○
			回	%	日	%		
長崎駅前	363	8,515	0	0.0	0	0.0	0.6	○

※1 8時間値：0～8時、8～16時、16～24時の1日3回の時間帯の平均値

■自動車排出ガスによる大気汚染の限度の達成状況（令和3年度）

測定局	一酸化炭素の1時間値の月間平均値 ^{※2}	
	最大値 (ppm)	最小値 (ppm)
長崎駅前	0.3	0.1

※2 限度値：10ppm

ウ 二酸化窒素

昭和 54 年度に長崎駅前、中央橋及び市役所の各測定局において測定を開始した。令和 3 年度は、全ての測定局において環境基準を達成した。

経年変化については、長崎駅前測定局においては平成 6、7 年度及び 9 年度以降は環境基準を達成できない状況が続いていたが、平成 17 年度以降は環境基準を達成している。

環境基準を達成した要因としては、長崎駅周辺の道路交通網が整備され、国道 202 号の交通量が減少傾向にあることなどが一因と考えられる。

■二酸化窒素の環境基準達成状況（令和 3 年度）

区分 測定局	有効測定 日数	測定時間	日平均値が 0.06 ppm を超えた 日数とその割合		日平均値が 0.04 ppm から 0.06ppm までのゾーン内の 日数とその割合		日平均値の 年間 98% 値 ppm
			日	%	日	%	
長崎駅前	361	8,691	0	0	0	0	0.031
中央橋	363	8,709	0	0	0	0	0.026

エ 非メタン炭化水素

昭和 54 年度に市役所測定局、昭和 59 年度に長崎駅前測定局において測定を開始した。

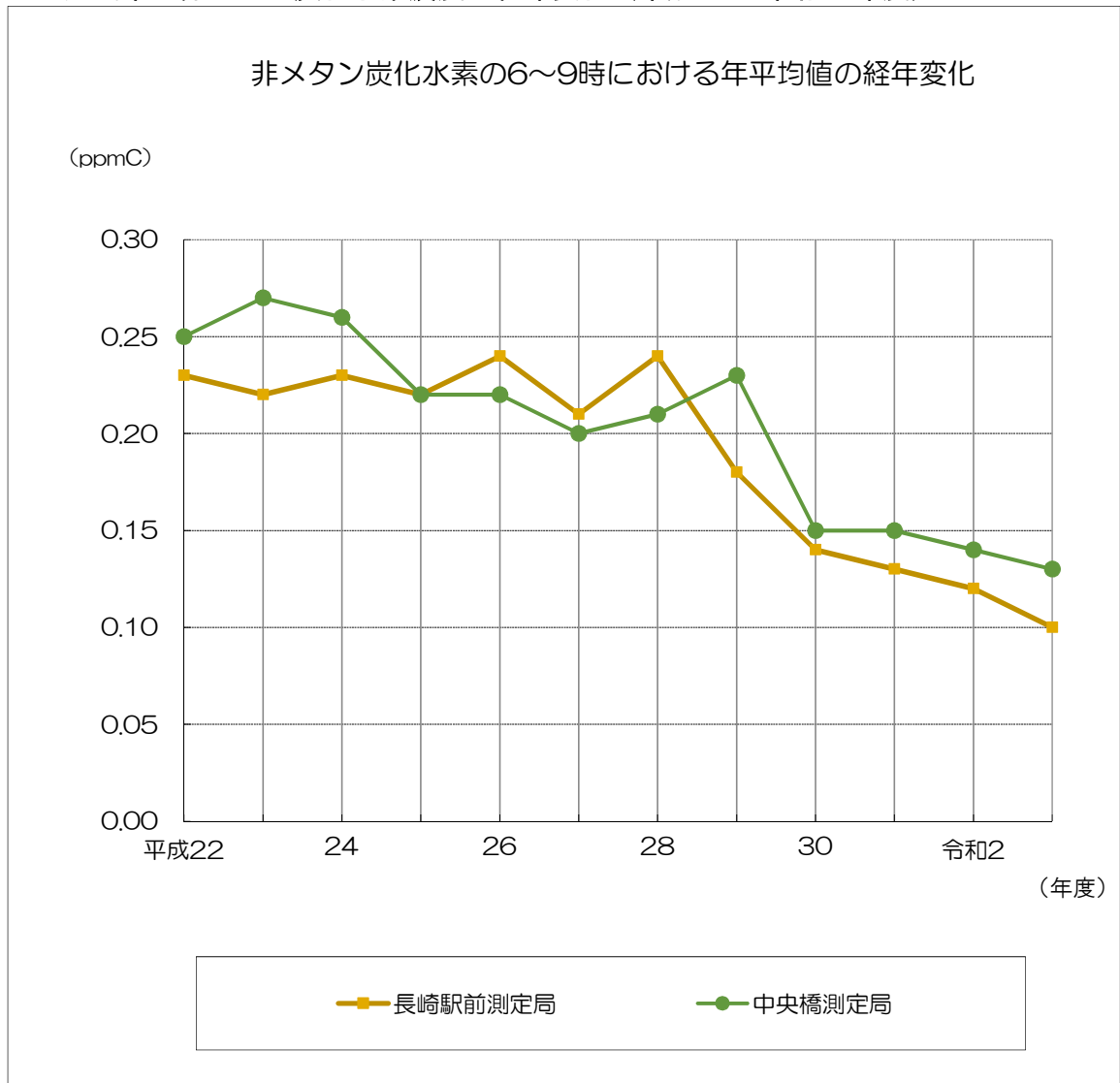
令和 3 年度は、「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針（昭和 51 年 8 月 13 日中央公害対策審議会答申）」の値^{*}を超えた日が多い状況にある。

※ 光化学オキシダントの日最高 1 時間値 0.06ppm に対応する午前 6 時から 9 時までの非メタン炭化水素の 3 時間平均値は、0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲にある。）

■非メタン炭化水素の監視状況（令和 3 年度）

区分 測定局	測定 時間	年平 均値	6~9 時にお ける年 平均値	6~9 時測定 日数	6~9 時 3 時間平均値		6~9 時 3 時間 平均値が 0.20 ppmC を超えた 日数とその割合		6~9 時 3 時間 平均値が 0.31 ppmC を超えた 日数とその割合	
					最高値	最低値	日	%	日	%
長崎駅前	8,699	0.07	0.12	362	0.63	0.00	47	13.0	16	4.4
中央橋	7,635	0.12	0.11	319	0.36	0.00	30	9.4	4	1.3

■大気中の非メタン炭化水素濃度の経年変化（平成22～令和3年度）



(2) 一般環境大気測定局における監視状況

ア 二酸化いおう

昭和54年度に稲佐小学校測定局など4測定局において測定を開始した。平成18年度には、市町村合併に伴い村松測定局での測定を開始した。現在は設置基準を見直し、稲佐小学校及び村松の2測定局において測定している。

令和3年度は、全測定局において環境基準を達成しており、ここ数年はほぼ横ばいの状況にある。

■二酸化いおうの環境基準達成状況（令和3年度）

区分 測定局	有効測定日数	測定時間	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		1日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		日平均値の2%除外値 ppm	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無 有× 無○
			時間	%	日	%		
稲佐小学校	363	8,676	0	0.0	0	0.0	0.003	○
村松	363	8,712	0	0.0	0	0.0	0.002	○

イ 浮遊粒子状物質

昭和54年度に稲佐小学校測定局、小ヶ倉測定局において測定を開始した。現在は設置基準を見直し、小ヶ倉、稲佐小学校、東長崎及び村松の4測定局において測定している。

令和3年度は、全ての一般環境大気測定局で環境基準を達成した。

■浮遊粒子状物質の環境基準達成状況（令和3年度）

区分 測定局	有効測定日数	測定時間	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合【短期】		1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合【短期】		日平均値の2%除外値【長期】 mg/m ³	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無【長期】 有× 無○
			時間	%	日	%		
小ヶ倉	365	8,740	0	0.0	0	0.0	0.032	○
稲佐小学校	363	8,709	0	0.0	0	0.0	0.027	○
村松	363	8,715	0	0.0	0	0.0	0.031	○
東長崎	363	8,722	0	0.0	0	0.0	0.024	○

ウ 二酸化窒素

昭和54年度に稲佐小学校測定局など3測定局において測定を開始した。現在は設置基準を見直し、小ヶ倉支所、稲佐小学校測定局、東長崎支所及び村松の4測定局で測定している。

令和3年度は、全測定局において環境基準を達成しており、ここ数年はほぼ横ばいの状況にある。

■二酸化窒素の環境基準達成状況（令和3年度）

測定局	区分	有効測定日数	測定時間	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内の日数とその割合		日平均値の年間98%値 ppm
				日	%	日	%	
小ヶ倉		363	8714	0	0.0	0	0.0	0.013
稲佐小学校		363	8710	0	0.0	0	0.0	0.011
村松		360	8658	0	0.0	0	0.0	0.008
東長崎		363	8715	0	0.0	0	0.0	0.011

エ 光化学オキシダント

昭和54年度から稲佐小学校測定局、小ヶ倉測定局において測定を開始した。現在は設置基準を見直し、稲佐小学校測定局などの4測定局において測定している。

令和3年度は、全測定局において環境基準を達成していない。

また、経年変化については、ここ数年ほぼ横ばいにある。

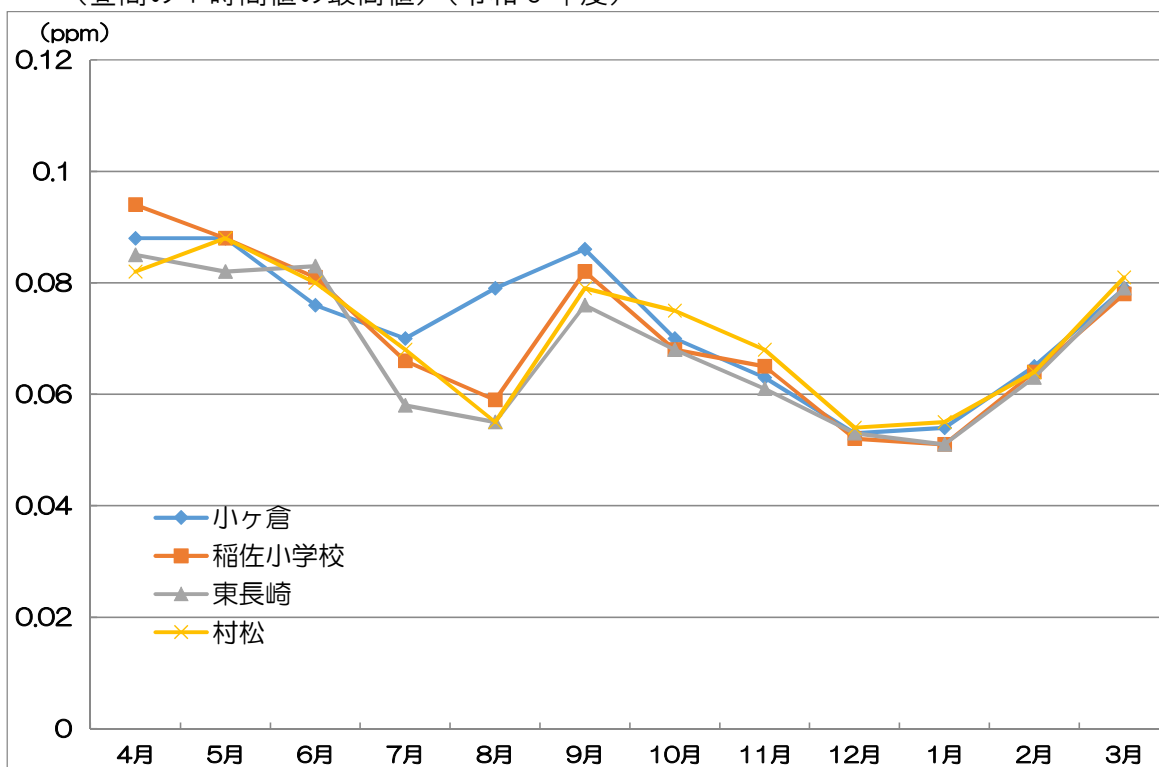
なお、平成21年5月に観測史上初の注意報が発令された。高濃度の光化学オキシダントが観測される原因としては、大陸からの大気汚染物質の影響や、オゾンの生成過程の変化についても示唆されているが、特定には至っていない。

■光化学オキシダントの環境基準達成状況（令和3年度）

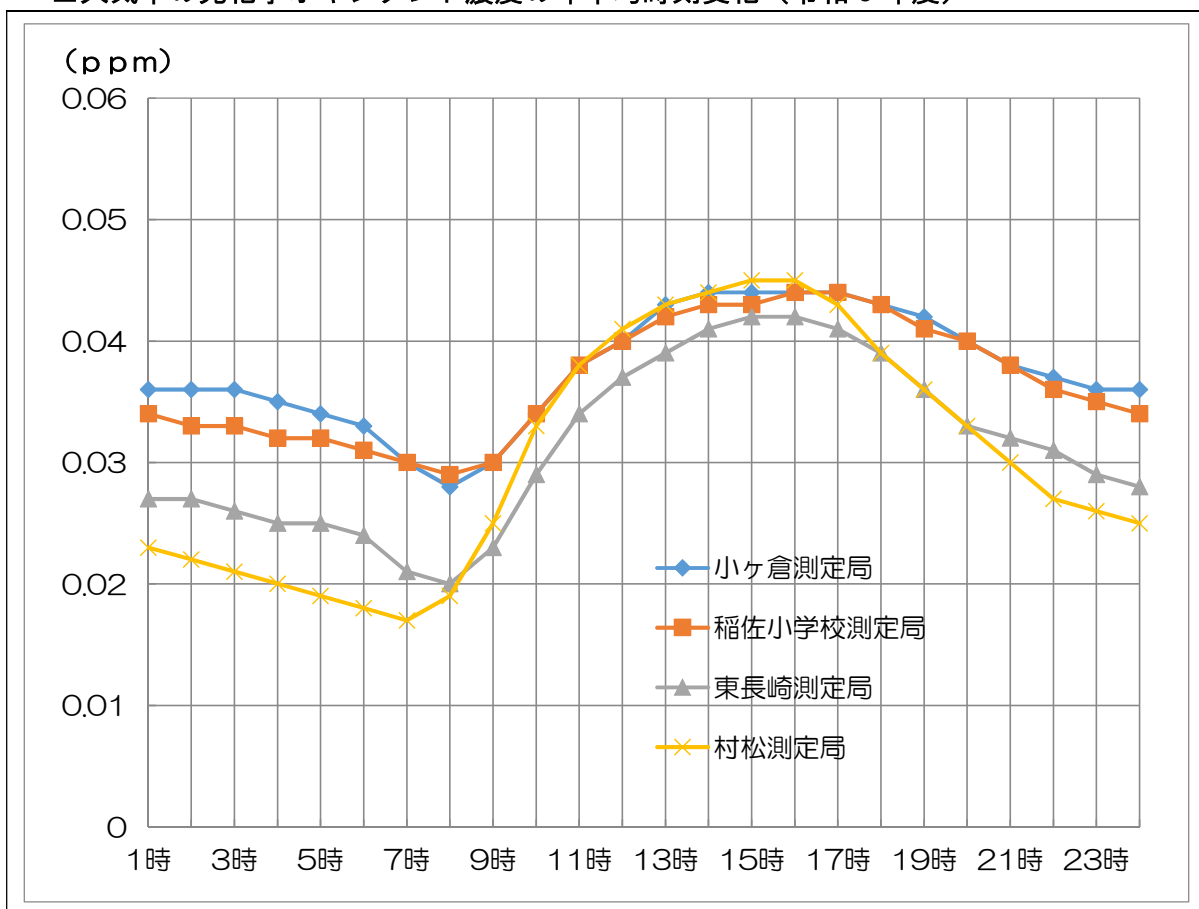
測定局	区分	昼間※ 測定日数	昼間 測定時間	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値の最高値 ppm	昼間の日最高1時間値の年平均値 ppm
				日	時間		
小ヶ倉		358	5,291	67	355	0.088	0.048
稲佐小学校		365	5,437	52	327	0.094	0.047
村松		365	5,431	64	323	0.088	0.048
東長崎		365	5,445	47	248	0.085	0.045

※ 昼間：5時～20時までの時間帯

■大気中の光化学オキシダント濃度の経月変化
(昼間の1時間値の最高値)(令和3年度)



■大気中の光化学オキシダント濃度の年平均時刻変化(令和3年度)



オ 微小粒子状物質 (PM2.5)

微小粒子状物質 (PM2.5) は稲佐小学校測定局が平成 25 年 3 月から、小ヶ倉測定局が平成 25 年 11 月から、東長崎測定局が平成 26 年 2 月から、村松測定局が平成 26 年 3 月から測定を開始した。

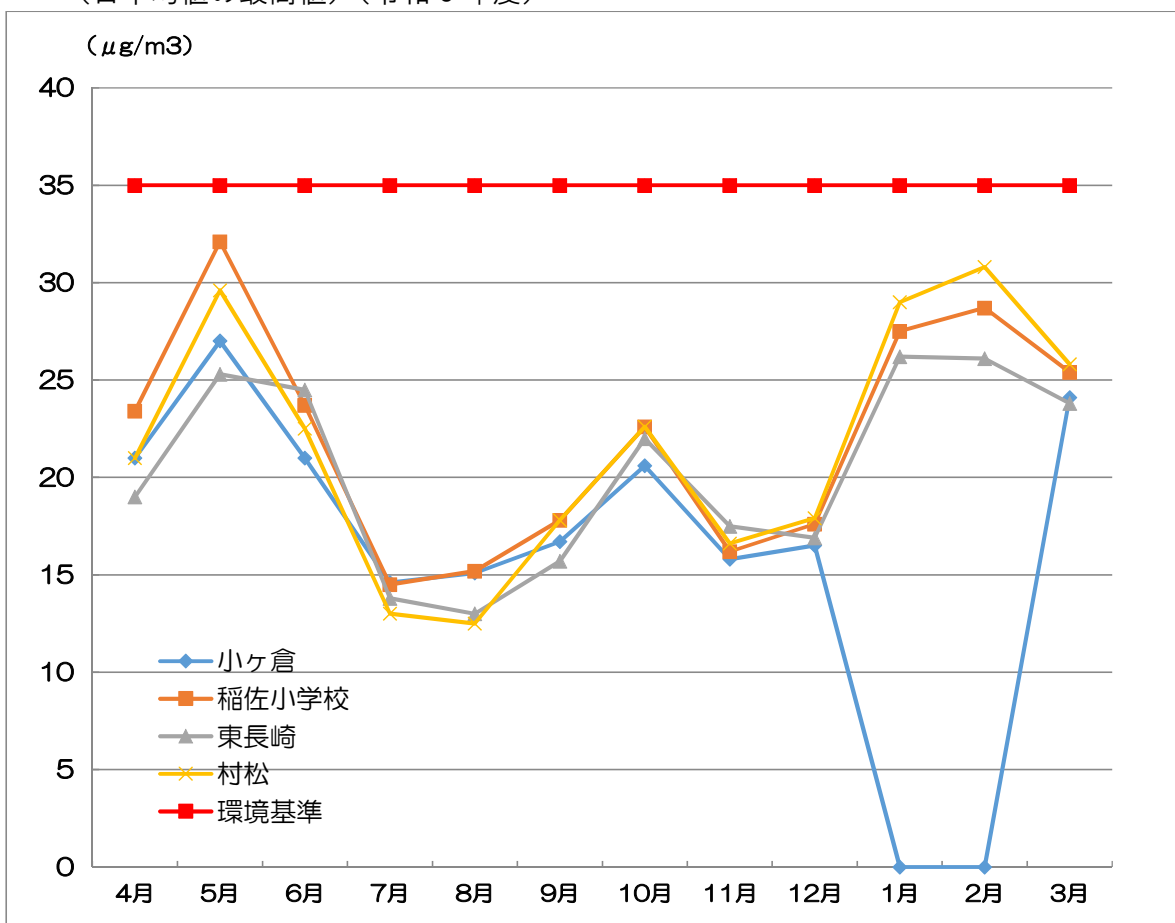
令和 3 年度は、全ての測定局において環境基準を達成した。

■微小粒子状物質 (PM2.5) の環境基準達成状況 (令和 3 年度)

区分 測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	日平均値の年間 98% 値	日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合	
	日	時間	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日	%
小ヶ倉	295	7,128	9.6	21.0	0	0.0
稲佐小学校	364	8,723	10.0	23.5	0	0.0
村松	363	8,717	8.6	25.1	0	0.0
東長崎	353	8,519	8.7	22.0	0	0.0

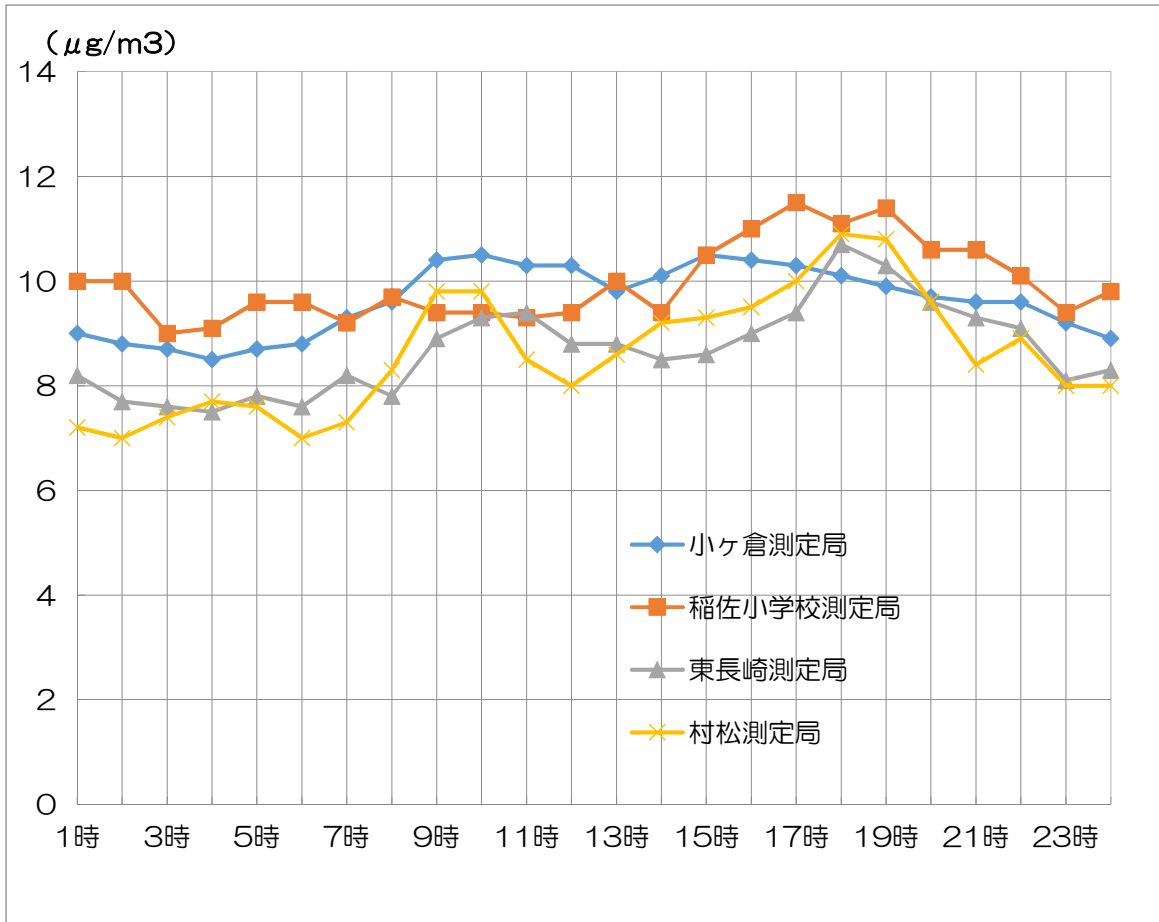
■大気中の微小粒子状物質 (PM2.5) の経月変化

(日平均値の最高値) (令和 3 年度)

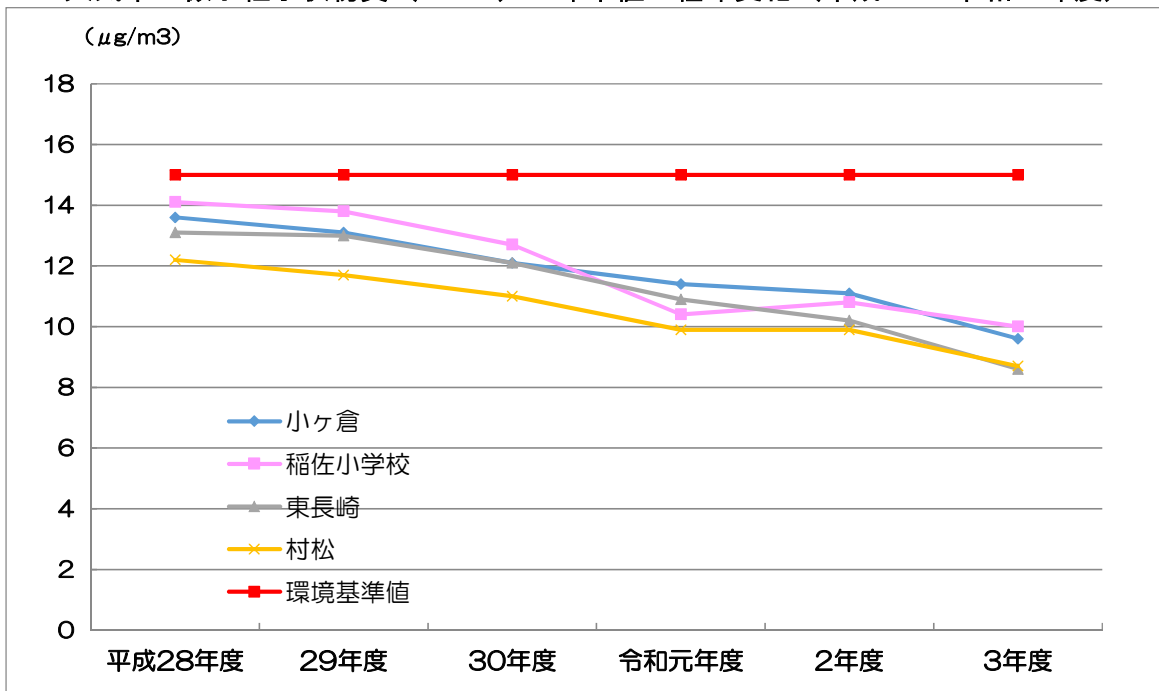


※小ヶ倉測定局の 1 月から 2 月の測定結果は、外壁改修工事のため未測定。

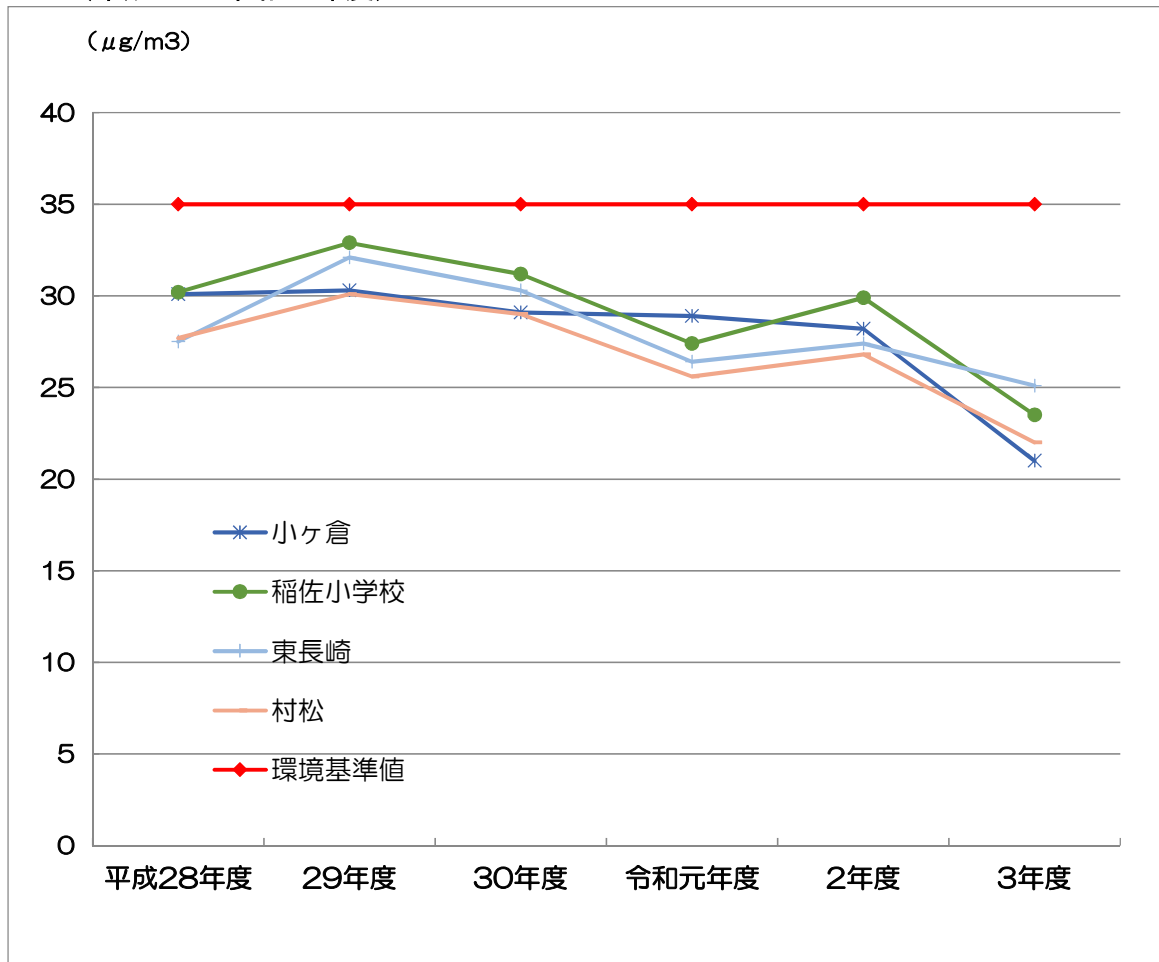
■大気中の微小粒子状物質（PM2.5）の年平均時刻変化（令和3年度）



■大気中の微小粒子状物質（PM2.5）の年平値の経年変化（平成28～令和3年度）



■大気中の微小粒子状物質（PM2.5）の日平均値の98%値の経年変化
（平成28～令和3年度）



(3) その他の汚染物質

ア 酸性雨

雨水は、汚染がない状態では大気中の二酸化炭素を吸収し、やや酸性（pH=5.6程度）を示しているが、大気中にいおう酸化物や窒素酸化物などの汚染物質が存在すると、さらに強い酸性（より低い pH）を示すことがある。一般に、pH5.6以下の雨を酸性雨と呼んでおり、ヨーロッパ、アメリカ及びカナダにおいて湖沼や森林などの生態系に深刻な影響を与え国際的な問題となっている。日本においてもこの問題について関心が持たれている。

本市では、昭和58年11月から酸性雨の調査を行っている。平成19年の4.56を最低としてそれ以降は徐々に中性へ向かう傾向がみられ、本年は5.08であったが依然として雨の酸性化は続いている。

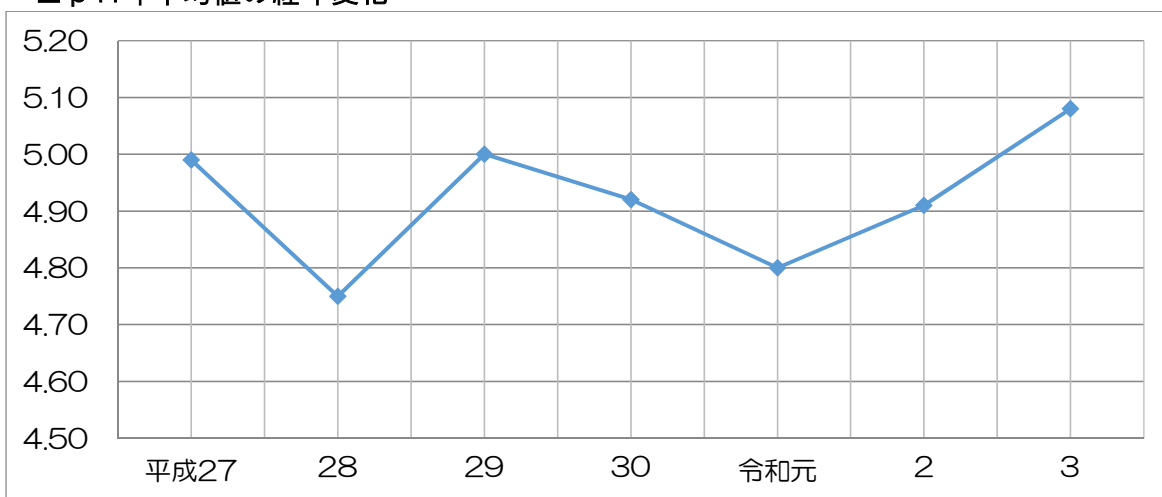
■酸性雨の測定結果

※週間単位の降雨を測定

項目 年度	pHの平均値	酸性雨出現率 (pH≤5.6) 【単位：％】	強酸性雨出現率 (pH<4.0) 【単位：％】	最低 pH	最低 pH が確認 された月
平成 27	4.99	100.0	2.4	3.94	5
28	4.75	100.0	2.2	3.87	8
29	5.00	97.1	0.0	4.17	9
30	4.92	85.7	2.4	3.79	5
令和元	4.80	95.0	0.0	4.23	10
2	4.91	97.6	0.0	4.08	6
3	5.08	95.3	0.0	4.34	6

※調査地点：旧クリーンセンター2階

■ pH年平均値の経年変化



2 悪臭

悪臭は、生活に不快感をもたらす公害で、騒音・振動とともに「感覚公害」と呼ばれている。典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）に関する苦情相談のうち、特にこの感覚公害である騒音と悪臭が例年上位を占めており、令和3年度は、市民からの公害苦情相談（その他を除く）151件のうち、騒音の68件と悪臭の49件で、全体の77.5%となっている。

第2節 水・土壌

1 河川・海域

(1) 水質汚濁の現況

令和3年度は、長崎市内の13河川18地点と4海域21地点で水質測定を行った。河川では、環境基準の類型が指定され、環境基準点である7河川11地点の全てでBOD(生物化学的酸素要求量)^{※1}は環境基準を達成した。

海域では、環境基準の類型が指定され、環境基準点である4海域14地点全てでCOD(化学的酸素要求量)^{※2}は環境基準を達成した。

※1 BOD：河川の汚濁を測る代表的な指標で、水中の汚濁物質(有機物)が微生物によって酸化分解されるときに必要とされる酸素の量で表す。

※2 COD：海域や湖沼の汚濁の状況を測る代表的な指標で、水中の汚濁物質(主として有機物)を酸化剤で分解するときに消費される酸素の量で表す。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準の監視状況

河川では、浦上川・中島川において昭和40～50年代に比べると下水道の普及に伴い、水質はかなり改善されている。現在では、ほぼ全ての地点において環境基準値を下回り維持している。(33～34ページ参照)。

また、海域では、昭和49年以降の環境基準適合の評価指標となるCODを見ると、長崎湾(1)(突堤間、内港口)においては、昭和49年以降なだらかな改善傾向にあって、昭和60年からは3mg/L以下の水質で安定している。

長崎湾(2)(臨海工業沖、港口)においては、ほぼ横ばい傾向を示しており、昭和60年以降は、2mg/L以下前後の水質で推移し、平成15年からは2mg/L以下の水質で安定している。

なお、令和3年度測定結果の概略は次のとおりである。

<河川>

ア 浦上川

川平取水堰、浦上貯水池、大橋堰の3地点で測定を行っている。BOD(75%値)は、川平取水堰が0.6mg/L、浦上貯水池が1.7mg/L、大橋堰が1.3mg/Lであり、全ての地点で環境基準を達成している。浮遊物質(SS)は、全ての地点で環境基準を達成している。大腸菌群数は川平取水堰で50%、浦上貯水池で25%の検体で環境基準を上回っている。なお、大橋堰では、大腸菌群数について環境基準は設定されていないが、他の河川に比べて平均値が高い状態であるため、今後一層の水質改善に向けた対策が必要である。

イ 中島川

本河内低部貯水池、西山高部貯水池、東新橋の3地点で測定を行っている。BOD(75%値)は、本河内低部貯水池が1.6mg/L、西山高部貯水池が1.3mg/L、東新橋が1.2mg/Lであり、全地点で環境基準を達成している。浮遊物質(SS)は、全ての地点で環境基準を達成している。大腸菌群数は本河内低部貯水池で58%、西山高部貯水池で33%、東新橋で75%の検体で環境基準を上回っている。大腸菌群数はここ数年増減を繰り返しており、改善傾向は見られない。

ウ 鹿尾川

取水口跡で測定を行っている。BOD(75%値)は、0.6mg/Lであり、環境基準を達成している。浮遊物質(SS)は、環境基準を達成している。大腸菌群数は56%の検体で環境基準を上回っている。

エ 八郎川

八郎橋で測定を行っている。BOD(75%値)は、0.8mg/Lであり、環境基準を達成している。浮遊物質(SS)は、環境基準を達成している。大腸菌群数は73%の検体

で環境基準を上回っている。

オ 西海川・手崎川

旧琴海町との合併に伴い、平成18年度から長崎市にて西海川は大川橋上堰、手崎川は上木場橋上で測定を行っている。BOD(75%値)は、西海川で0.7mg/L、手崎川で0.5mg/Lであり、環境基準を達成している。浮遊物質量(SS)は、環境基準を達成している。大腸菌群数は西海川で63%、手崎川で25%の検体で環境基準を上回っている。

カ 神浦川

旧外海町との合併に伴い、平成17年度から長崎市にて河川公園上流堰及び補助地点の神浦ダムの2地点で測定を行っている。BOD(75%値)は河川公園上流堰で0.5mg/L、神浦ダムで0.6mg/Lであり、環境基準を達成している。浮遊物質量(SS)は、環境基準を達成している。大腸菌群数は河川公園上流堰で46%の検体で環境基準を上回っている。

キ その他の河川

(ア)～(カ)の他に、若菜川・合流点下、戸石川・浄水場跡横、三重川・橋本橋、多以良川・多以良川取水堰、戸根川・戸根橋、村松川・平野橋合流点の6地点で測定を行っている。これらの河川は類型指定を当てはめていないので環境基準による評価を受けない。しかし、戸石川・浄水場跡横のBODと大腸菌群数は他の河川と比較して高い値となっていたが、汚染源への指導により改善傾向がみられる(111ページ参照。)

<海域>

ア 長崎湾

環境基準点の突堤間、内港口、臨海工業沖、港口及び補助地点の木鉢沖の5地点で測定を行っており、環境基準点の4地点においてCODの環境基準を達成している。

地点名	突堤間	内港口	臨海工業沖	港 口	木鉢沖
COD(75%値)	2.0mg/L	2.0mg/L	1.6mg/L	1.6mg/L	1.7mg/L

イ 網場湾

環境基準点の湾中央、八郎川地先及び補助地点の戸石沖の3地点で測定を行っており、環境基準点の2地点においてCODの環境基準を達成している。

地点名	湾中央	八郎川地先	戸石沖
COD(75%値)	1.7mg/L	1.9mg/L	1.8mg/L

ウ 西彼海域

環境基準点の神浦港、香焼西港、蚊焼漁港、野母漁港、大籠沖及び補助地点の三重沖、畝刈沖、小江沖、福田沖、式見沖の10地点で測定を行っており、環境基準点の5地点においてCODの環境基準を達成している。

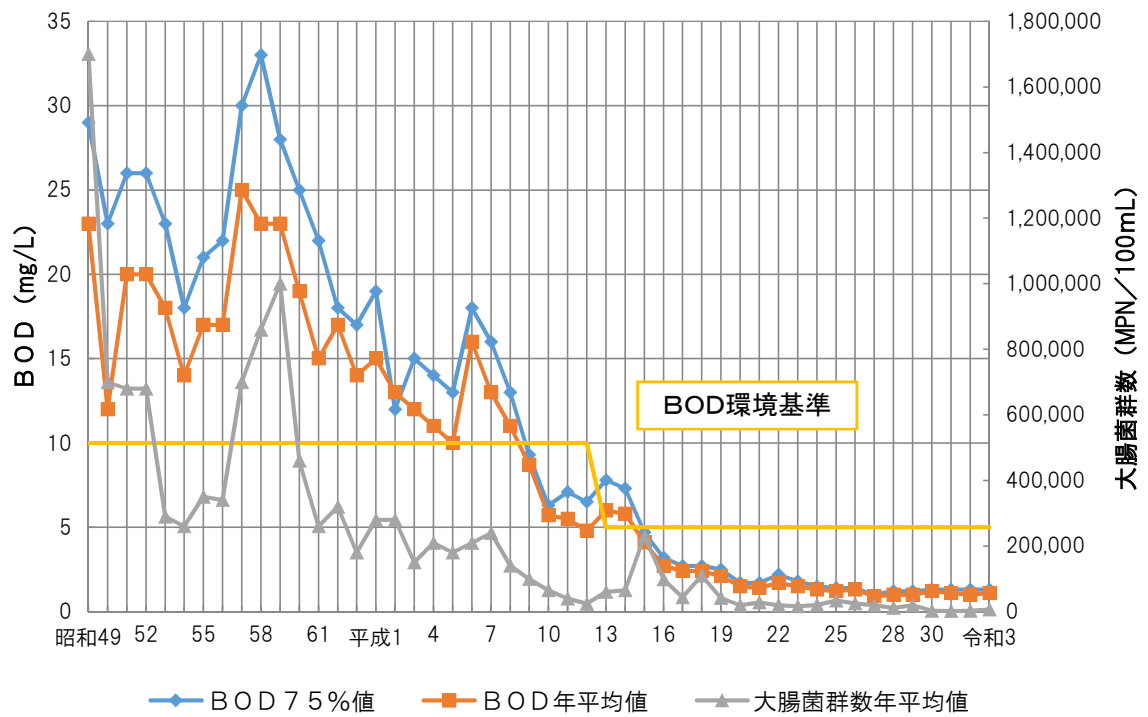
地点名	神浦港	香焼西港	蚊焼漁港	野母漁港	大籠沖
COD(75%値)	1.5mg/L	1.3mg/L	1.2mg/L	1.8mg/L	1.3mg/L
地点名	三重沖	畝刈沖	小江沖	福田沖	式見沖
COD(75%値)	1.6mg/L	1.6mg/L	1.7mg/L	1.8mg/L	1.5mg/L

エ 橘湾

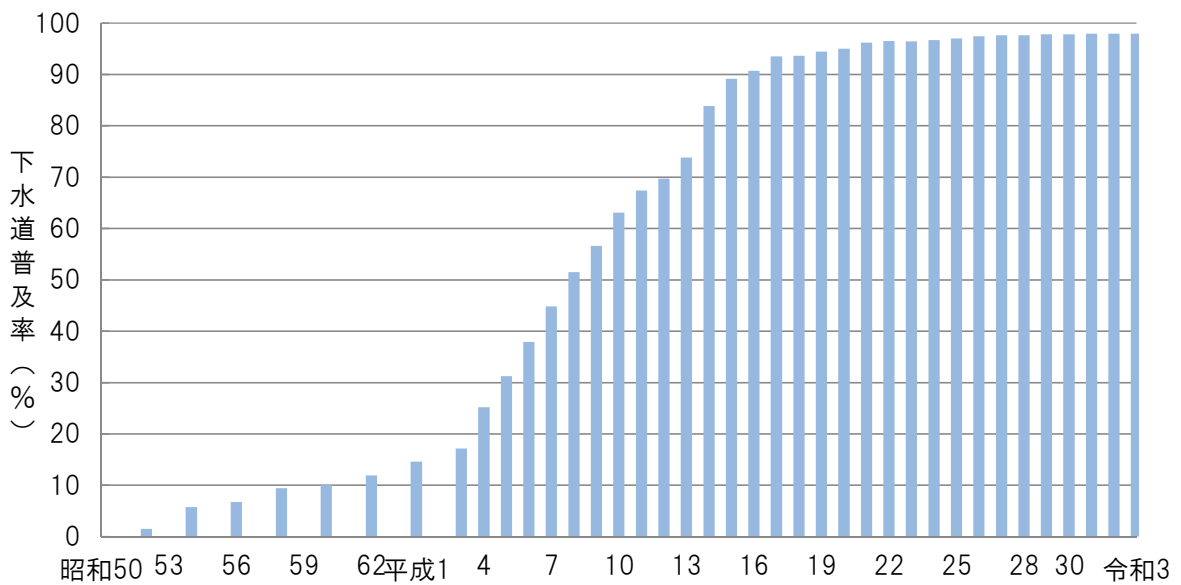
環境基準点の脇岬港、為石漁港及び茂木港の3地点で測定を行っており、全地点においてCODの環境基準を達成している。

地点名	脇岬港	為石漁港	茂木港
COD(75%値)	1.3mg/L	1.5mg/L	1.9mg/L

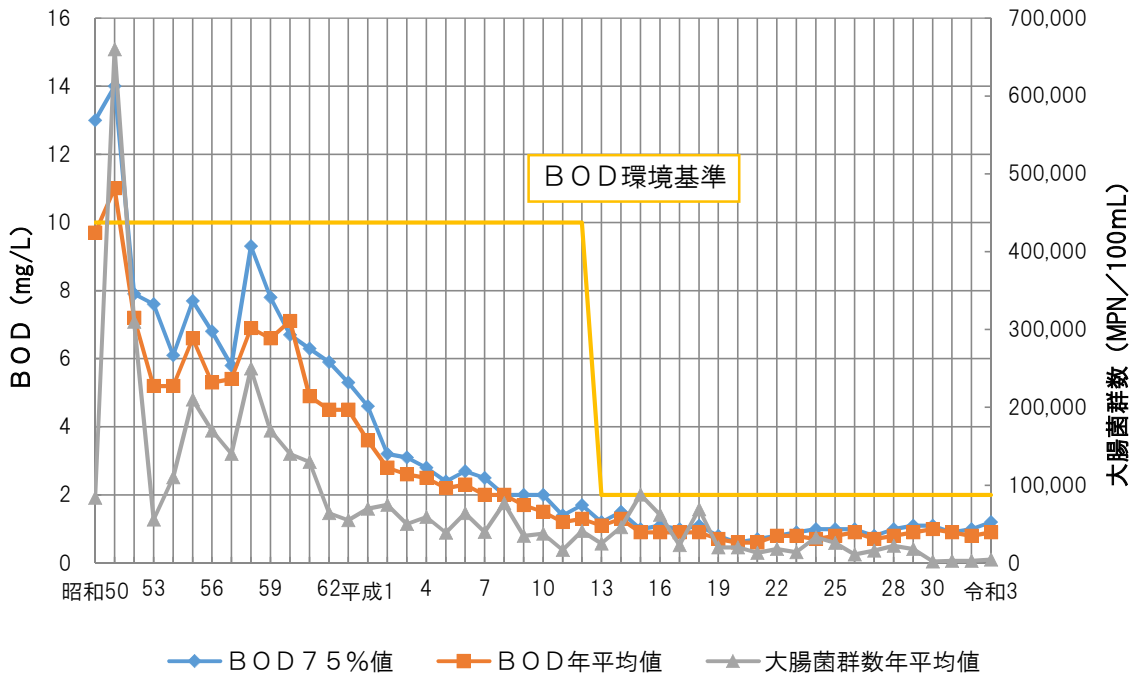
■浦上川大橋堰における水質経年変化



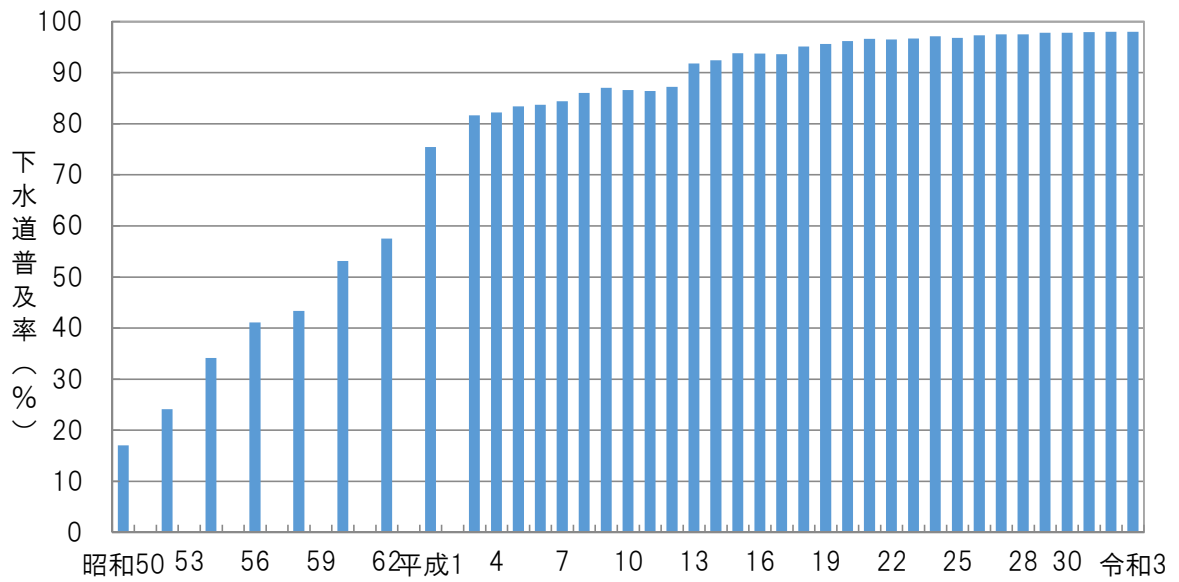
■浦上川流域における下水道整備状況



■中島川 東新橋における水質経年変化



■中島川流域における下水道整備状況



(3) 人の健康の保護に関する環境基準の監視状況

人の健康の保護に関する環境基準（河川 28 項目・海域 26 項目（海域についてはふっ素及びぼう素の基準値は適用しない））については、測定した 7 河川 11 地点及び 4 海域 14 地点の環境基準点全てで達成した。しかしながら、下表に示した 2 項目については、環境基準値以下であるが、微量に検出される地点があった。

■河川における砒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の測定結果

(単位：mg/L)

(令和3年度)

河川名	地点名	砒素 (0.01 以下)		硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (10 以下)	
		最大値	平均値	最大値	平均値
浦上川	川平取水堰	0.004	0.003	0.25	0.17
	浦上貯水池	0.001	0.001	0.40	0.34
	大橋堰	0.001	0.001	0.43	0.42
中島川	本河内低部貯水池	<0.001	<0.001	0.29	0.21
	西山高部貯水池	<0.001	<0.001	0.51	0.40
	東新橋	<0.001	<0.001	0.97	0.89
鹿尾川	取水口跡	<0.001	<0.001	0.48	0.48
西海川	大川橋上堰	<0.001	<0.001	1.0	0.94
手崎川	上木場橋上	<0.001	<0.001	0.71	0.70
八郎川	八郎橋	<0.001	<0.001	0.31	0.31
神浦川	河川公園上流堰	<0.001	<0.001	0.61	0.55
	神浦ダム	<0.001	<0.001	0.41	0.39
若菜川	合流点下	<0.001	<0.001	0.97	0.54
戸石川	浄水場跡横	<0.001	<0.001	0.65	0.55
三重川	橋本橋	<0.001	<0.001	1.3	0.86
多以良川	多以良川取水堰	<0.001	<0.001	0.40	0.37
戸根川	戸根橋	<0.001	<0.001	0.47	0.42
村松川	平野橋合流点	<0.001	<0.001	0.51	0.49

() 内 環境基準値
太字は環境基準点

■海域における砒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の測定結果
(単位：mg/L)

(令和3年度)

海域名	地点名	砒素 (0.01以下)		硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (10以下)	
		最大値	平均値	最大値	平均値
長崎湾	突堤間	0.001	0.001	0.13	0.09
	内港口	0.001	0.001	<0.04	<0.04
	臨海工業沖	0.001	0.001	<0.04	<0.04
	港口	0.001	0.001	<0.04	<0.04
	木鉢沖	0.001	0.001	<0.04	<0.04
網場湾	湾中央	0.001	0.001	<0.04	<0.04
	八郎川地先	0.001	0.001	<0.04	<0.04
	戸石沖	0.001	0.001	<0.04	<0.04
西彼海域	神浦港	0.001	0.001	0.05	0.05
	香焼西港	0.001	0.001	<0.04	<0.04
	蚊焼漁港	0.001	0.001	<0.04	<0.04
	野母漁港	0.001	0.001	<0.04	<0.04
	大籠沖	0.001	0.001	<0.04	<0.04
	三重沖	0.001	0.001	0.04	0.04
	畝刈沖	0.001	0.001	<0.04	<0.04
	小江沖	0.001	0.001	<0.04	<0.04
	福田沖	0.001	0.001	<0.04	<0.04
	式見沖	0.001	0.001	<0.04	<0.04
橘湾	脇岬港	0.001	0.001	<0.04	<0.04
	為石漁港	0.001	0.001	<0.04	<0.04
	茂木沖	0.001	0.001	<0.04	<0.04

()内 環境基準値
太字は環境基準点

(4) 要監視項目の測定状況

要監視項目とは、平成5年1月の中央公害対策審議会答申（水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目追加等について）を受け、「人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質」として、平成5年3月に設定したものである。その後、平成11年2月、平成16年3月、平成21年11月及び令和2年5月に改定が行われ、現在は27項目が設定されている。また、水生生物に係る項目の要監視項目として、平成15年11月及び平成25年3月に計6項目が設定されている（うちクロロホルムは人の健康の保護に関連する項目と重複）。これらの項目のうち22項目について年1回の測定を、河川及び海域において行っている。

令和3年度の測定結果は、全ての項目とも検出されなかった。

■要監視項目と測定実施の有無

項 目	測定の有無	項 目	測定の有無
クロロホルム	○	トルエン	○
トランス-1,2-ジクロロエチレン	○	キシレン	○
1,2-ジクロロプロパン	○	フタル酸ジエチルヘキシル	
p-ジクロロベンゼン	○	ニッケル	
イソキサチオン	○	モリブデン	
ダイアジノン	○	アンチモン	
フェニトロチオン (MEP)	○	塩化ビニルモノマー	
イソプロチオラン	○	エピクロロヒドリン	
オキシ銅 (有機銅)		全マンガン	
クロロタロニル (TPN)	○	ウラン	
プロピザミド	○	PFOS 及び PFOA	
E P N	○	フェノール	○
ジクロルボス (DDVP)	○	ホルムアルデヒド	○
フェノブカルブ (BPMC)	○	4-t-オクチルフェノール	○
イプロベンホス (IBP)	○	アニリン	○
クロルニトロフェン (CNP)	○	2,4-ジクロロフェノール	○

(5) トリハロメタン生成能の測定状況

「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成6年法律第9号）」の施行に伴い、水道原水の浄水処理に伴って副次的に生成し、発ガン性を有すること等が疑われている有機ハロゲン化合物による水道水源水域における水質の汚濁の状況を把握するために、7河川9ヶ所の取水地点において年2回、トリハロメタン生成能の測定を行っている。令和3年度の平均値は、西山高部貯水池及び西海川を除く全地点で令和2年度の全国平均値（0.044 mg/L）以下であった。

■トリハロメタン生成能の測定結果（単位：mg/L）（令和3年度）

河川名	地点名	最大値	平均値
浦上川	川平取水堰	0.020	0.017
	浦上貯水池	0.030	0.030
中島川	本河内低部貯水池	0.043	0.037
	西山高部貯水池	0.056	0.051
西海川	大川橋上堰	0.068	0.051
八郎川	八郎橋	0.026	0.022
神浦川	神浦ダム	0.026	0.021
多以良川	多以良川取水堰	0.026	0.021
村松川	平野橋合流地点	0.021	0.016

(6) 水浴場の水質測定状況

水浴場の水質調査は、前年度の利用者数が概ね5千人以上の水浴場（海水浴場）を対象に行っている。令和3年度は、高浜など4地点の水浴場において、遊泳シーズン前・遊泳シーズン中の水質を調査した。遊泳シーズン前・遊泳シーズン中いずれにおいても、全ての地点において水浴場水質判定基準区分の水質AA（「適」判定）又は水質A（「適」判定）であり、水浴場として良好な水質であった。

■水浴場の測定結果（令和3年度）

水浴場名		ふん便性 大腸菌群数 個/100mL	油膜の 有無	COD	透明度	判定
				mg/L	m	
高浜	遊泳前 ^{※1}	<2	なし	1.3	>1	水質 AA
	遊泳中 ^{※2}	<2	なし	1.4	>1	水質 AA
川原	遊泳前	<2	なし	1.5	>1	水質 AA
	遊泳中	<2	なし	1.7	>1	水質 AA
コスタ・デル・ソル	遊泳前	<2	なし	1.4	>1	水質 AA
	遊泳中	<2	なし	1.4	>1	水質 AA
高島	遊泳前	2	なし	1.4	>1	水質 A
	遊泳中	<2	なし	1.5	>1	水質 AA

※1 遊泳前：（開設前調査）4月下旬から6月上旬までの間

※2 遊泳中：（開設中調査）7月下旬から8月中旬までの間

(7) その他の項目の測定状況

前述のア～オの測定項目の他に、河川において塩化物イオン、MBAS（陰イオン界面活性剤）、海域において塩化物イオンの測定を行った（114～115 ページ参照）。

2 地下水

平成元年度から地下水の常時監視を目的として、トリクロロエチレン等の有機塩素系化学物質及び重金属等の有害物質について、次の「ア 概況調査」、「イ 汚染井戸周辺地区調査」、「ウ 継続監視調査」に分けて原水を対象に地下水の水質調査を行っている。

令和3年度は、37地点の井戸において、地下水質調査を行った。

調査名	内 容	調査項目
概況調査	地域の全体的な地下水質の概況を把握する。市内全域を1kmメッシュに区分し、これを調査地区の単位とし、順次年次計画を立てて実施する。	地下水の水質汚濁に係る環境基準項目のうちチウラム、シマジン、チオベンカルブを除く25項目
汚染井戸周辺地区調査	概況調査により汚染が発見された井戸について、その汚染範囲500mを確認する。	
継続監視調査	汚染地域について継続的に監視を行うため調査する。	

(1) 概況調査

20地点の井戸において測定を行い、全ての地点で環境基準を達成した。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

10地点の井戸において測定を行い、全ての地点で環境基準を達成した。

(3) 継続監視調査

7地点の井戸において測定を行い、三ツ山地区1地点で砒素、大浦地区の1地点でほう素、江の浦地区2地点で総水銀とトリクロロエチレン、大黒地区1地点でトリクロロエチレンが環境基準を超過した。これらの井戸については使用者に結果を連絡し、飲用に用いる場合は処理を行い除去していることを確認している。

■令和3年度地下水質測定結果（環境基準超過地点）（単位：mg/L）

地区名	砒素 (0.01以下)	総水銀 (0.0005以下)	トリクロロ エチレン (0.01以下)	ほう素 (1以下)
三ツ山	0.042	<0.0005	<0.001	<0.1
大 浦	<0.001	<0.0005	<0.001	1.6
大 浦	<0.001	<0.0005	<0.001	1.0
江の浦	<0.001	0.0029	0.042	0.6
江の浦	<0.001	0.0012	0.042	0.6
大 黒	<0.001	<0.0005	0.043	<0.1
大 黒	<0.001	<0.0005	0.003	<0.1

()内は環境基準値

※基準地域メッシュ（行政管理庁告示第143号 昭和48年7月12日）における、第3次地域区画の代表的町名を地区名とした。

3 上水道

本市の上水道は、横浜、函館につぐ我が国3番目の近代水道（水道専用ダムの建設は我が国初）として、明治24年（1891年）3月に本河内高部貯水池及び本河内浄水場が完成し、同年5月16日から給水が開始された。

その後、7回におよぶ拡張事業を行い、現在安定した給水を行っている状況であり、令和3年度末時点での普及率は97.85%となっている。

施設についても、水道施設統合整備事業により、合併地区の水道施設の統廃合が完了している。また、未給水地区である茂木町（宮摺地区）、以下宿町（以下宿地区）、高浜町（毛首地区、大野地区）について、令和2年度に整備を開始した。

行政人口	給水人口	普及率（令和3年度末現在）
400,472人	391,862人	97.85%

（1） 水源水質について

安全な水を供給することは、絶対的な使命である。特に水源においては、流域の開発や産業の高度化、生活様式の多様化に伴って、水質汚濁物質や農薬、化学薬品等の有害物質による汚染が危惧されており、水源水質は厳重に監視する必要がある。

本市は、水源及び水源流域の水質検査を定期的を実施し、水源水質を監視するとともに、取水場や浄水場においては、水質計器や水質監視装置を用いて常時水質を監視することにより、水質の安全性を確認している。

さらに、これまでの取り組みに加えて、水道水の安全性をより一層高め、水道水を安定的に供給していくために、平成20年5月に厚生労働省が作成した「水安全計画策定ガイドライン」に基づき、平成28年1月に「長崎市水安全計画」を策定し、運用している。

（2） 雨水利用について

節水型のまちづくりの構築及び雨水流出抑制を図ることを目的として、居住用建物に雨水貯留施設を設置する者に対して、平成21年4月から雨水貯留タンク設置助成制度を開始しており、平成30年度は9件、184千円の助成を行った。（平成31年3月31日制度廃止）

また、市内の公共施設においても雨水利用システムの導入を図っている。

■公共施設雨水利用システム導入状況

施設名	設置年月	用途	集積場所
市営ラグビー・サッカー場	平成9年10月完成	散水用	グラウンド
諏訪小学校	平成12年3月完成	トイレ、消火、散水用	校舎、体育館屋根
北消防署・コミュニティ消防センター	平成13年7月完成	トイレ、消火用	屋根
片淵中学校	平成15年3月完成	トイレ、消化、散水用	校舎、体育館屋根
三重地区市民センター・ 北消防署三重出張所	平成15年3月完成	トイレ、消火、洗車、 散水用	屋根
稲佐地域コミュニティ消防センター	平成15年3月完成 平成17年3月完成	トイレ用 散水用	屋根
西北・岩屋地区ふれあいセンター	平成15年3月完成	トイレ用	屋根
山里地区ふれあいセンター	平成15年3月完成	トイレ用	屋根
桜町小学校	平成15年12月完成	トイレ、消火、散水用	屋根
橘地区ふれあいセンター	平成16年3月完成	トイレ用	屋根
植木センター	平成16年3月完成	トイレ用	屋根
銭座地区コミュニティセンター	平成17年3月完成	散水用	屋根
消防局・中央消防署	平成19年2月完成	トイレ、散水用	屋根
南部市民交流施設	平成19年2月完成	トイレ、散水用	屋根
市立図書館	平成19年10月完成	散水用	屋根
高城台小学校	平成20年3月完成	散水用	屋根
大浦小学校	平成21年3月完成	トイレ、消火、散水用	屋根
東部地区にこにこセンター	平成24年1月完成	トイレ、散水用	屋根
上長崎地区ふれあいセンター	平成25年3月完成	トイレ用	屋根
野母崎小中学校	平成25年12月完成	トイレ、散水用	屋根
東長崎中学校	平成26年3月完成	トイレ、散水用	屋根
黒崎地区公民館	平成27年3月完成	トイレ用	地下雨水槽

4 下水道・浄化槽・農業集落排水・漁業集落排水

(1) 公共下水道

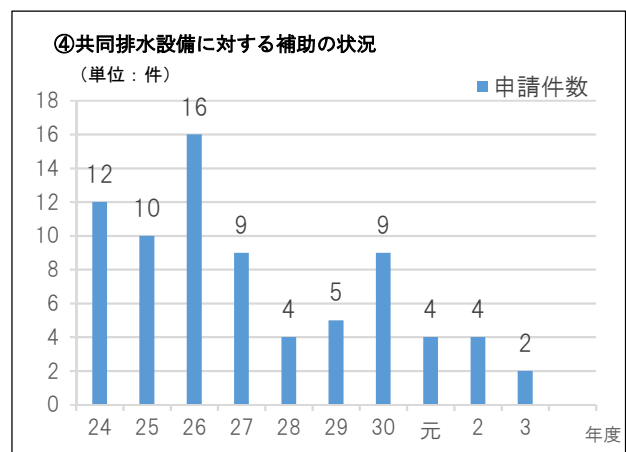
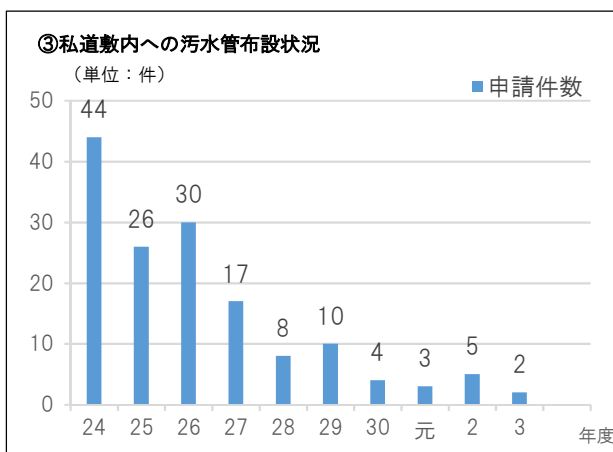
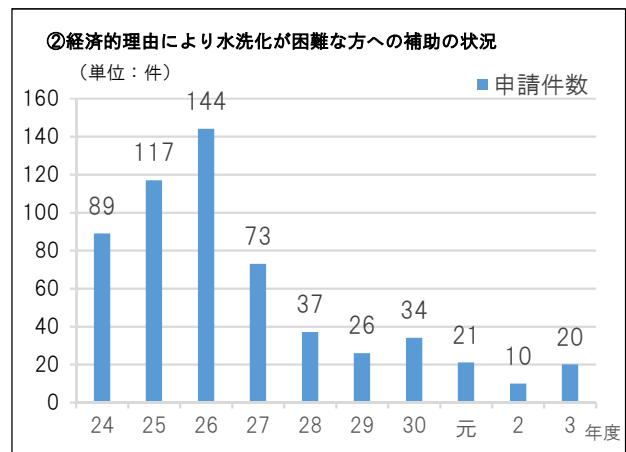
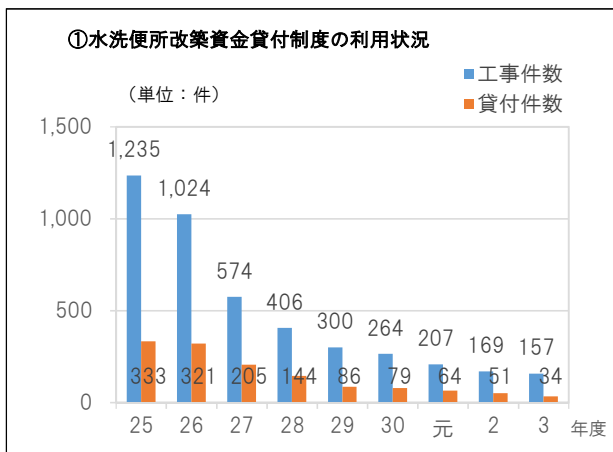
本市は、昭和27年から公共下水道事業に着手し、これまでに処理区の統廃合等段階的な変更を重ね、14処理区、32排水区において鋭意事業を進めている。

令和3年度末の下水道普及率等の状況は次のとおりであり、事業は順調に進捗している。

汚水				雨水
処理面積	処理人口	普及率	水洗化率	整備面積
5,532.2ha	381,084人	94.4%	97.3%	946.2ha

処理区域内において、汲取り便所を水洗便所に改造する者に対して、1日も早く水洗化を促進するための補助などを実施している。

- ・水洗便所改築資金貸付制度（グラフ①参照）
- ・経済的理由により水洗化が困難な方への補助（グラフ②参照）
- ・私道敷内への污水管布設（グラフ③参照）
- ・共同で使用する排水設備に対する補助（グラフ④参照）
- ・市民税非課税世帯に対する補助（令和2年度10件、令和3年度20件）
- ・一軒のためのポンプ設備に対する補助（令和2年度0件、令和3年度4件）



(2) 浄化槽

ア 設置状況

本市には、令和3年度末現在で単独処理浄化槽487基、合併処理浄化槽2,743基の合計3,230基の浄化槽が設置されている。

イ 監視指導状況

本市では、「長崎市浄化槽指導要綱」を制定し、昭和61年4月1日から浄化槽施工前に放流先に係る事前協議を行い、設置、施工、維持管理、清掃等の指導を強化している。また、平成18年2月の浄化槽法の改正により、都道府県（中核市においては市）の監督規定が強化され、本市においても、浄化槽の廃止、法定検査の結果等の確実な把握と適切な立入検査や指導が可能となった。

令和3年度は、法定検査で不適正判定を受けた浄化槽1件、苦情処理に伴うもの5件、501人槽以上の大型浄化槽等10件、計16件の立入検査を行った。また、法定検査で不適正判定を受けた浄化槽87件、清掃未実施の浄化槽135件に文書指導を行い、法定検査を受検していない者に対して、受検を即す11件の指導を行った。

■浄化槽立入検査状況 (件)

年度	区分	立入検査 件数	水質検査 件数	結 果	
				適	否
平成29年度		183	10	8	2
平成30年度		79	3	3	0
令和元年度		33	10	10	0
令和2年度		73	13	13	0
令和3年度		16	10	10	0

ウ 法定検査

浄化槽法では、浄化槽管理者に対し、設置状況や機能を客観的に把握することを求めており、その方法として、長崎県知事の指定する指定検査機関である（一財）長崎県浄化槽協会が行う水質に関する検査を受けることを義務づけている。この検査には、浄化槽の設置後一定期間内に行う検査（第7条検査）と定期的に行う検査（第11条検査）とがある。平成25年度より判定方法が見直され、1年を超えて清掃が実施されていない場合は原則として不適正と判定されることになった。

■浄化槽の法定検査結果 単位：基、()内は7条検査

年度	項目	設置基数	検査件数	判 定 結 果			
				適正	おおむね 適正	不適正	不適正 (清掃未実施)
平成29年度		3,272	2,895 (31)	1,750 (27)	745 (4)	197 (0)	203 (-)
平成30年度		3,274	2,889 (47)	1,671 (34)	778 (11)	191 (2)	249 (-)
令和元年度		3,274	2,886 (48)	1,554 (35)	866 (13)	201 (0)	265 (-)
令和2年度		3,248	2,849 (13)	1,598 (8)	800 (5)	206 (0)	245 (-)
令和3年度		3,230	2,833 (18)	1,545 (13)	886 (5)	184 (0)	218 (-)

エ 浄化槽清掃業

令和4年4月現在、浄化槽法第35条に基づく許可業者は、(一財)クリーンながさき、(有)マルモ産業、(有)福島清掃、(有)野母崎清掃社、池島清掃(有)、(株)エコシス、(有)三和清掃社、琴海清掃(有)、(有)ヤマシタ清掃、西部建設(株)高島出張所の10業者である。

オ 浄化槽保守点検業

令和4年4月現在、「長崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」の規定に基づく登録業者は31業者である。

カ 浄化槽設置整備事業

本市では、平成4年度から浄化槽設置整備事業を創設し、公共下水道の認可区域以外の地域で浄化槽を設置しようとする者に対し、浄化槽の設置経費の一部を、国・県と共に補助している。

さらに、平成13年度からは従来の補助制度に加え、公共下水道の認可区域の内外ともに、下水道の整備が見込まれない地域において、本市独自の補助制度を創設した。また、平成22年度から単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を図る場合に、単独処理浄化槽の撤去費用等の一部をこれまでの補助費に加算することにより転換の促進を図っている。

■浄化槽設置整備事業による浄化槽設置実績の推移 (基)

年 度	国庫補助制度を利用した浄化槽設置基数	市単独補助による浄化槽設置基数
平成4～12年度	84	—
平成13年度	26	31
平成14年度	290	294
平成15年度	186	189
平成16年度	140	144
平成17年度	143	148
平成18年度	149	161
平成19年度	148	162
平成20年度	135	150
平成21年度	109	115
平成22年度	101	109
平成23年度	85	90
平成24年度	90	93
平成25年度	40	44
平成26年度	42	44
平成27年度	39	40
平成28年度	42	42
平成29年度	32	32
平成30年度	42	42
令和元年度	34	35
令和2年度	22	28
令和3年度	23	25
計	2,002	2,018

※合併前の各町における件数は含まない。

■長崎市内の浄化槽設置基数の推移 (基)

年 度	単独処理浄化槽	合併処理浄化槽	計
平成 29 年度	567	2,705	3,272
平成 30 年度	546	2,728	3,274
令和元年度	525	2,749	3,274
令和 2 年度	500	2,748	3,248
令和 3 年度	487	2,743	3,230

(3) 農業集落排水・漁業集落排水

本市において、令和3年度末現在で農業集落排水処理区が7箇所、漁業集落排水処理区が4箇所整備されている。

汚水			
処理面積	処理人口	普及率	水洗化率
303.3ha	6,786人	1.7%	88.3%

5 畜舎

近年、畜舎経営は複合経営から多頭羽飼養による専門化への傾向にある。飼養地域は、都心部から農村へ、さらに農山村へと広く拡散しており、苦情は減少している。

(1) 畜舎及び鶏舎の設置状況

「化製場等に関する法律」に基づく許可施設が30施設、「長崎市環境保全条例」に基づく指定施設が63施設ある。

(2) 監視指導状況

令和3年度は許可施設2件に対して立入検査を実施した。

6 土壌

土壌汚染対策法は有害物質と取り扱っている工場・事業所等の土壌汚染が放置され、健康被害が生じることを防止するために平成15年2月15日に施行された。平成22年4月1日の法改正により、土壌汚染の状況を把握するための制度の拡充、規制対象区域の分類等による講ずべき措置の内容の明確化、汚染された土壌の適正処理の確保、汚染土壌の地下水への拡散を防止する施行方法の明確化が図られている。

また、平成31年4月1日に土壌汚染対策法施行規則が改正され、汚染除去等計画や施行管理方針の確認申請の制度が新設された。

令和4年8月現在、長崎市では形質変更時要届出区域として20区域が指定されている。

■市内における土壌汚染対策法に基づく区域指定の状況（令和4年8月現在）

区域	指定年月日	所在地	面積(m ²)	調査契機	特定有害物質の種類	溶出量	含有量
形質変更時要届出区域(埋立地特例区域)	H23.3.31	神ノ島町三丁目526番8の一部	400	第14条	砒素及びその化合物	○	—
形質変更時要届出区域	H23.5.16	上小島四丁目566番5の一部	112	第3条	テトラクロロエチレン	○	/
形質変更時要届出区域	H24.12.20	尾上町1番11の一部、1番51の一部、7番1の一部、7番2の一部及び17番1の一部	1554	第14条	砒素及びその化合物	○	—
形質変更時要届出区域(一部自然由来特例区域)	H25.2.28	尾上町1番57の一部	200	第14条	ふっ素及びその化合物、鉛及びその化合物	○	○
形質変更時要届出区域(埋立地特例区域)	H25.9.26	神ノ島町三丁目526番8の一部及び526番23の一部	20000	第4条及び第14条	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物	○	○
形質変更時要届出区域(一部自然由来特例区域)	H26.4.30	新地町84番1の一部	2002.181	第4条及び第14条	水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物	○	—
形質変更時要届出区域(自然由来特例区域)	H26.11.4	尾上町1番40、1番41	129.3	第14条	ふっ素及びその化合物	○	—
形質変更時要届出区域	H26.12.17	尾上町1番1の一部	1170	第4条	鉛及びその化合物	○	○
形質変更時要届出区域(一部自然由来特例区域)	H26.12.18	尾上町1番1の一部、1番57の一部	523.1	第4条及び第14条	鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物	○	○
形質変更時要届出区域(一部自然由来特例区域)	H27.2.18	尾上町1番24の一部、1番57の一部	2272	第4条及び第14条	鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物	○	○
形質変更時要届出区域	H27.3.10	尾上町13番1の一部	47.59	第4条	鉛及びその化合物	○	○

形質変更時要届出区域(一部自然由来特例区域)	H27.5.1	尾上町1番57の一部	7157	第14条	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物	○	○
形質変更時要届出区域	H27.5.18	尾上町1番24の一部、1番57の一部	575.347	第14条	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物	○	○
形質変更時要届出区域(埋立地特例区域)	H29.2.22	神ノ島町三丁目526番8の一部	2700	第4条	砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物	○	—
形質変更時要届出区域(自然由来特例区域)	R1.7.9	幸町86番2の一部	37189	第3条及び14条	砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物	○	—
形質変更時要届出区域(自然由来特例区域)	R2.9.17	茂里町8番1の一部	320	第3条	ふっ素及びその化合物	○	—
形質変更時要届出区域(埋立地特例区域)	R3.3.30	神ノ島町三丁目189番31、189番41、189番43、526番38の各一部	65907	第14条	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物	○	—
形質変更時要届出区域(一部自然由来特例区域)	R3.4.23	尾上町1番1及び1番9の各一部、大黒町1番1、1番2、1番15、1番16、1番17、1番19、100番2及び100番3の各一部	11499	第14条	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物	○	○
形質変更時要届出区域	R3.6.10	尾上町1番1の一部	1719	第14条	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、	○	○
形質変更時要届出区域	R4.8.5	丸尾町177番の一部	1200	第4条	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物	○	—

○ : 溶出量基準又は含有量基準に不適合

— : 溶出量基準又は含有量基準に適合

斜線 : 特定有害物質の含有量基準が設定されていない

第3節 騒音・振動

1 苦情の現況

過去5年間の苦情件数のうち、典型7公害の年度別の割合は表中の（ ）内のおりである。令和3年度における割合についてみると騒音45.0%、悪臭32.5%、水質汚濁10.6%となっており、内容としては、建設現場における作業騒音などに加え、日常生活に密着した都市生活型の傾向が見られ、多様化している。

■苦情の件数（年度別・種類別）

（件）

種類		年度				
		H29	H30	R01	R02	R03
典型7公害	大気汚染	9 (6.2)	10 (6.5)	4 (2.8)	9 (5.6)	14 (9.3)
	水質汚濁	28 (19.3)	32 (20.9)	18 (12.4)	25 (15.6)	16 (10.6)
	土壌汚染	1 (0.7)	1 (0.7)	4 (2.8)	0	2 (1.3)
	騒音	61 (42.1)	65 (42.5)	67 (46.2)	70 (43.8)	68 (45.0)
	振動	4 (2.7)	6 (3.9)	5 (3.4)	3 (1.9)	2 (1.3)
	地盤沈下	1 (0.7)	0	1 (0.7)	0	0
	悪臭	41 (28.3)	39 (25.5)	46 (31.7)	53 (33.1)	49 (32.5)
	計	145 (100.0)	153 (100.0)	145 (100.0)	160 (100.0)	151 (100.0)
その他		0	2	1	1	0
合計		145	155	146	161	151

（ ）内の数値は、典型7公害の計に対する割合を示す。単位：%

■発生源別の苦情件数（令和3年度）

（件）

	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	小計	その他	合計
畜産・農業	0	0	0	2	0	0	0	2	0	2
林業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
漁業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設業	8	2	0	38	1	0	2	51	0	51
製造業	0	1	0	5	0	0	3	9	0	9
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1
情報通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運輸業	0	1	0	1	0	0	0	2	0	2
卸売・小売業	0	1	0	1	0	0	4	6	0	6
金融・保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不動産業	0	1	0	0	0	0	1	2	0	2
飲食店・宿泊業	0	0	0	4	0	0	3	7	0	7
医療・福祉	0	0	0	0	0	0	2	2	0	2
教育・学習支援業	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
複合サービス事業	0	0	2	0	0	0	0	2	0	2
サービス業	2	0	0	1	0	0	2	5	0	5
公務	0	0	0	3	1	0	0	4	0	4
分類不能の産業	0	1	0	1	0	0	0	2	0	2
家庭生活等	3	9	0	12	0	0	31	55	0	55
合計	14	16	2	68	2	0	49	151	0	151

2 騒音・振動の監視状況

(1) 騒音に係る特定工場等の監視

令和3年度は、「騒音規制法」及び「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例」に基づき、新たに設置届を受理した、あるいは苦情が発生した特定・指定施設を持つ工場・事業場10件について、立入検査を行い、測定を実施した8件のうち、2件が規制基準に適合していなかったため、防音対策などの指導を行った。

また、苦情が発生した特定建設作業16件に立入検査を行い、測定を実施した6件のうち、3件が規制基準に適合していなかったため、防音対策などの指導を行った。

■騒音関係特定工場に係る規制基準の適合状況（令和3年度）（件）

対象工場・事業場状況			
特定工場等	適	1	2
	否	1	
県条例指定施設設置の工場・事業場	適	5	6
	否	1	
特定建設作業	適	3	6
	否	3	
計	適	9	14
	否	6	

(2) 振動に係る特定工場等の監視

「振動規制法」の規制を受ける特定施設への立入検査を1件行った。

(3) 自動車騒音及び振動の現況

令和3年度は、幹線道路において自動車等による騒音と振動の測定を行った。

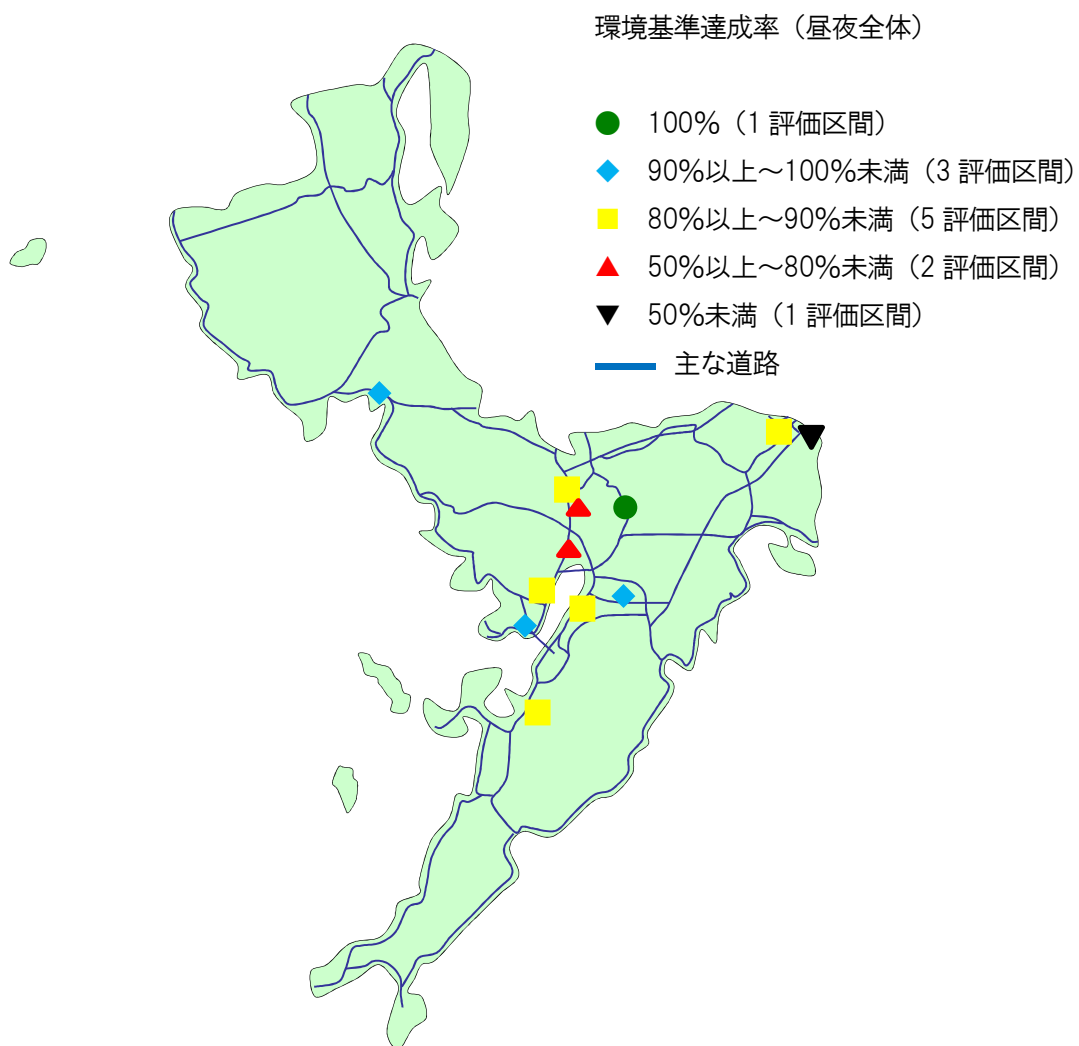
騒音レベルは、主要道路8路線（高速道1、国道5、県道2）12地点で測定した結果、全てにおいて騒音規制法に基づく自動車騒音に係る要請限度に適合していた。

また、12評価区間を含む全体の幹線道路沿道（道路端から50mの範囲）に面する地域の環境基準達成率については、昼夜とも環境基準以下が86.1%であった。

なお、環境基準達成率が昼間、夜間とも100%の区間は、1区間であった。

振動レベルでは、主要道路8路線12地点で測定を行ったが、全ての地点で振動規制法に基づく道路交通振動に係る要請限度以下であった。

■自動車騒音の測定地点（令和3年度）



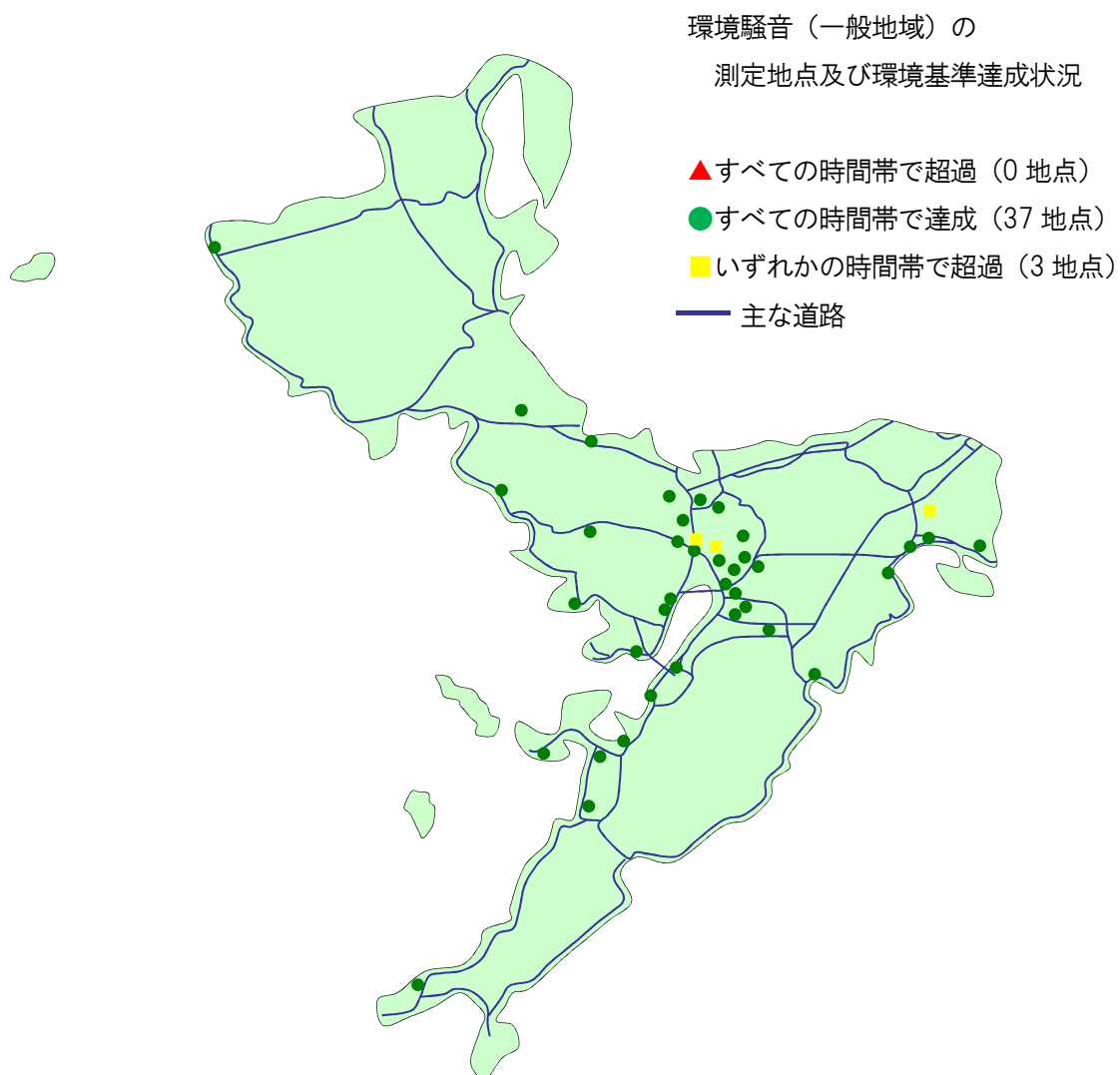
(4) 環境騒音の現況

騒音に係る環境基準は、環境基本法第16条に基づいて、生活環境を保全し、人の健康に資するうえで、維持されることが望ましい基準として定められており、地域の類型及び時間の区分、さらに道路に面する地域については車線数別に基準値が設定されている。

長崎市においては、昭和58年3月31日付けで、騒音に係る環境基準についての類型をあらためる地域及び時間の区分が告示され、同年6月1日から施行されている。

環境騒音定点測定については、監視上の主要地点として40地点において測定した結果、類型がB地域では15地点の内1地点、C地域では12地点の内2地点が、昼・夜のいずれかの時間帯で環境基準を達成していなかった。

■環境騒音（一般地域）の測定地点（令和3年度）



第4節 有害化学物質等

1 ダイオキシン類

ダイオキシン類については、汚染の状況を把握することを目的に、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年7月公布、平成12年1月施行)第26条の規定に基づき、平成12年度から調査を行っている。調査対象は、水質・底質、地下水、土壌である。

(1) 水質・底質

令和3年度は、海域4地点・河川4地点で調査を行った。なお、水質・底質は同地点とした。水質の調査結果は、0.042~0.12pg^{*1}-TEQ^{*2}/Lの範囲で、環境基準値(1pg-TEQ/L)を超過している調査地点はなかった。底質の調査結果も、0.23~13pg-TEQ/gの範囲で、環境基準値(150pg-TEQ/g)を超過している調査地点はなかった。

※1 pg : ピコグラム。1兆分の1グラム。

※2 TEQ:ダイオキシン類の中で一番毒性の強い2,3,7,8-TCDDの毒性を1として、他のダイオキシン類の毒性の強さを換算して評価するときの単位。

■測定地点及び測定結果(令和3年度) (単位:水質 pg-TEQ/L、底質 pg-TEQ/g)

	水 域 名	調 査 地 点 名	水 質	底 質	
1	河川	西海川	大川橋上堰	0.12	1.4
2		浦上川(1)	川平取水堰	0.078	1.3
3		浦上川(2)	浦上貯水池	0.057	0.90
4		浦上川(3)	大橋堰	0.052	0.67
1	海域	西彼海域	野母漁港	0.042	0.28
2		長崎港(1)	突堤間	0.061	13
3		橋湾	脇岬港	0.048	2.3
4			為石漁港	0.050	0.23

(2) 地下水

令和3年度は、3地点で調査を行った。調査結果は、0.041~0.049pg-TEQ/Lで、環境基準値1pg-TEQ/Lを超過している調査地点はなかった。

■測定地点及び測定結果(令和3年度) (単位: pg-TEQ/L)

	地 区 名 地 区 番 号	井戸深度 (m)	用途区分	調査区分	ダイオキシン類
1	大黒 0790	120	一般飲用	概況調査	0.049
2	小峰 1639	50	生活用水	概況調査	0.048
3	西山2 1711	170	一般飲用	概況調査	0.041

(3) 土壌

令和3年度は、9地点で調査を行った。調査結果は、0.024~1.9pg-TEQ/gの範囲で、環境基準値1,000pg-TEQ/gを超過している調査地点はなかった。なお、調査地点は都市公園とした。

■測定地点及び測定結果（令和3年度）（単位：pg-TEQ/g）

		採取地点名称	ダイオキシン類
一 般	1	西海コミュニティーセンター公園	0.62
	2	西海農村公園	0.054
	3	琴海ニュータウン2区公民館公園	0.71
	4	琴海ニュータウン三角公園	0.43
	5	やすらぎの小径公園	1.9
	6	村松児童公園	0.38
	7	鴨池団地公園	0.30
	8	さくらの里第1公園	0.024
	9	さくらの里東公園	0.10

2 水生生物保全に係る水質調査

水生生物保全環境基準項目に規定されている全亜鉛、ノニルフェノール、LAS（直鎖アルキルベンゼンスルホン酸）の3物質について、河川6地点で測定した結果、全亜鉛0.002～0.007mg/Lの範囲、ノニルフェノール、LASについては報告下限値未満であった。

海域7地点で測定した結果、全亜鉛0.001～0.009mg/Lの範囲、ノニルフェノール、LASについては報告下限値未満でありいずれの地点、物質においても、魚類への影響が考えられる濃度は測定されていない。

■河川における水生生物保全に係る水質調査測定結果（令和3年度）

	検出範囲 (mg/L)	報告下限値 (mg/L)
全亜鉛	0.002～0.007	<0.001
ノニルフェノール	<0.00006	<0.00006
LAS	<0.0006	<0.0006

■海域における水生生物保全に係る水質調査測定結果（令和3年度）

	検出範囲 (mg/L)	報告下限値 (mg/L)
全亜鉛	0.001～0.009	<0.001
ノニルフェノール	<0.00006	<0.00006
LAS	<0.0006	<0.0006

3 食品、家庭用品の有害化学物質

(1) 収去検査

食品衛生法に基づく規格及び基準に違反している食品、又は不衛生食品等を排除するため、食品衛生監視員が市内で製造・販売している食品を収去し、保健環境試験所で検査を実施している。

■食品等収去試験状況（乳類を除く）

	収去 検体数	不良 検体数	不 良 理 由					不良率 (%)
			大腸菌群	異 物	添加物 使用基準	法定外 添加物	その他	
平成 29 年度	532	2	2	-	-	-	-	0.4
平成 30 年度	541	2	2	-	-	-	-	0.4
令和元年度	537	0	-	-	-	-	-	0.0
令和 2 年度	344	0	-	-	-	-	-	0.0
令和 3 年度	449	2	-	-	-	-	2	0.4

■乳類収去試験状況

	収去 検体数	不適 検体数	不適率 (%)
平成 29 年度	19	0	0.0
平成 30 年度	19	0	0.0
令和元年度	21	0	0.0
令和 2 年度	7	0	0.0
令和 3 年度	17	0	0.0

(2) 食品一斉取締り

食品の衛生的な取扱い、添加物の適正な使用等について、食中毒の多発する夏期及び大量の食品が流通する年末における食中毒の発生防止及び食品衛生の向上を図っている。

実施時期 夏期 令和3年 6月 8日～7月 31日
 年末 令和3年 11月 1日～12月 28日

■立入検査状況（許可を要する施設）

（単位：件）

区 分		夏期件数	年末件数
立入検査延施設数		775	1,025
違反発見施設数	総 数	6	1
	施設基準	6	1
	管理運営基準	—	—
	製造基準	—	—
	そ の 他	—	—
処分件数		—	—
処分以外の措置内容	総 数	6	1
	始末書徴収又は口頭説諭数	6	1
	その他の措置件数	—	—

■立入検査状況（許可を要しない施設） （単位：件）

区 分		夏期件数	年末件数
立入検査延施設数		180	188
違反発見施設数	総 数	—	—
	施設の不備	—	—
	食品の取扱不良	—	—
	そ の 他	—	—
処分件数		—	—
処分以外の措置内容	総 数	—	—
	始末書徴収又は口頭説諭数	—	—
	その他の措置件数	—	—

(3) 家庭用品の監視及び検査

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、家庭用品販売業の監視指導を行うとともに、有害物質の含有量等の基準が定められた家庭用品について一般に流通している製品の安全性をチェックするための試買検査を実施した。

■家庭用品検査件数（令和3年度） （単位：件）

	ホルムアルデヒド
検 査 件 数	40
不 適 合 件 数	0

4 その他の有害化学物質

(1) 河川、海域における総水銀、PCB含有量

浦上川・稲佐橋、中島川・玉江橋、鹿尾川・鹿尾橋、八郎川・かき道橋等の13河川13地点及び長崎湾の突堤間、内港口、臨海工業沖、港口、木鉢沖の1海域5地点で底質中の総水銀、PCBの含有量を測定したが、除去基準（総水銀：25 mg/kg、PCB：10 mg/kg）を超過する地点はなかった。なお、全体的に海域の方が河川よりも高い値を示していた。

■底質測定結果（令和3年度） （単位：mg/kg）

水 域 名	地 点 名	総 水 銀	P C B	
河 川	手 崎 川	手 崎 橋	0.01	<0.01
	戸 根 川	崎 山 橋	<0.01	<0.01
	村 松 川	村 松 橋	0.02	<0.01
	西 海 川	西 海 橋	<0.01	<0.01
	神 浦 川	神 浦 橋	0.01	<0.01
	三 重 川	立 石 橋	<0.01	<0.01
	多 以 良 川	新 吉 原 橋	<0.01	<0.01
	浦 上 川	稲 佐 橋	0.32	0.01
	中 島 川	長 久 橋 [※]	0.15	<0.01
	八 郎 川	か き 道 橋	0.01	<0.01
	戸 石 川	毛 屋 橋	0.16	<0.01
	若 菜 川	弁 天 橋	0.01	<0.01
	鹿 尾 川	鹿 尾 橋	0.01	<0.01

海域	長崎湾	突堤間	1.2	0.13
		内港口	2.1	0.18
		臨海工業沖	1.0	0.09
		港口	1.1	0.05
		木鉢沖	2.8	0.08

※玉江橋での採取ができないため上流側の長久橋で採取。

(2) 有害大気汚染物質モニタリング調査

平成9年4月の大気汚染防止法の改正に基づき、大気中の濃度が低濃度であっても、人が長期的に暴露された場合に健康影響が懸念される有害大気汚染物質について、平成9年度から全国の地方公共団体において本格的にモニタリングが開始された。

令和3年度は、測定方法が確立している22物質について、地域分類（一般環境及び沿道）別に、ダイオキシン類については2地点で年4回、酸化エチレンについては2地点で年12回、ダイオキシン類・酸化エチレン以外の物質については2地点で年6回の測定を実施した。

環境基準が設定されているダイオキシン類、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについては、すべて環境基準を達成していた。

指針値が設定されているアクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、マンガン及びその化合物についても、指針値を上回る地点はなかった。

ア 一般環境

固定発生源等の直接の影響を受けない通常人が居住しうる地域において、人口、土地利用状況等によって地域を分類し、それぞれの地域ごとに、地点を選定する。

イ 固定発生源周辺

通常人が居住しうる地域のうち、固定発生源の集中する地域又は比較的大きな固定発生源が存在する地域において、固定発生源からの有害大気汚染物質の排出の影響を直接受けると考えられ、かつ移動発生源の直接の影響を受けないと考えられる地点を選定する。

ウ 沿道

固定発生源の直接の影響を受けない通常人が居住しうる地域において、車種別交通量、走行速度、気象条件及び地理的条件を勘案して、自動車からの排出が予想される有害大気汚染物質の濃度が高くなる地点を選定する。

(3) 三方山産業廃棄物最終処分場のパイロットプラントに係る総水銀値について

長崎市環境部廃棄物対策課において、年間4回パイロットプラント原水及び処理水の水質検査を実施した。以下、令和3年度のパイロットプラント水質検査のうち、総水銀値について示す。

測定日	総水銀値 (mg/L)	
	原水	処理水
	環境基準：0.0005 以下	
令和3年5月14日	<0.0005	<0.0005
8月4日	0.0005	<0.0005
11月9日	0.0007	<0.0005
令和4年2月15日	0.0007	<0.0005

第2章 循環型社会

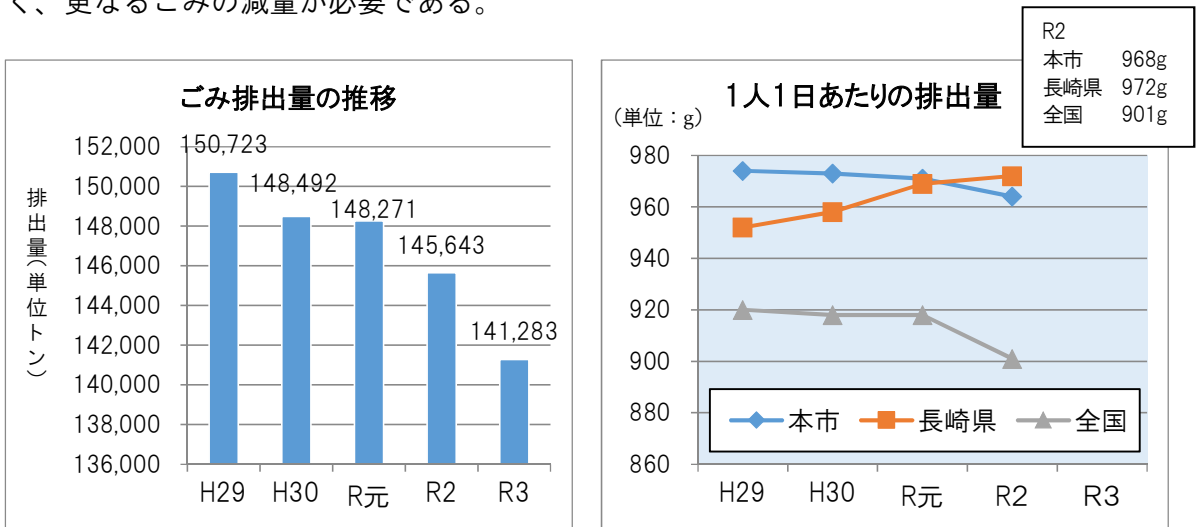
第1節 循環資源

1 廃棄物の現況

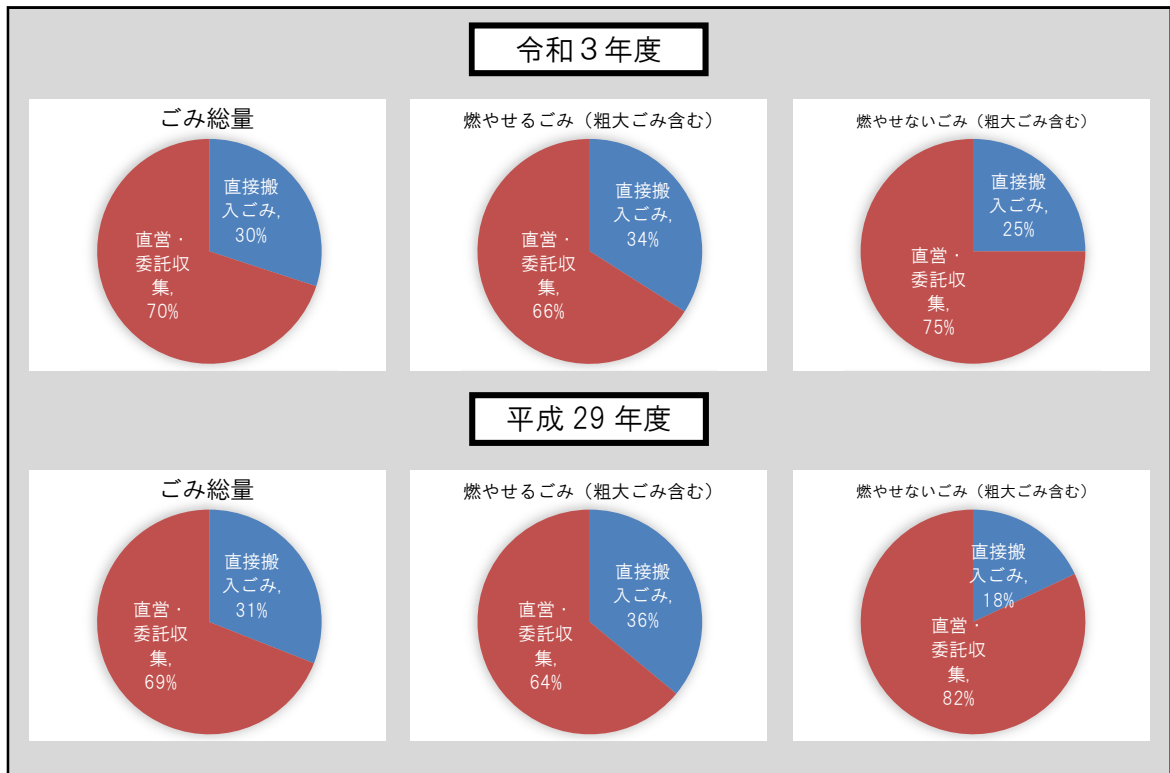
長崎市のごみ収集は、ステーション方式を採用しており、全域で17,297ヶ所（令和3年7月集計）のごみステーションで収集を行っている。また、市内を直営区域と委託区域とに分けて収集している。

本市のごみ収集の特徴としては、坂や階段が非常に多く、ごみ収集車が通行できない地域がたくさんあるため、作業員が、専用のかごにごみを積み込みながら階段を下りていく作業（引き出し）を行っている。

長崎市において排出されるごみの総量は、下左図のとおり近年減少傾向となっている。また1人1日あたりの平均排出量に換算すると、下右図のとおり、全国平均と比べまだ多く、更なるごみの減量が必要である。



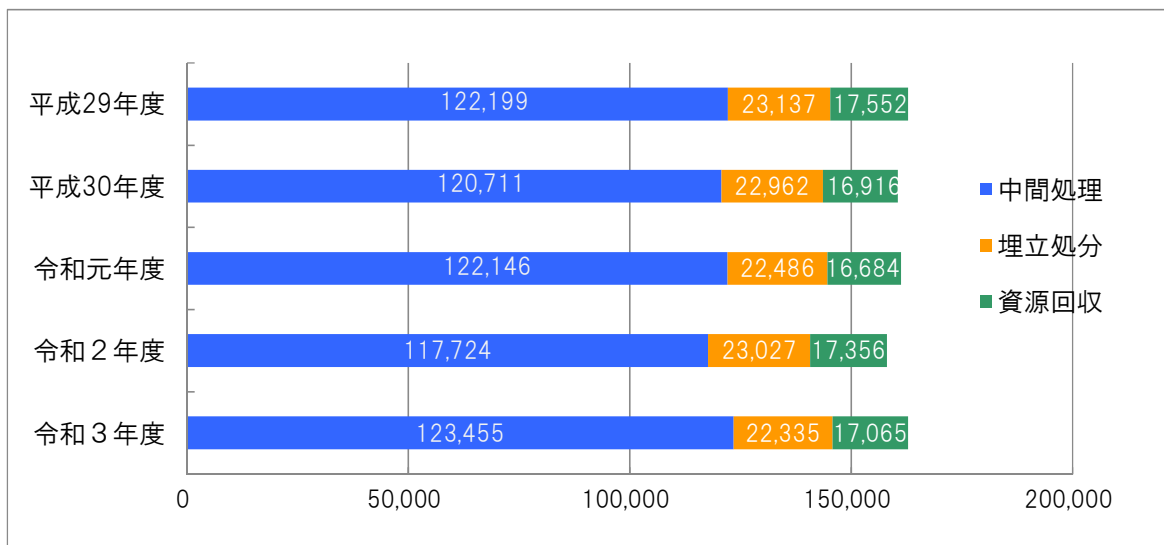
(1) ごみに占める直接搬入ごみの割合



(2) 一般廃棄物処分量の推移

■一般廃棄物処分量の推移（平成29年度～令和3年度）

【単位(t)】



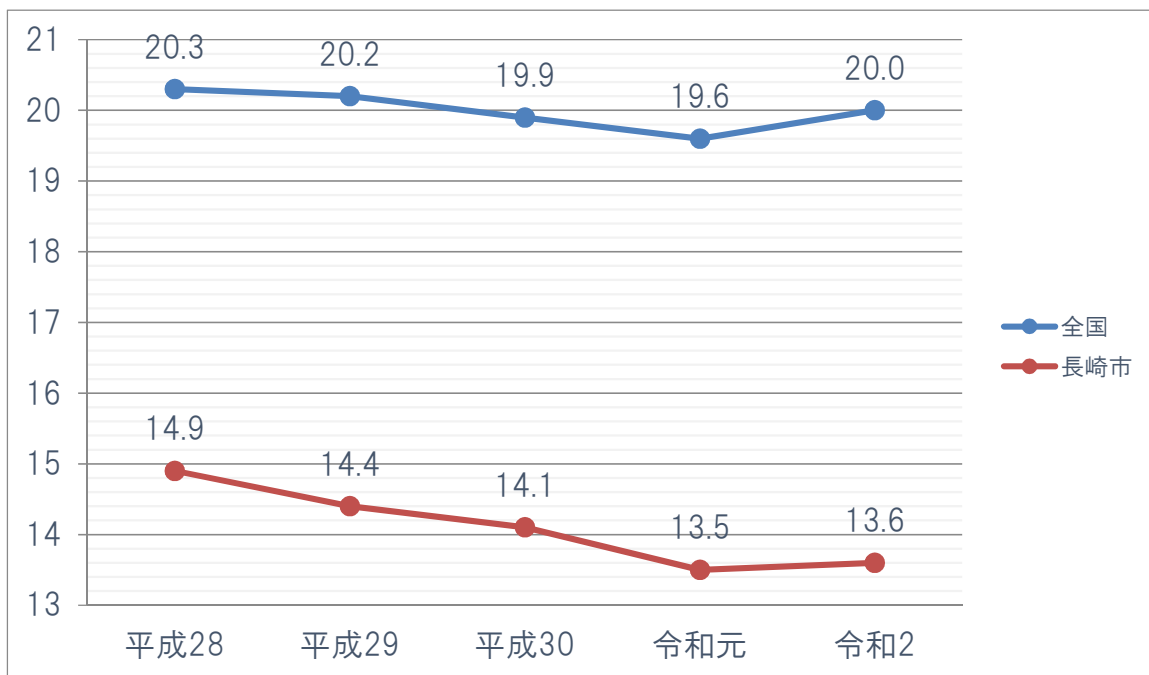
2 リサイクルの現状

リサイクル率は全国平均に比べて低い状況にある。これは、分別がまだ十分に徹底されていないことや、斜面地や狭い道が多く、ごみステーションの面積が十分確保できないため、効率的なごみの収集を行うには、缶やびんなどの資源ごみを混合して収集せざるを得ないことから、残渣（割れた残りなど）が発生していることなども原因となっている。

令和2年度のリサイクル率の実績は、全国20.0%、長崎市13.6%となっている。

■リサイクル率の推移（平成28年度～令和2年度）

【単位%】



3 長崎市の取組み

本市では、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済やライフスタイルを見直し、循環型社会を形成するため、4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）を推進している。

(1) リフューズ (Refuse 断る)

「不要なものを買わない・断る」取組みとして、消費者にマイバッグや風呂敷の使用を徹底させることなど、レジ袋の使用を控えることの普及啓発や指導を行い、レジ袋の無駄遣いを抑制する。

(2) リデュース (Reduce 減量・最小化)

ア 啓発事業

ごみ減量に関する情報は、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、ポスター、チラシ、ホームページ、市広報紙などのマスメディアを活用し、より多くの市民に周知している。

特に、市広報紙は最も効果的な媒体であることから、多くの記事の掲載や「リサちゃんニュース」の折り込みなど最大限活用している。

イ フードドライブ活動等

食品ロス削減を推進するため、廃棄物対策課及びサステナプラザながさきを常設窓口として、家庭や事業所で消費される予定のない食品を集めてフードバンク団体に提供する「フードドライブ」活動を実施している。また、宴会や会食時における食べ切り「30・10運動」を呼びかけるなど、ごみ発生抑制を図っている。

ウ 生ごみ堆肥化指導

生ごみ堆肥化に取り組む市民を支援するため、長崎県環境アドバイザー派遣制度を利用し、生ごみの有効利用による堆肥化やぼかし・土作りの指導を実施している。

(3) リユース (Reuse 再使用)

不用品の有効活用及び市民の意識向上を図るため、平成4年度から平成23年度まで環境イベント「ばってんリサイクル」を開催、平成24年度からは「ながさきエコライフ・フェスタ」内の「ばってんリサイクルゾーン」でガレージセールを開催している。（令和2、3年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響によりガレージセールは中止）また、同イベントにおいて、粗大ごみとして出された自転車・家具などでまだ使用できるものについて、「リユース品抽選会」を開催して、市民に提供している。

また、リユースを推進するため、サステナプラザながさきを窓口として、粗大ごみ等に出された自転車に簡単な整備を施し、欲しい方に無償で提供する「リユース自転車」の取り組みを行っている。

(4) リサイクル (Recycle 再生利用)

ア 資源物回収活動奨励補助金

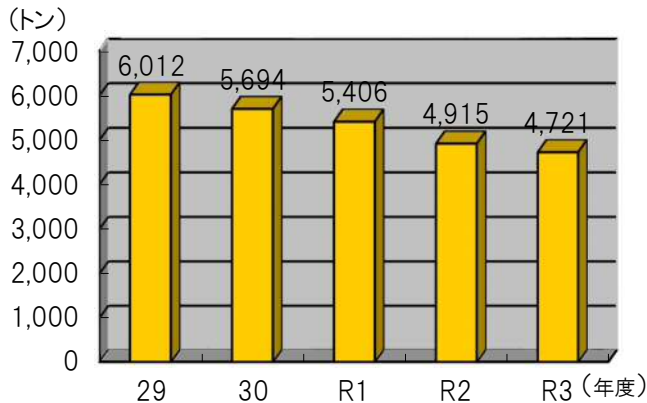
資源物の回収活動を実施している団体に対し、古紙と古布の回収量に応じた補助金を交付している。（令和4年3月末日現在登録団体数 593団体）

<補助額（令和3年度）>

古紙…1kgあたり上限5円

古布…1kgあたり一律3円

■ 集団回収活動における古紙回収量の推移



イ グリーン購入の推進

経済活動や日常生活で購入・消費する商品の全ては、環境に対して何らかの負荷を与えている。この環境への負荷を軽減し、省資源、省エネルギー、廃棄物の再資源化といった環境保全活動に寄与し、産業を環境共生型に導く役割として期待されているのが、安全性や環境を考慮して商品を選び購入する「グリーン購入」である。

本市としても、循環型社会形成を目指し、庁舎内で発生した古紙類をリサイクルしているほか、全国の自治体や企業、民間団体等で組織するグリーン購入ネットワークに平成9年9月に入会し、全庁的な取り組みとして、平成10年10月に本市独自の「長崎市グリーン購入指針」を、平成13年度には「グリーン購入判断基準」を策定し、再生品や環境に負荷の少ない商品等の優先購入を積極的に推進している。

(5) 4Rの推進

ア 廃棄物減量化推進店舗の指定

簡易包装やマイバッグ持参推進活動、容器包装の店頭回収などを行い、廃棄物の減量化に取り組む小売店舗を「廃棄物減量化推進店舗」に指定し、広報紙などでPRしている。(令和4年3月末日現在指定数 61店舗)

イ ごみ減量・リサイクル講座

ごみ減量化やリサイクルなどのごみ問題について、理解と関心を持たせるため、自治会や学校、その他各種グループからの要請に応じて職員が説明を行う。また、公民館講座など一般市民を対象にした講座を開催する。

ウ リサイクル推進員

各自治会にリサイクル推進員を配置している。

(令和4年3月末日現在配置数 787自治会、2,831人)

(活動内容)

- ・ごみステーションにおける分別及び排出マナーの指導
- ・集団回収活動その他資源化活動の推進
- ・ごみの減量化及び資源化の推進に関する啓発
- ・その他市長が必要と認める事項

リサイクル推進員を配置する自治会に対し、謝礼金を交付している。

<謝礼金額(令和3年度)>

@300円 × 広報紙等配布世帯数

第2節 適正処理

1 廃棄物の現状

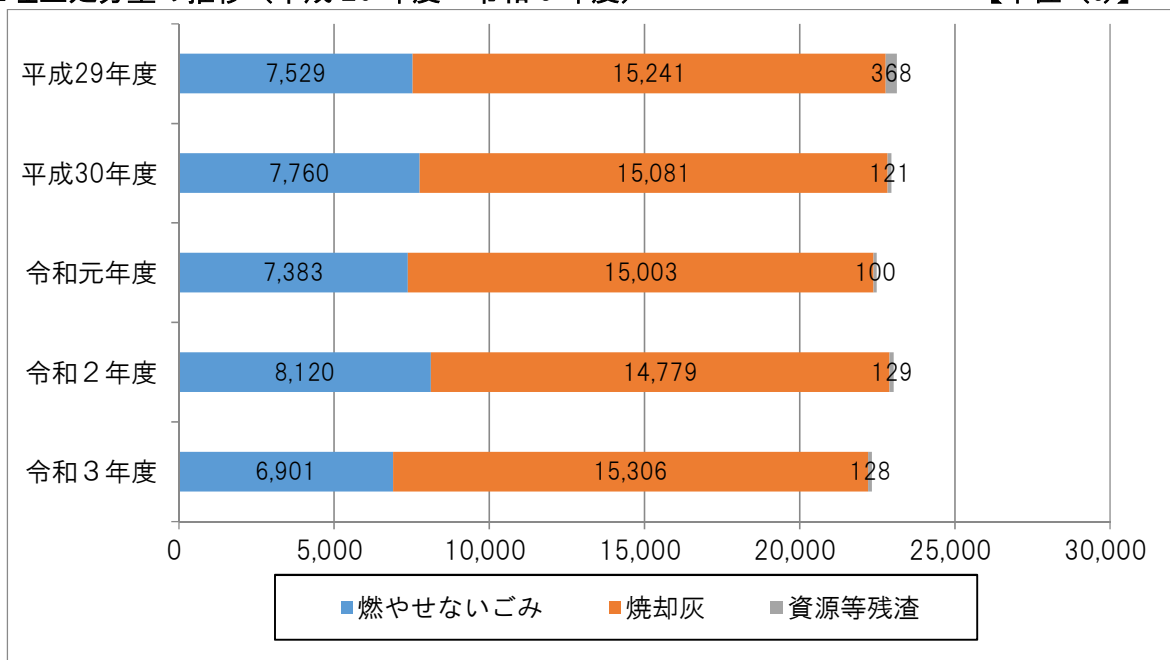
(1) 一般廃棄物

収集したごみのうち、燃やせるごみは東工場及び西工場で焼却処理を、燃やせないごみは三京クリーンランド埋立処分場で最終処分を行っている。平成16年4月からは、市内全域でプラスチック製容器包装の分別を開始し、東工場プラスチック製容器包装選別施設と三京リサイクルプラザで選別、圧縮・梱包し、資源化している。

長崎市では、令和3年度実績で年間22,003トン、1日あたり60.3トンのごみが埋め立てられている。

また、最終処分場については、当初平成29年度までの利用と計画されていたが、第2工区の埋立計画見直しによる埋立容量の増加、ごみ袋の指定・有料化、プラスチック製容器包装の分別収集や小型家電の回収、マットレス等を解体し金属を回収する資源化、プラスチック・ゴム・皮製品を燃やせるごみとした分別収集、燃やせないごみから燃やせるごみを回収する等の各種施策による埋立量の減少により、第3工区を含め概ね令和79年度（2097年度）まで延長して利用できるものと試算している。

■埋立処分量の推移（平成29年度～令和3年度） 【単位（t）】



■長崎市における『燃やせないごみ等』の埋立処分場（三京クリーンランド）の現況と将来の予測

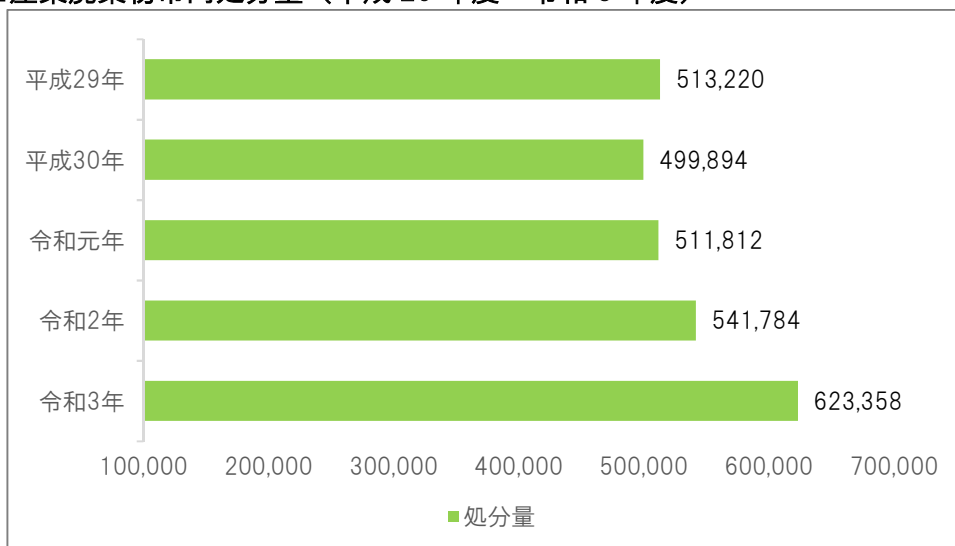
	埋立容量 (万 m ³)	当初計画の埋立期間	ごみの減量施策による埋立期間の延長予測	備考
1工区	約65	昭和61年～平成5年	—	平成5年に埋立完了 (ごみの減量施策前)
2工区	約274	平成5年～平成21年	平成5年～令和59年 (2077年)	現在埋立中 令和3年度末の埋立進捗率 (55.1%)
3工区	約39	平成21年～平成29年	令和60年～令和79年 (2078年) (2097年)	未着工

(2) 産業廃棄物

産業廃棄物とは、事業所の事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた 20 種類の廃棄物と特別管理産業廃棄物のことをいい、その処理責任は排出する事業者にある。

近年、経済成長や国民生活の向上に伴い、大量の産業廃棄物が排出され、環境省の調査によると、ここ数年の全国の産業廃棄物の総排出量は年間約 4 億トンとなっており、市内で処分される産業廃棄物の量は、近年増加傾向にある。

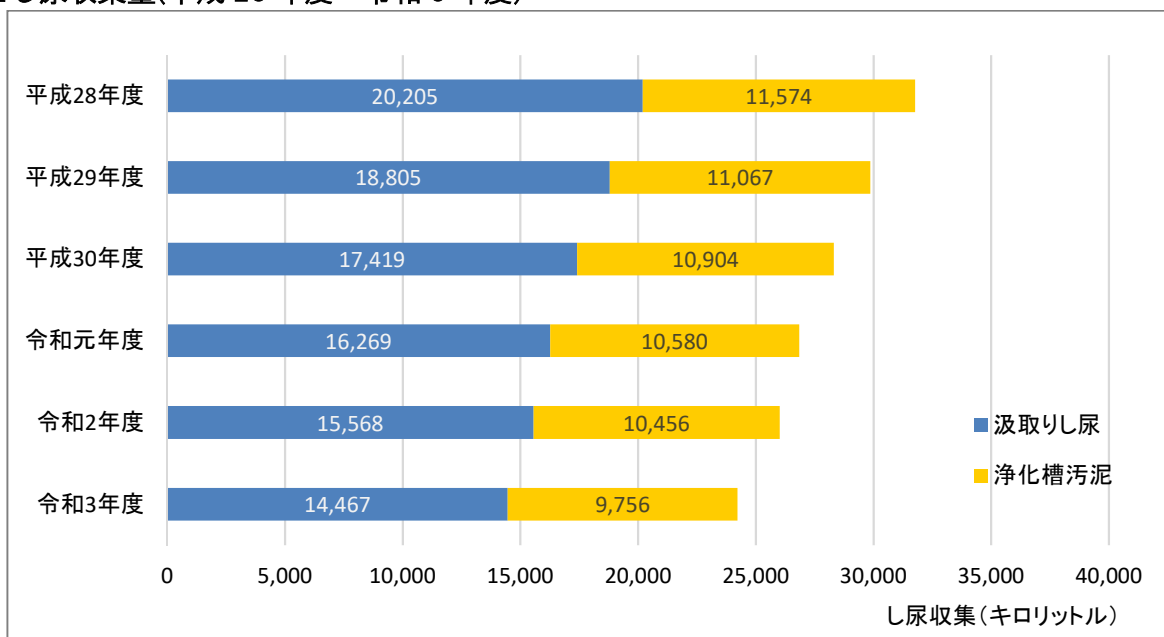
■産業廃棄物市内処分量（平成 29 年度～令和 3 年度）



(3) し尿処理

し尿処理量は、市町村合併に伴い一時増加したが、公共下水道等の普及に伴い平成 19 年度以降は年々減少傾向にある。

■し尿収集量(平成 28 年度～令和 3 年度)



2 長崎市の取組み

(1) 安全で効率的なごみの処理

ア 環境汚染防止

本市では、一般廃棄物処理事業に伴い、ごみの焼却施設、ごみの最終処分場、最終処分場からの浸出水処理施設及びし尿処理施設を有している。

これらの施設から排出される水質汚濁物質等の環境汚染物質については、公害関係法令及び廃棄物処理関係法令によって排出規制の適用を受けており、また、本市と施設周辺の住民との間で公害防止協定等を締結し、法令よりさらに厳しい基準値を定めている。

本市では、これらの法令等に基づき、定期的に放流水の水質等を測定し、その結果を取りまとめて地元住民へ報告するとともに、施設の維持管理を徹底し、環境汚染の防止に努めている。

イ 産業廃棄物処理に関する監視・指導

本市は、廃棄物処理法施行以来、保健所設置政令市として産業廃棄物の適正処理を推進すべく廃棄物処理業者に対する指導・監督、排出事業者に対する啓発等を行っているが、これら法の趣旨を遵守しながら、住民生活環境の保全を図り、循環型社会形成を実現するため、今後も積極的な廃棄物行政を推進する。

廃棄物の適正処理のためには、廃棄物処理業者はもとより、排出事業者が果たすべき役割は極めて重大であり、平成20年4月から新たに産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出義務化が排出事業者に課せられている。

今後も行政と排出事業者が連携を取り合い、生活環境や経済活動に支障をきたさないよう適正処理を推進していくことが大きな課題となっている。

ウ ごみ収集・運搬の効率化

ごみの収集は、市内の処理区域を直営区域と委託区域に区分し、ごみを8体系に分類して収集している。

直営区域の収集・運搬業務は、市内2カ所に設置している環境センターが行っている。

本市のごみ収集の特徴としては、地形的条件で車両通行範囲が限定される地域があり、これらの地域ではステーションに出されたごみを大かご、軽自動車等を使用した引出し作業による収集を行った上で、車両に積み込む方法を実施している。

(2) 不法投棄対策

廃棄物の減量化・再資源化を図るため、さまざまな規制が強化される一方、山林や道路脇などにごみを不法投棄する事例が後を絶たない。

これら不法投棄を防止するためには、監視を強化するとともに、早期に発見し対応することが重要となっている。

そのため、長崎市では、山間部など不法投棄が多発する場所の監視パトロールを強化したり、不法投棄専用の連絡窓口（不法投棄110番）を設置するなどの対策を行っている。

さらに、平成17年度からは、現職警察官の派遣を受け、特に悪質な不法投棄への対応や警察との連携強化を行っている。

第3章 自然環境

第1節 生物多様性

1 希少動植物の実態調査

ホタルの適切な観賞時期と場所を情報として広く市民に提供し、自然の恵みを楽しむとともに、環境保全、特に自然環境保全意識の高揚を図ることを目的として、「ながさきホタルの会」と協力し、5月中旬から6月初旬にかけて、市内36河川81地点でホタル飛翔調査を行い、ホタルマップ作成等を行っている。

長崎市では、平成12年4月に初版のレッドリスト（401種）を作成し、希少な野生動植物の保護と生息環境の保全及び市民意識の啓発を図るとともに開発等による影響からの回避を図っている。平成30年3月には、長崎市レッドリスト（570種）として最新のものに整理し公表した。一方で、外来種問題が地域固有の生物多様性に大きな脅威となっていることを踏まえ、平成27年2月に「長崎市の外来種リスト」を作成し、市内における外来種の実態を把握するとともに、外来種の問題に対する市民の理解と意識の高揚を図り、外来種の拡大抑制に努めている。

【参考】レッドリスト及びレッドデータブックについて

野生動植物の保全のためには、絶滅のおそれのある種を的確に把握し、一般への理解を広める必要があることから、環境省や地方自治体では、レッドリスト（絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）を作成・公表するとともに、これを基にしたレッドデータブック（絶滅のおそれのある野生生物の種について、それらの生息状況を取りまとめたもの）を刊行している。

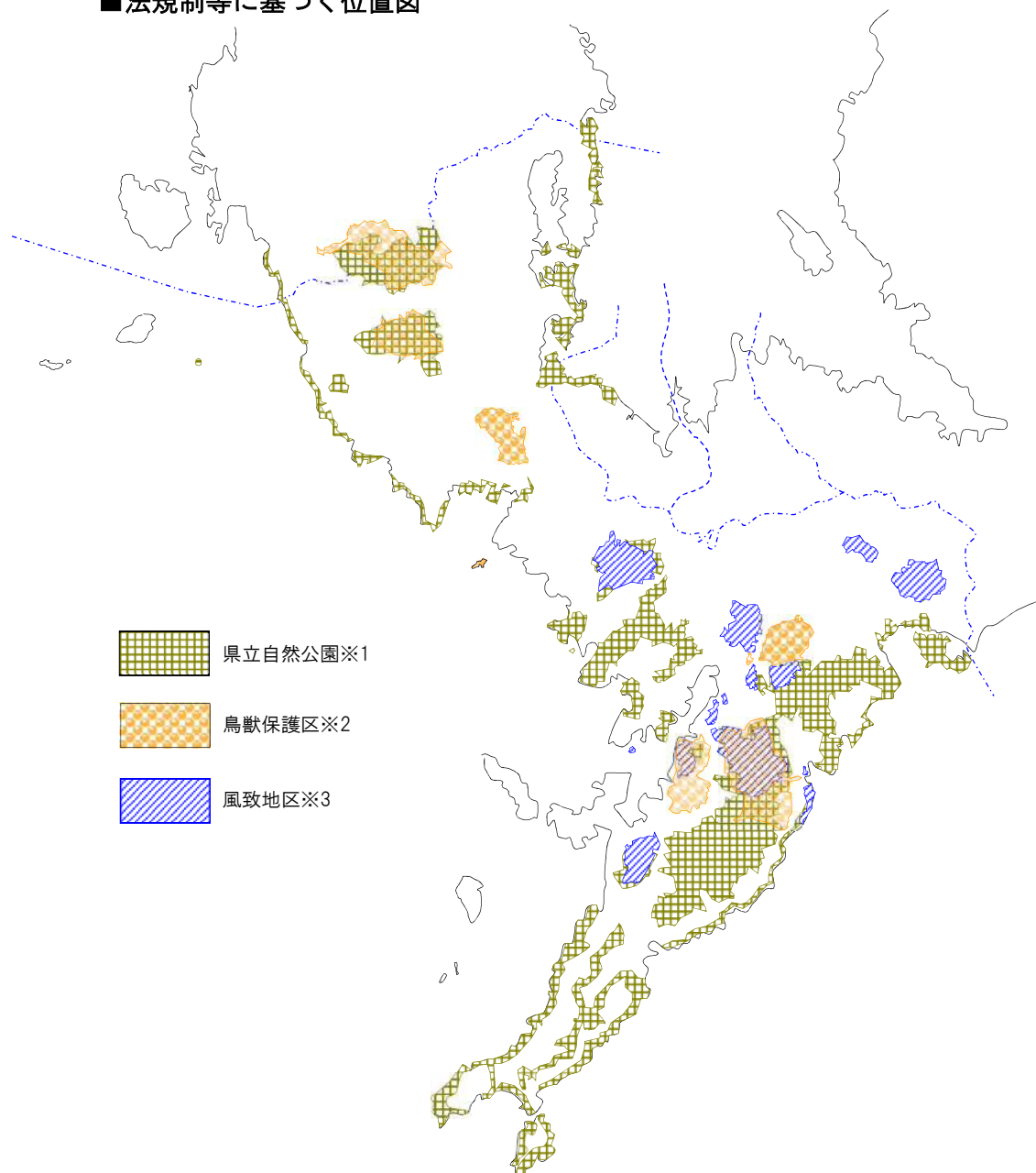
野生動植物の生息状況は常に変化しているため、レッドリスト及びレッドデータブックにおける評価は、定期的に見直すことが不可欠である。

■ 「長崎市レッドデータブック（平成12年4月）」の掲載希少種数との比較

分 類	長崎市レッドデータブック (平成12年4月)	長崎市レッドリスト (平成30年3月)
植 物	201 種	231 種
哺 乳 類	6 種	7 種
鳥 類	80 種	58 種
爬 虫 類	5 種	10 種
両 生 類	5 種	7 種
淡水性魚類	— 種	30 種
昆 虫 類	94 種	132 種
剣尾類・十脚甲殻類	— 種	22 種
淡水性貝類	— 種	73 種
水生生物	10 種	— 種
合 計	401 種	570 種

※ 平成29年度から水生生物の分類を細別し、淡水性魚類、剣尾類・十脚甲殻類、淡水性貝類に変更した。

■法規制等に基づく位置図



※1 県立自然公園・・・長崎県立自然公園条例に基づき、すぐれた自然の風景地であって、特別地域、海中公園地区及び普通地域が指定されている（国立公園及び国定公園の区域を除く。）。これらの地域では、開発等の行為について一定の制限がある。本市内には、普通地域の野母半島県立公園、西彼杵半島県立公園及び大村湾県立公園がある。

※2 鳥獣保護区・・・「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく鳥獣保護管理事業計画において定められた鳥獣の保護繁殖のための区域。区域内では鳥獣の捕獲が禁止されている。

※3 風致地区・・・都市計画法に基づく地域指定の一種であり、都市計画区域内に存在する樹林地やこれと一体となった水辺地等自然的環境の豊かさを維持するための地区。地区内では、開発等の行為について一定の制限がある。本市内には、南山手風致地区等が計14ヶ所2,079.3haある。

2 鳥獣保護

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）」に基づき、愛玩飼養のための鳥獣の捕獲及び飼養に係る許可業務を行っている（平成19年度から愛玩飼養鳥獣はメジロのみとなっていたが、平成24年度からメジロについても原則捕獲禁止となった）。

■ 鳥獣の捕獲・飼養許可件数（令和3年度末現在）

捕獲許可		メジロ	0件
飼養許可	新規	メジロ	0件
		メジロ	1件
	更新	メジロ	0件
		メジロ	0件
		メジロ	0件
再交付	メジロ	0件	
	メジロ	0件	

3 相川町馬乗川平休耕田自然再生事業

長崎市相川町にある面積約6,000㎡の馬乗川平休耕田は、相川川流域にあり生物の生息環境として非常に価値の高い場所である。

事実、長崎市レッドデータブックに掲載されるニホンアカガエル、カスミサンショウウオ、ヘイケボタルなどの希少種の市内最大の生息地であったが、耕作がやめられた結果、次第に乾地化が進み、希少種の絶滅が危惧されることとなったため、平成16年度から地元自治会に委託し、常時湛水型のビオトープ（生物生息空間）として、専門家の助言をいただきながら、適切な維持管理を次のとおり行っている。

令和3年 4月 ～ 5月 畦の草刈、外来種駆除、日常点検

6月 ～ 7月 畦の草刈、日常点検

※6～7月にかけては、ヘイケボタルの繁殖のために草刈りなどの過剰な作業は中止している。

8月 ～ 10月 畦の草刈、畦補修（イノシシ被害）、日常点検、ガマの草刈（抜根）、

11月 ～ 12月 畦づくり・草刈、畦補修（イノシシ被害）、日常点検

1月 ～ 3月 畦づくり、畦補修（イノシシ被害）、日常点検

※ニホンアカガエルの産卵の時期の1月の水田内の作業は控えている。

第2節 自然とのふれあい

1 現況

市民が森林に親しみ、憩い、自然を体験する場を提供するために「市民ふれあいの森」として、「長崎市民の森」、「日見金比羅の森」、「三ツ山の森」、「岩屋山の森」、「戸石金比羅の森」の5地区を指定し、施設整備や森林整備を行い、また、いこいの里では、棚田や式見村往還、炭焼窯跡等多様な自然環境を持つ里山再生を進めるなど、歴史的資源及び森林資源の整備・充実と保健休養の場の充実を図っている。さらに、施設の有効利用や森林への理解を深めてもらうため、自然観察会や木工教室等の体験学習を通して、市民に自然と親しむ機会を提供している。平成28年3月には、子どもたちや多くの市民が様々な機会を通じて、長崎市が誇る自然の風景（山、海域、河川、湿原）、地形・地質、希少動植物など豊かな自然にふれあうことにより、自然への理解、環境意識の啓発、自発的自然保護を図るための情報誌（長崎市自然環境ガイドブック）を作成し、長崎市内の全小中学校および高等学校等へ配布した。

また、平成16年度に休耕田をビオトープとして整備した相川町馬乗川平休耕田周辺の自然を引き続き維持管理している。その他、学校でも小学校(4校)、大学(1大学)で、公共施設・公園等では6箇所においてビオトープが維持管理されており、自然とのふれあいの場の提供などによる自然体験を通じた市民の自然保護思想の普及が図られている。

■ビオトープを維持管理している小学校等

小学校	大学	公共施設・公園等
伊良林小学校 旧川平小学校※ 大園小学校 日見小学校	長崎大学	相川町馬乗川平休耕田 黒崎永田湿地自然公園 長崎ペンギン水族館ビオトープ 川原大池公園 西部下水処理場ビオトープ 本河内高部水源地ビオトープ

※令和元年度末に廃校したが、その後は西浦上小学校が管理している。

2 長崎市の取組み

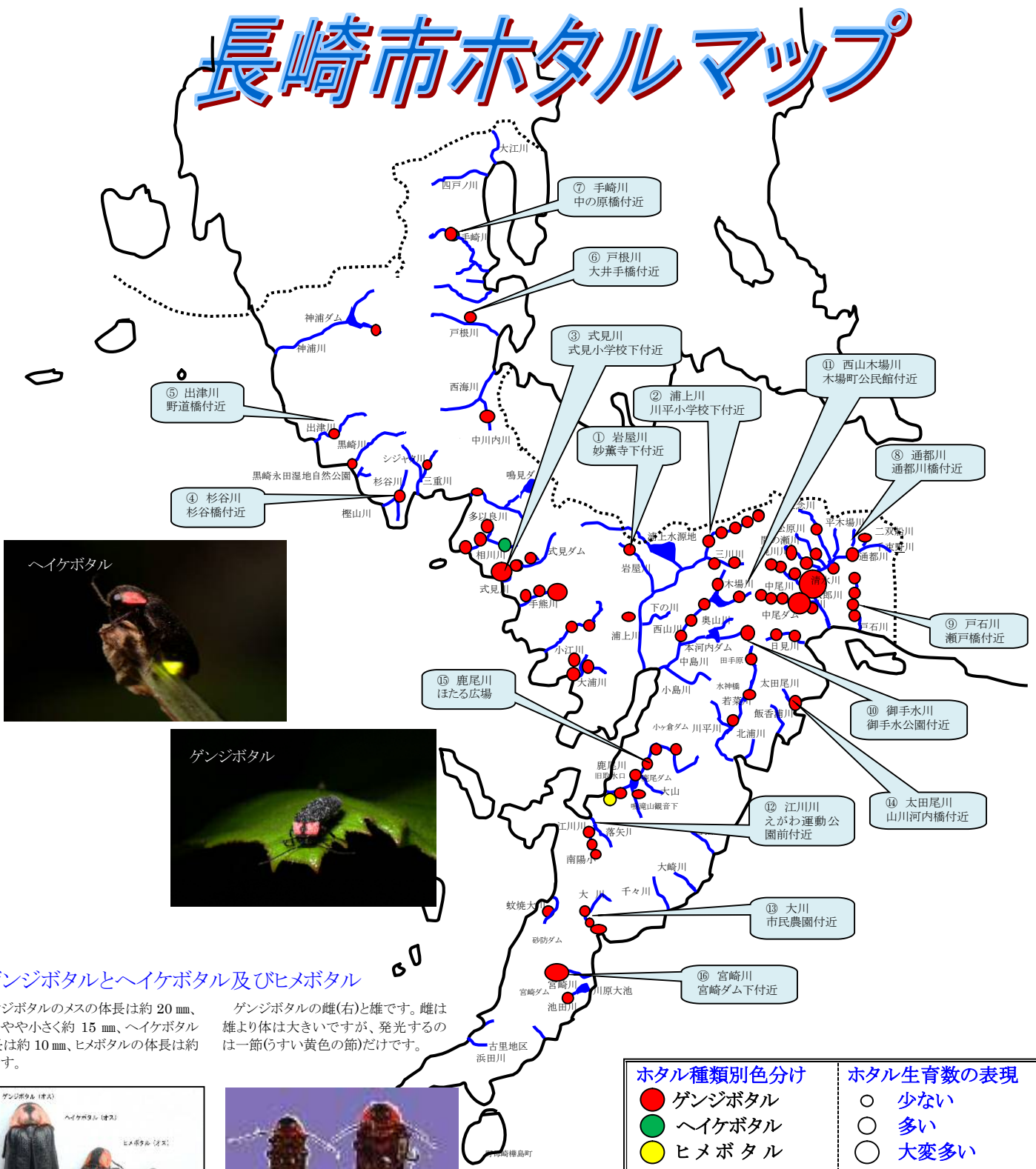
(1) ホタルの飛翔状況調査

自然環境保全の啓発のため、「ながさきホタルの会」と協力し、5月中旬から6月初旬にかけて、市内36河川81地点でホタル飛翔調査を行い、ホタルマップ作成等を行った。

■令和3年度 主な飛翔地点における調査結果

NO.	河川名	調査地点	ホタル飛翔数	調査日
①	岩屋川	妙薫寺下付近	1	6月10日
②	浦上川	川平小学校下	5	5月25日
③	式見川	式見小学校下付近	7	5月25日
④	杉谷川	杉谷橋付近	30	5月25日
⑤	出津川	野道橋付近	5	5月25日
⑥	戸根川	大井手橋付近	20	5月25日
⑦	手崎川	中の原橋付近	50	5月25日
⑧	通都川	通都川橋付近	50	5月9日
⑨	戸石川	瀬戸橋付近	2	5月23日
⑩	御手水川	御手水公園付近	20	5月31日
⑪	西山木場川	木場町公民館付近	30	5月31日
⑫	江川川	えがわ運動公園前付近	5	5月18日
⑬	大川	市民農園付近	50	5月31日
⑭	太田尾川	山川河内橋付近	5	5月25日
⑮	鹿尾川	ほたる広場	5	5月21日
⑯	宮崎川	宮崎ダム下付近	50	5月10日

長崎市ホタルマップ



▽ゲンジボタルとヘイケボタル及びヒメボタル

ゲンジボタルのメスの体長は約 20 mm、オスはやや小さく約 15 mm、ヘイケボタルの体長は約 10 mm、ヒメボタルの体長は約 5 mmです。

ゲンジボタルの雌(右)と雄です。雌は雄より体は大きいですが、発光するのは一節(うすい黄色の節)だけです。



●観察の本3 ホタル ●著者 矢島 稔・萩野 昭 ●発行者 今村 廣 より

ホタル種類別色分け	ホタル生育数の表現
● ゲンジボタル	○ 少ない
● ヘイケボタル	○ 多い
● ヒメボタル	○ 大変多い

調査期間: ゲンジボタル 令和3年5月中旬～6月上旬
ヘイケボタル 令和3年6月中旬～7月上旬

この調査は、「ながさきホタルの会」と共同して長崎市が実施しました。また、市民の方からも通都川、宮崎川などの目撃情報をいただきました。ご協力ありがとうございました。

※ホタルの発生時期や発生数は年によって異なります。この地図に記載した場所以外にもホタルは生息しています。

第4章 都市環境

第1節 まちづくり

1 現状と課題

(1) 人と環境に配慮したまちづくり

長崎市では、特定の地域や道路に車が集中することにより、主要道路の一部では、朝夕の交通渋滞が生じているため、道路交通網の整備や公共交通の利用促進を図り、環境への負荷を軽減する必要がある。

そのため、持続可能な低炭素社会の実現に向け、立地適正化計画に基づき市街化区域内の安全・安心で暮らしやすい場所に居住誘導区域を定め、適正に居住機能や都市機能を誘導するとともに、周辺地区との公共交通ネットワークの保持を図り、あわせてバス空白地域の解消、車両や歩行者空間のバリアフリー化などが課題である。

(2) 地域の特徴を活かした景観まちづくり

長崎のまちは、鎖国時代には海外に開かれた窓口として栄え、開国後も外国人居留地が設けられるなど特異な歴史と文化を育んできた。さらにリアス式地形による緑の丘に囲まれた天然の良港や、山の斜面に沿って建てられた住宅なども長崎の景観の特徴である。

(3) 清潔で心地よいまちづくり

長崎市は、歴史的な国際観光都市として毎年多くの人々が訪れているが、一部では、ごみ等の散乱により、まちの美観が損なわれている。

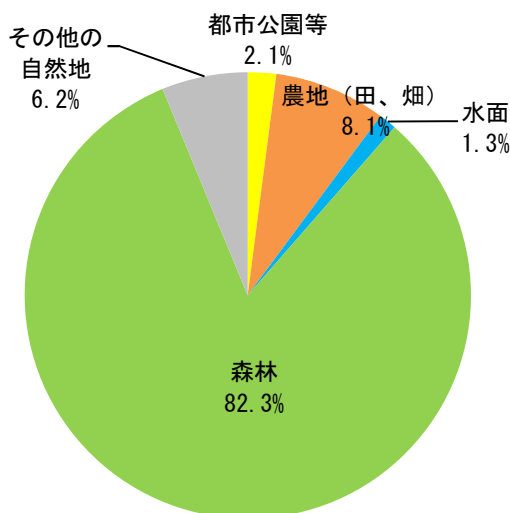
国際観光都市として、環境美化に対する市民意識の高揚や「長崎市ごみの散乱の防止及び喫煙の制限に関する条例」の周知、市民、事業者と市役所との協働による清掃活動の展開等が課題である。

(4) 緑地の現況

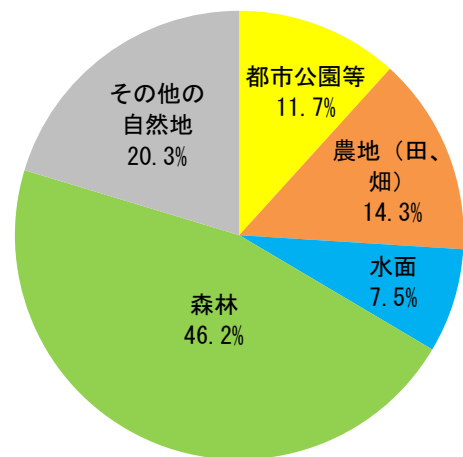
緑地は、多様な生態系を健全に維持していくために大きな役割を持つ。また、人は緑とふれあい、共生することによって、健康で豊かな心を育むことができる。

本市の緑の現況量は、市全体では78.8%、市街化区域では20.7%となっている。また、緑の内訳については次の通りである。

市全域



市街化区域



	線引き都市計画区域 (注1)(注2)				非線引き都市 計画区域(注5)		都市計画 区域外		長崎市全域	
	市街化区域(注3) (6,268ha)		市街化調整区域 (注4)(18,342ha)		(3,638ha)		(12,338ha)		(40,586ha)	
	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)
都市公園等	151.64	2.4	204.81	1.1	55.27	1.5	84.23	0.7	495.95	1.2
田	16.3	0.3	57.9	0.3	99.8	2.7	75.45	0.6	249.45	0.6
畑	168.6	2.7	1,212.2	6.6	356.5	9.8	615.01	5.0	2,352.31	5.8
森林	597.4	9.5	14,449.1	78.8	1,808.6	49.7	9,635.70	78.1	26,490.8	65.3
水面	97.2	1.6	170.9	0.9	46.6	1.3	99.57	0.8	414.27	1.0
その他の 自然地	263.1	4.2	875.9	4.8	308.8	8.5	558.70	4.5	2,006.5	4.9
緑の現況量	1,294.24	20.7	16,970.81	92.5	2,675.57	73.5	11,068.66	89.7	32,009.3	78.8

[都市公園等は令和4年4月1日時点、田・畑・森林等について、線引き都市計画区域は令和3年度都市計画基礎調査(注6)から、非線引き都市計画区域及び都市計画区域外は平成26年度都市計画基礎調査(注6)の結果からそれぞれ引用]

- (注1) 線引き都市計画区域・・・市街化区域と市街化調整区域の区域区分を定めている都市計画区域
- (注2) 都市計画区域・・・・・・・・市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域
- (注3) 市街化区域・・・・・・・・都市計画法に基づく都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域
- (注4) 市街化調整区域・・・・・・・・都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域
- (注5) 非線引き都市計画区域・・・市街化区域と市街化調整区域の区域区分が定められていない都市計画区域
- (注6) 都市計画基礎調査・・・・・・・・都市の現状と動向を把握し、現状分析、課題の把握、将来予測、計画の立案を行うための調査で概ね5年ごとに実施

2 長崎市の取組み

(1) 環境に配慮したまちづくり

ア 道路の整備

長崎市は、その地形的な制約から都心に路線が集中する一点集中型の幹線道路網となっており、過去には九州でも有数の交通渋滞が日常的に発生してきたところである。

そのため、本市では国・県などと連携を図りながら、放射環状型幹線道路網の整備に取り組んできたところであるが、その整備はまだ十分とは言えず、今日でも主要道路において、朝夕を中心に交通渋滞が発生している状況にある。

そこで、今後も交通渋滞の解消に向けて、本市の道路整備を進めるとともに、国道・県道についても早期整備が図られるよう、要望を行っていく。

イ 公共交通の利用促進

自動車中心のライフスタイルからの脱却を図るため、鉄道からバスなどへの乗継ぎの利便性向上、バスや乗合タクシー等の路線網やダイヤの改善、低床電車の導入などにより公共交通の利用を促進することで、自家用車利用による温室効果ガスの排出量の削減を図っている。

(2) 地域の特徴を生かした景観まちづくり

ア 景観形成重点地区の指定

本市の山や海岸線、溪流部は、優れた自然景観を有している。また、天然記念物に指定された社寺林や屋敷林が多く残されている。

景観行政としては、昭和63年に制定した「長崎市都市景観条例」及び平成2年に策定した「長崎市都市景観基本計画」に基づき、良好な景観づくりに取り組んできた。その後、景観法の施行及び合併による市域の拡大など、景観を取り巻く環境が大きく変化したことから、平成23年に前条例を「長崎市景観条例」に改正するとともに、「長崎市景観基本計画」及び「長崎市景観計画」を策定し、長崎市全域を景観計画区域に定め、歴史・文化を背景とした特徴的な景観を有し、特に景観形成が求められる地区を「景観形成重点地区」に指定している。

■景観形成重点地区指定状況

地区名	指定年月日	指定面積 (ha)
東山手・南山手地区	平成23年4月1日	約 80
中島川・寺町地区	平成23年4月1日	約 69
平和公園地区	平成23年4月1日	約 86
館内・新地地区	平成23年4月1日	約 7
外海地区	平成24年4月1日	約 995
深堀地区	平成24年4月1日	約 46
高島北溪井坑跡地区	平成26年4月1日	約 6

イ 夜間景観の整備

「世界新三大夜景」、「日本新三大夜景」に認定された長崎の夜景の更なる魅力向上を図るため、平成29年に策定した環長崎港夜間景観向上基本計画に基づき、「遠景の夜景みがき」と「中・近景の夜間景観づくり」の2つの視点で夜間景観の整備を進めている。

ウ 電線類の地中化

電線類の地中化については、道路の地下空間を有効に利用することにより、安全で快適な通行空間の確保、都市災害の防止、都市景観の向上等の観点から、地域との調和を図りつつ推進している。

■電線類地中化事業

第1期電線類地中化計画	昭和61年度～平成2年度
第2期電線類地中化計画	平成3年度～平成6年度
第3期電線類地中化計画	平成7年度～平成10年度
新電線類地中化計画	平成11年度～平成15年度
無電柱化推進計画	平成16年度～平成20年度
無電柱化に係るガイドライン	平成21年度～平成29年度
無電柱化推進計画	平成30年度～令和2年度
無電柱化推進計画	令和3年度～令和7年度

エ 歴史を生かしたまちづくりの推進

長崎市固有の歴史的風致を守り育て、次世代へと継承していくことを目的として令和2年3月に国の認定を受けた長崎市歴史的風致維持向上計画に基づき、「歴史・伝統を守り、磨き、生かすことで、営みと賑わいが共生するまち」を目指し、東山手・南山手地区において重点的に歴史を生かしたまちづくりを進めている。

(3) 清潔で心地よいまちづくり

ごみのポイ捨てと屋外の公共の場での喫煙を禁止し、環境美化と快適な生活環境づくりを目的として、「長崎市空き缶等の散乱防止及び再資源化の推進に関する条例」を一部改正し、平成21年4月1日に「長崎市ごみの散乱の防止及び喫煙の制限に関する条例」を施行した。

空き缶等の散乱防止対策としても、道路・公園・河川・海岸等地域の清掃活動に対する支援、ポイ捨て・喫煙禁止地区のパトロール、市民大清掃、アダプトプログラムの手法を活用した市民協働環境美化推進事業などに取り組んでいる。

(4) 緑豊かなまちづくり

長崎市では、樹木植栽や屋上緑化などの民有地の緑化に対する補助制度を実施してきたが、制度の利用者がもともと緑化に興味がある市民に限定されるなど、申請件数の増加が見られなかったことから、令和2年度をもって同制度を廃止した。今後は、SNSを活用した緑化の魅力の発信や、園芸講習等による緑化に係る周知の場の提供など、若い世代を含めた幅広い世代の自発的な環境行動を促すため、より積極的に緑化の啓発に取り組んでいく。

第2節 文化遺産

1 文化財

本市には国宝が3件、国指定重要文化財が32件、国指定重要無形民俗文化財が1件、国指定史跡が9件、国選定重要伝統的建造物群保存地区が2件あるなど、計255件の指定文化財が所在している。(令和4年3月31日時点)

長崎らしさのひとつである様々な歴史的文化的遺産を環境資源として理解を得るとともに、保存・復元・活用し、将来へ引き継ぐ取組みを積極的に推進している。

(1) 「出島和蘭商館跡」復元整備事業

平成8年3月に策定した復元整備計画及び平成28年3月に策定した保存活用計画に基づき、出島復元整備事業に取り組んでいる。

事業概要			
史跡「出島和蘭商館跡」復元整備事業 【平成8年度事業着手】	○出島の建造物の復元 第Ⅰ期工事 (平成12年3月復元)	・ヘトル部屋(商館長次席の居宅) ・料理部屋 ・一番船船頭部屋 ・一番蔵 ・二番蔵(貿易館)	} 第Ⅰ期工事
	第Ⅱ期工事 (平成18年3月復元)	・カピタン部屋(商館長の居宅) ・乙名部屋 ・三番蔵 ・拝礼筆者蘭人部屋(蘭学館) ・水門	} 第Ⅱ期工事
	第Ⅲ期工事 (平成28年10月復元)	・乙名詰所 ・筆者蘭人部屋 ・組頭部屋 ・十四番蔵 ・銅蔵 ・十六番蔵	} 第Ⅲ期工事
	○明治期等の建物の展示活用	・旧石倉(考古館):出土遺物や石垣復元整備について紹介。 ・新石倉:出島シアターとして、映像による出島の歴史を案内。 ・旧出島神学校:1階は展示室、2階は事務室として活用。 ・旧長崎内外クラブ:1階はレストラン、2階は展示室として活用。	
	○その他の整備	・史跡内民有地の完全公有化(平成14年3月) ・南側護岸石垣の顕在化(平成18年3月) ・南側・西側練塀の整備(平成18年3月) ・史跡内のゾーン化:新たな施設「出島」としてリニューアルオープン(平成18年4月) ・出島表門橋架橋(平成29年11月)	

(2) 伝統的建造物群保存地区

異国情緒豊かな町並みが形成されている東山手地区と南山手地区の「伝統的建造物群保存地区」の整備については、令和3年度は、東山手・南山手地区にある伝統的建造物等の保存整備及び保存修理に対する補助を行った。

(3) 文化財建造物の整備

国指定重要文化財旧長崎英国領事館の保存修理、耐震工事を実施した。(平成27~令和7年度を予定)また民間所有の文化財建造物の保存整備に対する補助を行った。

2 伝統文化の継承と新たな文化の創造

長崎市では、年間をとおしてさまざまな祭りや伝統行事が開催されている。380余年の歴史と伝統を誇る諏訪神社の秋の大祭「長崎くんち」や、長崎の冬の一大風物詩「長崎ラントンフェスティバル」、お盆の伝統行事「精霊流し」など、西洋文化や中国文化の影響により、賑やかで華やかなものが多いのが特徴である。

また、伝統的な芸術・文化に次世代を担う子供たちが実際に触れ、体験することで、その素晴らしさを感じてもらうことを目的として、伝統文化を体験する教室を実施している。

令和3年度においては、「日本舞踊体験教室」、「箏画体験教室」、「いけばな体験教室」を実施した。

3 世界遺産

長崎市は、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」と「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の2つの世界遺産があるまちである。

今後は、構成資産等を適切に保存するとともに、学習資源、観光資源として活用し、後世に受け継いでいく。

「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」

我が国が幕末から明治期のわずか半世紀という短期間のうちに、西洋の技術を取り入れ、伝統的な日本文化と融合し、国内の需要や社会的伝統に合わせて改善・改良され、産業革命を成し遂げたことは、世界史のなかでも特筆すべき出来事である。そして、この明治期の産業革命は、我が国が『ものづくり大国』となる基礎となった。平成27年7月に世界文化遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産」は、この特筆すべき出来事を、「製鉄・製鋼」、「造船」、「石炭産業」の3つの分野において現存する資産（遺構や施設など）で証明している。資産は、8県11市に所在する23資産で構成され、このうち長崎市には、「造船」と「石炭産業」に関する8つの資産がある。

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」

16世紀に日本に伝えられたキリスト教が、江戸幕府が行った禁教政策により2世紀以上に渡る宣教師不在の間も、神道や仏教といった在来の宗教を装いながら、信仰が継承されてきた。平成30年に世界文化遺産に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」はこの我が国独特の文化的伝統を長崎県及び熊本県内の6市2町にまたがる12の資産で証明している。長崎市には、「外海の出津集落」、「外海の大野集落」、「大浦天主堂」の3つの構成資産がある。

第5章 地球環境

第1節 低炭素社会

1 地球温暖化

本市では、地球温暖化が21世紀中、人類共通の最も重要な環境問題の一つとなっていることから、市民・市民団体・事業所と行政が一体となり、市域全体での温室効果ガス削減の具体的取組みを推進するために、平成21年3月に「長崎市地球温暖化対策実行計画」を策定し、令和4年3月の改訂の際、「長崎市地球温暖化対策実行計画【市域編（区域施策編）】」及び「長崎市地球温暖化対策実行計画【市役所編（事務事業編）】」へと変更し、2050年カーボンニュートラルの実現を目指し、更なる取組みの強化・加速化を図ることとなった。

また、同計画の進捗管理、関係機関との連絡・調整を行うため、公募の市民、関係団体の代表者、学識経験のある者、地球温暖化防止活動推進センターの役員等を委員とする「長崎市地球温暖化対策実行計画協議会」を平成21年8月に設置した。

併せて、長崎市地球温暖化対策実行計画に定める4つの中期削減戦略の具現化に向け、令和4年3月には、令和4年度から令和7年度までの4年間における「重点アクションプログラム」を策定した。

(1) 長崎市域の二酸化炭素及び温室効果ガス削減目標

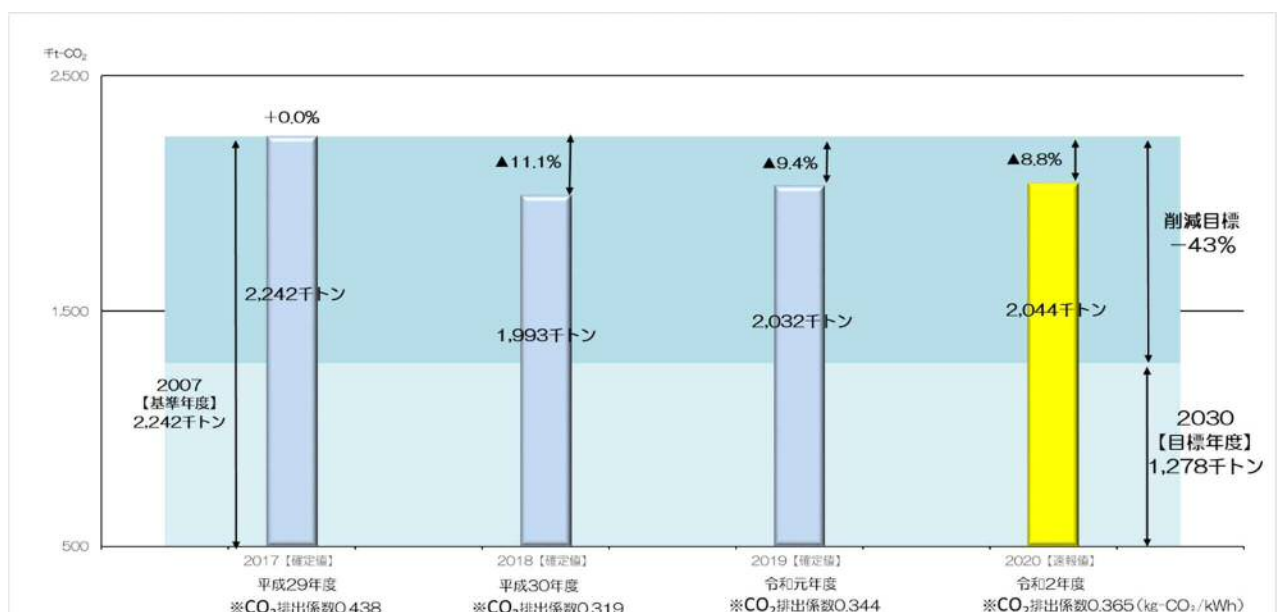
長崎市では、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく地方公共団体実行計画として策定した「長崎市地球温暖化対策実行計画（平成21年3月策定・平成29年2月改訂）」において、中・長期目標として市域における温室効果ガス排出量の削減目標を、2030（令和12）年度までに、基準年の2007（平成19）年度比で43%削減することとしている。

(2) 長崎市域における温室効果ガス排出量の推移

2020（令和2）年度の温室効果ガス排出量（速報値）は、2,044千トンである。これは基準年である2007（平成19）年度と比較すると約8.8%減少し、前年度（2019年度）と比較すると0.6%増加している。

減少の要因は、発電電力1kWh当たりの二酸化炭素排出量を示す排出係数の改善及び長崎市域のエネルギー消費量の減少などによるものと考えられる。

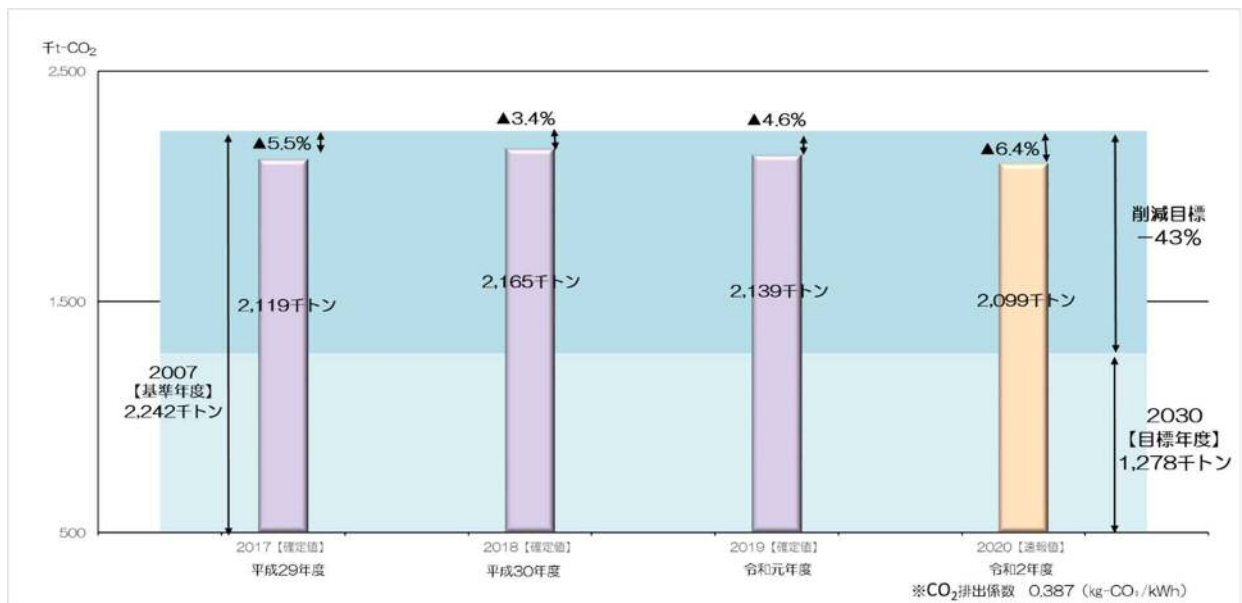
■長崎市域の温室効果ガス排出量



2011年3月の東日本大震災以降、発電の電源構成の変動によって、CO₂排出係数が増加し、温室効果ガス排出量が増加傾向を示していたが、2013（平成25）年度をピークにCO₂排出係数の改善に伴い減少傾向を示しており、CO₂排出係数が特に小さくなった2018（平成30）年度には、200万トンを下回った。

また、CO₂排出係数の影響を除き、市民・事業者・行政が取組んだ温暖化対策の状況を把握するために、東日本大震災前の2007年度のCO₂排出係数を使用して温室効果ガス排出量を算出（以下、「【効果指標値】」という。）したところ、基準年度（2007年度）比6.4%減少している。

■長崎市域の温室効果ガス排出量【効果指標値】

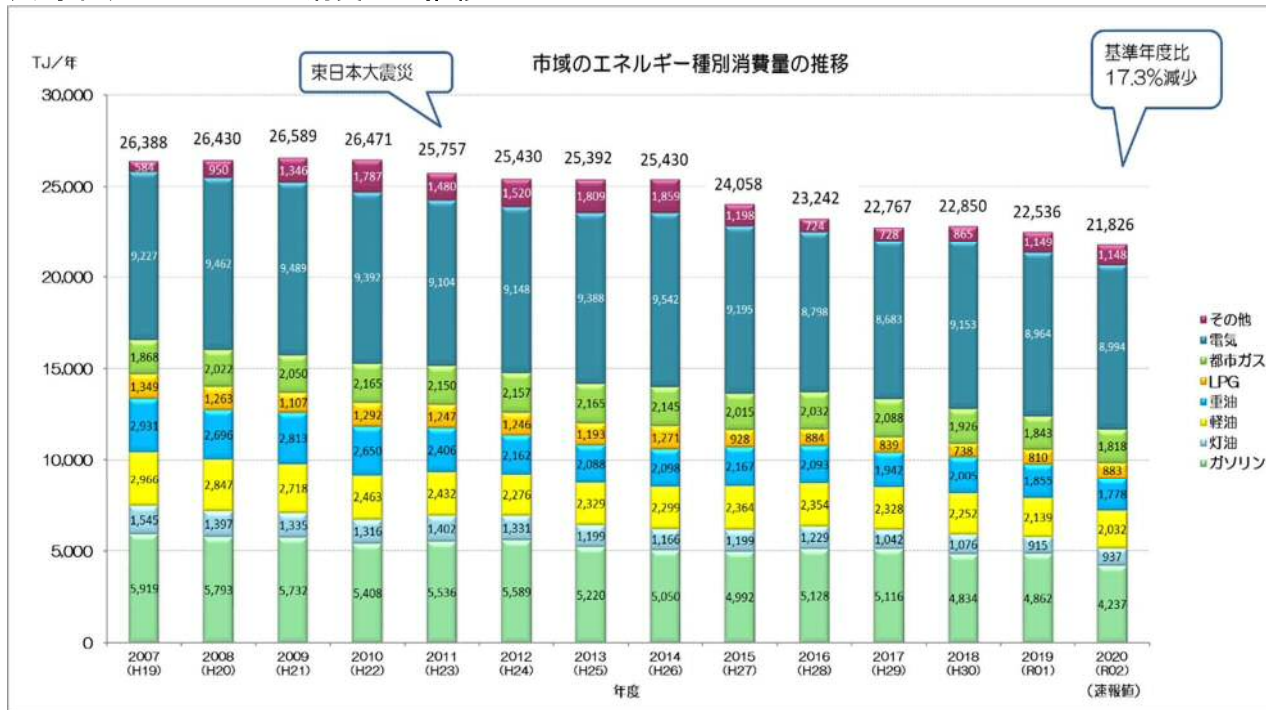


(3) 長崎市域のエネルギー消費量の推移

長崎市域の温室効果ガス排出量は、CO₂排出係数に大きく左右されることから、削減対策の効果を把握するため、二酸化炭素排出量の基となる活動量を熱量に換算したエネルギー消費量(TJ/年)を、代替指標として取りまとめた。長崎市全体のエネルギー消費量(TJ/年)の推移をみると、2009(平成21)年度から概ね減少傾向を示している。

なお、2020(令和2)年度のエネルギー消費量は21,826TJ/年だった。これは2007年度比17.3%削減している結果となっていることから、温室効果ガスの削減対策は順調に進んでいるものと考えられる。

■長崎市域のエネルギー消費量の推移



2 国際協力

本市は、地球環境保全のため(一財)自治体国際化協会（C L A I R）や(独法)国際協力機構（J I C A）が実施する国際協力事業と連携することにより、海外の自治体の行政資質の向上、技術力の向上、人材の育成に資するとともに、本市と海外の自治体との友好協力関係の増進を図っている。

【事業例】

- ・自治体国際協力専門家派遣事業（(一財)自治体国際化協会）
- ・草の根技術協力事業（(独法)国際協力機構）

日本のNGO、大学、地方公共団体などが持つ経験・技術を生かした途上国への協力活動をJICAが支援し、共同で実施する事業で、平成22年より実施している。草の根協力支援型、草の根パートナー型、地域提案型の3種類がある。

< JICA草の根技術協力事業（地域提案型） >

実施年度	国名	案件名	提案自治体	実施団体	JICA担当機関
H25～H28	インドネシア	南ジャカルタにおける持続可能な地域づくり活動のための地域ネットワーク構築事業 —河川を核として—	長崎市	長崎大学、長崎総合科学大学、熊本県立大学、ながさきエコネット、事業者等	JICA九州

平成28年度で、第2期の上記事業が終了し、平成29年度からは、生活系廃棄物の地域処理をテーマとして次期プロジェクトに向けた計画の検討を大学や関係団体と行っている。

第2節 エネルギー対策

地球温暖化を防止するためには、限りあるエネルギー資源を大切に利用する必要があることから、さらなる省エネルギーへの取組みと太陽光などの再生可能エネルギーの導入の促進が重要な課題となっている。

1 省エネルギー

(1) 地球温暖化対策

長崎市では、省エネルギーの推進による温室効果ガス削減を図るため、省エネルギー機器の導入や更新などに取り組んでいる。

■次世代自動車導入状況

	次世代自動車			
	電気自動車		ハイブリッド車	
	実績	累計	実績	累計
平成21年度	—	—	3台	3台
平成22年度	2台	2台	2台	5台
平成23年度	1台	3台	2台	7台
平成24年度	1台	4台	—	7台
平成25年度	1台	5台	—	7台
平成26年度	1台	6台	—	7台
平成27年度	1台	7台	—	7台
平成28年度	1台	8台	—	7台
平成29年度	—	8台	1台	8台
平成30年度	1台	9台	—	8台
令和元年度	1台	10台	1台	9台
令和2年度	1台	11台	—	9台
令和3年度	6台	17台	—	9台

【参考】

- 次世代自動車1台の導入で期待される二酸化炭素削減効果

電気自動車 : 約 1.27 t-CO₂/年

(2) 長崎市節電対策

長崎市ではこれまでも、温室効果ガス削減を目的とした節電対策に取り組んできているが、東日本大震災に伴う厳しい電力需給の状況を受け、長崎市役所としても、より一層の節電に取り組むため、庁内に「長崎市節電連絡会議」を設置し、「長崎市節電対策基本方針」及び「節電対策実施要領」に基づく節電対策を、夏（7月から9月末）と冬（12月から3月末）の期間において実施した。

■夏の節電対策

	平成22年度 (基準年)	令和2年度		令和3年度	
	電力使用量 (kWh)	電力使用量 (kWh)	22年度比 (%)	電力使用量 (kWh)	22年度比 (%)
7月～9月	1,554,201	1,348,445	▲13.2	1,461,695	▲6.0

■冬の節電対策

	平成22年度 (基準年)	令和2年度		令和3年度	
	電力使用量 (kWh)	電力使用量 (kWh)	22年度比 (%)	電力使用量 (kWh)	22年度比 (%)
12月～3月	1,591,286	1,532,351	▲3.7	1,516,493	▲4.7

2 再生可能エネルギー

長崎市は、平成23年平和宣言において、「たとえ長時間を要したとしても原子力にかわる再生可能エネルギーの開発を進める。」ことの必要性を広く表明しており、より安全で環境にやさしく、温室効果ガスの排出量が少ない、地域資源としての再生可能エネルギーの利活用を基本に、平成25年度から新たな取組みとして、「ながさきソーラーネットプロジェクト」を掲げ、市民、事業者、行政などが連携する取組みを進めている。

3 地域エネルギー事業

再生可能エネルギーの地産地消を推進し、CO₂削減を図るとともに、新たな脱炭素事業を創出することで、地域内資金循環を促し、雇用の創出や地域活性化につながる脱炭素なまちづくりを推進するため、市と民間企業が出資して「株式会社ながさきサステナエナジー」を設立した。令和2年12月から公共施設への電力供給を開始し、令和3年1月1日より長崎市西工場、2月1日より長崎市東工場、三京メガソーラーからの電力購入を開始し、エネルギーの地産地消の仕組みが確立され、CO₂削減及びエネルギーの地産地消が図られた。

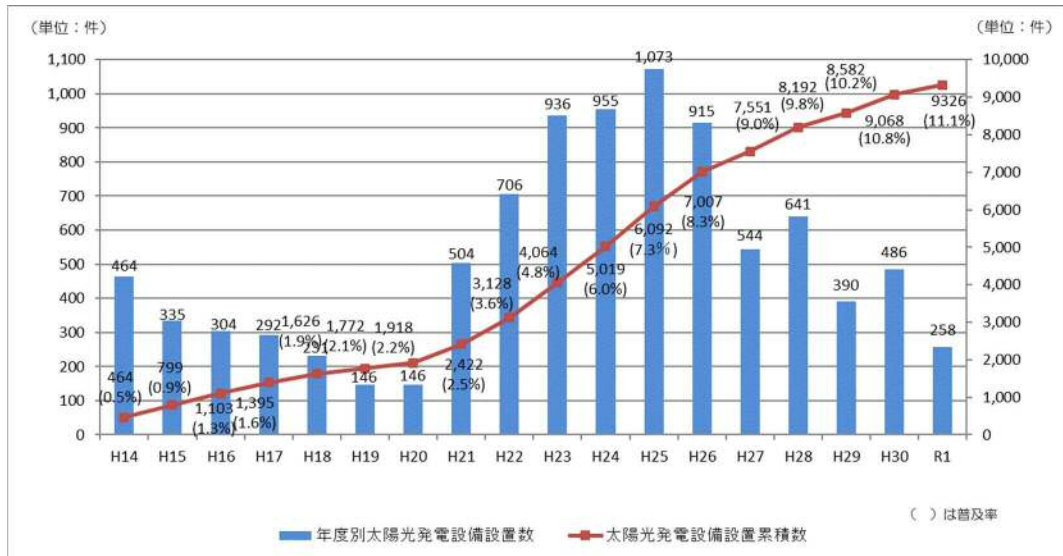
■太陽光発電設備の公共施設設置状況一覧

	設置年度	施設名	施設目的	モジュール	供用時期
1	H12	ペンギン水族館	観光施設	5 kW	平成13年1月
2	H13	北消防署	消防施設	10 kW	平成14年3月
3	H14	片淵中学校	学校施設	20 kW	平成15年2月
4		岩屋地区ふれあいセンター	福祉施設	3 kW	平成15年4月
5		三重地区市民センター	公共施設	10 kW	平成15年4月
6		稲佐地域コミュニティ消防センター	消防施設	3 kW	平成15年4月
7	H15	桜町小学校	学校施設	20 kW	平成16年1月
8		橘地区ふれあいセンター	福祉施設	3 kW	平成16年4月
9		山里地区ふれあいセンター	福祉施設	3 kW	平成16年4月
10		須浜第1団地	公営住宅	15.7 kW	平成16年6月
11	H16	銭座地区コミュニティセンター	消防施設	3 kW	平成17年3月
12	H17	手熊浄水場（Ⅰ期）	水道施設	30 kW	平成18年1月
13		滑石団地（Ⅲ期）	公営住宅	30 kW	平成18年2月
14	H18	南部地区市民交流施設	公共施設	3 kW	平成19年3月
—		手熊浄水場（Ⅱ期）	水道施設	20 kW	平成19年3月
15		消防署・中央消防署	消防施設	10 kW	平成19年4月
16	H19	市立図書館	公共施設	10 kW	平成20年1月
17	H19	江平地区ふれあいセンター	福祉施設	3 kW	平成20年3月
18		高城台小学校	学校施設	10 kW	平成20年3月
19	H20	大浦小学校	学校施設	10 kW	平成21年3月
20	H21	三原小学校	学校施設	10 kW	平成22年3月
21		北陽小学校	学校施設	10 kW	平成22年3月
22		南長崎小学校	学校施設	10 kW	平成22年3月
23		淵中学校	学校施設	10 kW	平成22年3月
24		滑石公民館・滑石児童館	公共施設	3 kW	平成22年5月
25	H23	北消防署琴海出張所	消防施設	3 kW	平成24年1月
26		東部地区にこにこセンター	公共施設	20 kW	平成24年1月
27		中央消防署丸尾出張所	消防施設	2 kW	平成24年2月
28	H24	いこいの里あぐりの丘	公共施設	5 kW	平成24年7月
29		戸町小学校	学校施設	10 kW	平成25年2月
30		上長崎小学校	学校施設	20 kW	平成25年3月
31		上長崎地区ふれあいセンター	福祉施設	3 kW	平成25年3月
32	H25	野母崎小中学校	学校施設	20 kW	平成25年12月
33		北消防署神浦出張所	消防施設	4 kW	平成26年2月
34		長崎市宮本村住宅	公営住宅	10 kW	平成26年2月
35		東長崎中学校	学校施設	20 kW	平成26年3月

	設置年度	施設名	施設目的	モジュール	供用時期
36	H26	大園団地（Ⅱ期）あじさい1棟・2棟	公営住宅	20 kW	平成27年2月
37		黒崎地区公民館	公共施設	5 kW	平成27年3月
38	H27	日吉自然の家	公共施設	20 kW	平成28年1月
39		北消防署滑石出張所	消防施設	3 kW	平成28年2月
40		福田中学校	学校施設	20 kW	平成28年2月
41		三和公民館	公共施設	20 kW	平成28年3月
42		式見合同庁舎	公共施設	20 kW	平成28年3月
43		土井首合同庁舎	公共施設	20 kW	平成28年3月
44		茂木合同庁舎	公共施設	20 kW	平成28年3月
45		深堀合同庁舎	公共施設	10 kW	平成28年1月
46	H28	小榊小学校	学校施設	20 kW	平成28年8月
47		西工場	ごみ処理施設	20 kW	平成28年6月
48		長崎みなとメディカルセンター	病院施設	10 kW	平成28年6月
49		小ヶ倉合同庁舎	公共施設	10 kW	平成28年12月
50		小榊合同庁舎	公共施設	10 kW	平成28年12月
51		日見合同庁舎	公共施設	20 kW	平成28年12月
52	H29	大園団地（Ⅲ期）	公営住宅	10 kW	平成30年2月
53		塩町団地	公営住宅	10 kW	平成30年2月
54	H30	本河内団地	公営住宅	10 kW	平成30年11月
55	R2	伊良林小学校	学校施設	20 kW	令和2年7月
56		仁田・佐古小学校	学校施設	20 kW	令和2年11月
57	R3	北部学校給食センター	公共施設	5 kW	令和4年1月
			合計	704.7 kW	

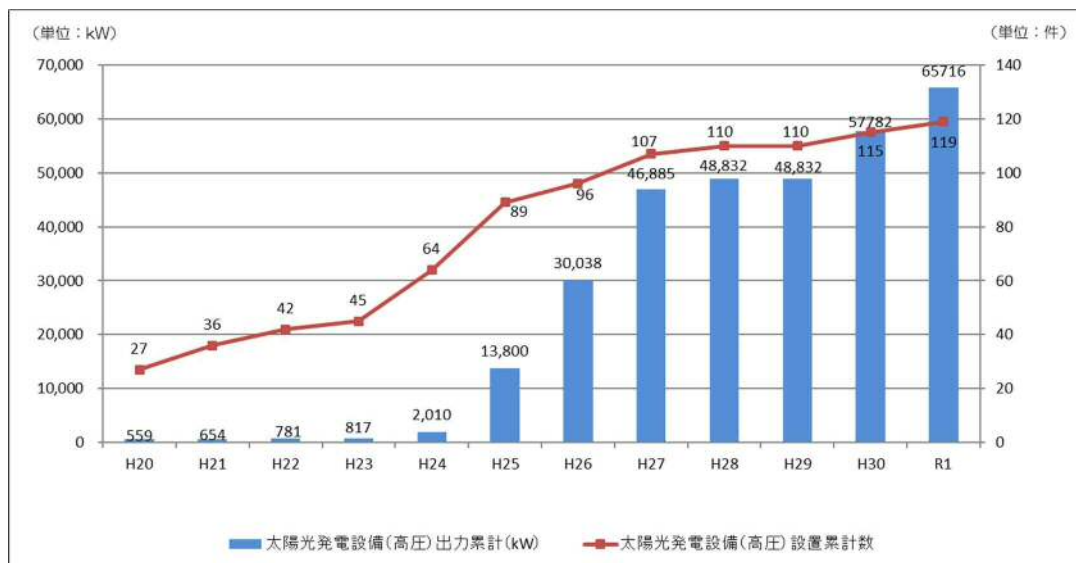
■市内の住宅用太陽光普及状況

住宅用、高圧共に市内の九州電力(株)と売電契約を行っている発電施設数、発電容量を基に作成。※令和2年1月以降、市内の太陽光発電設備設置件数は九州電力(株)の分社化に伴い入手できなくなっている。



■市内の太陽光発電設備（高圧）設置状況

R1年度に関しては、発電施設が市内にあり、九州電力(株)以外と契約を結んでいる施設含む。※令和2年1月以降、市内の太陽光発電設備設置件数は九州電力(株)の分社化に伴い入手できなくなっている。



第3節 世界平和

「戦争は最も大きな環境破壊である」という認識のもと、被爆都市の使命として核兵器の廃絶と世界の恒久平和の実現を目指して、平和宣言等で世界へ向けて平和のアピールを発信し、国内外の人々と連携を図ることで平和の推進に寄与し、地球環境保全の貢献に努めている。

また、核兵器の脅威を世界に訴え、被爆の実相を広く伝えるため、被爆者・次世代の語り部による講話などを通じた被爆体験の継承や、被爆建造物等の調査、保存及び活用を図っている。

さらに、平和について自ら考え行動できる青少年を育成するため、青少年ピースフォーラムや青少年平和交流事業などによる若い世代の交流や平和意識の高揚を図っている。

第6章 横断的施策

第1節 環境教育・学習

1 長崎市の環境教育・学習推進事業

今日の環境問題は、地球環境問題に代表されるように、人間活動や社会活動そのものが原因となっており、その解決のためには、事業者や市民の環境に関する知識の向上、さらには、保全のための活動を行う意欲が培われることが必要となっている。長崎市では、市民・事業者に環境保全について関心を持ってもらい、三者協働による取組みを進めるための第一歩として、主に下表に示す環境教育・学習推進事業を行っている。

事業名	目的・内容	令和3度実績
親子環境教室	小・中学校生とその保護者を対象に、環境保全意識の向上と地球にやさしい行動の促進を目的とする事業。	参加人数合計 176人 1回目（山の生物観察会：34人） 2回目（海辺の生物観察会：55人） 3回目（川の生物観察会：87人）
生活雑排水対策事業	家庭から出される廃食用油を使った石けんづくりを通じた、生活雑排水対策についての意識の向上を目的とする事業。	開催：2回 参加人数：19人
環境関連副読本の発行	副読本「わたしたちの暮らしと環境」、「暮らしとリサイクル」を発行。	「わたしたちの暮らしと環境」 3,650部 「暮らしとリサイクル」 4,000部
環境アドバイザー制度（長崎県）	講演会や研修会等への講師の派遣制度。	派遣件数：14件 参加人数：650人
親子で省エネ実験・施設見学会	小学生とその保護者を対象に、電気に関する実験や市内の環境関連施設の見学を通して、環境保全に対する意識の醸成を目標とした学習会。	開催：1回 参加人数：51人
「ながさきエコスクール」の推進	環境にやさしい学校づくりを推進し、小・中学生の環境に対する意識の高揚を図る。	令和4年4月現在 市内全小中学校118校認定
環境団体との連携によるESD講座	環境活動を積極的に行っている環境団体の方々等を講師とし、実際に学び、体験する機会を提供することで、子どもたちが様々な環境問題について、自ら課題を見つけ、原因や対策を調べ、行動・発信できる能力の育成を図る。	小学校2校、中学校1校

第2節 自主的な環境活動と協働

市自身が大規模な消費者であり、事業者でもあることから環境保全に関する率先実行計画の策定をはじめとした取組みを行っている。

1 長崎市地球温暖化対策実行計画【市役所編（事務事業編）】（長崎市役所地球温暖化防止率先行動計画）

平成13年3月に「長崎市役所環境保全率先実行計画」を策定し、市役所が率先して環境への負荷の低減に取り組むとともに、市民や事業者を環境配慮の行動に先導していくための各種取組みを進めてきた。現在は、同計画を「長崎市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】（長崎市役所地球温暖化防止率先行動計画）」として平成25年3月に策定（令和4年3月改訂より「長崎市地球温暖化対策実行計画【市役所編（事務事業編）】」に変更）し、引き続き、市の率先行動として環境への負荷低減に取り組んでいる。

また、平成19年度からは平成15年に認証を取得したISO14001の運用を終了し、長崎市独自の「長崎市環境マネジメントシステム」を構築し、運用している。

(1) 計画の対象とする事務・事業及び組織・施設等の範囲

それぞれの範囲は次のとおりとする。

	対象とするもの
事務・事業	本市のすべての事務事業 ※ 光熱水費及び燃料費については、市が直接支出する場合及び施設管理委託料又は負担金として支出する場合を対象とする。自動車走行量については、市が所有する車両（貸与を含む。）を対象とする。
組織・施設	本庁及び出先機関

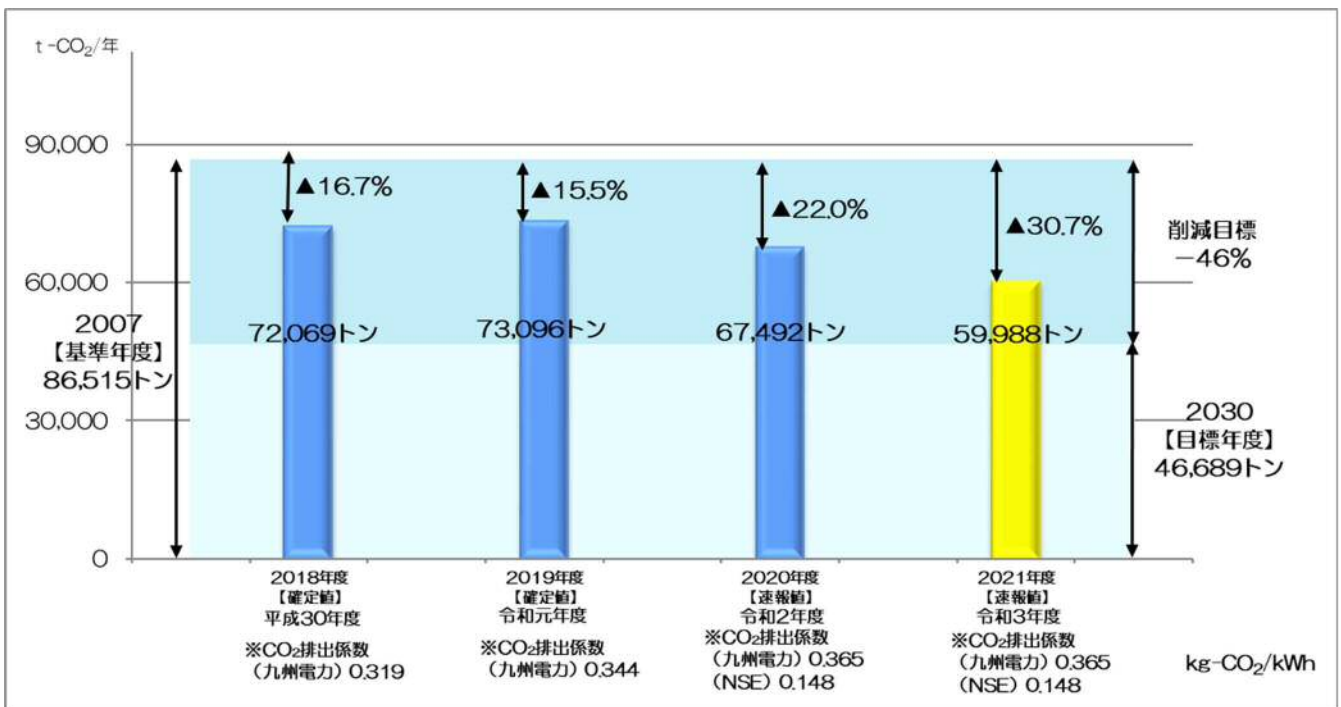
	令和3年度の主な取組み
省エネルギーの促進	・夏の節電対策：平成22年度比 6.0% ・冬の節電対策：平成22年度比 4.7% ・職員のECOアクションの実践
再生可能エネルギーの導入	・太陽光発電設備の導入：公共設備1施設

(2) 市役所（全庁）からの温室効果ガス排出量

長崎市役所では、市の全ての事務事業から排出される温室効果ガスを、2030（令和12）年度までに、基準年の2007（平成19）年度比で46%削減することを目標としている。

2021（令和3）年度の温室効果ガス排出量（速報値）は、59,988トンである。これは基準年である2007（平成19）年度と比較すると30.7%減少している。

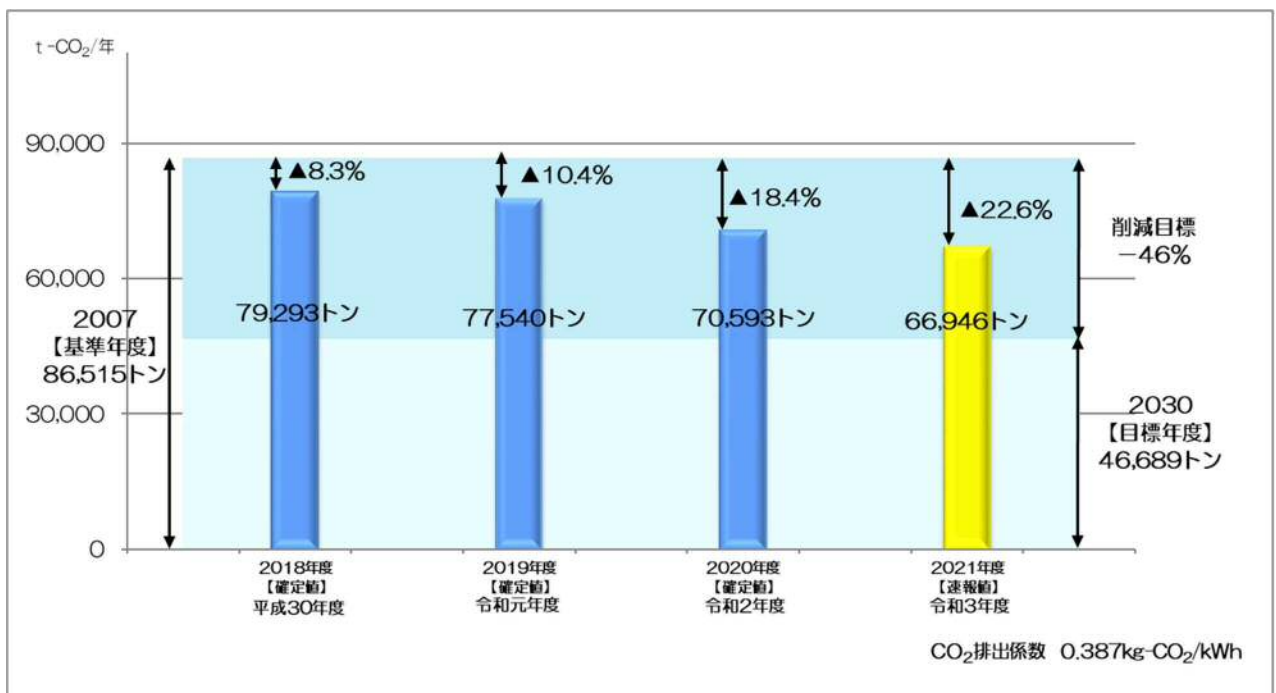
■市役所（全庁）からの温室効果ガス排出量



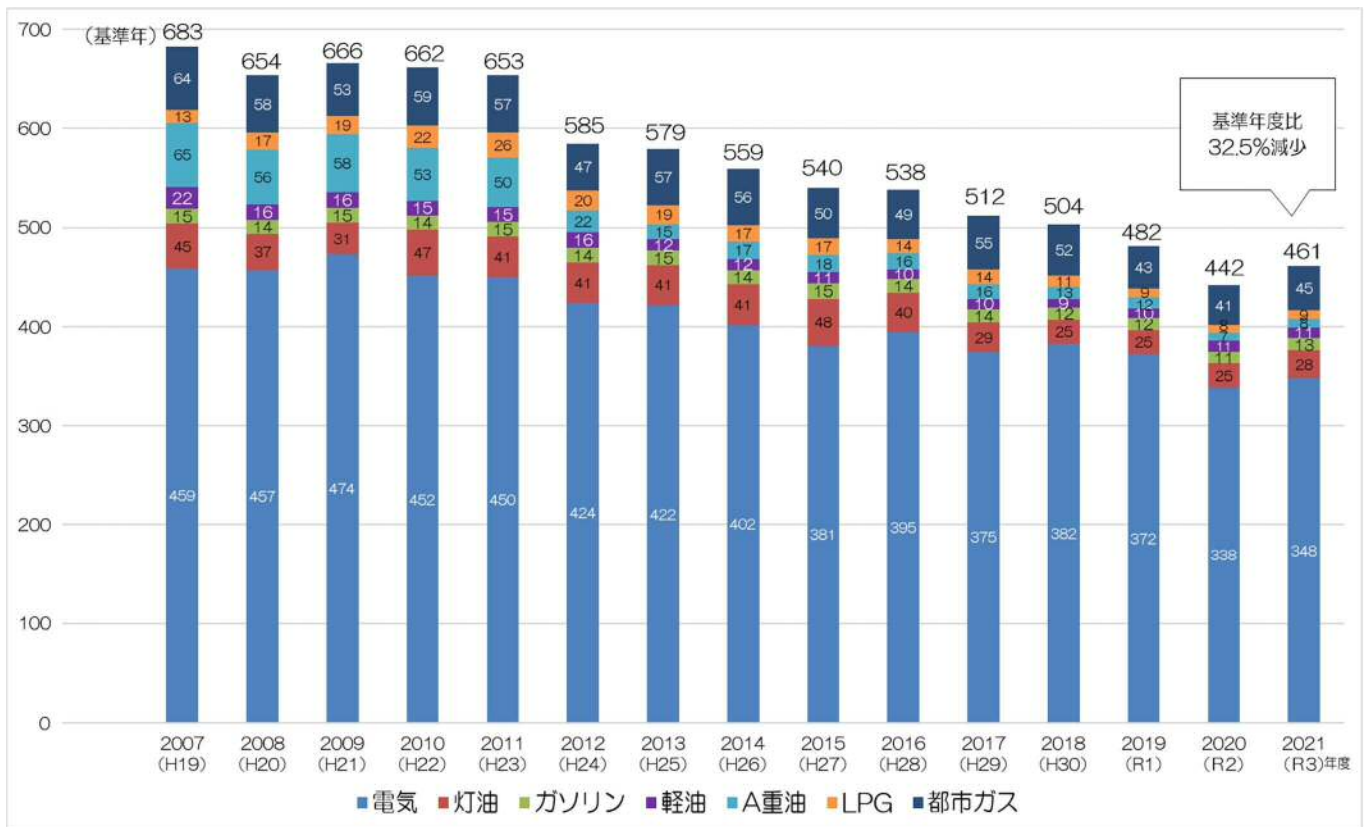
電力排出係数の影響を除いた【効果指標値】として、東日本大震災前の2007年度の排出係数を使用して温室効果ガス排出量を算出したところ、基準年度（2007年度）比22.6%減少している。

また、エネルギー消費量については、全庁的な節電の取組み等により、概ね減少傾向を示している。

■市役所（全庁）からの温室効果ガス排出量【効果指標値】



■市役所（全庁）のエネルギー消費量の推移



2 市民の役割

今日の広範多岐にわたる環境問題の多くは、私たちの日常生活や事業活動に伴う環境負荷が大きな影響を及ぼしている。私たちは、このことを認識し、自ら環境問題に取り組んでいかなければならない。

長崎市では、自治会等の活動を通して、多くの市民（団体）や事業者が、環境保全活動に自主的・積極的に取り組んでいる。これからは、これらの活動を点から線へ、線から輪へと繋げることで、個人や家庭、地域の力を、さらに大きな力へと拡大していくことが必要である。

令和3年度は、市民主体の環境活動拠点である「サステナプラザながさき（長崎市地球温暖化防止活動推進センター）」において、市民向けサステナひろばやまちなか講座を実施することで、「ながさきエコライフ」の浸透と拡大を図った。

また、多くの市民が環境行動を実践するためのきっかけづくりを目的とした環境イベントである「ながさきエコライフ・フェスタ」をはじめ、長崎市版「COOL CHOICE」推進運動についても、「サステナプラザながさき」を中心に、エコカー、エコ住宅、省エネ家電への買替え、公共交通機関の利用、宅配便再配達防止等の普及促進を行い、市民の環境保全行動を促進するための取組みを実施した。

事業名	事業の概要	令和3年度の実績等
「ながさきエコネット」のネットワーク拡大	市民総参加による継続的な環境行動の実践に向けて、幅広い市民が情報を共有し、互いに支え合いながら、確実な行動を実践するための市民ネットワーク拡大事業。	毎月1回の定例会を開催し、「ながさきエコライフ・フェスタ」の企画・運営を行うとともに、「まちなか講座」などを地元自治会や「サステナプラザながさき」と協働実施することで、ネットワーク、メンバーの拡大を図った。 登録メンバー数 55,612名
環境月間行事	環境省が提唱する「環境月間」期間中に環境保全行動を促進するための多彩な取組みを実施。	市役所本館ロビーにおける特設ブースの設置、市民向けフードドライブの実施、空き缶回収キャンペーン、騒音・振動測定、特定施設・指定施設への立入調査等の実施
ホタル飛翔状況調査	自然環境保全の啓発のため、「ながさきホタルの会」と協力し、5月中旬から6月初旬にかけて、市内36河川81地点でホタル飛翔調査を行い、ホタルマップ作成等を実施。	飛翔状況の情報提供 全市一斉の飛翔調査 ホタルマップの作成
長崎ペンギン水族館ボランティア制度	水族館内にて、動植物の解説活動等を行う。	ボランティア 50名登録
ボランティア活動などの環境整備	市民の公益的な活動に対し、人材の育成、情報の提供、活動拠点の確保など市が側面から活動を支援。	市民の環境活動拠点として、「ランタナ」を開放し、市民活動団体のネットワーク化を推進。
環境に関するNPOの支援	「サステナプラザながさき」を通じた環境団体の地域での活動の各種支援やセンターを拠点としての利用促進。	「サステナプラザながさき」を通じた情報提供及び活動情報発信を行った。
ながさきエコライフ・フェスタ	無関心層を含め多くの市民が環境行動を実践するためのきっかけづくりとして、啓発効果が高く、気軽に参加できる環境イベントを開催。	令和3年10月23日(土)、10月24日(日)に開催。 イベント参加者：2,600人 イベントでのCO ₂ 削減量：0.5t-CO ₂

3 事業者の役割

本市では、平成9年12月、平成21年8月に実施した市民意識調査に引き続き、平成27年9月にも市民や事業者、小学生を対象とする環境に関する意識調査を実施した。

そのうち事業者に対する意識調査の結果、環境への配慮については、「経営に影響の及ばない範囲で配慮している」との回答が最も多く、昼休みの消灯や冷暖房の温度設定の調整、ごみの分別徹底など、身近な環境行動については、強い関心を持って取り組んでいる事業者が多かった。

一方で、環境マネジメントシステムの認証取得や環境に関する社内研修などの取組みについては、コストや人手、人材が不足しているなどの理由で、なかなか進んでいない。

このことから、本市では、事業者の環境保全行動を推進するために、環境省が策定した環境経営システム（エコアクション21：EA21）の普及を図り、二酸化炭素排出量、廃棄物排出量等を削減し、事業者の環境保全活動を推進している。

また、行政と市民とが協働して環境美化を図るために、平成13年度からアダプトプログラム制度を導入し、広報紙等で広く「里親」を募集してきた結果、令和3年度末現在で205の団体が加入している。

事業名	事業の概要	令和3年度の実績等
エコアクション21 (EA21)の普及・啓発	環境省が制定した、中小企業者等の環境への取組を推進する環境経営システム（EA21）の普及を図り、事業者の環境保全活動を推進する。	EA21 認証・登録件数：1件 (累計：29件)

第3節 市の横断的な取組み

1 土地利用

低炭素なまちづくりに向けて、環境負荷の少ないコンパクトな市街地を形成するため、市街地の無秩序な拡大を抑制するとともに、開発許可制度等を活用して、適正な市街地の規模へ誘導を行い、自然環境を保全する取組を推進している。

2 環境情報

行政、市民、事業者それぞれの立場を越えて連携し、環境問題への取組みを進めるためには、まず、それぞれが持つ情報を相互にやりとりし、共通の情報を持つことが重要である。

本市では、環境に関連する情報を広報紙、ホームページ等により公表している。

【令和3年度実績】

- ・長崎市環境白書（令和3年度版）（令和4年2月発行）
- ・清掃事業概要（令和3年度版）（令和3年12月発行）
- ・広報紙「リサちゃんニュース」（令和3年10月発行）
- ・インターネットによるホテル情報の提供（令和3年5月～6月）
- ・令和3年度版 長崎市地球温暖化対策実行計画年次報告書（令和4年3月発行）
- ・サステナプラザながさき公式YouTubeチャンネル（令和2年5月～随時更新）

3 環境影響評価

これまで国の環境影響評価実施要綱（昭和60年10月）及び長崎県環境影響評価事務指導要綱（昭和55年7月）に基づき、自然環境の保全、環境汚染の未然防止の観点から事業計画に係る市長意見の表明、住民意見の聴取、審査・指導を行ってきた。平成9年6月には環境影響評価法、平成11年10月には長崎県影響評価条例が制定されている。

4 規制的措施

環境保全を効率的に進めていくためには、法律、条例等に基づく規制的措施を適切に講じていく必要があり、環境に関する規制及び規制的作用を果たす条例・要綱の整備を図っている。

5 誘導的措施

経済的な誘因を与えることにより、市民や事業者が環境保全に適合した行動をとるよう促すことを目的として、各種の補助金制度を実施している。

【令和3年度の主な実績】

- ・長崎市浄化槽設置整備事業補助金（補助23件、市単独25件）
- ・長崎市資源物回収活動奨励補助金（1,959件）
- ・長崎市資源物回収事業奨励補助金（年間延73業者）
- ・電気自動車に係る軽自動車税の減免（減免台数19台）

第4部 資料編



資料1 大気汚染に係る環境基準等

(1) 環境基準及び評価方法

大気汚染物質の環境基準による評価方法

物質名	環境基準	環境基準による評価方法	
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	短期的評価	連続して、又は随時に行った測定について、1時間値が0.1ppm以下で、かつ、1時間値の日平均値が0.04ppm以下であれば環境基準達成であるが、1時間値、日平均値のどちらか一方が基準を超えれば環境基準非達成である。
		長期的評価	年間の日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であれば環境基準達成であるが、0.04ppmを超えれば非達成である。ただし、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。	短期的評価	連続して、又は随時に行った測定について、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下で、かつ、1時間値の日平均値が0.10mg/m ³ 以下であれば環境基準達成であるが、1時間値、日平均値のどちらか一方が基準を超えれば環境基準非達成である。
		長期的評価	年間の日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であれば環境基準達成であるが、0.10mg/m ³ を超えれば非達成である。ただし、日平均値が0.10mg/m ³ を超える日が2日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	短期的評価	連続して、又は随時に行った測定について、1時間値の8時間平均値（1日を8時間ごとの3区分した時の各区分の平均値）が20ppm以下で、かつ、1時間値の日平均値が10ppm以下であれば環境基準達成であるが、8時間値、日平均値のどちらか一方が基準を超えれば環境基準非達成である。
		長期的評価	年間の日平均値の2%除外値が10ppm以下であれば環境基準達成であるが、10ppmを超えれば非達成である。ただし、日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。		日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であれば環境基準達成であるが、0.06ppmを超えれば環境基準非達成である。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。		昼間（5時～20時）の時間帯において、1時間値が0.06ppm以下であれば環境基準達成であるが、0.06ppmを超えれば環境基準非達成である。
微小粒子状物質（PM2.5）	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。		長期基準である1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、短期基準である年間の1日平均値のうち、98%値が35μg/m ³ 以下であれば環境基準達成であるが、どちらか一方でも超えれば環境基準非達成である。

資料1 大気汚染に係る環境基準等

<p>環境基準の適用除外</p>	<p>環境基準は、人の健康保護の見地から設定されたものであり、次のような通常、住民の生活実態が考えられない地域・場所については適用されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 都市計画法に規定する工業専用地域 ② 港湾法に規定する臨港地区 ③ 道路の車道部分 ④ 埋立地・原野・火山地帯
<p>備考</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 短期的評価は、連続して又は随時行った測定結果により、測定を行った日又は時間について評価する。 ② 長期的評価は、大気汚染に対する施策の効果を的確に判断するため、年間にわたる測定結果を長期に観察し、次の方法によって行う。1日平均値である測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値(日平均値の2%除外値)で評価する。ただし、1日平均値につき、環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、このような取り扱いはしない。 ③ 日平均値の2%除外値とは、1年間に得られた日平均値を整理し、数値の高い方から2%の範囲にあるもの(365日分の日平均値が得られた場合は、$365 \times 0.02 \div 7$日分)を除外した残りの日平均値の最高値をいう(高い方から8番目の値)。 ④ 日平均値の年間98%値とは、1年間の日平均値を数値の低い方から並べて98%に相当(365日分の日平均値が得られた場合は、$365 \times 0.98 \div 358$番目の値)するものをいう。 ⑤ 日平均値の評価にあたっては、1時間値の欠測が、1日(24時間)のうち4時間を超える場合は評価対象としない。したがって、20時間以上測定された日のみを対象とし、有効測定日という。 ⑥ 年間にわたって長期的に評価する場合、年間の測定時間が6,000時間以上の測定局を対象とし、有効測定局という。 ⑦ 光化学オキシダントの環境基準による評価は、昼間(5時～20時)の1時間値で行う。これは、光化学オキシダント生成が、主に日射のある昼間の時間帯であることによる。

■ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準
ベンゼン	1年平均値が $3 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が $130 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が $200 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が $150 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
ダイオキシン類	$0.6 \text{ pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下(年間平均値)

資料1 大気汚染に係る環境基準等

(2) 炭化水素濃度の指針

「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について（昭和51年8月13日中央公害対策審議会答申）」において、環境大気中の非メタン炭化水素濃度レベルの指針が次のように設定された。

『光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。（ppmC：メタン換算した濃度）』

(3) 自動車排出ガスによる大気汚染の限度

大気汚染防止法第21条第1項において、「都道府県知事は、自動車排出ガスにより道路の部分及びその周辺の区域に係る大気汚染が環境省令で定める限度をこえていると認められるときは、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請するものとする。」と規定されており、環境省令で定める限度は、次のように設定されている。

『一酸化炭素の大気中における含有率の1時間値の月間平均値100万分の10（10ppm）とする。』

(4) 緊急時の措置

大気汚染防止法施行令別表第5及び長崎県大気汚染緊急時対策実施要綱別表1

物質	注意報基準	警報基準
いおう酸化物	① 大気中における含有率の1時間値（次項を除き、以下単に「1時間値」という。）0.2ppm以上である大気汚染の状態が3時間継続した場合 ② 1時間値0.3ppm以上である大気汚染の状態が2時間継続した場合 ③ 1時間値0.5ppm以上である大気汚染の状態になった場合 ④ 1時間値の48時間平均値0.15ppm以上である大気汚染の状態になった場合	① 1時間値0.5ppm以上である大気汚染の状態が3時間継続した場合 ② 1時間値0.7ppm以上である大気汚染の状態が2時間継続した場合
浮遊粒子状物質	大気中における量の1時間値が2.0mg/m ³ 以上である大気汚染の状態が2時間継続した場合	大気中における量の1時間値が3.0mg/m ³ 以上である大気汚染の状態が3時間継続した場合
一酸化炭素	1時間値30ppm以上である大気汚染の状態になった場合	1時間値50ppm以上である大気汚染の状態になった場合
二酸化窒素	1時間値0.5ppm以上である大気汚染の状態になった場合	1時間値1ppm以上である大気汚染の状態になった場合
オキシダント	1時間値0.12ppm以上である大気汚染の状態になった場合	1時間値0.4ppm以上である大気汚染の状態になった場合

物質	注意喚起の基準
微小粒子状物質	午前5時、6時、7時の3時間の平均値が85μg/m ³ を超過又は午前5時から12時までの平均値が80μg/m ³ を超過

資料1 大気汚染に係る環境基準等

(5) 有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）

物 質	指 針 値
アクリロニトリル	1年平均値が $2\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
塩化ビニルモノマー	1年平均値が $10\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
水 銀	1年平均値が $40\text{ngHg}/\text{m}^3$ 以下であること。
ニッケル化合物	1年平均値が $25\text{ngNi}/\text{m}^3$ 以下であること。
クロロホルム	1年平均値が $18\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	1年平均値が $1.6\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
1,3-ブタジエン	1年平均値が $2.5\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
ヒ素及びその化合物	1年平均値が $6\text{ngAs}/\text{m}^3$ 以下であること。
マンガン及びその化合物	1年平均値が $140\text{ngMn}/\text{m}^3$ 以下であること。

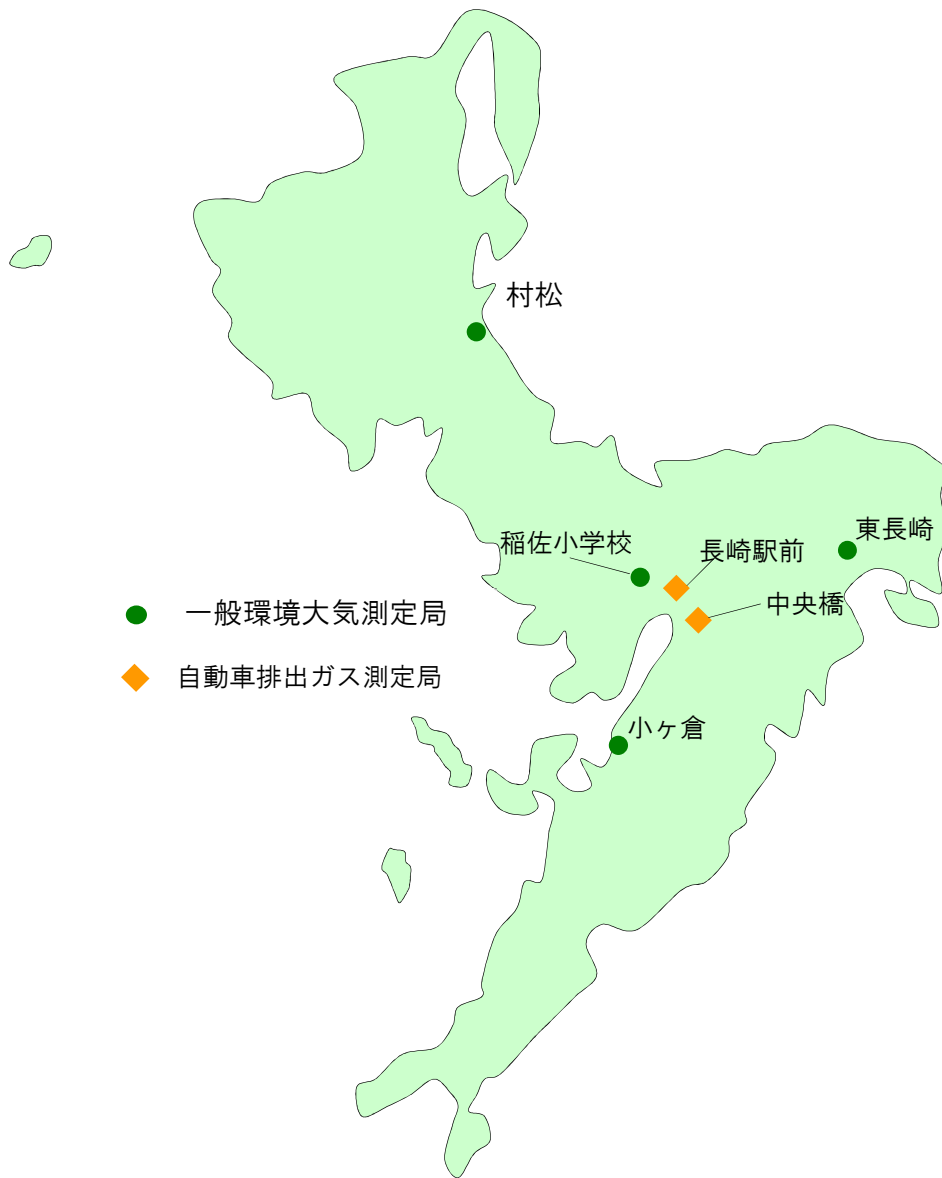
資料2 大気環境測定局別測定項目等

(1) 大気環境測定局別測定項目

測定局種類	測定局等の名称	所在地	測定項目								都市計画による用途地域	
			浮遊粒子状物質 SPM	二酸化いおう SO ₂	窒素酸化物 NO NO ₂ NO _x	光化学オキシダント O _x	一酸化炭素 CO	炭化水素 HC	微小粒子状物質 PM2.5	風向・風速		
一般環境大気測定局	東長崎	矢上町	○		○	○				○	○	商業
	小ヶ倉	小ヶ倉町	○		○	○				○	○	工業
	稲佐小学校	稲佐町	○	○	○	○				○	○	第1種 住居
	村松	琴海村松町	○	○	○	○			○	○	○	—
自動車排出ガス測定局	長崎駅前	大黒町	○		○			○	○			商業
	中央橋	江戸町	○		○				○			商業

注) 微小粒子状物質 (PM2.5) は平成 25 年 3 月から稲佐小学校測定局にて、平成 25 年 11 月から小ヶ倉測定局にて、平成 26 年 2 月から東長崎測定局にて、平成 26 年 3 月から村松測定局にて測定を開始した。

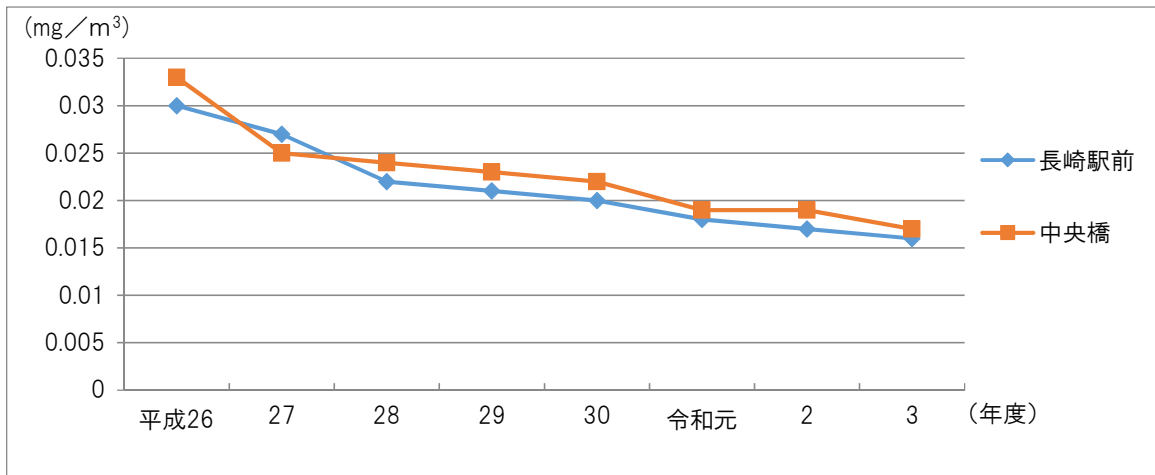
(2) 大気環境測定局等の配置



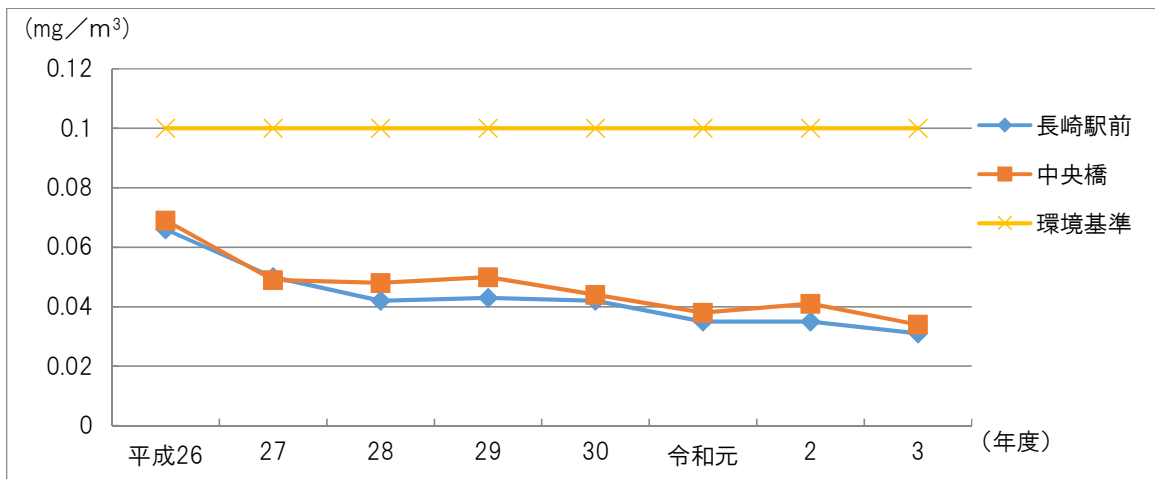
測定局等の区分	測定局名
一般環境大気測定局	東長崎測定局
	小ヶ倉測定局
	稲佐小学校測定局
	村松測定局
自動車排出ガス測定局	長崎駅前測定局
	中央橋測定局

資料3 浮遊粒子状物質に係る経年変化

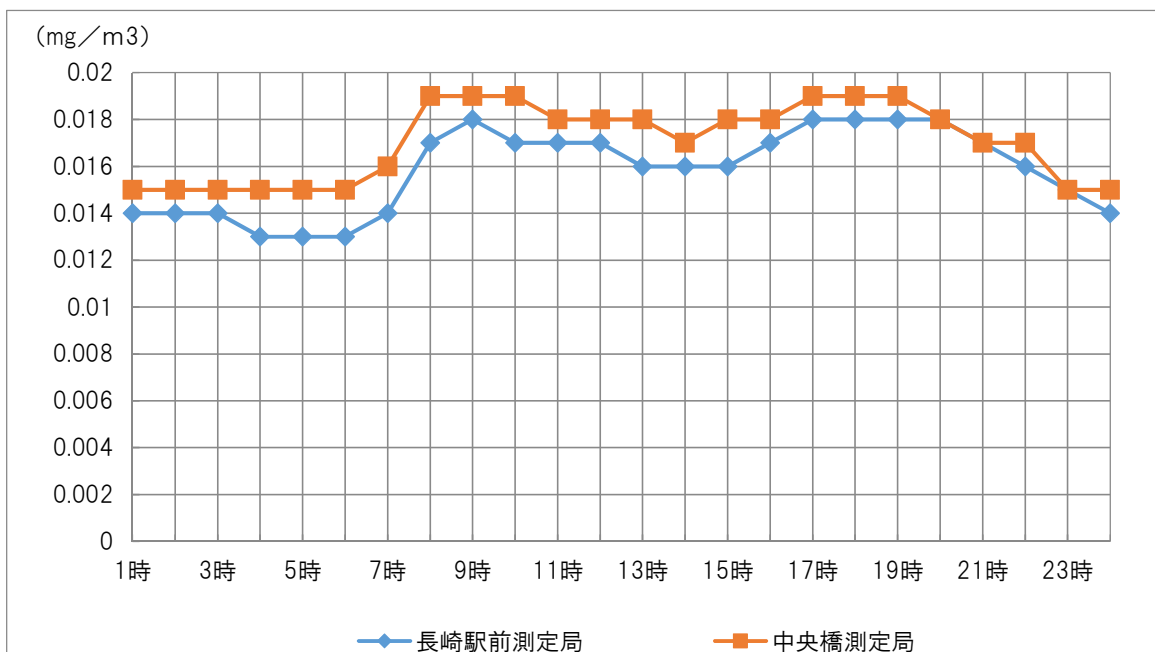
(1) 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化 (単位: mg/m^3) (平成26~令和3年度)



(2) 浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値の経年変化 (単位: mg/m^3) (平成26~令和3年度)

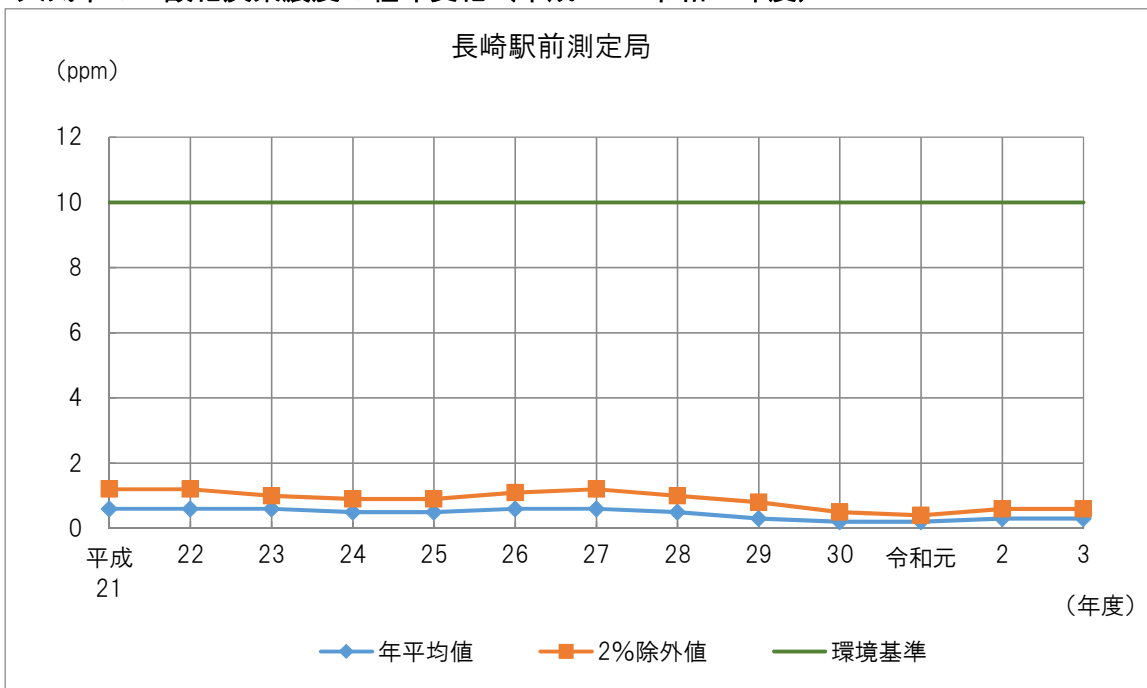


(3) 大気中の浮遊粒子状物質濃度の年平均時刻変化 (令和3年度)

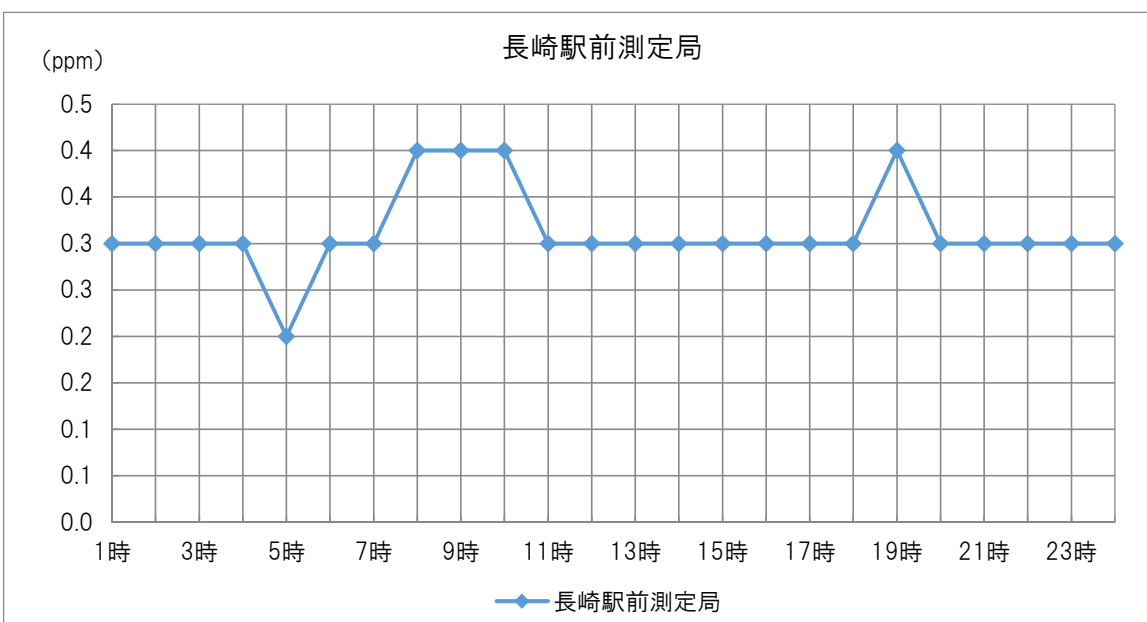


資料4 大気中の一酸化炭素に係る経年変化

(1) 大気中の一酸化炭素濃度の経年変化（平成21～令和3年度）

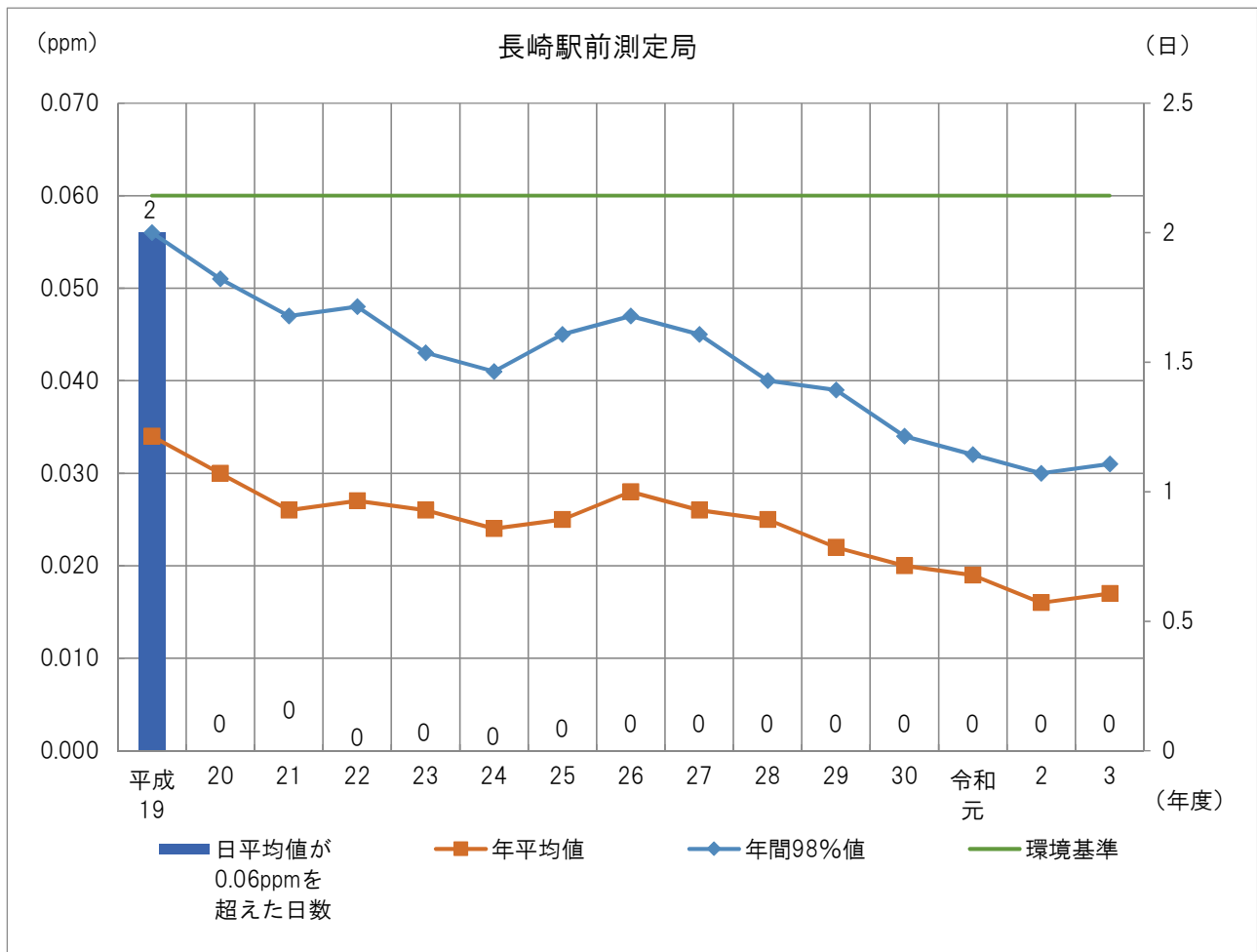


(2) 大気中の一酸化炭素濃度の年平均時刻変化（令和3年度）



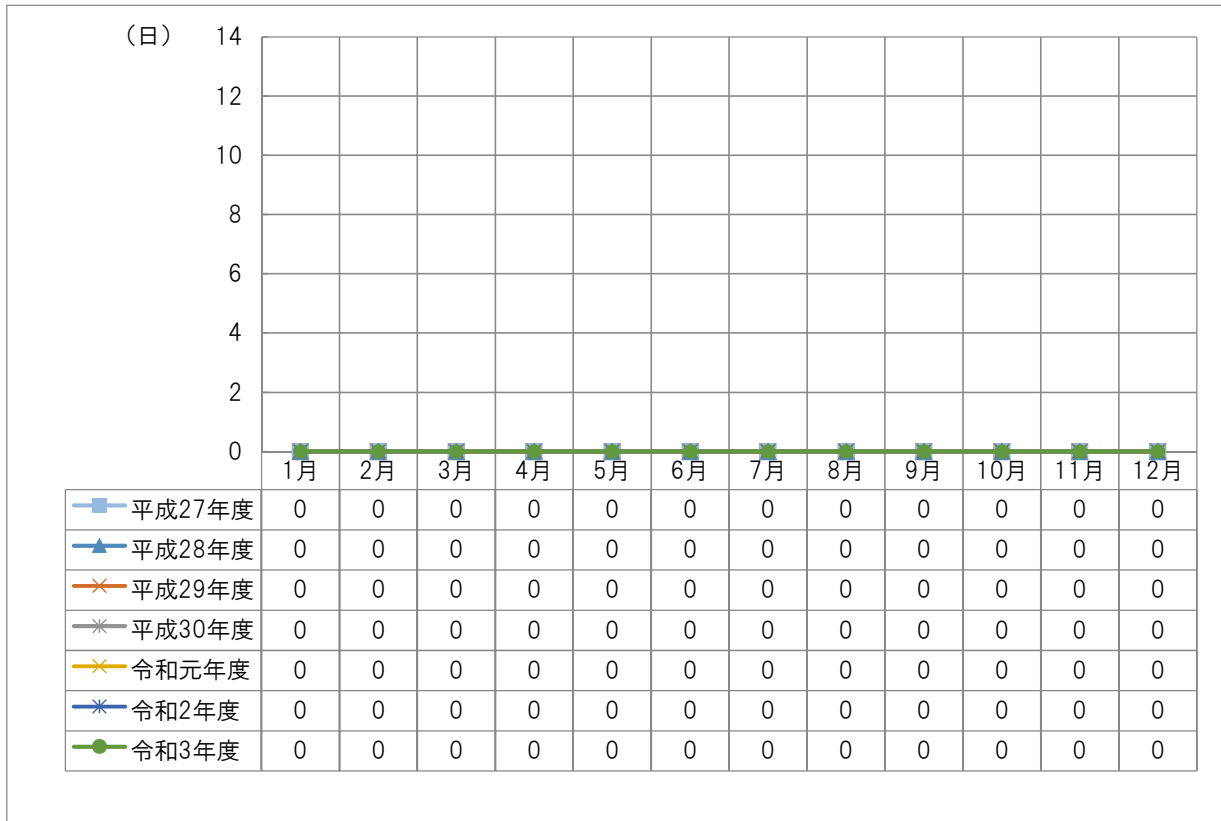
資料5 二酸化窒素に係る経年変化

(1) 長崎駅前測定局における二酸化窒素濃度等の経年変化（平成19～令和3年度）

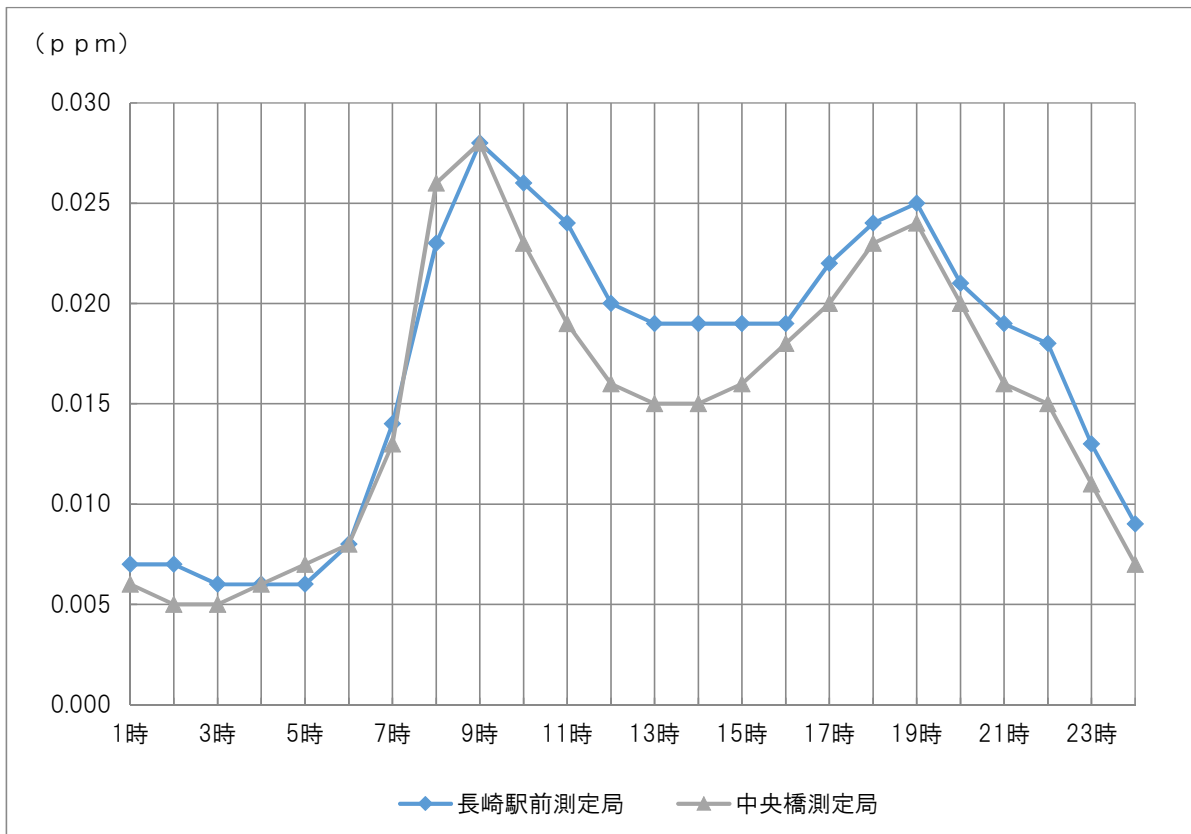


(2) 長崎駅前測定局における二酸化窒素の日平均値が 0.06ppm を超えた日数の月別変化

(平成 27～令和 3 年度)



(3) 大気中の二酸化窒素濃度の年平均時刻変化 (令和 3 年度)

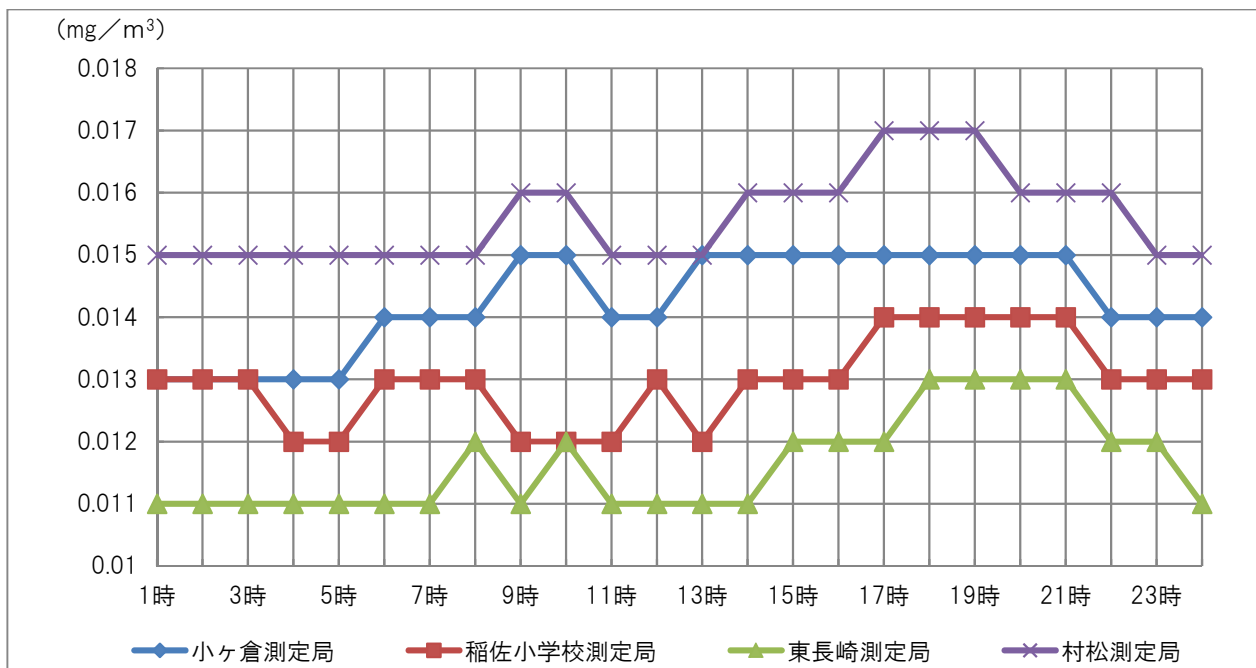


資料6 その他物質に係る経年変化

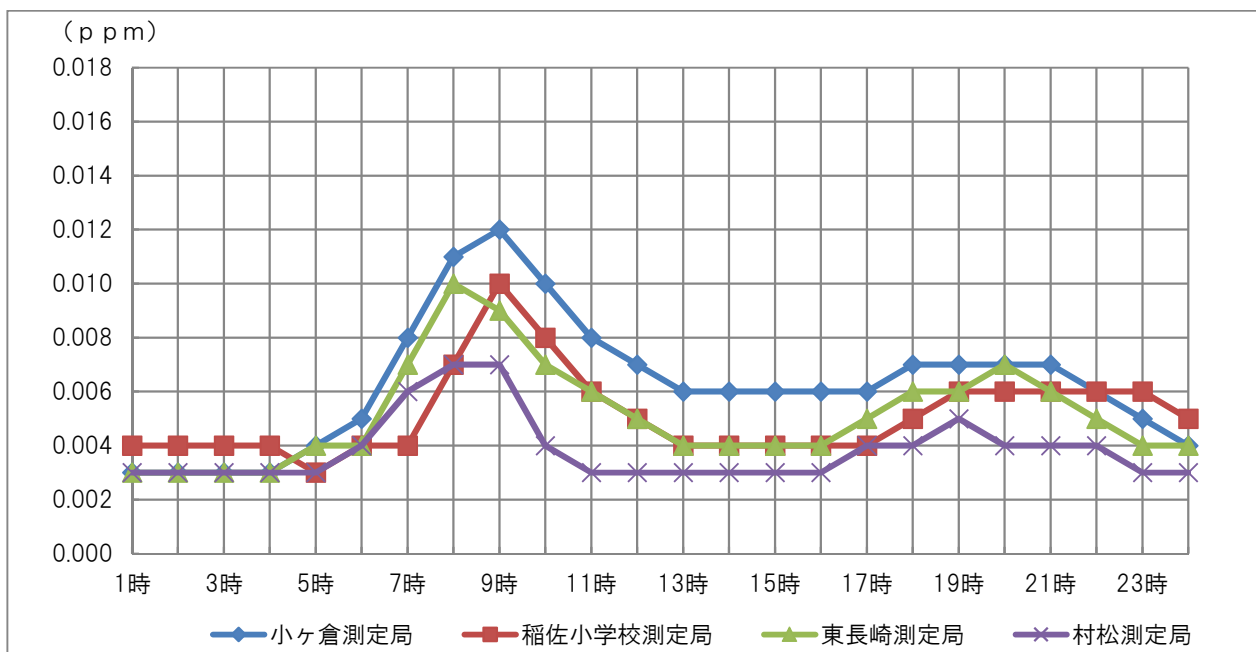
(1) 非メタン炭化水素の6～9時における年平均値の経年変化(令和3年度)(単位:ppmC)

測定局 \ 年度	平成24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3
長崎駅前	0.23	0.22	0.24	0.21	0.24	0.18	0.14	0.13	0.12	0.10
中央橋	0.26	0.22	0.22	0.20	0.21	0.23	0.15	0.15	0.14	0.13

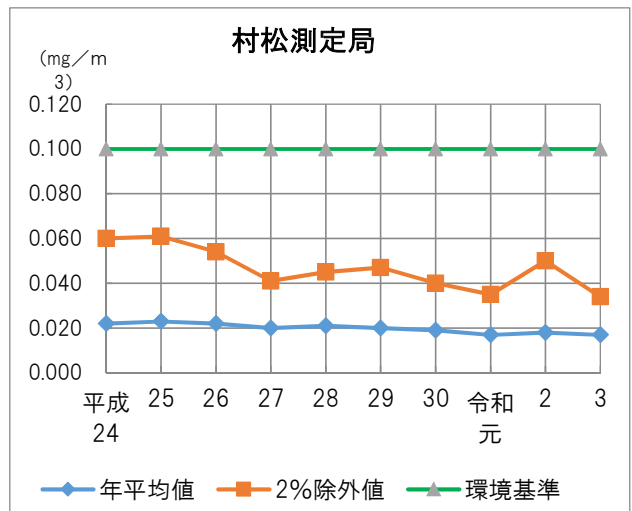
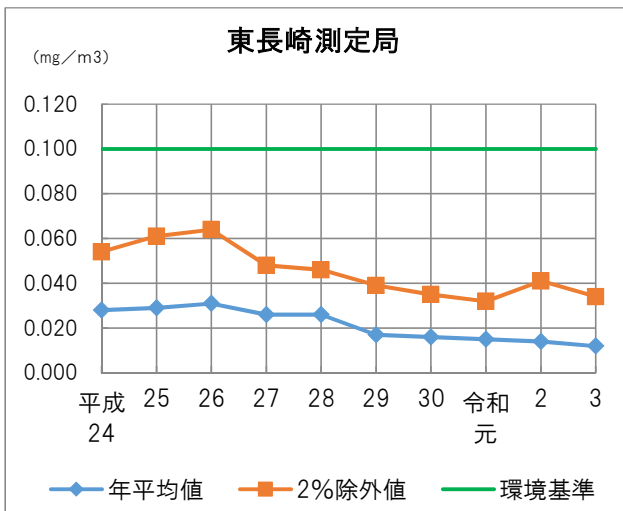
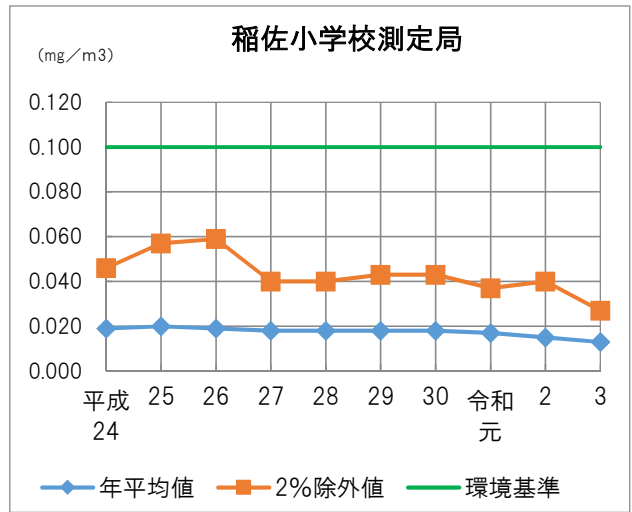
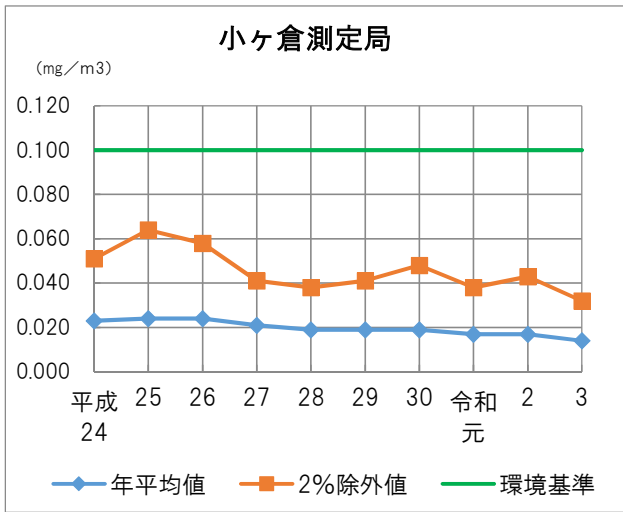
(2) 大気中の浮遊粒子状物質濃度の年平均時刻変化(令和3年度)



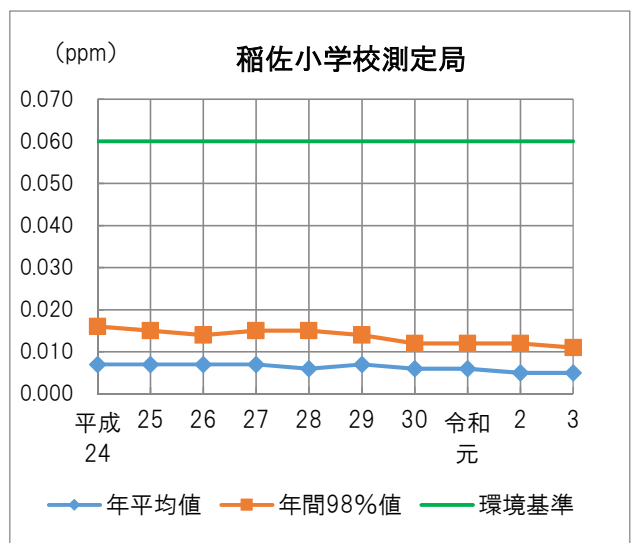
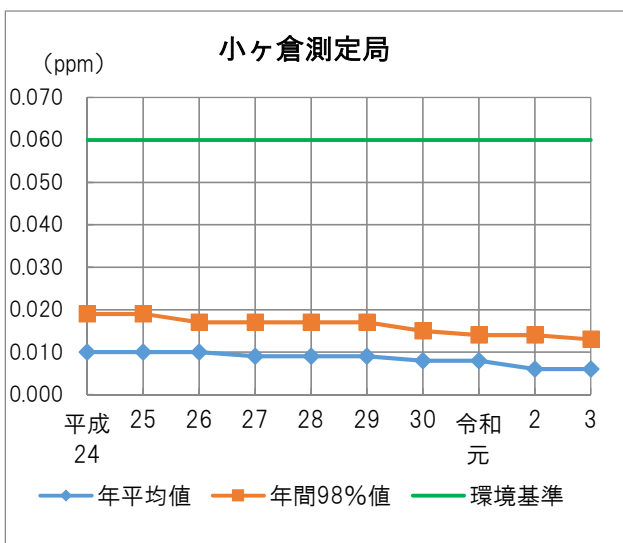
(3) 大気中の二酸化窒素濃度の年平均時刻変化(令和3年度)



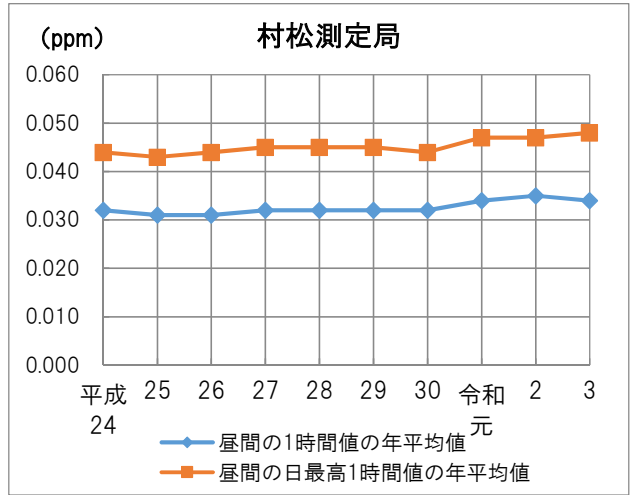
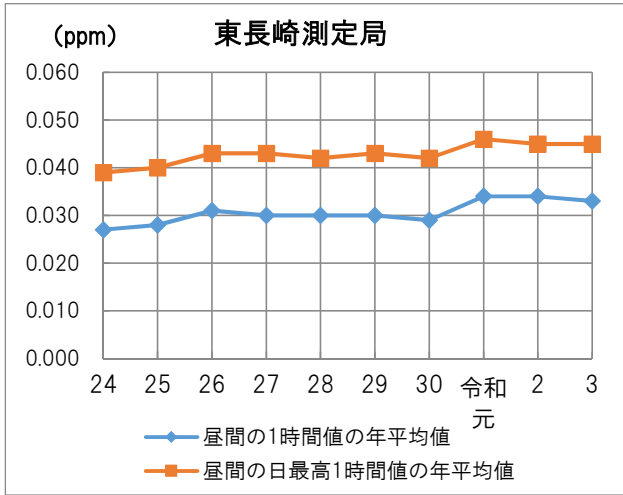
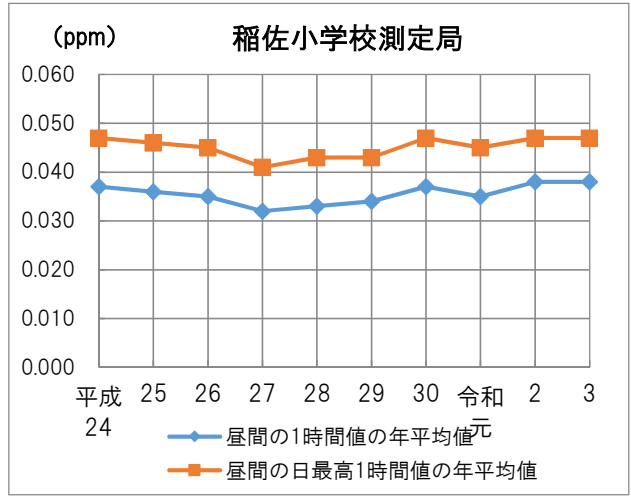
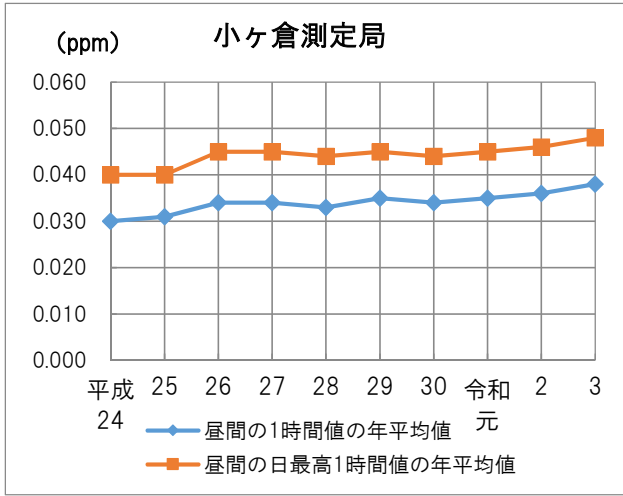
(4) 大気中の浮遊粒子状物質濃度の経年変化（平成24～令和3年度）



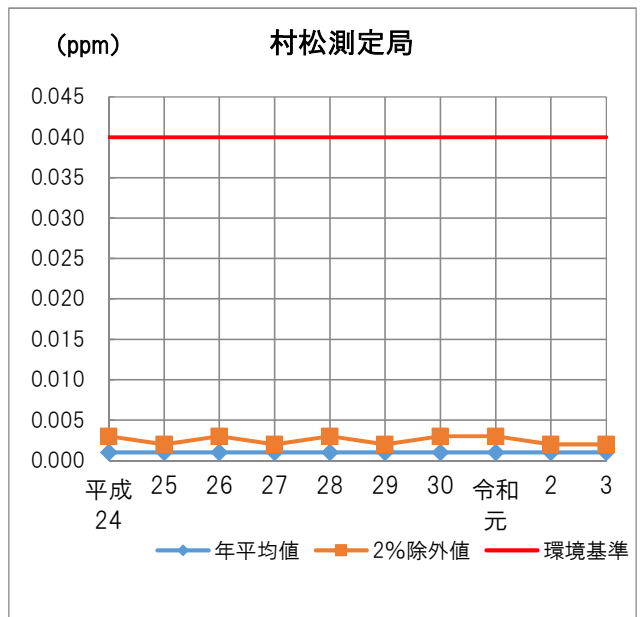
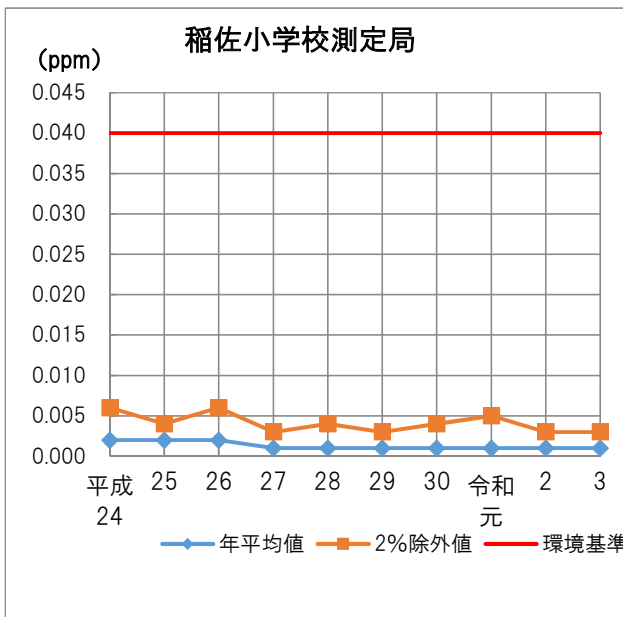
(5) 大気中の二酸化窒素濃度の経年変化（平成24～令和3年度）



(6) 大気中の光化学オキシダント濃度の経年変化（平成24～令和3年度）



(7) 大気中の二酸化いおう濃度の経年変化（平成24～令和3年度）



資料7 悪臭に係る各種基準

(1) 悪臭物質のにおい及び主な発生源・敷地境界線における規制基準

(悪臭防止法)

悪臭物質	におい	主な発生源	規制基準 (ppm)	
			A区域	B区域
アンモニア	し尿のようなにおい	畜産事業場、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿及び下水処理場等	1	2
メチルメルカプタン	腐った玉ねぎのようなにおい	パルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿及び下水処理場等	0.002	0.004
硫化水素	腐った卵のようなにおい	畜産事業場、パルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿及び下水処理場等	0.02	0.06
硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい	パルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿及び下水処理場等	0.01	0.05
二硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい	パルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿及び下水処理場等	0.009	0.03
トリメチルアミン	腐った魚のようなにおい	畜産事業場、複合肥料製造業、化製場、魚腸骨処理場、水産かん詰製造業等	0.005	0.02
アセトアルデヒド	刺激的な青ぐさいにおい	化学工場、魚腸骨処理場、たばこ製造工場等	0.05	0.1
スチレン	都市ガスのようなにおい	化学工場、FRP製品製造工場、化粧合板製造工場等	0.4	0.8
プロピオン酸	刺激的な酸っぱいにおい	脂肪酸製造工場、染色工場等	0.03	0.07
ノルマル酪酸	汗くさいにおい	畜産事業場、化製場、でん粉工場、魚腸骨処理場、廃棄物処分場等	0.002	0.006
ノルマル吉草酸	濡れた靴下のようなにおい	畜産事業場、化製場、でん粉工場、魚腸骨処理場、廃棄物処分場等	0.0009	0.002
イソ吉草酸	濡れた靴下のようなにおい	畜産事業場、化製場、でん粉工場、魚腸骨処理場、廃棄物処分場等	0.001	0.004
プロピオンアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付塗装工程を有する事業所等	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付塗装工程を有する事業所等	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付塗装工程を有する事業所等	0.02	0.07
ノルマルバレールアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	焼付塗装工程を有する事業所等	0.009	0.02
イソバレールアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	焼付塗装工程を有する事業所等	0.003	0.006
イソブタノール	刺激的な醗酵したにおい	塗装工程を有する事業所等	0.9	4
酢酸エチル	刺激的なシンナーのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業所等	3	7
メチルイソブチルケトン	刺激的なシンナーのようなにおい	塗装行程又は印刷工程を有する事業所等	1	3
トルエン	ガソリンのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業所等	10	30
キシレン	ガソリンのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業所等	1	2

(注) A区域には6段階臭気強度表示の臭気強度2.5に対応する濃度を、B区域には3.0に対応する濃度をそれぞれ基準値としている。

(2) 排出基準（長崎県悪臭防止指導要綱）

区域の区分	工場等の敷地の境界線における臭気濃度	工場等の煙突その他の排出口における臭気濃度
第1種区域	20	500
第2種区域	30	1000

- 備考
- 1 第1種区域とは、悪臭防止法第3条の規定に基づいて市長が定めた規制地域のうち「A区域」をいう。
 - 2 第2種区域とは、第1種区域以外の区域をいう。
 - 3 臭気濃度とは、臭気のある空気を無臭の空気で臭気が感じられなくなるまで希釈した場合の当該希釈倍率をいう。
 - 4 臭気濃度の測定は、別に定める3点比較式臭袋法により行うものとする。
 - 5 煙突その他の排出口における排出基準は、排出口の実高さが5m未満のものについては適用しないものとする。

資料8 水質汚濁に係る環境基準

(1) 生活環境の保全に関する環境基準

ア 河川（湖沼を除く）

項目 類型	基準値					
	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	令和4年4月1日から、大腸菌群 数が大腸菌数に変更	
					大腸菌数	大腸菌群数
AA	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20 CFU /100mL 以下	50 MPN /100mL 以下
A	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300 CFU /100mL 以下	1,000 MPN /100mL 以下
B	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000 CFU /100mL 以下	5,000 MPN /100mL 以下
C	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上		
D	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上		
E	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上		

利水状況が水産利用のみの場合は、当分の間、大腸菌数の基準は適用しない。（湖沼、海域もこれに準ずる。）

水域類型) 浦上川(1) (川平取水堰より上流) : A
 浦上川(2) (大井手川浦上貯水池えん堤より上流) : A
 浦上川(3) (浦上川(1)、浦上川(2)を除く水域) : C
 中島川(1) (本河内低部貯水池えん堤より上流) : A
 中島川(2) (西山高部貯水池えん堤より上流) : A
 中島川(3) (中島川(1)、中島川(2)を除く水域) : A
 鹿尾川 (全域) : A
 西海川 (全域) : A
 神浦川 (全域) : A
 八郎川 (全域) : A
 手崎川 (全域) : A

イ 海域

項目 類型	基準値								
	水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素要 求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	令和4年4月1日から、大 腸菌群数が大腸菌数に変更		n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	類型	全窒素 (N)	全磷 (P)
				大腸菌数	大腸菌群数				
A	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300 CFU /100mL 以下	1,000 MPN /100mL 以下	検出され ないこと	Ⅱ	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
B	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上			検出され ないこと	Ⅲ	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下

水域類型) 長崎湾(1) (長崎市神崎鼻立標と同女神立標を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域) : B Ⅲ
 長崎湾(2) (長崎市四郎ヶ島西端と西彼杵郡香焼町長刀崎を結ぶ線及び陸岸に
 囲まれた海域のうち長崎湾(1)を除く海域) : A Ⅱ
 長崎湾(1)、長崎湾(2)以外の長崎市沿岸海域 : A
 長崎湾(2)及び網場湾は、大腸菌数の基準は適用しない。

資料8 水質汚濁に係る環境基準

(2) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	※0.02mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
		1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

備考 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

※六価クロムの基準値は、令和3年度まで0.05mg/L以下。地下水も同じ。

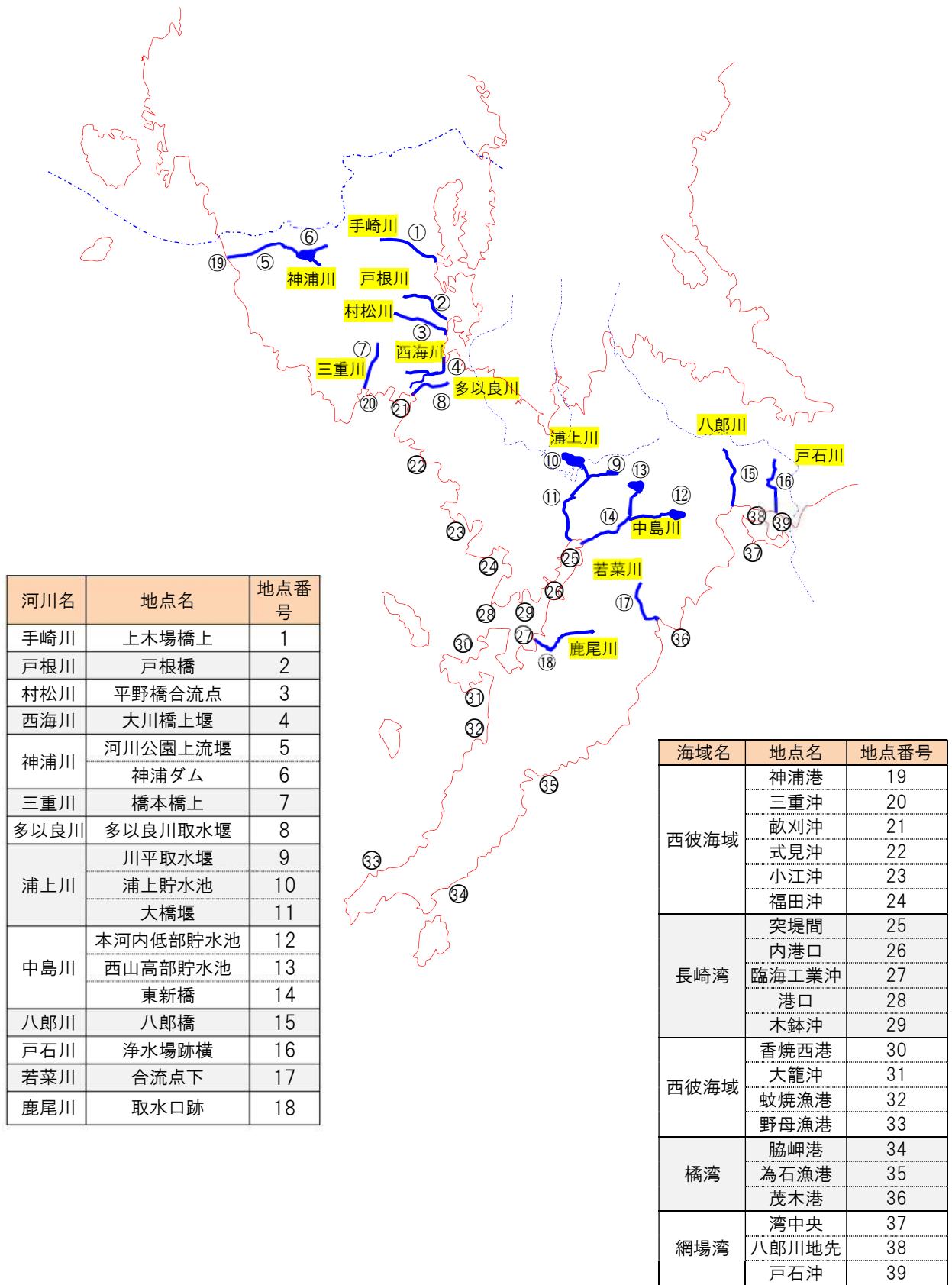
(3) 要監視項目及び指針値

項目	指針値	項目	指針値
クロロホルム	0.06mg/L以下	フェノブカルブ (BPMC)	0.03mg/L以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	イプロベンホス (IBP)	0.008mg/L以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L以下	クロルニトロフェン (CNP)	—
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L以下	トルエン	0.6mg/L以下
イソキサチオン	0.008mg/L以下	キシレン	0.4mg/L以下
ダイアジノン	0.005mg/L以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L以下
フェントロチオン (MEP)	0.003mg/L以下	ニッケル	—
イソプロチオラン	0.04mg/L以下	モリブデン	0.07mg/L以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04mg/L以下	アンチモン	0.02mg/L以下
クロロタロニル (TPN)	0.05mg/L以下	塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下
プロピザミド	0.008mg/L以下	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下
EPN	0.006mg/L以下	全マンガン	0.2mg/L以下
ジクロルボス (DDVP)	0.008mg/L以下	ウラン	0.002mg/L以下
		PFOS 及び PFOA	0.00005mg/L以下

(4) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	※0.02mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
クロロエチレン	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

資料9 水質調査地点



河川名	地点名	地点番号
手崎川	上木場橋上	1
戸根川	戸根橋	2
村松川	平野橋合流点	3
西海川	大川橋上堰	4
神浦川	河川公園上流堰	5
	神浦ダム	6
三重川	橋本橋上	7
多以良川	多以良川取水堰	8
浦上川	川平取水堰	9
	浦上貯水池	10
	大橋堰	11
中島川	本河内低部貯水池	12
	西山高部貯水池	13
	東新橋	14
八郎川	八郎橋	15
戸石川	浄水場跡横	16
若菜川	合流点下	17
鹿尾川	取水口跡	18

海域名	地点名	地点番号
西彼海域	神浦港	19
	三重沖	20
	畝刈沖	21
	式見沖	22
	小江沖	23
	福田沖	24
長崎湾	突堤間	25
	内港口	26
	臨海工業沖	27
	港口	28
	木鉢沖	29
西彼海域	香焼西港	30
	大籠沖	31
	蚊焼漁港	32
	野母漁港	33
橘湾	脇岬港	34
	為石漁港	35
	茂木港	36
網場湾	湾中央	37
	八郎川地先	38
	戸石沖	39

資料10 河川水質測定結果（令和3年度）

河川名	地点名	類型	pH				DO(mg/L)				
			最小値	最大値	m / n	最小値	最大値	m / n	最小値	最大値	平均値
浦上川	川平取水堰	A	7.8	8.7	2 / 48	7.6	12	0 / 48	9.8		
	浦上貯水池	A	7.8	9.2	3 / 12	7.7	12	0 / 12	10		
	大橋堰	C	7.8	9.5	24 / 48	7.8	18	0 / 48	11		
中島川	本河内低部貯水池	A	7.7	8.5	0 / 12	7.9	12	1 / 12	9.8		
	西山高部貯水池	A	7.2	8.3	0 / 12	7.8	14	0 / 12	10		
	東新橋	A	7.6	9.1	12 / 48	7.6	15	0 / 48	10		
鹿尾川	取水口跡	A	7.2	8.0	0 / 48	6.4	11	10 / 48	8.7		
西海川	大川橋上堰	A	7.6	8.9	2 / 48	5.9	14	3 / 48	10		
手崎川	上木場橋上	A	7.1	7.7	0 / 12	8.4	11	0 / 12	10		
八郎川	八郎橋	A	7.6	9.3	17 / 48	7.1	14	2 / 48	10		
神浦川	河川公園上流堰	A	7.1	8.3	0 / 48	6.9	13	2 / 48	9.8		
	神浦ダム	A	7.1	7.5	0 / 4	8.9	10	0 / 4	9.5		
若菜川	合流点下		7.5	8.8	— 48	7.1	13	— 48	9.7		
戸石川	浄水場跡横		7.6	8.9	— 48	7.4	14	— 48	10		
三重川	橋本橋上		7.5	8.0	— 16	6.4	13	— 16	9.6		
多以良川	多以良川取水堰		7.5	8.0	— 16	8.1	12	— 16	9.9		
戸根川	戸根橋		7.3	7.6	— 4	8.1	12	— 4	10		
村松川	平野橋合流地点		7.3	7.7	— 4	7.7	11	— 4	9.6		

河川名	地点名	類型	BOD(mg/L)									
			最小値	最大値	m / n	m/n (%)	X / Y	X/Y (%)	平均値	75%値		
浦上川	川平取水堰	A	<0.5	1.3	0 / 48	0	0 / 12	0	0.6	0.6		
	浦上貯水池	A	1.2	3.0	3 / 12	25.0	3 / 12	25.0	1.8	1.7		
	大橋堰	C	0.7	2.4	0 / 48	0	0 / 12	0	1.1	1.3		
中島川	本河内低部貯水池	A	0.7	2.4	1 / 12	8.3	1 / 12	8.3	1.3	1.6		
	西山高部貯水池	A	0.8	2.6	2 / 12	16.7	2 / 12	16.7	1.3	1.3		
	東新橋	A	<0.5	1.7	0 / 48	0	0 / 12	0	0.9	1.2		
鹿尾川	取水口跡	A	<0.5	1.3	0 / 48	0	0 / 12	0	0.6	0.6		
西海川	大川橋上堰	A	<0.5	1.3	0 / 48	0	0 / 12	0	0.7	0.7		
手崎川	上木場橋上	A	<0.5	0.7	0 / 12	0	0 / 12	0	0.5	0.5		
八郎川	八郎橋	A	<0.5	1.7	0 / 48	0	0 / 12	0	0.8	0.8		
神浦川	河川公園上流堰	A	<0.5	0.9	0 / 48	0	0 / 12	0	0.5	0.5		
	神浦ダム	A	<0.5	0.7	0 / 4	0	0 / 4	0	0.6	0.6		
若菜川	合流点下		<0.5	1.8	— 48	—	— 12	—	0.7	0.7		
戸石川	浄水場跡横		<0.5	4.3	— 48	—	— 12	—	1.3	1.7		
三重川	橋本橋上		<0.5	0.9	— 16	—	— 4	—	0.6	0.6		
多以良川	多以良川取水堰		<0.5	1.0	— 16	—	— 4	—	0.6	0.6		
戸根川	戸根橋		<0.5	<0.5	— 4	—	— 4	—	<0.5	<0.5		
村松川	平野橋合流地点		<0.5	<0.5	— 4	—	— 4	—	<0.5	<0.5		

河川名	地点名	類型	SS(mg/L)					大腸菌群数(MPN/100ml)				
			最小値	最大値	m / n	平均値	最小値	最大値	m / n	平均値		
浦上川	川平取水堰	A	<1	2	0 / 48	1	70	22,000	24 / 48	3,000		
	浦上貯水池	A	5	17	0 / 12	12	4.5	24,000	3 / 12	2,900		
	大橋堰	C	<1	8	0 / 48	2	240	33,000	— 48	6,200		
中島川	本河内低部貯水池	A	4	16	0 / 12	8	33	13,000	7 / 12	3,900		
	西山高部貯水池	A	7	20	0 / 12	14	4.5	7,900	4 / 12	1,200		
	東新橋	A	<1	5	0 / 48	2	330	17,000	36 / 48	4,400		
鹿尾川	取水口跡	A	<1	5	0 / 48	1	330	4,900	27 / 48	1,700		
西海川	大川橋上堰	A	<1	4	0 / 48	2	33	22,000	30 / 48	3,100		
手崎川	上木場橋上	A	<1	<1	0 / 12	<1	33	7,900	3 / 12	1,200		
八郎川	八郎橋	A	<1	8	0 / 48	1	240	24,000	35 / 48	4,100		
神浦川	河川公園上流堰	A	<1	1	0 / 48	1	130	7,900	22 / 48	1,300		
	神浦ダム	A	<1	1	0 / 4	1	2	490	0 / 4	240		
若菜川	合流点下		<1	3	— 48	1	79	24,000	— 48	2,900		
戸石川	浄水場跡横		<1	21	— 48	2	490	49,000	— 48	9,300		
三重川	橋本橋上		<1	5	— 16	3	240	28,000	— 16	6,800		
多以良川	多以良川取水堰		<1	1	— 16	1	330	7,900	— 16	2,000		
戸根川	戸根橋		<1	<1	— 4	<1	240	2,400	— 4	1,500		
村松川	平野橋合流地点		<1	<1	— 4	<1	33	1,700	— 4	960		

(備考) m：環境基準に適合しない検体数 n：総検体数 X：環境基準に適合しない日数 Y：総測定日数 平均値：日間平均値の年平均値

資料 1 1 海域水質測定結果（令和3年度）

海域名	地点名	類型	pH				DO(mg/L)				
			最小値	最大値	m	n	最小値	最大値	m	n	平均値
長崎湾	突堤間	B	8.1	8.3	0	48	6.7	11	0	48	8.5
	内港口	B	8.2	8.3	0	48	7.0	9.5	0	48	8.5
	臨海工業沖	A	8.2	8.3	0	48	7.0	9.4	7	48	8.3
	港口	A	8.2	8.3	0	48	7.2	9.8	4	48	8.3
	木鉢沖	A	8.2	8.3	0	48	7.3	9.4	5	48	8.4
網場湾	湾中央	A	8.2	8.2	0	16	7.2	9.2	1	16	8.2
	八郎川地先	A	8.1	8.3	0	16	6.7	8.8	4	16	8.0
	戸石沖	A	8.2	8.2	0	16	7.2	9.1	4	16	8.1
西彼海域	神浦港	A	8.1	8.3	0	16	6.6	8.5	4	16	7.7
	香焼西港	A	8.1	8.3	0	16	6.2	8.6	4	16	7.8
	蚊焼漁港	A	8.1	8.3	0	16	6.7	9.2	5	16	7.9
	野母漁港	A	8.1	8.2	0	16	6.7	9.0	3	16	8.2
	大籠沖	A	8.1	8.2	0	16	7.0	9.6	4	16	8.1
	三重沖	A	8.1	8.3	0	16	7.1	8.4	3	16	7.9
	畝刈沖	A	8.2	8.3	0	16	7.1	8.8	3	16	8.0
	小江沖	A	8.2	8.3	0	16	7.1	8.6	4	16	8.0
	福田沖	A	8.2	8.3	0	16	7.2	8.5	4	16	7.9
	式見沖	A	8.2	8.3	0	16	6.5	8.4	4	16	7.7
橘湾	脇岬港	A	8.1	8.2	0	16	6.8	9.1	4	16	8.0
	為石漁港	A	8.1	8.2	0	16	6.8	9.2	3	16	8.0
	茂木港	A	8.1	8.3	0	16	7.0	9.3	4	16	8.1

海域名	地点名	類型	COD(mg/L)									
			最小値	最大値	m	n	m/n (%)	X	Y	X/Y (%)	平均値	75%値
長崎湾	突堤間	B	1.0	6.0	6	48	12.5	1	12	8.3	2.0	2.0
	内港口	B	0.8	2.6	0	48	0.0	0	12	0.0	1.7	2.0
	臨海工業沖	A	0.8	1.9	0	48	0.0	0	12	0.0	1.4	1.6
	港口	A	0.8	2.0	0	48	0.0	0	12	0.0	1.4	1.6
	木鉢沖	A	0.9	2.4	3	48	6.3	0	12	0.0	1.5	1.7
網場湾	湾中央	A	0.9	2.1	2	16	12.5	0	4	0.0	1.6	1.7
	八郎川地先	A	1.1	2.0	0	16	0.0	0	4	0.0	1.6	1.9
	戸石沖	A	1.0	2.1	2	16	12.5	0	4	0.0	1.7	1.8
西彼海域	神浦港	A	0.8	1.7	0	16	0.0	0	4	0.0	1.3	1.5
	香焼西港	A	1.2	2.9	1	16	6.3	0	4	0.0	1.5	1.3
	蚊焼漁港	A	0.9	1.7	0	16	0.0	0	4	0.0	1.2	1.2
	野母漁港	A	0.8	2.4	2	16	12.5	1	4	25.0	1.6	1.8
	大籠沖	A	0.8	1.7	0	16	0.0	0	4	0.0	1.3	1.3
	三重沖	A	0.8	2.0	0	16	0.0	0	4	0.0	1.5	1.6
	畝刈沖	A	0.9	1.9	0	16	0.0	0	4	0.0	1.5	1.6
	小江沖	A	0.7	2.1	1	16	6.3	0	4	0.0	1.5	1.7
	福田沖	A	0.9	2.0	0	16	0.0	0	4	0.0	1.5	1.8
	式見沖	A	0.9	1.7	0	16	0.0	0	4	0.0	1.3	1.5
橘湾	脇岬港	A	0.9	1.7	0	16	0.0	0	4	0.0	1.2	1.3
	為石漁港	A	0.8	1.7	0	16	0.0	0	4	0.0	1.3	1.5
	茂木港	A	0.9	3.1	2	16	12.5	0	4	0.0	1.5	1.9

海域名	地点名	類型	大腸菌群数(MPN/100ml)				全窒素(mg/L)			全磷(mg/L)			
			最小値	最大値	m	n	平均値	最小値	最大値	平均値	最小値	最大値	平均値
長崎湾	突堤間	B	< 1.8	79	-	48	7.1	0.16	0.52	0.24	0.018	0.075	0.033
	内港口	B	< 1.8	6.8	-	48	2.1	0.13	0.30	0.17	0.012	0.028	0.018
	臨海工業沖	A	< 1.8	2.0	0	48	1.8	0.10	0.19	0.13	0.008	0.021	0.015
	港口	A	< 1.8	2.0	0	48	1.8	0.10	0.16	0.13	0.009	0.019	0.014
	木鉢沖	A	< 1.8	4.0	0	48	1.9	0.11	0.27	0.15	0.011	0.024	0.016
網場湾	湾中央	A	< 1.8	33	0	16	4.1						
	八郎川地先	A	< 1.8	49	0	16	5.8						
	戸石沖	A	< 1.8	12	0	16	2.9						
西彼海域	神浦港	A	< 1.8	17	0	16	3.6						
	香焼西港	A	< 1.8	7.8	0	16	2.2						
	蚊焼漁港	A	< 1.8	34	0	16	3.9						
	野母漁港	A	< 1.8	2.0	0	16	1.9						
	大籠沖	A	< 1.8	6.8	0	16	2.6						
	三重沖	A	< 1.8	12	0	16	3.5						
	畝刈沖	A	< 1.8	17	0	16	4.3						
	小江沖	A	< 1.8	4.5	0	16	2.0						
	福田沖	A	< 1.8	4.5	0	16	2.0						
	式見沖	A	< 1.8	14	0	16	2.6						
橘湾	脇岬港	A	< 1.8	4.5	0	16	2.0						
	為石漁港	A	< 1.8	2.0	0	16	1.9						
	茂木港	A	< 1.8	7.8	0	16	3.4						

(備考) m: 環境基準に適合しない検体数 n: 総検体数 X: 環境基準に適合しない日数 Y: 総測定日数 平均値: 日間平均値の年平均値

資料12 BOD（75%値）の経年変化

（網かけした箇所は環境基準値を超過していることを示す）

（単位：mg/L）

河川名	地点名	平成 24	25	26	27	28	29	30	令和 元	2	3
浦上川	川平取水堰	0.5	0.5	0.7	0.5	0.6	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6
	浦上貯水池	2.1	1.8	1.9	1.4	1.9	2.5	1.9	1.9	2.1	1.7
	大橋堰	1.5	1.4	1.4	1.0	1.2	1.2	1.3	1.3	1.3	1.3
中島川	本河内低部貯水池	—*	—*	1.7	1.7	1.5	1.7	2.1	1.4	1.9	1.6
	西山高部貯水池	1.1	1.3	1.4	1.2	1.5	1.1	1.8	1.6	1.5	1.3
	東新橋	1.0	1.0	1.0	0.8	1.0	1.1	1.1	0.9	1.0	1.2
鹿尾川	取水口跡	<0.5	0.5	0.7	0.5	0.5	0.6	0.5	0.6	0.6	0.6
八郎川	八郎橋	0.7	0.7	0.8	0.6	0.7	0.8	0.8	1.0	0.9	0.8
西海川	大川橋上堰	0.7	0.7	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.8	0.7
手崎川	上木場橋上	0.5	0.5	0.6	0.6	0.5	0.7	0.7	0.5	0.5	0.5
神浦川	河川公園上流堰	0.5	<0.5	0.6	0.6	0.5	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5

※平成19年度～平成25年度、本河内低部貯水池は改修工事の為、測定を休止した。

資料13 COD（75%値）の経年変化

（単位：mg/L）

海域名	地点名	平成 24	25	26	27	28	29	30	令和 元	2	3
長崎湾	突堤間	1.7	1.7	2.4	1.8	1.9	1.7	2.1	1.9	2.2	2.0
	内港口	1.5	1.7	2.2	1.7	1.7	1.7	1.8	1.6	1.7	2.0
	臨海工業沖	1.1	1.4	1.8	1.4	1.7	1.7	1.7	1.4	1.6	1.3
	港口	1.1	1.4	1.7	1.4	1.6	1.7	1.6	1.4	1.5	1.6
網場湾	湾中央	1.1	1.3	1.4	1.5	1.2	1.6	1.3	1.3	1.4	1.7
	八郎川地先	1.2	1.5	1.8	1.4	1.4	1.8	1.4	1.3	1.7	1.9
西彼海域	神浦港	1.1	1.2	1.6	1.2	1.0	1.5	1.3	1.0	1.1	1.5
	香焼西港	0.8	1.1	1.6	1.2	1.3	1.5	1.5	1.4	1.2	1.3
	蚊焼漁港	0.9	1.2	1.4	1.0	1.2	1.5	1.3	1.0	1.2	1.2
	野母漁港	1.2	1.3	1.9	1.5	1.3	1.5	1.5	1.5	1.4	1.8
	大籠沖	0.9	1.1	1.6	0.8	1.2	1.5	1.3	1.1	1.2	1.3
橘湾	脇岬港	1.1	1.2	1.7	1.2	1.2	1.3	1.3	1.1	1.2	1.3
	為石漁港	1.4	1.2	1.5	1.1	1.2	1.3	1.4	1.2	1.1	1.5
	茂木港	1.0	1.1	1.4	1.1	1.3	1.6	1.4	1.1	1.2	1.9

資料 1 4 その他の項目の測定結果（令和3年度）

河川名	地点名	塩化物イオン		
		最小値	最大値	平均値
浦上川	川平取水堰	10	14	13
	浦上貯水池	10	14	11
	大橋堰	10	19	15
中島川	本河内低部貯水池	9.3	10	9.6
	西山高部貯水池	7.8	9.0	8.5
	東新橋	10	12	12
鹿尾川	取水口跡	9.6	10	9.9
八郎川	八郎橋	10.0	12	11
西海川	大川橋上堰	16	25	21
手崎川	上木場橋上	7.5	8.9	8.2
神浦川	河川公園上流堰	9.5	11	10
	神浦ダム	7.7	9.5	8.7
若菜川	合流点下	10	32	16
戸石川	浄水場跡横	27	74	44
三重川	橋本橋上	210	750	390
多以良川	多以良川取水堰	9.8	18	12
戸根川	戸根橋	6.8	7.7	7.1
村松川	平野橋合流地点	8.3	10	9.1

(単位：mg/L)

河川名	地点名	MBAS		
		最小値	最大値	平均値
浦上川	川平取水堰	<0.05	<0.05	<0.05
	浦上貯水池	<0.05	<0.05	<0.05
	大橋堰	<0.05	<0.05	<0.05
中島川	本川内低部貯水池	<0.05	<0.05	<0.05
	西山高部貯水池	<0.05	<0.05	<0.05
	東新橋	<0.05	<0.05	<0.05
鹿尾川	取水口跡	<0.05	<0.05	<0.05
八郎川	八郎橋	<0.05	<0.05	<0.05
西海川	大川橋上堰	<0.05	<0.05	<0.05
手崎川	上木場橋上	<0.05	<0.05	<0.05
神浦川	河川公園上流堰	<0.05	<0.05	<0.05
	神浦ダム	<0.05	<0.05	<0.05
若菜川	合流点下	<0.05	<0.05	<0.05
戸石川	浄水場跡横	<0.05	<0.05	<0.05
三重川	橋本橋上	<0.05	<0.05	<0.05
多以良川	多以良川取水堰	<0.05	<0.05	<0.05
戸根川	戸根橋	<0.05	<0.05	<0.05
村松川	平野橋合流地点	<0.05	<0.05	<0.05

(単位：mg/L)

項目の測定	地点名	塩化物イオン		
		最小値	最大値	平均値
長崎湾	突堤間	18,000	19,000	19,000
	内港口	18,000	19,000	19,000
	臨海工業沖	18,000	19,000	19,000
	港口	19,000	19,000	19,000
	木鉢沖	16,000	19,000	18,000
網場湾	湾中央	18,000	19,000	19,000
	八郎川地先	18,000	19,000	19,000
	戸石沖	17,000	19,000	18,000
西彼海域	神浦港	16,000	19,000	18,000
	香焼西港	18,000	19,000	19,000
	蚊焼漁港	15,000	19,000	18,000
	野母漁港	15,000	19,000	18,000
	大籠沖	16,000	19,000	17,000
	三重沖	16,000	19,000	18,000
	畝刈沖	16,000	19,000	18,000
	小江沖	18,000	19,000	19,000
	福田沖	17,000	19,000	18,000
	式見沖	17,000	19,000	18,000
橘湾	脇岬港	17,000	19,000	19,000
	為石漁港	17,000	19,000	19,000
	茂木港	15,000	19,000	18,000

(単位：mg/L)

資料15 道路交通振動の測定結果（令和3年度）

一連 番号	測定地点名称	測定地点住所	測定年月日	測定対象道路			
				路線名	車線数	センサス番号	
						市町村 コード	区間 番号
1	消防団第29分団2	長崎市古賀町891-6	2021/7/8	国道34号	2	201	10110
2	三重地区市民センター	長崎市畝刈町28-7	2021/9/14	国道202号	4	201	10530
3	中央消防署飽の浦出張所	長崎市飽の浦町10-2	2021/7/15	国道202号	4	201	10570
4	長崎駅前自動車公害測定局	長崎市大黒町3-1	2021/11/18	国道202号	6	201	10610
5	平和公園(中心地地区)	長崎市松山町5	2021/10/7	国道206号	5	201	10880
6	北消防署	長崎市大橋町16-1	2021/8/3	国道206号	4	201	10890
7	小島地区ふれあいセンター	長崎市愛宕3丁目10-2	2021/11/8	国道324号	2	201	11350
8	中央消防署松が枝出張所	長崎市松が枝町4-31	2021/8/26	国道499号	6	201	11980
9	長崎市草草住住宅集会所	長崎市草住町207	2021/9/9	国道499号	4	201	12010
10	滑石第1集会所	長崎市滑石5丁目1-44	2021/6/29	県道長崎畝刈線	2	201	40650
11	消防団第7分団	長崎市西山2丁目6-5	2021/8/31	県道昭和町馬町線	4	201	61660
12	立神公園	長崎市東立神町17	2021/10/19	県道神ノ島飽の浦線	2	201	61680

備考：25dB(A)未満の測定結果については参考値である。

都市計画 用途地域	要請 限度 区域	測定結果 (dB)		要請限度 (dB)		要請限度 達成状況		交通量 (台/10分)		走行速度 (km/h)	
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	測定側	反対側	測定側	反対側
準住居	1	41	-	65	60	○	-	130	131	52.3	51.9
準住居	1	37	-	65	60	○	-	118	94	49.9	46.4
工業	2	29	-	70	65	○	-	148	113	54.7	60.9
商業	2	60	-	65	60	○	-	268	258	59.8	60.5
近隣商業	2	39	-	70	65	○	-	306	260	62.4	46.2
商業	2	36	-	70	65	○	-	232	201	46.2	45.3
準住居	1	26	-	65	60	○	-	66	74	46.3	46.7
商業	2	29	-	70	65	○	-	187	233	60.0	58.5
準住居	1	29	-	65	60	○	-	215	203	67.5	68.9
近隣商業	2	25	-	70	65	○	-	91	94	51.9	50.0
準住居	1	33	-	65	60	○	-	105	129	64.6	59.9
第1種住居	1	39	-	65	60	○	-	41	45	37.1	49.3

資料16 自動車交通騒音の測定結果（令和3年度）

一連番号	測定地点名称	測定地点住所	測定開始年月日	測定終了年月日	測定対象道路			
					路線名	車線数	センサス番号	
							市町村コード	区間番号
1	長崎街道中里ふれあい公園	長崎市中里町1057-3	2021/9/28	2021/10/1	九州横断自動車道長崎大	4	201	50
2	消防団第29分団2	長崎市古賀町891-6	2021/9/28	2021/10/1	国道34号	2	201	10110
3	三重地区市民センター	長崎市畝刈町28-7	2021/9/14	2021/9/17	国道202号	4	201	10530
4	中央消防署飽の浦出張所	長崎市飽の浦町10-2	2021/10/26	2021/10/29	国道202号	4	201	10570
5	長崎駅前自動車公害測定局	長崎市大黒町3-1	2021/11/16	2021/11/19	国道202号	6	201	10610
6	平和公園(中心地地区)	長崎市松山5	2022/1/25	2022/1/28	国道206号	5	201	10880
7	北消防署	長崎市大橋町16-1	2021/8/3	2021/8/6	国道206号	4	201	10890
8	小島地区ふれあいセンター	長崎市愛宕3丁目10-2	2021/11/8	2021/11/11	国道324号	2	201	11350
9	中央消防署松が枝出張所	長崎市松が枝町4-31	2021/8/24	2021/8/27	国道499号	6	201	11980
10	長崎市草住住宅集会所	長崎市草住町207	2021/12/7	2021/12/10	国道499号	4	201	12010
11	消防団第7分団	長崎市西山2丁目6-5	2021/8/31	2021/9/3	県道昭和町馬町線	4	201	61660
12	立神公園	長崎市東立神町17	2022/1/18	2022/1/21	県道神ノ島飽ノ浦線	2	201	61680

都市計画用途地域	環境基準類型	測定結果 dB (A)		要請限度 dB (A)		環境基準 dB (A)		街区数	住居等戸数	要請限度達成状況		環境基準達成状況		環境基準達成率%		交通量 (台/10分)		走行速度 (km/h)	
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間			昼	夜	昼	夜	昼	夜	測定側	反対側	測定側	反対側
第1種住居	B	50	54	75	70	70	65	2	39	○	○	○	○	100.0	41.0	66	65	105.1	109.0
準住居	B	69	65	75	70	70	65	8	752	○	○	○	○	88.8	86.7	130	131	52.3	51.9
準住居	B	69	60	75	70	70	65	6	476	○	○	○	○	99.6	100.0	118	94	49.9	46.4
工業	C	70	63	75	70	70	65	6	668	○	○	○	○	99.0	100.0	130	126	58.5	58.1
商業	C	73	67	75	70	70	65	4	757	○	○	×	×	76.0	83.6	268	258	59.8	60.5
近隣商業	C	73	66	75	70	70	65	6	1869	○	○	×	×	74.1	87.9	269	242	63.6	52.8
商業	C	71	67	75	70	70	65	8	2429	○	○	×	×	93.6	86.1	232	201	46.2	45.3
準住居	B	64	58	75	70	70	65	4	1079	○	○	○	○	99.9	99.9	66	74	46.3	46.7
商業	C	70	66	75	70	70	65	6	530	○	○	○	×	98.3	85.5	187	233	60.0	58.5
準住居	B	70	68	75	70	70	65	4	446	○	○	○	×	95.1	85.2	182	201	67.5	65.2
準住居	B	69	59	75	70	70	65	6	739	○	○	○	○	100.0	100.0	105	129	64.6	59.9
第1種住居	B	67	58	75	70	70	65	2	231	○	○	○	○	99.6	100.0	34	24	43.6	53.9

資料17 環境騒音(一般地域)測定結果(令和3年度)

一連番号	測定地点	測定期間	用途地域	類型	騒音レベル(LAeq)		環境基準(LAeq)		環境基準適合状況	
					昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	鳴見台北公園	2021/4/19 ~ 2021/4/20	第一種低層住居専用地域	A	44	39	55	45	○	○
2	小江原台東公園	2021/4/22 ~ 2021/4/23	第一種低層住居専用地域	A	43	28	55	45	○	○
3	老人福祉センターしらゆり荘	2021/10/6 ~ 2021/10/7	第一種低層住居専用地域	A	44	41	55	45	○	○
4	矢上団地第一公園	2021/5/17 ~ 2021/5/18	第一種低層住居専用地域	A	43	35	55	45	○	○
5	シーボルト記念館	2021/4/8 ~ 2021/4/9	第一種中高層住居専用地域	A	39	30	55	45	○	○
6	山ノ木公園	2021/4/19 ~ 2021/4/20	第一種中高層住居専用地域	A	41	30	55	45	○	○
7	老人憩の家つつじ荘	2021/5/24 ~ 2021/5/25	第一種中高層住居専用地域	A	51	40	55	45	○	○
8	下川平公園	2021/12/20 ~ 2021/12/21	第一種中高層住居専用地域	A	46	39	55	45	○	○
9	老人福祉センターあじさい荘	2021/5/10 ~ 2021/5/11	第一種中高層住居専用地域	A	51	42	55	45	○	○
10	大浜東公園	2021/5/13 ~ 2021/5/14	第一種中高層住居専用地域	A	40	33	55	45	○	○
11	立山公園管理事務所	2021/5/10 ~ 2021/5/11	第一種中高層住居専用地域	A	42	33	55	45	○	○
12	祝捷山公園	2021/4/8 ~ 2021/4/9	第一種中高層住居専用地域	A	46	36	55	45	○	○
13	晴海台地区公民館	2021/4/15 ~ 2021/4/16	—	A	52	41	55	45	○	○
14	香焼地域センター	2021/12/15 ~ 2021/12/16	第一種住居地域	B	43	31	55	45	○	○
15	淵地区ふれあいセンター	2021/4/22 ~ 2021/4/23	第一種住居地域	B	48	37	55	45	○	○
16	式見地域センター	2021/5/13 ~ 2021/5/14	第一種住居地域	B	42	33	55	45	○	○
17	外海公民館	2021/5/13 ~ 2021/5/14	—	B	49	45	55	45	○	○
18	西山2丁目公園	2021/4/26 ~ 2021/4/27	第一種住居地域	B	55	42	55	45	○	○
19	戸町地区ふれあいセンター	2021/4/15 ~ 2021/4/16	第一種住居地域	B	52	43	55	45	○	○
20	野母崎体育館	2021/4/15 ~ 2021/4/16	—	B	47	32	55	45	○	○
21	仁田中央公園	2021/4/8 ~ 2021/4/9	第一種住居地域	B	42	34	55	45	○	○
22	あけぼの公園	2021/4/8 ~ 2021/4/9	第一種住居地域	B	36	30	55	45	○	○
23	深堀地域センター	2021/12/15 ~ 2021/12/16	第一種住居地域	B	46	37	55	45	○	○
24	東長崎商工会茂木支所	2021/4/8 ~ 2021/4/9	第一種住居地域	B	44	36	55	45	○	○
25	日見地域センター	2021/5/17 ~ 2021/5/18	第一種住居地域	B	51	45	55	45	○	○
26	老人憩の家東望荘	2021/5/17 ~ 2021/5/18	第一種住居地域	B	44	37	55	45	○	○
27	戸石地区公民館	2021/5/17 ~ 2021/5/18	第一種住居地域	B	44	37	55	45	○	○
28	陸上競技場管理事務所	2021/4/19 ~ 2021/4/20	準住居地域	B	53	47	55	45	○	×
29	緑ヶ丘地区ふれあいセンター	2021/4/22 ~ 2021/4/23	近隣商業地域	C	51	42	60	50	○	○
30	老人憩の家ひまわり荘	2021/4/26 ~ 2021/4/27	近隣商業地域	C	54	48	60	50	○	○
31	水の浦公園	2021/4/26 ~ 2021/4/27	近隣商業地域	C	50	41	60	50	○	○
32	老人福祉センターすみれ荘	2021/4/19 ~ 2021/4/20	商業地域	C	55	47	60	50	○	○
33	中町公園	2021/5/13 ~ 2021/5/14	商業地域	C	57	49	60	50	○	○
34	江平地区ふれあいセンター	2021/4/22 ~ 2021/4/23	商業地域	C	59	53	60	50	○	×
35	麴屋町公園	2021/4/26 ~ 2021/4/27	商業地域	C	52	37	60	50	○	○
36	樺島町公園	2021/4/15 ~ 2021/4/16	商業地域	C	55	45	60	50	○	○
37	中央公園	2021/4/26 ~ 2021/4/27	商業地域	C	55	46	60	50	○	○
38	馬場公民館	2021/5/17 ~ 2021/5/18	準工業地域	C	59	57	60	50	○	×
39	幸町公民館	2021/5/10 ~ 2021/5/11	工業地域	C	56	48	60	50	○	○
40	小ヶ倉地域センター	2021/4/12 ~ 2021/4/13	工業地域	C	55	50	60	50	○	○

※類例：Aをあてはめる地域は、専ら住居の用に供される地域
 Bをあてはめる地域は、主として住居の用に供される地域
 Cをあてはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

資料18 有害大気汚染物質モニタリング調査結果（令和3年度）

物質名（単位）	測定地点名	地域分類	検体数	平均値	最小値	最大値	全 国（令和元年度）		
							平均値	最小値	最大値
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	小ヶ倉測定局	一般環境	4	0.010	0.0075	0.014	0.018	0.0032	0.17
	中央橋測定局	沿道	4	0.0088	0.0066	0.011	0.014	0.0051	0.045
ベンゼン (μg/m ³)	小ヶ倉測定局	一般環境	6	0.57	0.12	0.77	0.74	0.24	2.0
	中央橋測定局	沿道	6	0.77	0.21	1.4	0.92	0.40	1.9
トリクロロエチレン (μg/m ³)	小ヶ倉測定局	一般環境	6	0.018	0.013	0.030	0.34	0.0035	6.3
	中央橋測定局	沿道	6	0.026	0.013	0.063	0.30	0.0055	2.9
テトラクロロエチレン (μg/m ³)	小ヶ倉測定局	一般環境	6	0.080	0.017	0.35	0.10	0.0048	0.80
	中央橋測定局	沿道	6	0.033	0.017	0.056	0.10	0.0090	0.60
ジクロロメタン (μg/m ³)	小ヶ倉測定局	一般環境	6	1.0	0.37	2.0	1.3	0.26	7.8
	中央橋測定局	沿道	6	1.1	0.21	2.6	1.5	0.36	7.3
アクリロニトリル (μg/m ³)	小ヶ倉測定局	一般環境	6	0.017	0.016	0.019	0.049	0.0028	0.77
	中央橋測定局	沿道	6	0.018	0.016	0.019	0.057	0.0049	0.42
塩化ビニルモノマー (μg/m ³)	小ヶ倉測定局	一般環境	6	0.017	0.016	0.018	0.035	0.0025	1.2
	中央橋測定局	沿道	6	0.019	0.017	0.028	0.022	0.0028	0.18
クロロホルム (μg/m ³)	小ヶ倉測定局	一般環境	6	0.16	0.099	0.24	0.21	0.011	1.3
	中央橋測定局	沿道	6	0.16	0.069	0.25	0.21	0.12	1.2
1, 2-ジクロロエタン (μg/m ³)	小ヶ倉測定局	一般環境	6	0.11	0.028	0.34	0.14	0.036	0.53
	中央橋測定局	沿道	6	0.16	0.017	0.36	0.14	0.050	0.28
1, 3-ブタジエン (μg/m ³)	小ヶ倉測定局	一般環境	6	0.060	0.027	0.083	0.062	0.0026	0.66
	中央橋測定局	沿道	6	0.10	0.061	0.15	0.10	0.015	0.28
酸化エチレン (μg/m ³)	小ヶ倉測定局	一般環境	12	0.031	0.0066	0.073	0.070	0.013	0.33
	中央橋測定局	沿道	12	0.042	0.018	0.071	0.076	0.041	0.18
アセトアルデヒド (μg/m ³)	小ヶ倉測定局	一般環境	6	1.9	0.82	2.9	2.1	0.62	16
	中央橋測定局	沿道	6	1.7	0.13	3.3	2.2	0.57	9.0
ホルムアルデヒド (μg/m ³)	小ヶ倉測定局	一般環境	6	2.1	0.94	3.5	2.5	0.88	11
	中央橋測定局	沿道	6	2.3	0.3	5.2	2.7	0.43	7.5
ベンゾ [a] ピレン (ng/m ³)	小ヶ倉測定局	一般環境	6	0.050	0.0024	0.11	0.15	0.0085	2.0
	中央橋測定局	沿道	6	0.073	0.0073	0.14	0.14	0.024	1.4
水銀及びその化合物 (ng/m ³)	小ヶ倉測定局	一般環境	6	1.7	1.3	2.0	1.8	0.70	8.2
	中央橋測定局	沿道	6	1.7	0.74	2.2	1.7	1.1	2.3
ニッケル化合物 (ng/m ³)	小ヶ倉測定局	一般環境	6	2.1	1.1	3.1	2.7	0.11	20
	中央橋測定局	沿道	6	3.1	1.5	4.3	2.6	0.68	8.0
ヒ素及びその化合物 (ng/m ³)	小ヶ倉測定局	一般環境	6	1.30	0.27	3.3	0.97	0.081	4.2
	中央橋測定局	沿道	6	1.80	0.32	3.3	1.1	0.29	2.4
ベリリウム及びその化合物 (ng/m ³)	小ヶ倉測定局	一般環境	6	0.035	0.022	0.047	0.016	0.0016	0.060
	中央橋測定局	沿道	6	0.034	0.022	0.047	0.020	0.0044	0.071
マンガン及びその化合物 (ng/m ³)	小ヶ倉測定局	一般環境	6	12	3.6	20	18	0.81	100
	中央橋測定局	沿道	6	26	8.2	42	20	5.9	50
クロム及びその化合物 (ng/m ³)	小ヶ倉測定局	一般環境	6	4.9	1.4	13	4.0	0.08	45
	中央橋測定局	沿道	6	8.0	5.5	12	4.2	1.1	12
トルエン (μg/m ³)	小ヶ倉測定局	一般環境	6	9.4	1.3	25	6.0	0.19	170
	中央橋測定局	沿道	6	2.8	1.3	4.3	9.5	0.85	280
塩化メチル (μg/m ³)	小ヶ倉測定局	一般環境	6	1.8	1.2	3.3	1.4	0.077	3.6
	中央橋測定局	沿道	6	1.7	1.2	2.7	1.4	0.62	2.9

注1) <を含む数値については、平均値の算出結果が検出下限値未満の値であったことを示す。

注2) 括弧書きの数値については、平均値の算出結果が検出下限値以上定量下限値未満の値であったことを示す。

資料 19 有害大気汚染物質の経年変化

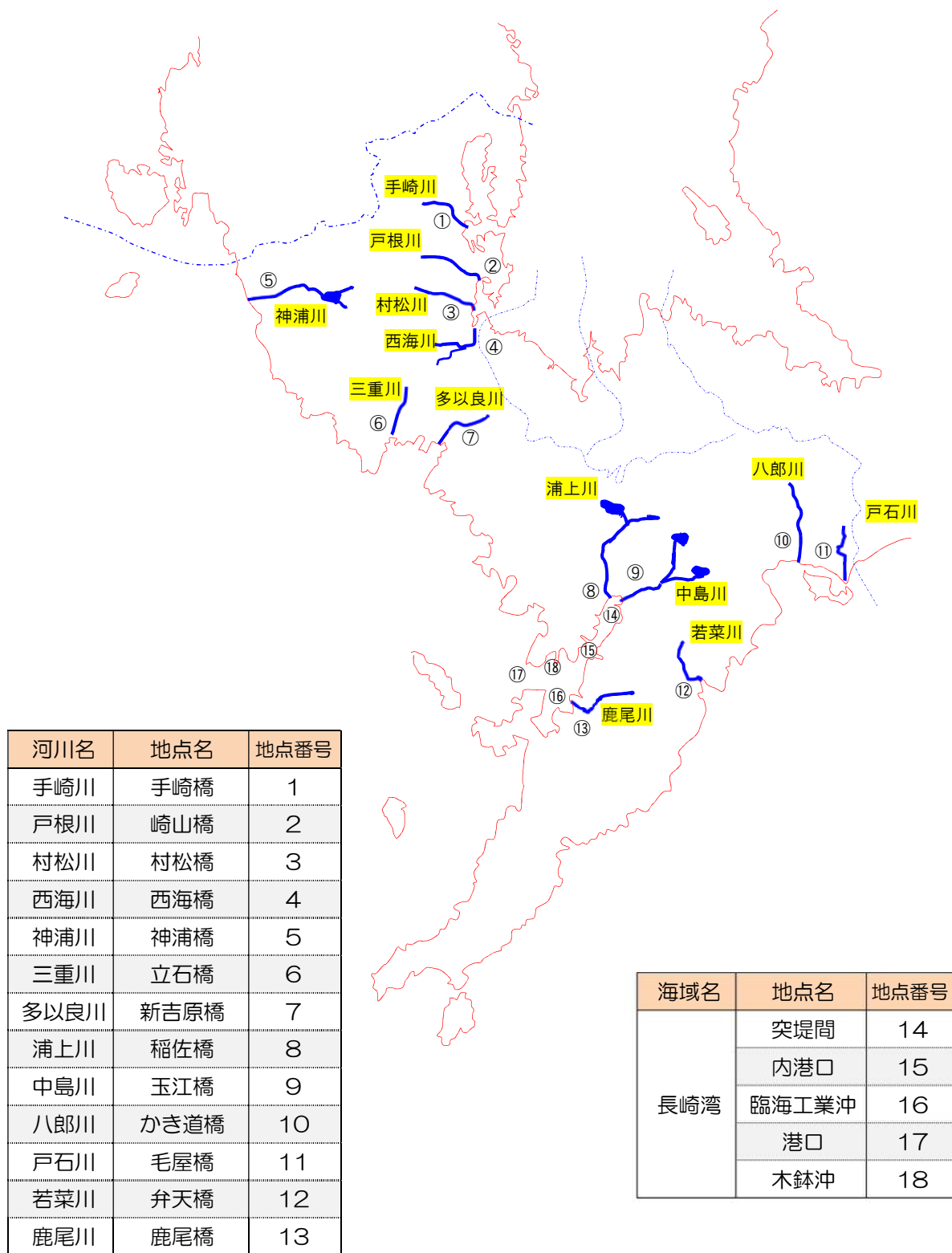
物質名(単位)	測定地点名	地域分類	平成29年度 平均値	平成30年度 平均値	令和元年度 平均値	令和2年度 平均値	令和3年度 平均値
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³) 環境基準値：0.6以下	小ヶ倉	一般環境	0.015	0.011	0.016	0.010	0.010
	中央橋	沿道	0.011	0.010	0.0073	0.0088	0.0088
ベンゼン (μg/m ³) 環境基準値：3以下	小ヶ倉	一般環境	0.67	0.88	0.79	0.77	0.57
	中央橋	沿道	1.0	1.2	0.93	0.86	0.77
トリクロロエチレン (μg/m ³) 環境基準値：130以下	小ヶ倉	一般環境	0.049	0.0082	0.026	0.0042	0.018
	中央橋	沿道	0.061	0.012	0.034	0.0042	0.026
テトラクロロエチレン (μg/m ³) 環境基準値：200以下	小ヶ倉	一般環境	0.026	0.017	0.054	0.0038	0.080
	中央橋	沿道	0.028	0.019	0.047	0.0040	0.033
ジクロロメタン (μg/m ³) 環境基準値：150以下	小ヶ倉	一般環境	0.49	1.5	0.52	1.4	1.0
	中央橋	沿道	0.47	1.5	0.60	1.7	1.1
アクリロニトリル (μg/m ³) 指針値：2	小ヶ倉	一般環境	0.014	0.0099	0.019	0.0016	0.017
	中央橋	沿道	0.015	0.0085	0.019	0.0016	0.018
塩化ビニルモノマー (μg/m ³) 指針値：10	小ヶ倉	一般環境	0.019	0.016	0.024	0.0063	0.017
	中央橋	沿道	0.018	0.012	0.021	0.0058	0.019
クロロホルム (μg/m ³) 指針値：18	小ヶ倉	一般環境	0.18	0.16	0.17	0.14	0.16
	中央橋	沿道	0.17	0.16	0.16	0.13	0.16
1, 2-ジクロロエタン (μg/m ³) 指針値：1.6	小ヶ倉	一般環境	0.15	0.22	0.15	0.15	0.11
	中央橋	沿道	0.14	0.23	0.15	0.16	0.16
1, 3-ブタジエン (μg/m ³) 指針値：2.5	小ヶ倉	一般環境	0.13	0.046	0.17	0.018	0.060
	中央橋	沿道	0.20	0.14	0.14	0.067	0.10
酸化エチレン (μg/m ³)	小ヶ倉	一般環境	0.047	0.054	0.047	0.056	0.031
	中央橋	沿道	0.046	0.076	0.045	0.064	0.042
アセトアルデヒド (μg/m ³)	小ヶ倉	一般環境	2.4	4.5	2.0	1.6	1.9
	中央橋	沿道	2.9	4.6	2.3	1.5	1.7
ホルムアルデヒド (μg/m ³)	小ヶ倉	一般環境	2.4	2.3	1.7	1.9	2.1
	中央橋	沿道	2.6	2.6	2.0	2.2	2.3
ベンゾ [a] ピレン (ng/m ³)	小ヶ倉	一般環境	0.11	0.043	0.045	0.035	0.050
	中央橋	沿道	0.091	0.052	0.065	0.054	0.073
水銀及びその化合物 (ng/m ³) 指針値：40	小ヶ倉	一般環境	1.6	1.8	1.1	1.5	1.7
	中央橋	沿道	1.6	2.1	1.3	1.5	1.7
ニッケル化合物 (ng/m ³) 指針値：25	小ヶ倉	一般環境	2.1	1.1	2.6	0.81	2.1
	中央橋	沿道	3.1	1.5	2.6	1.3	3.1
ヒ素及びその化合物 (ng/m ³) 指針値：6	小ヶ倉	一般環境	1.1	0.62	1.0	0.79	1.3
	中央橋	沿道	1.3	0.74	0.98	0.77	1.8
ベリリウム及び その化合物 (ng/m ³)	小ヶ倉	一般環境	0.049	0.0075	0.027	0.014	0.035
	中央橋	沿道	0.049	0.0088	0.027	0.016	0.034
マンガン及びその化合物 (ng/m ³) 指針値：140	小ヶ倉	一般環境	12	5.4	11	7.5	12
	中央橋	沿道	22	8.7	13	11	26
クロム及びその化合物 (ng/m ³)	小ヶ倉	一般環境	4.3	1.3	3.0	1.2	4.9
	中央橋	沿道	8.6	2.1	4.8	2.5	8.0
トルエン (μg/m ³)	小ヶ倉	一般環境	2.8	15	3.7	2.2	9.4
	中央橋	沿道	4.5	67	5.3	2.7	2.8
塩化メチル (μg/m ³)	小ヶ倉	一般環境	1.7	1.3	2.3	1.3	1.8
	中央橋	沿道	1.7	1.4	2.8	1.3	1.7

注1) くを含む数値については、平均値の算出結果が検出下限値未満の値であったことを示す。

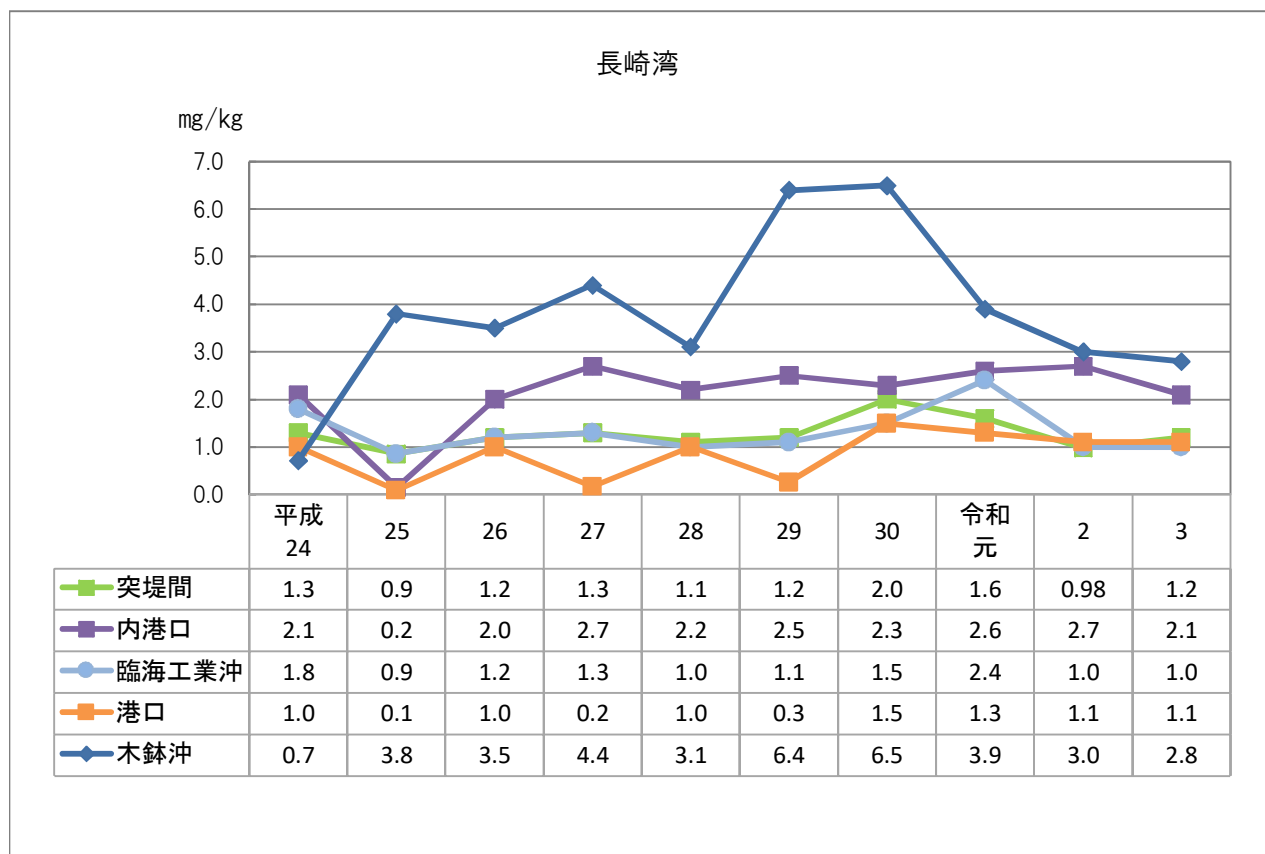
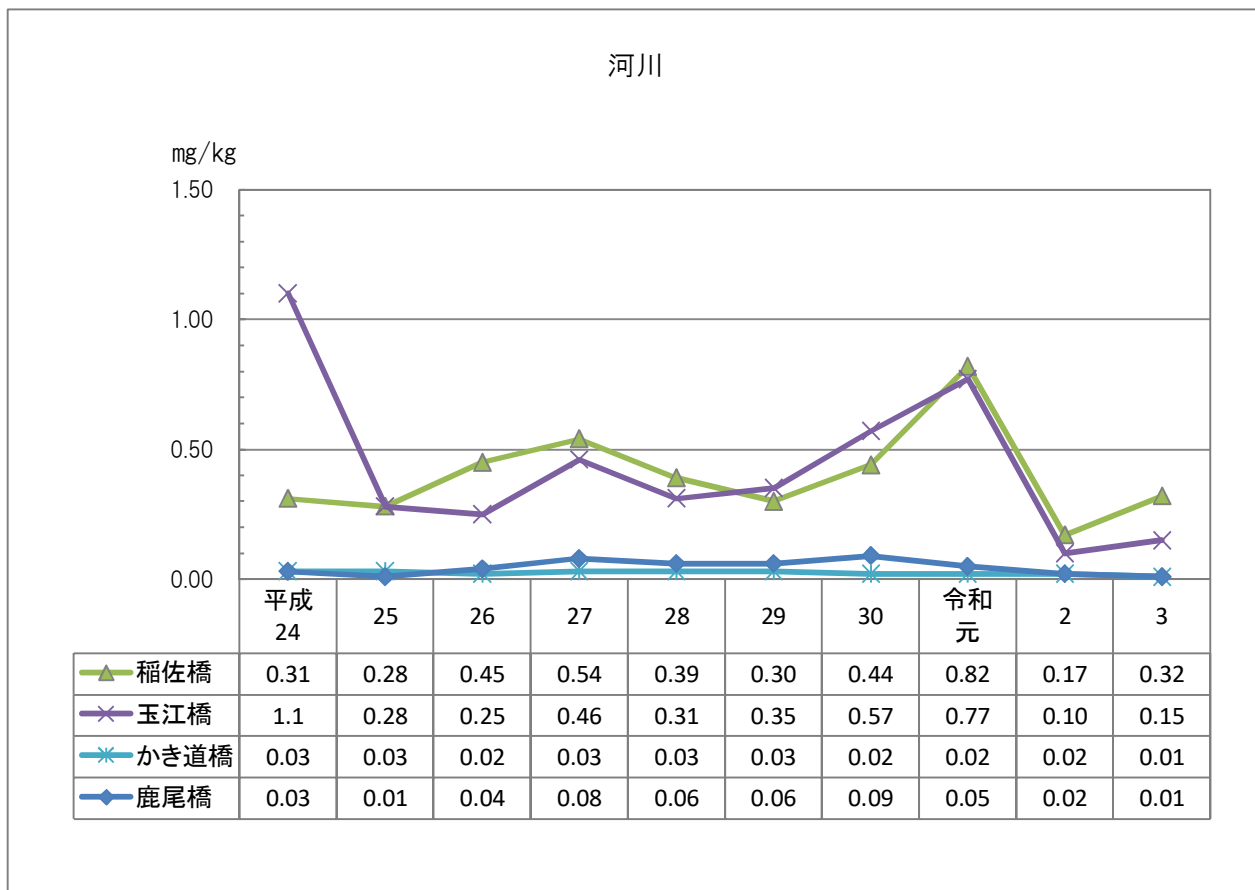
注2) 括弧書きの数値については、平均値の算出結果が検出下限値以上定量下限値未満の値であったことを示す。

注3) ダイオキシン類については、コプラナーPCBを含む。

資料 20 底質調査地点



資料 2 1 底質中の総水銀含有量の経年変化



資料 2 2 公害関係法令に基づく規制監視状況

工場及び事業場等の監視状況（令和 3 年度）

（件）

種別		件数	大気	水質	騒音	振動	悪臭	合計
			立入検査	公害関係法、 条例の届出 対象工場等	13 ※1 法 13	34 ※2 法 58	26 ※3 法 4 ※4 条例 22	2 ※5 法 2
監視件数	立入検査	特定粉じん 排出等作業	15					15
	立入検査	特定建設作業			20	1		21
	立入検査	計	28	34	46	3	0	111
	指導	口頭	5	7	24	1	43	80
指導	文書	0	0	0	0	0	0	
	勸告	0	0	0	0	0	0	
	命令	0	0	0	0	0	0	
主な指導内容			○特定建築 材料調査 結果の表 示 ○粉じん発 生防止の ための散 水	○汚水処理 施設の改 善 ○水質検査 自主測定 の指導	○防音塀等 の騒音防 止施設の 設置 ○作業内容 の変更 ○住民に対 し工事内 容の周知 徹底	○工事の方 法の改善 ○住民に対 し工事内 容の周知 徹底	○脱臭施設 の改善	

※1 大気汚染防止法

※2 水質汚濁防止法

※3 騒音規制法

※4 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例

※5 振動規制法

資料 2 3 諸届出の受理状況

(1) 大気関連施設設置状況等

① ばい煙発生施設の設置状況

(件)

大気汚染防止法 施行令別表第 1 の番号	施設名	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
1	ボイラー	270	268	265	277	260
5	溶解炉	5	5	1	1	1
6	加熱炉	17	17	17	15	15
9	焼成炉	1	1	1	1	1
11	乾燥炉	4	4	4	4	4
12	電気炉	0	0	0	0	0
13	廃棄物焼却炉	5	5	5	5	5
29	ガスタービン	39	38	38	36	41
30	ディーゼル機関	139	138	140	143	148
31	ガス機関	1	1	1	3	4
施設数		482	480	481	477	479
事業場数		221	220	215	213	223

② 一般粉じん発生施設の設置状況

(件)

大気汚染防止法 施行令別表第 2 の番号	施設名	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
2	鉱物又は 土石の堆積物	19	19	19	16	16
3	ベルトコンベア 及びバケット コンベア	73	71	71	74	72
4	破碎機及び 摩砕機	24	23	23	23	22
5	ふるい	18	18	18	18	18
施設数		134	134	131	131	128
事業場数		26	26	24	21	21

資料 2 3 諸届出の受理状況

③ ダイオキシン類対策特別措置法特定施設の設置状況 (件)

施設名		焼却能力	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
大気基準適用施設	廃棄物焼却炉	4000 kg/h 以上	6	4	4	4	4	4	4
		2000 kg/h 以上 4000 kg/h 未満	0	0	0	0	0	0	0
		200 kg/h 以上 2000 kg/h 未満	2	1	1	1	1	1	1
		100 kg/h 以上 200 kg/h 未満	4	4	4	4	3	3	2
		50 kg/h 以上 100 kg/h 未満	4	4	4	4	4	3	1
		50 kg/h 未満	0	0	0	0	0	0	0
		上記以外	0	0	0	0	0	0	0
		小計 (施設数)	16	13	13	13	12	11	8
水質基準対象施設	廃棄物焼却炉に係る 廃ガス洗浄施設		4	4	3	2	2	2	1
	廃棄物焼却炉において 生ずる灰の貯留施設		2	2	2	2	2	2	2
	廃 PCB 等又は PCB 処理場 の分解施設及び PCB 汚染 物又は PCB 処理物の洗浄 施設及び分解施設		0	0	0	0	0	0	0
	下水道終末処理施設		1	1	1	1	1	1	1
	水質基準対象施設を設置 する工場又は事業場から 排出される水の処理施設		0	0	0	0	0	0	0
	小計 (施設数)		7	7	6	5	5	5	4
施設数			23	23	19	18	18	17	15
事業場数			14	14	12	12	12	11	10

資料 2 3 諸届出の受理状況

④ 監視状況（令和 3 年度） (件)

		大気	水質
監視 件数	立入検査	1	3
	指 導	口 頭	0
		文 書	0
	勸 告	0	0
	命 令	0	0
	主な指導内容		

(2) 水質に係る特定事業場等の監視

① 特定事業場の監視状況（令和 3 年度） (件)

水質汚濁防止 法施行令別表 第 1 の号番号	業 種 名 又 は 施 設 名	立入件数 (延べ)	違反件数 (延べ)
3	水産食料品製造業	3	0
11	飼料又は有機質肥料の製造業	1	0
66 の 3	旅館業	14	0
66 の 6	飲食店に設置されるちゅう房施設	1	0
68 の 2	病院で病床数が 300 以上であるもの	4	0
71 の 2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場	7	0
71 の 3	一般廃棄物処理施設	0	0
72	し尿処理施設	3	0
73	下水道終末処理施設	0	0
74	特定事業場から排出される水の処理施設	1	0
合 計		34	0

資料 2 3 諸届出の受理状況

② 水質汚濁防止法関係特定施設数（令和 3 年度内訳） (件)

水質汚濁防止法施行令別表第 1 の号番号	業種名又は施設名	1 日当たり		1 日当たり		合 計 (a)+(b)
		の平均排出量 50m ³ 以上のもの (a)	有害物質を排出する恐れのあるもの	の平均排出量 50m ³ 未満のもの (b)	有害物質を排出する恐れのあるもの	
1 の 2	畜産農業又はサービス業			36		36
2	畜産食料品製造業			3		3
3	水産食料品製造業	2		59		61
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業			9		9
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業			2		2
9	米菓製造業又はこうじ製造業			1		1
10	飲料製造業			1		1
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業	1		1		2
16	麺類製造業			20		20
17	豆腐又は煮豆の製造業			12		12
18 の 2	冷凍調理食品製造業			1		1
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業			3		3
23 の 2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業			7		7
38	石けん製造業			2		2
54	セメント製品製造業			2		2
55	生コンクリート製造業			15		15
61	鉄鋼業			1		1
63	金属製品製造業又は機械器具製造業			4		4
64 の 2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の施設のうち、浄水施設			6		6
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	1		5	4	6
66 の 3	旅館業	10		88		98
66 の 4	共同調理場			1		1
66 の 5	弁当仕出屋又は弁当製造業			5		5
66 の 6	飲食店	1		10		11
66 の 7	そば店・うどん店・すし店・喫茶店等			1		1
67	洗濯業			61	4	61
68	写真現像業			17	5	17
68 の 2	病院で病床数が 300 以上であるもの	4		4	2	8
70 の 2	自動車分解整備事業			7		7
71	自動式車両洗浄施設			118		118
71 の 2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場	4		22	15	26
71 の 3	一般廃棄物処理施設	1		2		3
71 の 4	産業廃棄物処理施設			2		2
71 の 5	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる洗浄施設			1	1	1
72	し尿処理施設	12		1		13
73	下水道終末処理施設	11				11
74	特定事業場から排出される水の処理施設			2	1	2
合 計		47	0	532	32	579

資料 2 3 諸届出の受理状況

③ 水質汚濁防止法関係特定施設数（経年変化）

（件）

水質汚濁防止法施行令別表第 1 の号番号	業種名又は施設名	年度				
		29	30	令和元	2	3
1 の 2	畜産農業又はサービス業	44	43	43	36	36
2	畜産食料品製造業	4	4	4	3	3
3	水産食料品製造業	84	84	85	61	61
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業	13	12	12	9	9
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業	2	2	2	2	2
9	米菓製造業又はこうじ製造業	1	1	1	1	1
10	飲料製造業	1	1	1	1	1
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業	2	2	2	2	2
16	麺類製造業	26	25	24	20	20
17	豆腐又は煮豆の製造業	29	27	27	12	12
18 の 2	冷凍調理食品製造業	1	1	1	1	1
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業	3	3	3	3	3
23 の 2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業	7	7	7	7	7
38	石けん製造業	2	2	2	2	2
54	セメント製品製造業	2	2	2	2	2
55	生コンクリート製造業	21	18	16	15	15
61	鉄鋼業	1	1	1	1	1
63	金属製品製造業又は機械器具製造業	2	3	3	4	4
64 の 2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の施設のうち、浄水施設	6	6	6	6	6
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	6	6	6	7	6
66 の 3	旅館業	89	102	110	91	98
66 の 4	共同調理場に設置されるちゅう房施設				1	1
66 の 5	弁当仕出屋又は弁当製造業	5	5	5	5	5
66 の 6	飲食店	10	12	11	11	11
66 の 7	そば店・うどん店・すし店・喫茶店等	1	1	1	1	1
67	洗濯業	85	75	72	61	61
68	写真現像業	20	20	20	19	17
68 の 2	病院で病床数が 300 以上であるもの	8	8	8	8	8
70 の 2	自動車分解整備事業	6	6	6	6	7
71	自動式車両洗浄施設	122	121	121	120	118
71 の 2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場	31	28	29	28	26
71 の 3	一般廃棄物処理施設	4	4	4	3	3
71 の 4	産業廃棄物処理施設	2	2	2	2	2
71 の 5	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる洗浄施設	1	1	1	1	1
72	し尿処理施設	15	15	15	15	13
73	下水道終末処理施設	11	11	11	11	11
74	特定事業場から排出される水の処理施設	2	2	2	2	2
合 計		669	663	666	580	579

資料 2 3 諸届出の受理状況

(3) 騒音・振動関連施設設置状況等

① 騒音規制法関係

ア 特定施設

(件)

施設種類 \ 年度	平成 29	30	令和 1	2	3
金属加工機械	209 (49)	209 (49)	209 (50)	209 (50)	208 (50)
空気圧縮機等	1,362 (215)	1,339 (213)	1,323 (211)	1,399 (218)	1,348 (219)
土石用破碎機等	22 (3)	22 (3)	22 (3)	22 (3)	22 (3)
建設用資材製造機械	13 (11)	12 (10)	12 (10)	12 (10)	12 (10)
木材加工機械	51 (8)	49 (7)	47 (7)	47 (7)	47 (7)
印刷機械	244 (46)	244 (46)	244 (46)	244 (46)	244 (46)
合成樹脂用射出成形機	6 (1)	6 (1)	6 (1)	6 (1)	6 (1)
計	1,907	1,881	1,863	1,939	1,887
工場等実数	333	329	328	335	336

() 内の数字は工場等実数

イ 特定建設作業

(件)

作業の種類 \ 年度	平成 29	30	令和 1	2	3
くい打機等を使用する作業	21	21	25	32	25
びょう打機を使用する作業	0	0	0	0	0
さく岩機を使用する作業	365	332	391	415	352
空気圧縮機を使用する作業	10	11	8	12	18
コンクリートプラント等を使用する作業	0	1	0	0	0
バックホウ使用する作業	0	0	2	3	2
トラクターショベルを使用する作業	0	0	0	0	0
ブルドーザーを使用する作業	0	0	0	0	0
計	396	365	426	462	397

備考 バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーは環境大臣が指定する低騒音型を除く。

資料 2 3 諸届出の受理状況

② 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例（指定施設） (件)

施設の種類	年度	平成 29	30	令和 1	2	3
冷凍機		1,747	1,767	1,850	1,940	1,980
クーリングタワー		467	461	461	465	475
板金又は製缶作業を行う作業場		145	145	144	142	138
鉄骨又は橋梁の組立て作業場		14	14	14	14	14
計		2,373	2,387	2,469	2,561	2,607
工場・事業場数		575	573	591	591	594

③ 振動規制法関係

ア 特定施設

(件)

施設の種類	年度	平成 29	30	令和 1	2	3
金属加工機械		78 (21)	78 (21)	79 (21)	79 (21)	78 (21)
圧縮機		142 (48)	142 (48)	147 (50)	133 (50)	133 (49)
土石用破砕機等		1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
コンクリート ブロックマシン等		2 (2)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2 (2)
木材加工機械		65 (19)	65 (19)	65 (19)	65 (19)	65 (19)
印刷機械		20 (4)	20 (4)	20 (4)	20 (4)	20 (4)
計		308	308	314	300	299
特定工場等数		95	95	97	97	96

() 内の数字は工場等実数

イ 特定建設作業

(件)

作業の種類	年度	平成 29	30	令和 1	2	3
くい打機等を使用する作業		19	21	25	32	23
鋼球を使用して破壊する作業		0	0	0	0	0
ブレーカーを使用する作業		232	238	283	295	233
舗装版破砕機を使用する作業		0	1	0	0	0
計		251	260	308	327	256

資料 2 3 諸届出の受理状況

(4) 長崎市環境保全条例に基づく届出の受理状況

長崎市環境保全条例に基づく指定施設設置届出状況 (件)

指定施設名	年度	平成 29	30	令和 1	2	3
金属の表面処理の用に供するブラスト		62 (25)	59 (24)	62 (21)	62 (21)	77 (22)
綿製造施設または再生施設		7 (4)	7 (4)	7 (4)	7 (4)	7 (4)
原動機を使用する木材加工作業場		31 (30)	31 (30)	31 (29)	30 (32)	30 (32)
廃油の焼却炉		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
獣畜、魚介類又は鳥類の死体、臓器、骨、羽毛若しくはふんの焼却		7 (7)	7 (7)	7 (7)	7 (7)	7 (7)
廃油の再生の用に供する加熱処理施設		2 (2)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2 (2)
洗濯業の用に供する乾燥施設 (ドライクリーニング用に限る。)		219 (146)	214 (139)	208 (137)	205 (135)	205 (135)
原動機を使用する吹付塗装作業場		207 (177)	205 (176)	212 (177)	214 (177)	220 (179)
畜舎		112 (54)	111 (53)	111 (53)	113 (55)	111 (53)
鶏舎		52 (10)	52 (10)	52 (10)	52 (10)	52 (10)
手動式カラー写真現像施設		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計		699	688	692	692	711
(事業場等の数)		(455)	(445)	(440)	(443)	(444)

() 内の数字は事業場等の数

資料 2 3 諸届出の受理状況

(5) 浄化槽法に基づく届出の受理状況

① 設置届出状況

(基)

年度	人槽(人) 処理方式	5~ 20	21~ 100	101~ 200	201~ 300	301~ 500	501 以上	合 計	設置 再開	廃止 休止	増減
H27	単独	376	242	14	1	2	4	639			
	合併	2,496	103	30	15	8	23	2,675	52	72	▲20
	合計	2,872	345	44	16	10	27	3,314			
28	単独	358	221	13	1	2	4	599			
	合併	2,516	98	29	15	8	22	2,688	50	77	▲27
	合計	2,874	319	42	16	10	26	3,287			
29	単独	341	208	11	1	2	4	567			
	合併	2,526	105	31	12	10	21	2,705	39	54	▲15
	合計	2,867	313	42	13	12	25	3,272			
30	単独	329	199	11	1	2	4	546			
	合併	2,550	105	31	11	10	21	2,728	46	44	2
	合計	2,879	304	42	12	12	25	3,274			
R1	単独	312	196	11	1	1	4	525			
	合併	2,572	103	31	11	11	21	2,749	47	47	0
	合計	2,884	299	42	12	12	25	3,274			
2	単独	295	190	9	1	1	4	500			
	合併	2,573	101	31	11	11	21	2,748	30	56	▲26
	合計	2,868	291	40	12	12	25	3,248			
3	単独	284	188	9	1	1	4	487			
	合併	2,571	98	31	11	11	21	2,743	32	50	▲18
	合計	2,855	286	40	12	12	25	3,230			

※浄化槽法改正により、令和2年度から浄化槽の休止(再開)手続きが明確化された。

資料 2 3 諸届出の受理状況

② 長崎市浄化槽保守点検登録業者一覧表 (31 業者)

(令和 4 年 4 月現在)

登録番号	会社名	営業所の所在地	電話番号
1	日の出設備工業	長崎市畝刈町 746-1	0957-22-7344
2	西部建設(株)高島出張所	〃 高島町 2706	896-2050
3	西日本高速道路エンジニアリング九州(株)長崎芒塚営業所	〃 芒塚町 783-1	050-5235-2486
4	(株)東和環境システム	〃 三ツ山町 1401-2	844-8463
5	翔陽設備(有)	〃 平間町 592-5	838-7001
6	(株)九電工長崎営業所	〃 平野町 22-40	840-0810
7	長崎衛生設備	〃 滑石 3 丁目 47-8-304	894-9948
8	(有)旭環境整備	〃 戸石町 500-82	807-2761
9	日化メンテナンス(株)	〃 西海町 2653-1	884-0613
10	(有)福島清掃	〃 伊王島 2 丁目 2047-10	848-9645
12	(株)協環	〃 京泊 2 丁目 8-57	801-2155
13	(有)ヤマシタ清掃	〃 琴海戸根町 3101-13	884-2050
14	(有)三和清掃社	〃 為石町 1669	892-2866
15	長崎水研工業長崎営業所	〃 三ツ山町 1596-3	883-6009
16	(有)松田メンテナンス工業	〃 樺島町 9-13	824-2369
19	環境メンテナンス	〃 淵町 17-6	090-1167-4333
22	琴海清掃(有)	〃 長浦町 1100	885-2504
24	シンセイテクノス(株)	〃 田中町 594-2	838-5066
25	協和技研(有)	〃 畝刈町 746-1	850-6730
26	(株)エコシス長崎営業所	〃 曙町 28-18	861-8835
27	マツモトメンテナンス	〃 稲田町 17-1	827-7446
30	(有)野母崎清掃社	〃 高浜町 3265-36	894-2041
31	イーエヌ環境コンテック(株)	〃 北浦町 2973-3	836-1103
33	(株)OMC	〃 小江原 2 丁目 35-3-102	801-4401
34	(一財)クリーンながさき	〃 茂里町 2-2	844-4117
35	(株)設備保守センター	〃 平野町 22-40	840-0836
36	東洋工業	〃 桶屋町 31-3-603	090-5723-2706
37	池島清掃(有)	〃 池島町 152-1	0959-26-0075
38	(株)ナガネツ	〃 小江原 2 丁目 35-3	845-5246
39	長崎市環境整備事業協同組合	〃 鳴見町 87	850-4166
40	木下住設長崎営業所	〃 三ツ山町 1596-3	090-5746-6806

資料 2 3 諸届出の受理状況

(6) 化製場等及び畜舎に関する監視状況等

① 施設数 (令和4年3月31日末現在) (件)

種 類	化製場等に関する法律に基づく許可施設							
施設別項目	化製場	死亡獣畜取扱場	牛	豚	馬	鶏	犬	合 計
許可件数	1	1	6	3	3	4	12	30
施設数	1	2	8	7	3	8	12	41

(件)

種 類	長崎市環境保全条例に基づく指定施設				
施設別項目	牛	豚	馬	鶏	合 計
届出件数	46	5	3	10	64
施設数	89	17	5	52	163

② 立入検査状況 (年度別) (件)

年度	内 訳							合 計
	化製場	死亡獣畜取扱場	牛	豚	馬	鶏	犬	
平成 28	0	0	0	1	0	0	1	2
29	0	0	0	0	0	1	1	2
30	0	0	1	0	0	0	0	1
令和 1	1	0	0	0	0	0	0	1
2	0	0	1	0	0	0	1	2
3	0	0	0	0	0	1	1	2

資料 2 4 開発行為等の審査

各種の開発行為等が行われるにあたり、それが環境に及ぼす影響について事前に十分な調査、予測及び評価を行い、環境汚染を未然に防止することが極めて重要であるという考え方に立ち、国においては昭和 59 年の「閣議アセス」に代り、平成 9 年 6 月に「環境影響評価法」、長崎県においても、昭和 55 年の「アセス要綱」に代り、平成 11 年 10 月に「長崎県環境影響評価条例」が制定されている。本市においては、それぞれ旧制度のときから市長意見として、環境保全の見地からの意見を述べてきている。その他、公有水面埋立法等の個別法に基づく市長意見など、環境保全に関する意見が求められている事業等に対しても必要な審査を行い、自然環境の保全、環境汚染の防止等に対応している。

令和 3 年度中に審査・指導した開発行為等は、下表のとおりである。

また、これまで本市における事業のうち国及び長崎県の環境影響評価手続きの対象となったものは、資料 25 のとおりである。

■開発行為等の審査実績表（令和 3 年度）

根拠法令の区分	件数
公有水面埋立法第 3 条（市長の意見）	1
採石法第 33 条の 6（市長の意見）	0
国土利用計画法第 23 条第 3 項（市長の意見）	5
都市計画法第 29 条の開発許可に伴う事前審査及び長崎市開発許可に関する条例に基づく事前協議	2
建築基準法第 48 条（市長の意見）	0
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可申請に係る環境保全に関する所見	5
長崎県環境影響評価条例に基づく市長の意見	0
長崎県海砂管理条例に基づく市長の意見	1
大規模小売店舗立地法に基づく意見	0
長崎市社会福祉施設に関する立地条件等検討会に関する意見	5
土地利用に係る情報共有ルールに基づく情報への意見	3
長崎市土砂等による土地の埋立て等に関する指導要綱に基づく事前協議	0
合 計	22

資料 2 5 環境影響評価対象事業

事業種別	事業名	事業者	事業地（長崎市内）
埋立	新長崎漁港埋立	長崎県	京泊町、畝刈町、多以良町
道路	新長崎漁港臨海道路	長崎県	畝刈町、多以良町
	長崎バイパス（2期）	日本道路公団	川平町
	国道206号線川平道路	長崎県道路公社	川平町、女の都地区
	国道324号線改良工事（出島バイパス）	長崎県	新地町～早坂町
	九州横断自動車道長崎大分線	建設省	早坂町～中里町
	国道324号線改良工事（再評価）	長崎県	新地町～早坂町
	長崎都市計画道路（浦上川線）	長崎県	尾上町～元船町
団地	小江原ニュータウン	飛島建設(株)	小江原町
	第二光風台	東亜地所(株)	畝刈町、多以良町、鳴見地区
	東長崎ニュータウン	九州ランド開発(株)	田中町、矢上町、平間町
	さくらの里パークタウン	さくらの里パークタウン開発(株)	三京町、京泊町、畝刈町
港湾	長崎港（神ノ島地区）埋立	長崎県	神ノ島地区
	長崎港（木鉢地区）埋立	長崎県	木鉢地区
	長崎港（小江地区）埋立	長崎県	小江地区
	長崎港（木鉢地区）埋立	長崎県、長崎県住宅供給公社	木鉢地区
	長崎港（神ノ島地区）埋立	長崎県	神ノ島地区
	長崎港（元船、常磐、出島地区）埋立	長崎県	元船、常磐、出島地区
工場・事業場	長崎市北部粗大ごみ埋め立て処分場	長崎市	三京町
	長崎市東清掃工場	長崎市	戸石町
	長崎市西部下水処理場	長崎市	神ノ島地区
	長崎市クリーンセンター	長崎市	茂里町
	新西工場建設事業	長崎市	神ノ島地区
	株式会社光島松崎町安定型最終処分場拡張整備工事	(株)光島	松崎町
	株式会社中央環境安定型最終処分場（変更）整備事業	(株)中央環境	西海町
	新東工場建設事業	長崎市	戸石町
リゾート	長崎ヤクルトゴルフ場	(株)ヤクルト	田手原町、本河内町
	長崎いこいの里	長崎市、(株)ファミリーリゾート	四杖、相川、見崎、多以良、牧野町
鉄道	九州新幹線	国鉄	尾上町～船石町
その他	長崎港港湾計画（改訂）	長崎県	神ノ島、小江、港口、土井ノ首、福田地区
	長崎港港湾計画（一部変更）	長崎県	松ケ枝、毛井首、網場ノ脇地区
	長崎港港湾計画（一部変更）	長崎県	元船、常磐、出島地区
	長崎港港湾計画（改訂）	長崎県	神ノ島、皇后、毛井首地区

事業概要	審査状況	適用要綱
埋立 28ha、漁港施設	終了 S63. 8. 9	長崎県環境影響評価事務指導要綱
延長 7km、第 3 種第 2 級、2 車線	終了 S56. 7.27	長崎県環境影響評価事務指導要綱
延長 12.3km、第 1 種第 4 級、4 車線	終了 S57. 1.16	長崎県環境影響評価事務指導要綱
延長 4.6km、第 1 種第 4 級、2 車線	終了 S57. 1.16	長崎県環境影響評価事務指導要綱
延長 3.4km、第 1 種第 4 級、4 車線	終了 H 3. 2. 7	長崎県環境影響評価事務指導要綱
市内 12km、第 1 種第 3 級、4 車線	終了 H 3. 7.11	国環境影響評価実施要綱
延長 4.8km、第 1 種第 4 級、4 車線	終了 H 8. 4.25	長崎県環境影響評価事務指導要綱
延長 0.8km、第 4 種第 1 級、6 車線	終了 H11. 6. 4	国環境影響評価実施要綱
開発区域 45.6ha	終了 S58. 6.30	長崎県環境影響評価事務指導要綱
開発区域 38.8ha (報告書)	終了 H 8. 6	長崎県環境影響評価事務指導要綱
開発区域 41.8ha	終了 H 9. 1.13	長崎県環境影響評価事務指導要綱
開発区域 49.9ha	終了 H 9. 8.22	長崎県環境影響評価事務指導要綱
埋立 1,102m ² 、物揚場、野積場、護岸	終了 S55.12. 6	長崎県環境影響評価事務指導要綱
埋立 115 m ² 、護岸	終了 S57. 6.29	長崎県環境影響評価事務指導要綱
埋立 3.5ha、岸壁、野積場、護岸	終了 S57. 9.14	長崎県環境影響評価事務指導要綱
埋立 1,250 m ² 、護岸、住宅用地	終了 S57.12.28	長崎県環境影響評価事務指導要綱
埋立 2.8ha、漁港施設	終了 S63. 7.14	長崎県環境影響評価事務指導要綱
埋立 14ha、埠頭、物揚場、緑地等	終了 H 1. 4. 3	長崎県環境影響評価事務指導要綱
面積 30.9ha	終了 S57. 1.26	長崎県環境影響評価事務指導要綱
処理能力 300t/日	終了 S60. 8.12	長崎県環境影響評価事務指導要綱
処理水量 106,400/日	終了 S61. 5.16	長崎県環境影響評価事務指導要綱
し尿処理能力 350kL/日	終了 S61.12.22	長崎県環境影響評価事務指導要綱
処理能力 240t/日	終了 H25. 4.18	長崎県環境影響評価条例
面積 1.9ha→7.5ha	評価書 R3. 4.20	長崎県環境影響評価条例
面積 2.8ha→6.4ha	評価書 R3. 4.12	長崎県環境影響評価条例
処理能力 240t/日	評価書 R4. 5.17	長崎県環境影響評価条例
ゴルフ場、6 ホール増設 22ha	終了 H 5.12.24	長崎県環境影響評価事務指導要綱
ゴルフ場、遊園地、キャンプ場 229ha	終了 H 7.11.14	長崎県環境影響評価事務指導要綱
市内 14.2km	終了 S61.11.22	国環境影響評価実施要綱
工業用地、都市開発用地、危険物取扱施設、緑地	終了 S56.10.17	長崎県環境影響評価事務指導要綱
小型船だまり、臨海交通施設、土地造成追加	終了 S58.6.28	長崎県環境影響評価事務指導要綱
埋立 10ha、埠頭、泊地、交通施設、緑地	終了 S62.12. 4	長崎県環境影響評価事務指導要綱
公共埠頭、工業用地、港湾施設、危険物取扱施設	終了 H 3.10.15	長崎県環境影響評価事務指導要綱

資料 2 6 環境保全協定等

本市では、環境保全又は公害防止のために各種の規制をしようとする場合、法律あるいは条例を補完するものとして、長崎市環境保全条例第 14 条の規定に基づき、市長と事業者との間に、環境の保全に関する協定を締結することができるものとし、事業活動等による生活環境の被害を防止することにしている。

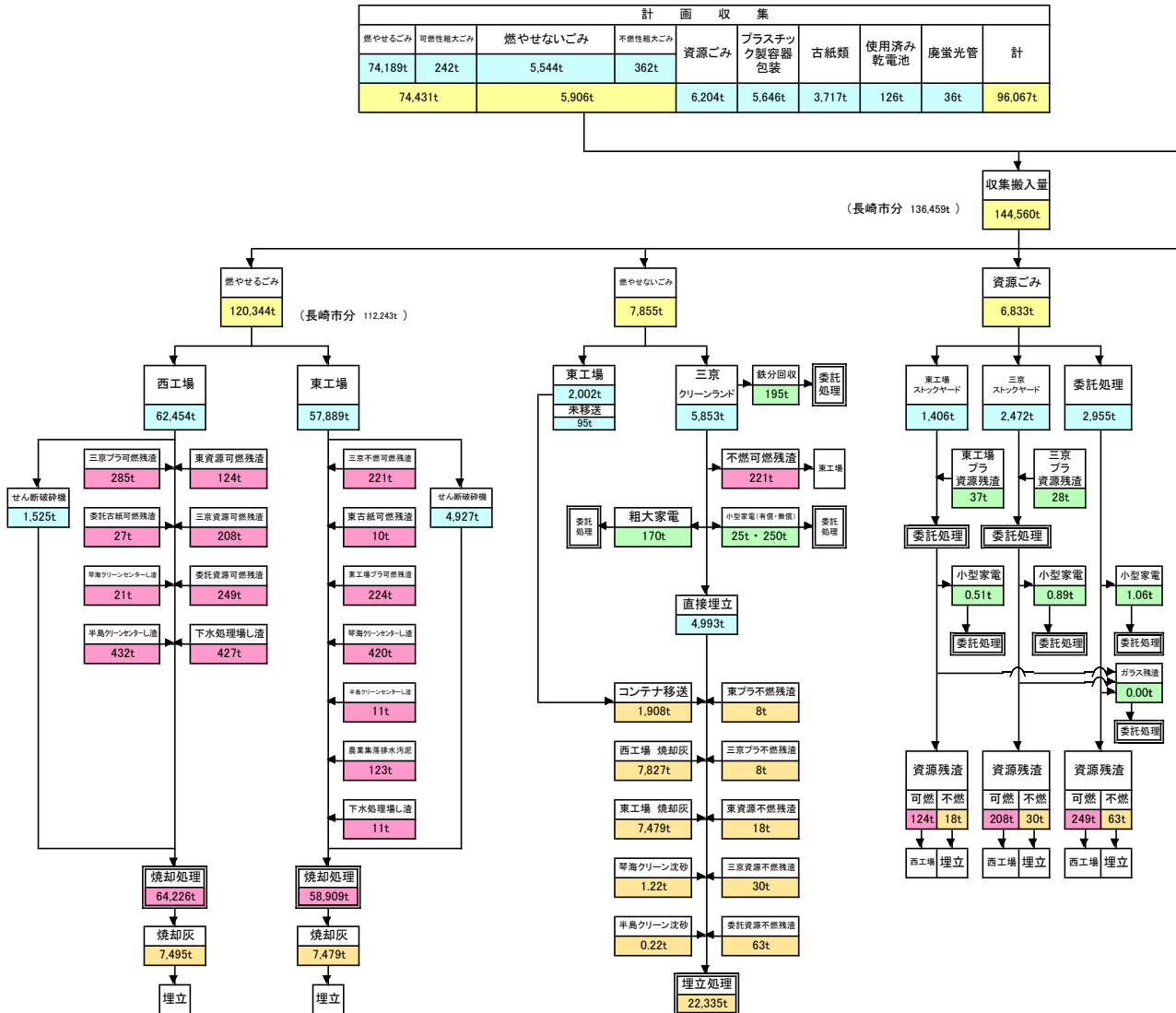
■長崎市と企業との環境保全協定等の内容

名 称	締 結 者	内 容
<p>公害防止協定書 (S49.6.28 締結) (S51.9.10 改正) (H12.9.19 廃止、締結)</p>	<p>長崎市と 小江港骨材管理協同組合</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 車両運行に伴う落石、粉じんの飛散の防止 ② 休日の運搬禁止 ③ 道路の清掃 ④ 土砂流出の防止 ⑤ 被害の補償 ⑥ 立入検査
<p>環境保全協定書 (S51.6.10 締結) (H26.12.1 改正) (H28.4.1 改正)</p> <p>※1 長崎県及び旧香焼町については、H26.12.1 改正時に協定当事者から外すとともに、三菱日立パワーシステムズ株式会社を協定当事者に加える</p> <p>※2 H26.12.1 改正時に新たに設けられた内容</p> <p>※3 H28.4.1 改正時に三菱重工船舶海洋株式会社及び三菱重工船体株式会社を協定当事者に加える</p>	<p>長崎県(※1)、長崎市及び香焼町(※1)と三菱重工工業株式会社長崎造船所、三菱日立パワーシステムズ株式会社(※1)、三菱重工船舶海洋株式会社及び三菱重工船体株式会社(※3)</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 大気汚染防止 ② 水質汚濁防止 ③ 騒音防止 ④ 振動防止 ⑤ 悪臭防止 ⑥ 電波障害の防止 ⑦ 産業廃棄物の適正処理 ⑧ 地球環境保全の推進(※2) ⑨ 事故時の措置 ⑩ 監視測定義務 ⑪ 立入検査 ⑫ 資料の提供 ⑬ 緑化の推進 ⑭ 苦情の処理 ⑮ 従業員の環境保全意識の高揚(※2) ⑯ 損害補償 ⑰ 協力企業等の指導 ⑱ 施設の新設等の協議
<p>環境保全協定書 (H4.3.12 締結)</p> <p>※滑石ゴルフ場については、H26 年 10 月 31 日に廃止されたことに伴い、同年 11 月 13 日に協定書も廃止</p>	<p>・長崎市と馬場興産株式会社 (滑石ゴルフ場※)</p> <p>・長崎市と長崎カンツリー倶楽部 (福田ゴルフ場)</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 農薬の適正使用及び使用農薬の制限 ② 水質調査及び報告 ③ 廃棄物の適正処理 ④ 被害発生時の措置 ⑤ 立入調査 ⑥ 苦情処理 ⑦ 被害補償等 ⑧ 権利義務の承継 ⑨ 協議
<p>公害防止協定書 (H5.12.13 締結)</p>	<p>長崎市と有限会社ジーオーデー グラウンド大山開発</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 土砂運搬の際の遵守事項 ② 道路の巡視及び清掃 ③ 土砂等の流出防止 ④ 騒音の防止 ⑤ 粉じんの防止 ⑥ 苦情の処理 ⑦ 被害補償等 ⑧ 立入検査 ⑨ 改善勧告 ⑩ 氏名等の公表 ⑪ 協議

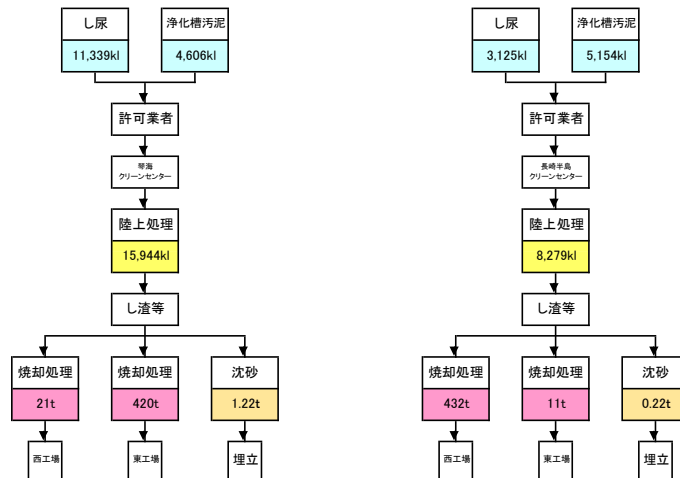
名 称	締 結 者	内 容
環境保全協定書 (H6.10.21 締結)	長崎市と 長崎総合リゾート株式会社 (野母崎ゴルフクラブ)	① 環境保全目標 ② 農薬の適正使用及び報告 ③ 水質検査及び監視 ④ 立入調査 ⑤ 苦情処理 ⑥ 被害補償等 ⑦ 質疑等
環境保全協定書 (H2.8.10 締結)	長崎市と琴海土地開発株式会社 (パサージュ琴海アイランド ゴルフクラブ)	① 環境保全目標 ② 農薬の適正使用及び報告 ③ 水質検査及び監視 ④ 立入調査 ⑤ 苦情処理 ⑥ 被害補償等 ⑦ 質疑等
環境保全協定書 (H2.10.30 締結)	長崎市と 長崎空港カントリー開発株式会社 (オーシャンパレスゴルフクラブ)	① 環境保全目標 ② 農薬の適正使用及び報告 ③ 水質検査及び監視 ④ 立入調査 ⑤ 苦情処理 ⑥ 被害補償等 ⑦ 質疑等
環境保全協定書 (H10.3.30 締結)	長崎市と 長崎国際リゾート株式会社 (ペニンシュラオーナーズ ゴルフクラブ)	① 環境保全目標 ② 農薬の適正使用及び報告 ③ 水質検査及び監視 ④ 立入調査 ⑤ 苦情処理 ⑥ 被害補償等 ⑦ 質疑等
協定書 (H1.3.1 締結)	長崎市及び時津町と 有限会社平田工業所	① 用地等の確保 ② 事業計画書等の提出等 ③ 道路の新設、改良、舗装、緑化 ④ 用水の確保 ⑤ 雨水、汚水、下水等の終末処理計画 ⑥ 上水道水源への放流対策 ⑦ 災害の防止 ⑧ 騒音、振動、粉塵、排水等の公害防 止 ⑨ 苦情処理 ⑩ し尿及び産業廃棄物の処理 ⑪ 文化財保護 ⑫ 自然保護 ⑬ 碎石の搬出入時の危険防止 ⑭ 災害の復旧及び損害補償 ⑮ 権利義務の承継 ⑯ 協定の変更又は解除 ⑰ 協議

資料27 一般廃棄物処理体系図(令和3年度実績)

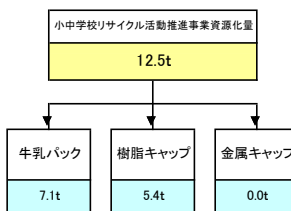
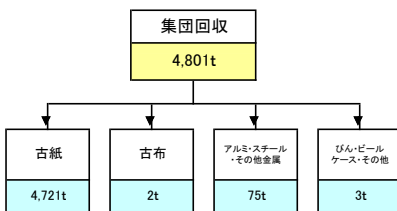
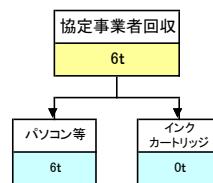
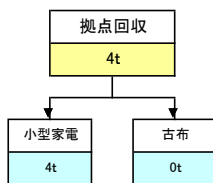
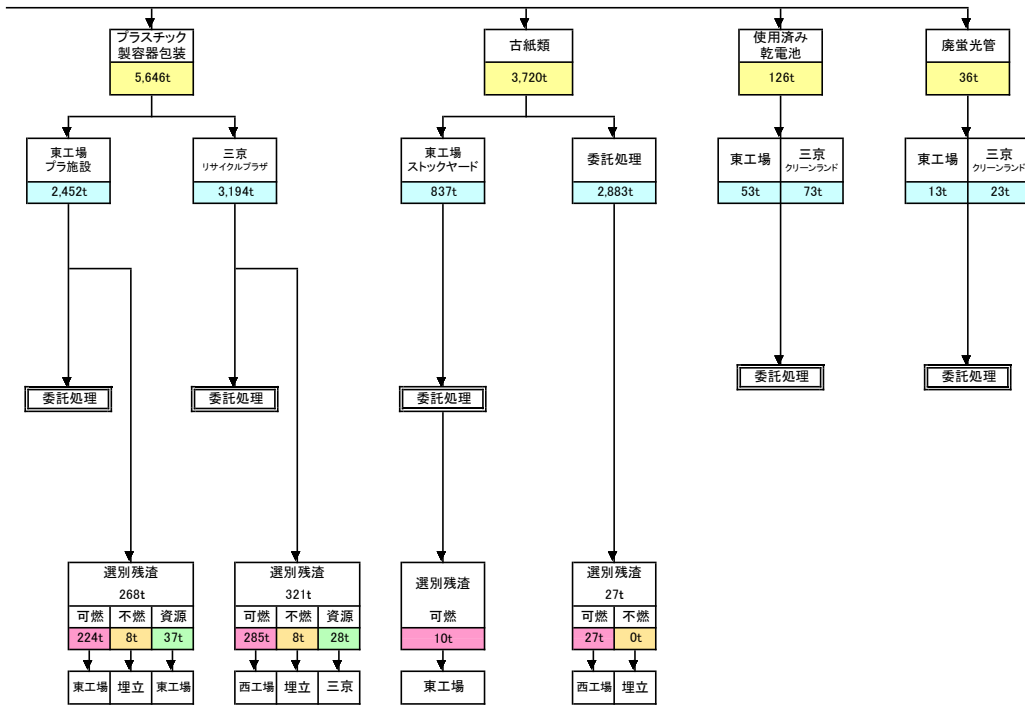
【ごみ処理】



【し尿処理】



持 込					許可業者・ 自己搬入
燃やせるごみ	市外 燃やせるご	燃やせないごみ	資源ごみ	古紙類	
37,812t	8,101t				
45,912t		1,949t	629t	3t	48,494t



※四捨五入の関係で、合計と合わない場合があります

資料 28 長崎市環境審議会

本市においては、環境保全及び公害対策に関する事項を調査審議していただくため、公害対策基本法第 30 条の規定に基づき、昭和 46 年 7 月に長崎市公害対策審議会条例を制定し、長崎市公害対策審議会を設置していたが、平成 5 年 11 月 19 日に公害対策基本法が廃止され、同日、環境基本法が公布施行されたのに伴い、平成 6 年 6 月 24 日に長崎市公害対策審議会を廃止し、長崎市環境審議会を設置している。

■環境審議会の構成（令和 2 年 3 月 25 日から令和 4 年 3 月 26 日まで）（五十音順・敬称略）

氏名	役職等	条例上の規定
イケダ クミコ 池田 久美子	長崎商工会議所 常議員	学識経験のある者
ウミノ ヒロシ 海野 博	(一社)長崎県産業資源循環協会 顧問	学識経験のある者
オクムラ キミコ 奥村 公子	(特非)ながさきエコネット エコネットリーダー	学識経験のある者
カワモト カズアキ 河本 和明	長崎大学大学院 水産・環境科学総合研究科 教授	学識経験のある者
キクチ ヒデヒロ 菊池 英弘	長崎大学大学院 水産・環境科学総合研究科 教授	学識経験のある者
キモリ トシヤ 木森 俊也	長崎市議会議員	市議会議員
クロダ カツヒコ 黒田 勝彦	長崎総合科学大学 工学部 教授	学識経験のある者
サイワイ ダイスケ 幸 大助	長崎市議会議員	市議会議員
ナカガワ ケイ 中川 啓	長崎大学大学院 水産・環境科学総合研究科 教授	学識経験のある者
ハマサキ タカノリ 濱崎 孝教	長崎市保健環境自治連合会 環境づくり部会 部長	学識経験のある者
フジモト ノボル 藤本 登	長崎大学 教育学部 教授	学識経験のある者
ホンダ トシヒロ 本多 敏博	長崎県県民生活環境部県民生活環境課長	関係行政機関の職員のうち、市長が定める職にある者
マツオ タカノリ 松尾 公則	長崎県生物学会 会長	学識経験のある者
マツモト ユリ 松本 由利	公募	市民
ミヤハラ カズアキ 宮原 和明	(特非)環境コンサルティング協会長崎 顧問	学識経験のある者
ヤマグチ アツコ 山口 敦子	長崎大学大学院 水産・環境科学総合研究科 教授	学識経験のある者
ヨシカワ ケイジ 吉川 慶二	エコアクション21地域事務局ながさき 事務局長	学識経験のある者
ヨシダ マサカズ 吉田 政和	公募	市民
リュウ ヒロフミ 龍 博文	国土交通省 九州地方整備局 長崎河川国道事務所 総括保全対策官	関係行政機関の職員のうち、市長が定める職にある者
ワタナベ ケンイチ 渡邊 憲一	長崎広告業協会 会長	学識経験のある者

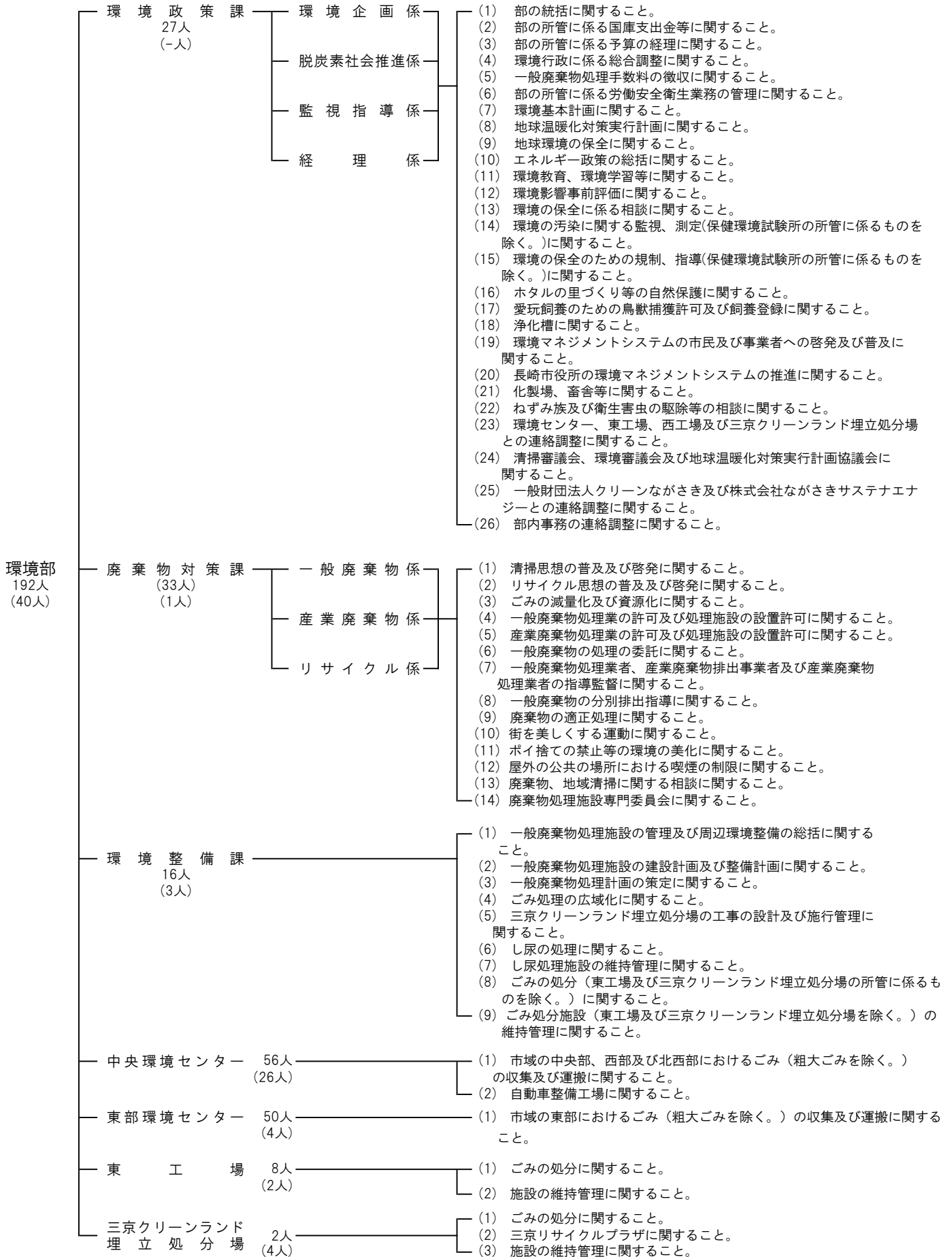
資料 28 長崎市環境審議会

■環境審議会の構成（令和4年4月28日から令和6年4月27日まで）（五十音順・敬称略）

氏名	役職等	条例上の規定
アベ マユミ 安部 眞由美	長崎市子ども会育成連合会 専門委員	学識経験のある者
イグチ ケイイチロウ 井口 恵一朗	長崎県生物学会 会長	学識経験のある者
イケダ クミコ 池田 久美子	長崎商工会議所 常議員	学識経験のある者
イワシタ トシアキ 岩下 俊明	長崎市中学校校長会	学識経験のある者
キクチ ヒデヒロ 菊池 英弘	長崎大学大学院 水産・環境科学総合研究科 教授	学識経験のある者
キモリ トシヤ 木森 俊也	長崎市議会議員	市議会議員
クボタ エイト 久保田 英斗	（一社）長崎青年協会 総務・広報担当理事	学識経験のある者
クロダ カツヒコ 黒田 勝彦	長崎総合科学大学 工学部 教授	学識経験のある者
コイズミ ノボル 小泉 昇	公募	市民
サイワイ ダイスケ 幸 大助	長崎市議会議員	市議会議員
シゲトミ ヨウスケ 重富 陽介	長崎大学大学院 水産・環境科学総合研究科 准教授	学識経験のある者
タカタ エイジ 高田 英二	国土交通省 九州地方整備局 長崎河川国道事務所 総括保全対策官	関係行政機関の職員のうち、市長が定める職にある者
ナカガワ ケイ 中川 啓	長崎大学大学院 水産・環境科学総合研究科 教授	学識経験のある者
ナカミチ タカヒロ 中道 隆広	長崎総合科学大学 総合情報学部 総合情報学科 講師	学識経験のある者
ナカヤマ トモキ 中山 智喜	長崎大学大学院 水産・環境科学総合研究科 准教授	学識経験のある者
ホンダ トシヒロ 本多 敏博	長崎県県民生活環境部 県民生活環境課長	関係行政機関の職員のうち、市長が定める職にある者
ヤスタケ アツコ 安武 敦子	長崎大学大学院 工学研究科 教授	学識経験のある者
ヨシザキ カズヒサ 吉崎 和久	長崎地方気象台 防災気象官	学識経験のある者
チカラノ ミカ 力野 美香	（特非）ながさきエコネット	学識経験のある者

資料 2 9 環境部組織及び職員配置状況

1 組織（令和4年3月31日現在）



※職員数・・・上段は正規職員、下段括弧書きは再任用職員

資料 29 環境部組織及び職員配置状況

2 職員配置状況（現員数）

（令和4年3月31日現在）

（単位：人）

職種名等 所属名等		事務職	技術職	清掃指導員	整備管理者	運転士	車両整備士	環境整備士	施設整備士	小計	再任用職員	合計
環境政策課	部長	1								27	-	27
	課長	1										
	課長補佐		1									
	環境企画係	5										
	脱炭素社会推進係	4	2									
	監視指導係	2	6									
	経理係	5										
廃棄物対策課	課長	1								33	1	34
	課長補佐	1										
	一般廃棄物係	10										
	廃棄物指導班			8								
	産業廃棄物係	4	3									
	リサイクル係	5										
	係長（不適正処理指導担当）	1										
環境整備課	理事	1								16	3	19
	課長		1									
	課員	3	10					1				
中央環境センター		3		8		10	4	31		56	26	82
東部環境センター		3		6	1	10		30		50	4	54
東工場		1	7							8	2	10
三京クリーンランド埋立処分場		1	1							2	4	6
合計		52	31	22	1	20	4	61	1	192	40	232

資料30 環境部当初予算（令和3年度）

（単位：千円）

目	事 項 名	当初予算額	当初予算の説明
街を美しくする運動推進費	1 環境美化推進費	15,203	
	ア 市民協働環境美化推進費	1,887	道路・公園等の公共の空間において、清掃・除草等の環境美化活動を行う団体・個人に対して支援を行うための経費
	イ ポイ捨て等防止対策費	3,274	ポイ捨て等禁止地区の監視指導業務及びポイ捨て・喫煙禁止条例等の周知啓発のための経費
	ウ 街を美しくする運動推進協議会補助金	10,042	長崎市「街を美しくする運動」推進協議会への補助金で、緑化花いっぱい運動・環境美化運動（市民大清掃）を実施するための経費
	計	15,203	
環 境 対 策	1 環境・公害対策推進費	105,327	
	ア 環境基本計画策定費	2,489	「長崎市第三次環境基本計画」を策定するための経費
	イ 環境審議会費	437	長崎市の環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項の調査審議のための経費
	ウ 環境啓発推進費	984	環境保全、リサイクル推進等、市民への啓発、環境学習等に係る経費
	エ 自然環境保全推進費	1,995	自然環境の現状を把握・公表し、市内に生息する動植物の保全、生物多様性の確保、健全な生態系の維持確保を図るための経費
	オ 生活環境対策費	1,752	大村湾の浄化等、公共用水域の水質改善、衛生害虫等の駆除に関する相談等を行い、生活環境の向上と公衆衛生の向上を図るための経費
	カ 大気汚染防止対策費	31,799	市民の健康の保護及び生活環境の保全を図るために、大気汚染防止法に基づき一般環境大気、自動車排ガス、工場排ガス等の測定及び監視指導を行うための経費
	キ 水質汚濁防止対策費	60,967	市民の健康の保護及び生活環境の保全を図るために、水質汚濁防止法に基づき海域、河川、地下水、工場排出水の水質測定及び監視指導を行うための経費
	ク 騒音・振動・悪臭防止対策費	638	市民の健康の保護及び生活環境の保全を図るために、騒音規制法等に基づき自動車騒音振動・環境騒音、悪臭物質の測定及び監視指導を行うための経費
	ケ 三方山環境対策費	2,687	三方山産業廃棄物処分場及びその周辺地域への影響調査を行うとともに、対策を講じるための経費
	コ 産業廃棄物処理指導対策費	1,557	産業廃棄物の排出事業者及び処理業者等の指導・監督のための経費
	サ 浄化槽施設整備資金利子補給補助金	22	浄化槽を設置する市民へ改築工事に必要な資金の融資を行う金融機関に対し、利子相当分を補給するための経費
	策	3 地球温暖化対策推進費	53,947
ア 地球温暖化対策実行計画協議会費		363	長崎市地球温暖化対策実行計画を推進するために、市民、事業者及び行政で構成する協議会を開催するための経費
イ 地球温暖化対策市民運動推進費		14,666	「ながさきエコライフ」の取組みの更なる浸透と拡大を図り、市民の自発的かつ継続的な環境行動を促進するための経費
ウ 再生可能エネルギー活用推進費		1,203	脱炭素化と多様なビジネスの創出などに向け、エネルギー版産学官民連携プラットフォームを構築するための協議会開催に係る経費
エ メガソーラー事業費		37,715	持続可能な低炭素社会の実現に向け、直営（リース方式）により整備したメガソーラーを運用するための経費
費	4 環境対策費事務費	2,265	
	5 【補助】環境対策施設整備事業費 急速充電設備	11,500	電気自動車用急速充電設備を東公園内に設置するための経費
	6 【補助】環境対策施設整備事業費補助金 浄化槽設備	10,082	浄化槽を設置する市民に対し浄化槽設置工事に係る費用の一部を補助する国庫補助事業
	7 【単独】環境対策施設整備事業費 公害防止測定機器整備	6,000	一般環境大気、自動車排ガスを常時監視するための自動測定機等について、計画的な整備を図るための経費
	8 【単独】環境対策施設整備事業費補助金 浄化槽設備	18,369	浄化槽を設置する市民に対し浄化槽設置工事に係る費用の一部を補助する市単独事業
		計	207,490

資料30 環境部当初予算（令和3年度）

（単位：千円）

目	事 項 名	当初予算額	当初予算の説明
清 掃 総 務 費	1 清掃総務費職員給与費	1,565,217	一般職 179人 会計年度任用職員 49人
	2 清掃総務費交際費	80	
	3 清掃総務費	30,012	
	ア 清掃審議会費	487	清掃事業に関する重要事項の調査審議のための経費
	イ 廃棄物処理施設専門委員会費	587	最終処分場や焼却施設が設置される場合に専門的知識を有する者の意見を聴く委員会の開催経費
	ウ 不法投棄対策費	7,194	不法投棄の監視指導業務及び回収された不法投棄物の処分のための経費
	エ 有害ごみ処理費	18,837	有害ごみ（廃蛍光管、使用済み乾電池）のリサイクル処理に係る経費
	オ し尿等運搬費補助金	2,711	し尿及び浄化槽汚泥の処理施設の統廃合等に伴い、し尿等の搬入先が変更されることにより増加するし尿許可業者に対する補助金交付に要する経費
	カ し尿処理手数料負担軽減補助金	119	委託地区である伊王島・池島・高島地区の住民に対し、手数料の負担を軽減するための補助金交付に要する経費
	キ 自動車リサイクル法離島対策支援費	77	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく使用済自動車等の海上輸送費（高島・池島から）に対する支援に要する経費
	4 リサイクル促進対策費	70,338	
	ア 資源物回収支援費	1,892	資源ごみの集団回収に使用するリヤカーなどの用具を譲渡するための経費
	イ リサイクルコミュニティ推進費	36,832	リサイクルを促進するリサイクル推進員の設置及び推進員の活動に係る経費
	ウ 資源物回収活動奨励補助金	26,290	資源物の集団回収団体に対する、古紙・古布の回収量に応じた補助金交付に要する経費
エ 資源物回収事業奨励補助金	5,324	資源物の集団回収事業者に対する、古紙・古布の回収量に応じた補助金交付に要する経費	
5 清掃総務費事務費	5,726		
	計	1,671,373	
受注者選定審査会費	1 受注者選定審査会費	1,434	
	ア 新東工場	1,434	新東工場の整備運営事業者を選定するために設置する受注者選定審査会を開催するための経費
ご み 処 理 費	2 ごみ収集対策費	1,482,582	
	ア 環境センター維持管理費	29,287	環境センター（中央、東部）の維持管理に係る経費
	イ ごみ収集費	88,183	ごみ収集業務に係る賃金、消耗品費、燃料費などの経費
	ウ ごみステーション整備費	28,607	クリーンボックスの設置や修繕により、ごみステーションを整備するための経費
	エ 車両整備費	15,969	ごみ収集用車両の車検・修繕等の整備に係る経費
	オ 特殊ごみ処理費	48,522	お宮日に伴う清掃作業、精霊流し・市民大清掃等に伴い発生するごみの処分に要する経費
	カ ごみ収集委託費	1,272,014	ごみ収集運搬業務委託に要する経費
ごみ中間処理費	3 ごみ中間処理費	928,879	
	ア 東工場維持管理費	467,244	燃やせるごみの中間処理施設（焼却施設・粗大ごみ処理施設）の維持管理に係る経費

資料30 環境部当初予算（令和3年度）

（単位：千円）

目	事 項 名	当初予算額	当初予算の説明
1)	イ 西工場維持管理費	459,391	燃やせるごみの中間処理施設（焼却施設・粗大ごみ処理施設）の維持管理に係る経費
	ウ 旧焼却施設管理費	2,244	旧焼却施設の管理に係る経費
み	4 ごみ最終処理費	162,313	
	ア 東工場埋立処分地維持管理費	10,951	ごみの最終処分地（東工場）の維持管理に係る経費
	イ 三京クリーンランド埋立処分場維持管理費	151,362	ごみ最終処分場の維持管理に係る経費
処	5 資源ごみ対策費	430,235	
	ア 資源ごみ処理費	430,235	プラスチック製容器包装等の資源ごみの処理、小型家電等の拠点回収、ごみ減量・リサイクルの推進・市民への啓発等に係る経費
	6 新東工場建設推進費	66,553	
理	ア 新東工場建設環境影響評価費	42,545	新東工場建設計画に先立ち、環境影響評価を実施するための経費
	イ 新東工場整備運営事業アドバイザー委託費	24,008	施設整備事業計画の作成と整備運営事業者の適正な公募、選定、契約を行うため、民間事業者（アドバイザー）から、専門的かつ総合的な支援を受けるための経費
	7 ごみ処理費事務費	3,331	
費	8 【補助】ごみ処理施設等整備事業費 ストックヤード整備	323,600	旧西工場の煙突解体工事、工場棟の内部機器撤去工事等を行い、ストックヤードを整備するための経費
	9 【単独】ごみ処理施設等整備事業費	323,700	
	ア 東工場	154,000	東工場の施設等整備（定期整備）等に係る経費
	イ 三京クリーンランド埋立処分場	51,400	三京クリーンランド埋立処分場の施設等整備に係る経費
	ウ 環境センター移転整備	98,900	環境センター移転に伴う旧西工場管理棟改修工事等に係る経費
	エ 清掃運搬車両等	19,400	ごみの計画収集に必要な収集車両等の購入に要する経費
	計	3,722,627	

資料30 環境部当初予算（令和3年度）

（単位：千円）

目	事 項 名	当初予算額	当初予算の説明
し 尿 処 理 費	1 し尿処理費	392,449	
	ア 旧クリーンセンター維持管理費	8,885	旧クリーンセンターの維持管理に係る経費
	イ 旧高島クリーンセンター維持管理費	4,045	旧高島クリーンセンター運用停止後の貯留槽清掃等に係る経費
	ウ 琴海クリーンセンター維持管理費	123,448	琴海クリーンセンターの維持管理に係る経費
	エ 長崎半島クリーンセンター維持管理費	111,050	長崎半島クリーンセンターの維持管理に係る経費
	オ し尿汲取費	133,270	し尿汲取業務に係る委託料等の経費及び施設の修繕等に係る経費
	カ 地域環境整備補助金	1,000	琴海クリーンセンターの再稼働に伴う、地元地区との覚書に基づく、漁業振興策に要する経費に対する補助金
	キ 檜山地区残土埋立地取得費	3,044	檜山地区ヒル川改良工事（拡幅）により河川の一部となった民有地を取得するため、不動産鑑定等を行うための経費
	ク し尿受入下水処理可能性調査費	7,707	将来的なし尿等の処理方法について、費用対効果等を比較検討するための経費
	2 【単独】し尿処理施設等整備事業費	37,600	
ア 旧クリーンセンター整備	37,600	旧クリーンセンターの利活用に係る内部改修等の設計に係る経費	
	計	430,049	
	合 計	6,046,742	

昭和49年4月1日

条例第11号

改正 昭和59年10月6日条例第50号

平成2年3月30日条例第6号

平成11年9月27日条例第22号

平成12年12月25日条例第54号

平成13年6月29日条例第19号

平成16年9月30日条例第124号

平成17年10月7日条例第105号

目次

第1章 総則

第1節 通則（第1条・第2条）

第2節 市の責務（第3条・第4条）

第3節 事業者の責務（第5条—第12条）

第4節 市民の責務（第13条）

第2章 環境の保全に関する協定（第14条・第15条）

第3章 ばい煙等の排出の規制

第1節 規制基準（第16条・第17条）

第2節 指定施設に関する規制（第18条—第25条）

第4章 良好な環境の保全

第1節 良好な環境の侵害に関する規制（第26条—第33条）

第2節 電波障害の防止（第34条）

第3節 生活環境の保持（第35条—第37条）

第4節 緑化の推進（第38条—第40条）

第5章 雑則（第41条・第42条）

第6章 罰則（第43条—第47条）

附則

資料31 長崎市環境保全条例

第1章 総則

第1節 通則

(目的)

第1条 この条例は、長崎市環境基本条例（平成11年長崎市条例第22号。以下「基本条例」という。）の趣旨にのつとり、公害防止に関する規制、緑化の推進その他必要な事項を定めることにより環境保全対策の総合的推進を図り、もつて市民の健康を保護するとともに、良好な環境を確保することを目的とする。

（平11条例22・一部改正）

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好な環境 現在及び将来において市民が健康な心身を保持し、安全かつ快適な生活を営むことができる自然環境及び生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）をいう。
- (2) 公害 基本条例第2条第3号に規定する公害をいう。
- (3) 指定施設 工場又は事業場（以下「工場等」という。）に設置される施設で、ばい煙、粉じん、ガス、汚水、廃液、騒音、振動又は悪臭（以下「ばい煙等」という。）を著しく排出し、発生し、又は飛散するもののうち、別表左欄に掲げるものをいう。

（平11条例22・一部改正）

第2節 市の責務

(土地利用の純化)

第3条 市長は、良好な環境を確保するため、無秩序な市街化を防止するとともに、用途地域に従つた土地利用の純化に努めなければならない。

（平11条例22・旧第5条繰上）

(苦情の処理)

第4条 市長は、市民から公害その他良好な環境の侵害に関する苦情があつたときは、速やかにその実情を調査し、他の行政機関と協力して適切な処理をするように努めなければならない。

（平11条例22・旧第9条繰上、平12条例54・一部改正）

第3節 事業者の責務

(努力義務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うにあつては、法令又はこの条例（この条例の委任に基づく規則を含む。）に違反しない場合においても、良好な環境の侵害の防止について最大の努力をしなければならない。

（平11条例22・旧第13条繰上、平12条例54・一部改正）

(工場等の緑化等)

第6条 事業者は、工場等の敷地の緑化等を図り、公害の防止を行うとともに、地域の生活環境の保全に努めなければならない。

資料31 長崎市環境保全条例

(平11条例22・旧第15条繰上、平12条例54・一部改正)

(監視)

第7条 事業者は、ばい煙等を排出し、発生し、又は飛散する施設から公害を発生させないようにその排出、発生又は飛散の状況を監視しなければならない。

(平11条例22・旧第16条繰上)

(製品公害の防止)

第8条 事業者は、物の製造、加工等に際して、その製造、加工等に係る製品が使用されることによつて公害が発生することのないように努めなければならない。

(平11条例22・旧第17条繰上)

(公害防止技術の研究等)

第9条 事業者は、常に公害の防止に関する技術の研究及び開発を行うように努めなければならない。

(平11条例22・旧第18条繰上、平12条例54・一部改正)

(公害防止教育の徹底)

第10条 事業者は、従業員に対し、公害の防止に必要な教育を行うとともに、公害の防止のための指示等が速やかに徹底するよう努めなければならない。

(平11条例22・旧第19条繰上、平12条例54・一部改正)

(紛争解決の義務)

第11条 事業者は、その事業活動による公害その他良好な環境の侵害に係る紛争が生じたときは、誠意をもつてその解決にあたらなければならない。

(平11条例22・旧第20条繰上)

(被害の処置)

第12条 事業者は、その事業活動による公害その他良好な環境の侵害に係る被害については、自らの責任と負担において速やかに適切な処置をとるよう努めなければならない。

(平11条例22・旧第21条繰上、平12条例54・一部改正)

第4節 市民の責務

(土地、建物等の清潔保持)

第13条 市民は、その所有し、占有し、又は管理する土地又は建物及びその周囲の清潔を保ち、相互に協力して地域の生活環境を保全するように努めなければならない。

(平11条例22・旧第23条繰上)

第2章 環境の保全に関する協定

(協定の締結)

第14条 市長は、良好な環境を保全するため、公害その他良好な環境を侵害するおそれのある事業を行う事業者と環境の保全に関する協定を締結することができるものとする。

(平11条例22・旧第24条繰上、平12条例54・一部改正)

(協定内容の遵守)

第15条 事業者は、環境の保全に関する協定を締結したときは誠実にこれを遵守しなければならない。

資料31 長崎市環境保全条例

(平11条例22・旧第25条繰上)

第3章 ばい煙等の排出の規制

第1節 規制基準

(規制基準の設定)

第16条 指定施設から排出し、発生し、若しくは飛散するばい煙等の量、濃度若しくは程度（以下「ばい煙等の量等」という。）の許容限度又は施設の構造等の基準（以下「規制基準」という。）は、別表の左欄に掲げる指定施設ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。

(平11条例22・旧第26条繰上)

(規制基準の遵守)

第17条 ばい煙等を排出し、発生し、又は飛散する者（以下「ばい煙等排出者」という。）は、規制基準を遵守しなければならない。

(平11条例22・旧第27条繰上)

第2節 指定施設に関する規制

(指定施設の届出)

第18条 指定施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) 指定施設の種類
- (4) 指定施設の構造及び配置
- (5) 指定施設の使用方法
- (6) ばい煙等の処理又は防止の方法
- (7) その他規則で定める事項

(平11条例22・旧第28条繰上)

(経過措置)

第19条 一の施設が指定施設となつた際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、当該施設が指定施設となつた日から30日以内に規則で定めるところにより、前条各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(平11条例22・旧第29条繰上)

(変更又は廃止の届出)

第20条 前2条の規定による届出をした者は、その届出に係る第18条第3号から第6号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前2条の規定による届出をした者は、その届出に係る第18条第1号、第2号若しくは第7号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る指定施設の使用を廃止したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

資料31 長崎市環境保全条例

(平11条例22・旧第30条繰上・一部改正、平12条例54・一部改正)

(計画変更命令等)

第21条 市長は、第18条又は前条第1項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る指定施設の構造、使用の方法若しくは管理又は当該指定施設に係るばい煙等の量等が当該指定施設に係る規制基準に適合しないと認めるときは、次条第1項又は第2項に規定する期間内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る指定施設の構造若しくは配置若しくは使用の方法若しくはばい煙等の処理若しくは防止の方法に関する計画の変更（前条第1項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第18条の規定による届出に係る指定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(平11条例22・旧第31条繰上・一部改正)

(実施の制限)

第22条 第18条の規定による届出をした者又は第20条第1項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る指定施設を設置し、又はその届出に係る指定施設の構造若しくは配置若しくは使用の方法若しくはばい煙等の処理若しくは防止の方法を変更してはならない。

2 市長は、第18条又は第20条第1項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(平11条例22・旧第32条繰上・一部改正)

(承継)

第23条 第18条又は第19条の規定による届出をした者からその届出に係る指定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該指定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第18条又は第19条の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る指定施設を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該指定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第18条又は第19条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(平11条例22・旧第33条繰上・一部改正、平13条例19・一部改正)

(改善命令等)

第24条 市長は、指定施設の構造、使用の方法若しくは管理又は当該指定施設に係るばい煙等の量等が、当該指定施設に係る規制基準に適合しないと認めるときは、当該指定施設に係るばい煙等排出者に対し、期限を定めて、当該指定施設の構造、使用の方法、管理若しくは配置の改善を命じ、又は当該指定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

(平11条例22・旧第34条繰上)

(事故時の措置)

第25条 指定施設を設置している者は、故障、破損その他の事故が発生したことにより、当該指定施設に係るばい煙等の量等が当該指定施設に係る規制基準に適合しなくなつたとき、又はそのおそれが生

資料31 長崎市環境保全条例

じたときは、直ちに、その事故について応急措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するように努めなければならない。

2 指定施設を設置している者は、前項の事故について、速やかにその状況、その応急措置の状況等を市長に届け出なければならない。

(平11条例22・旧第35条線上、平12条例54・一部改正)

第4章 良好な環境の保全

第1節 良好な環境の侵害に関する規制

(水道水源保全のための必要な措置)

第26条 何人も、上水道の水源を汚染するおそれがないよう、浄化槽の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

(平12条例54・全改)

(畜舎等の維持管理)

第27条 畜舎若しくは鶏舎又は浄化槽その他の汚水処理施設の所有者、占有者又は管理者は、これらの施設から悪臭、水質汚濁その他の公害を発生させないように、当該施設を適正に維持管理しなければならない。

(平11条例22・旧第38条線上、平12条例54・旧第28条線上)

(油水分離施設の設置)

第28条 公共下水道の排水区域外において、自動車分解整備事業（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定する自動車分解整備事業をいう。）を営業者は、当該事業場からの油類を公共用水域へ流出させないように油水分離施設を設置しなければならない。

2 前項の規定により油水分離施設を設置した者は、当該施設を適正に維持管理しなければならない。

(平11条例22・旧第39条線上、平12条例54・旧第29条線上)

(土砂等の流出防止)

第29条 岩石若しくは土砂（以下「土砂等」という。）の採取又は宅地造成等の開発行為を行う者は、公共用水域に著しく土砂等を流出させ、又は水質を汚濁させないように努めなければならない。

(平11条例22・旧第40条線上、平12条例54・旧第30条線上・一部改正)

(たい積土砂等の排除)

第30条 公共用水域に土砂等を流出させたことにより、当該水域に土砂等をたい積させた者は、自らの責任と負担においてその土砂等を排除しなければならない。

(平11条例22・旧第41条線上、平12条例54・旧第31条線上)

(運搬の規制)

第31条 道路を反復して土砂等その他これらに類する物を運搬する者は、その運搬によりその積載物を落下させ、又はばい煙等を排出し、発生し、若しくは飛散しないように特に配慮するとともに、午後11時から翌日の午前6時までの間においては運搬しないように努めなければならない。

(平11条例22・旧第42条線上、平12条例54・旧第32条線上)

資料31 長崎市環境保全条例

(勧告)

第32条 市長は、第26条、第27条、第28条第2項、第29条又は前条に規定する義務を怠つたことにより、良好な環境を侵害していると認められるときは、その者に対し、施設の設置、管理の方法又は行為について必要な措置を講ずることを勧告することができる。

(平11条例22・旧第43条線上・一部改正、平12条例54・旧第33条線上・一部改正)

(違反者に対する命令等)

第33条 市長は、第28条第1項又は第30条の規定に違反していると認められるときは、その違反者に対し、施設の設置若しくは改善又は土砂等の排除を行うよう勧告し、又は命ずることができる。

(平11条例22・旧第44条線上・一部改正、平12条例54・旧第34条線上・一部改正)

第2節 電波障害の防止

(電波障害の防止)

第34条 建造物を建設しようとする者又は宅地造成等の開発行為を行おうとする者は、当該建造物又は当該開発行為によつて付近の住民のテレビジョン又はラジオの電波の受信に障害を与えるおそれがあると認められるときは、あらかじめその影響が予想される地域の受信の状況を調査のうえ、必要な措置を講じなければならない。

2 建造物を建設した者又は宅地造成等の開発行為を行つた者は、当該建造物又は当該開発行為によつて付近の住民のテレビジョン又はラジオの電波の受信に障害を与えたときは、速やかに必要な措置を講じなければならない。

(平11条例22・旧第45条線上、平12条例54・旧第35条線上・一部改正)

第3節 生活環境の保持

(公共の場所の清潔保持)

第35条 何人も、公園、広場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚損してはならない。

2 前項に規定する公共の場所の管理者は、その管理する場所の清潔を保持するように努めなければならない。

(平11条例22・旧第46条線上、平12条例54・旧第36条線上)

(空地の適正管理)

第36条 空地(宅地化された空地その他の空闲地で、現に人が使用していない土地をいう。以下同じ。)の所有者又は管理者は、その空地における雑草類の繁茂、廃棄物等の不法投棄等により、付近の住民の生活環境を侵害しないように適正に管理しなければならない。

(平11条例22・旧第47条線上、平12条例54・旧第37条線上)

(勧告)

第37条 市長は、空地の所有者又は管理者が前条の規定に違反しているときは、その空地の所有者又は管理者に対して、雑草類、廃棄物等の除去その他必要な措置を講ずるように勧告することができる。

(平11条例22・旧第48条線上、平12条例54・旧第38条線上)

資料31 長崎市環境保全条例

第4節 緑化の推進

(公共施設等の緑化)

第38条 公園、広場、道路、学校その他の公共施設の管理者は、その管理する公共施設における緑化の計画を定め、緑地の保全及び緑化の推進に努めなければならない。

(平11条例22・旧第49条繰上、平12条例54・旧第39条繰上)

第39条 土地の所有者、占有者又は管理者は、その所有し、占有し、又は管理する土地における緑地の保全及び緑化の推進に努めなければならない。

(平11条例22・旧第50条繰上、平12条例54・旧第40条繰上)

(緑化の援助)

第40条 市長は、緑化を推進するため苗木の供与、樹種の選定、緑化の相談その他必要な援助を行うものとする。

(平11条例22・旧第51条繰上、平12条例54・旧第41条繰上・一部改正)

第5章 雑則

(報告及び立入検査)

第41条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、指定施設を設置している者、ばい煙等排出者、土砂等を採取している者、宅地造成等の開発行為をしている者、土砂等若しくはこれらに類する物を運搬している者又は空地の所有者若しくは管理者に対し、必要な事項について報告を求め、又はその命じた職員に、当該指定施設を設置している工場等、当該作業場又は当該空地に立ち入り、指定施設その他の物件又は作業の状況、空地の管理の状況等を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときはこれを提示しなければならない。

(平11条例22・旧第52条繰上、平12条例54・旧第42条繰上・一部改正)

(委任)

第42条 この条例の施行について必要な事項は市長が定める。

(平11条例22・旧第53条繰上、平12条例54・旧第43条繰上)

第6章 罰則

第43条 第21条又は第24条の規定による命令に違反した者は、80,000円以下の罰金に処する。

(平11条例22・旧第54条繰上・一部改正、平12条例54・旧第44条繰上)

第44条 第33条の規定による命令に違反した者は、50,000円以下の罰金に処する。

(平11条例22・旧第55条繰上・一部改正、平12条例54・旧第45条繰上・一部改正)

第45条 第18条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30,000円以下の罰金に処する。

(平11条例22・旧第56条繰上・一部改正、平12条例54・旧第46条繰上)

第46条 次の各号のいずれかに該当する者は、20,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第19条又は第20条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第22条第1項の規定に違反した者
- (3) 第41条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み、妨げ、

資料31 長崎市環境保全条例

若しくは忌避した者

(平11条例22・旧第57条繰上・一部改正、平12条例54・旧第47条繰上・一部改正)

第47条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第43条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(平11条例22・旧第58条繰上、平12条例54・旧第48条繰上・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(平16条例124・旧附則・一部改正)

(香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、外海町及び三和町の編入に伴う特例)

2 平成17年1月3日において旧香焼町、旧伊王島町、旧高島町、旧野母崎町、旧外海町又は旧三和町の区域内に指定施設に該当するものを設置している者(設置の工事をしている者を含む。)に対する第19条の規定の適用については、同条中「30日」とあるのは、「90日」とする。

(平16条例124・追加)

(琴海町の編入に伴う特例)

3 平成18年1月3日において旧琴海町の区域内に指定施設に該当するものを設置している者(設置の工事をしている者を含む。)に対する第19条の規定の適用については、同条中「30日」とあるのは、「90日」とする。

(平17条例105・追加)

附 則(昭和59年10月6日条例第50号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年3月30日条例第6号)

この条例は、平成2年5月1日から施行する。

附 則(平成11年9月27日条例第22号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年12月25日条例第54号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

ただし、別表の改正規定(「排水基準を定める総理府令」を「排水基準を定める省令」に改める部分に限る。)は、同年1月6日から施行する。

附 則(平成13年6月29日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年9月30日条例第124号)

この条例は、平成17年1月4日から施行する。

資料31 長崎市環境保全条例

附 則（平成17年10月7日条例第105号）

この条例は、平成18年1月4日から施行する。

別表（第2条、第16条関係）

（昭59条例50・平2条例6・平12条例54・一部改正）

指定施設	規制基準
<p>1 金属の表面処理の用に供するブラスト</p> <p>2 綿の製造施設又は更生施設</p> <p>3 原動機を使用する木材加工作業場</p>	<p>構造設備の基準</p> <p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2) フード及び集じん機が設置されていること。</p> <p>(3) 防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>(4) 前3号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
<p>4 廃油の焼却炉（焼却能力が1時間当たり50キログラム以上200キログラム未満のものに限る。）</p> <p>5 獣畜、魚介類又は鳥類の死体、臓器、骨、羽毛若しくはふん（以下「動物質廃棄物」という。）の焼却炉（焼却能力が1時間当たり200キログラム未満のものに限る。）</p>	<p>1 ばいじんの排出基準</p> <p>温度が零度であつて、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートルにつき0.70グラムの量とする。</p> <p>2 いおう酸化物の排出基準</p> <p>次の算式により算出したいおう酸化物の量とする。</p> $q=K \times 10^{-3} \times He^2$ <p>備考</p> <p>1 いおう酸化物の排出基準の式において、q、K及びHeは、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>q いおう酸化物の量（単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時）</p> <p>K 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第3条第2項第1号に規定する政令で定める長崎市の地域に定められた値</p> <p>He 次に規定する方法により補正された排出口の高さ（単位 メートル）</p> $He=Ho+0.65(Hm+Ht)$ $Hm=(0.795\sqrt{(Q \cdot V)}) \div (1+(2.58/V))$ $Ht=2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T-288) \cdot (2.30 \log J+1/J-1)$ $J=1/\sqrt{(Q \cdot V) \cdot (1460-296 \times (V/(T-288)))} + 1$ <p>2 前項の式においてHe・Ho・Q・V及びTはそれぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>He 補正された排出口の高さ（単位 メートル）</p> <p>Ho 排出口の実高さ（単位 メートル）</p> <p>Q 温度15度における排出ガス量（単位 立方メートル毎秒）</p> <p>V 排出ガスの排出速度（単位 メートル毎秒）</p>

資料31 長崎市環境保全条例

	<p>T 排出ガスの温度（単位 絶対温度）</p> <p>3 ばいじんの排出基準及びいおう酸化物の排出基準は、大気中に排出する排出口における値とする。</p> <p>4 ばいじんの排出基準及びいおう酸化物の排出基準の算出方法は、大気汚染防止法第3条第1項に規定する算出方法の例による。</p> <p>5 動物質廃棄物の焼却炉で焼却能力が1時間当たり50キログラム未満のものについては、ばいじんの排出基準及びいおう酸化物の排出基準は適用しない。</p>
<p>6 廃油の再生の用に供する加熱処理施設</p> <p>7 洗たく業の用に供する乾燥施設（ドライクリーニング用のものに限る。）</p> <p>8 原動機を使用する吹付塗装作業場（現場作業を除く。）</p>	
<p>9 畜舎</p> <p>牛、馬又は豚を飼養し、又は收容する施設をいい、次の各号に掲げる施設を除く。</p> <p>(1) 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第9条の規定により長崎市長が指定した区域内にある畜舎</p> <p>(2) 家畜取引法（昭和31年法律第123号）に規定する家畜市場</p> <p>(3) 競馬法（昭和23年法律第158号）に規定する競馬場</p> <p>(4) 家畜共進会、家畜博覧会その他臨時的に開催される催物に設けられる畜舎</p>	<p>構造設備の基準</p> <p>(1) 床は、不浸透性材料で作られ、これに適当な勾配と排水みぞが設けられていること。</p> <p>(2) 内壁は、飼養し、又は收容する動物の種類に応じ適当な高さまで清掃に支障をきたさない材料で作られ、かつ、清掃に支障をきたさない構造を有すること。</p> <p>(3) 内部は、清掃に支障をきたさない適当な広さと高さを有すること。</p> <p>(4) 床の周辺の地面で汚物又は汚水が飛散するおそれがある箇所は、不浸透性材料で被覆され、これに適当な勾配と排水みぞが設けられていること。</p> <p>(5) 洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。</p> <p>(6) 汚物処理設備として汚物だめ及び汚水だめを有すること。ただし、汚水の浄化装置が設けられている場合又は汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させることができる場合には、汚水だめを有することを要しない。</p> <p>(7) 汚物だめ及び汚水だめは、不浸透性材料で作られ、かつ、密閉することができるおおいが設けられていること。</p> <p>(8) 畜舎から汚水だめ、汚水の浄化装置又は終末処理場のある下水道に通ずる排水みぞが設けられていること。</p>

資料31 長崎市環境保全条例

	<p>(9) 排水みぞは、不浸透性材料で作られ、かつ、適当なおおいが設けられていること。</p> <p>(10) 魚介類の臓器、食物の残廃物等を調理して飼料として用いる畜舎で調理に際して著しい臭気を発するものにあつては、次の要件を備える飼料取扱い室を有すること。</p> <p>ア 床は、不浸透性材料で作られ、これに適当な勾配と排水みぞが設けられていること。</p> <p>イ 換気扇を備えた排気装置その他臭気を適当な高さで屋外に放散することができる設備が設けられていること。</p> <p>ウ 洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。</p> <p>エ 密閉することができ、かつ、飼料の取扱量に応じ、適当な容積の容器が備えられていること。</p>
<p>10 鶏舎（鶏（30日未満のひなを除く。）の飼養数が100羽以上のものに限る。）</p> <p>次の各号に掲げる鶏舎を除く。</p> <p>(1) 化製場等に関する法律第9条の規定により長崎市長が指定した区域内にある鶏舎</p> <p>(2) 家畜共進会、家畜博覧会その他臨時的に開催される催物に設けられる鶏舎</p>	<p>構造設備の基準</p> <p>(1) 内部は、清掃に支障をきたさない適当な広さと高さを有すること。</p> <p>(2) 鶏舎の床は、清掃に支障をきたさない材料で作られ、かつ、採ふんに便利な構造を有すること。</p> <p>(3) 汚物処理設備として汚物だめを有すること。</p> <p>(4) 汚物だめは、不浸透性材料で作られ、かつ、密閉することができるおおいが設けられていること。</p>
<p>11 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域に汚水を排出する施設であつてカラー写真現像の用に供するフィルム現像洗浄施設（自動式フィルム現像洗浄施設を除く。）</p>	<p>排水基準</p> <p>排水1リットルにつきシアン1ミリグラムの量とする。</p> <p>備考</p> <p>1 排水基準は、指定施設を有する工場等の排水口における値とする。</p> <p>2 排水基準の検定方法は、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）の例による。</p>

昭和49年5月1日

規則第22号

改正 平成11年9月27日規則第120号

平成13年3月12日規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、長崎市環境保全条例（昭和49年長崎市条例第11号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(平11規則120・一部改正)

(指定施設の設置等の届出)

第2条 条例第18条又は第19条の規定による届出は、指定施設設置届出書（第1号様式）により行わなければならない。

2 条例第18条第7号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 工場又は事業場の事業内容

(2) 常時使用する従業員数

(平11規則120・旧第3条線上・一部改正)

(指定施設の構造等の変更の届出)

第3条 条例第20条第1項の規定による届出は、指定施設構造等変更届出書（第2号様式）により行わなければならない。

(平11規則120・旧第4条線上・一部改正)

(氏名の変更等の届出)

第4条 条例第20条第2項の規定による届出は、条例第18条第1号、第2号又は第7号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては氏名等変更届出書（第3号様式）により、指定施設の使用の廃止に係る場合にあつては指定施設使用廃止届出書（第4号様式）により行わなければならない。

(平11規則120・旧第5条線上・一部改正)

(承継の届出)

第5条 条例第23条第3項の規定による届出は、承継届出書（第5号様式）により行わなければならない。

(平11規則120・旧第6条線上・一部改正)

(届出書の提出部数)

第6条 条例第18条又は第20条第1項の規定による届出は、届出書の正本にその写し1通を添えて行わなければならない。

(平11規則120・旧第7条線上・一部改正)

(届出の受理)

第7条 市長は、条例第18条又は第20条第1項の届出を受理したときは、届出書の写しの受理年月日欄に所要の記載をし、当該届出をした者に交付するものとする。

(平11規則120・旧第8条線上・一部改正)

資料32 長崎市環境保全条例施行規則

(立入検査の身分証明書)

第8条 条例第41条第2項の規定による職員の身分を示す証明書は、長崎市環境保全条例第41条第2項の規定による身分証明書(第6号様式)とする。

(平11規則120・旧第9条繰上・一部改正、平13規則9・一部改正)

附 則

この規則は、昭和49年10月1日から施行する。

附 則(平成11年9月27日規則第120号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の長崎市環境保全条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成13年3月12日規則第9号)

(施行期日)

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の長崎市環境保全条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

第1号様式(第2条関係)

指定施設設置届出書

年 月 日

(あて先)長崎市長

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

長崎市環境保全条例第18条(第19条)の規定により、指定施設について、次のとおり届け出ます。

工場業 又は 場	名称	※ 整理番号	
	所在地	※ 受理年月日	年 月 日
指定施設の種類及び数		※ 施設番号	
		※ 審査結果	
△ 指定施設の構造 及び配置		※ 備考	
△ 指定施設の使用方法		常時使用する 従業員数	人
△ ばい煙等の処理又は 防止の方法		工場又は事業場の内容	

- 備考 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用してください。
2 ※印の欄には、記入しないでください。

第2号様式(第3条関係)

指定施設構造等変更届出書

年 月 日

(あて先)長崎市長

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

長崎市環境保全条例第20条第1項の規定により、指定施設の種類(構造、配置、使用方法、ばい煙等の処理又は防止の方法)の変更について、次のとおり届け出ます。

工 場 業 又 は 場	名 称		※ 整 理 番 号	
	所在地		※ 受 理 年 月 日	年 月 日
ばい煙等の処理又は防止の方法			※ 施 設 番 号	
変	更	前	変	更
			※ 審 査 結 果	
			※備 考	
指 定 施 設	変 更 の 内 容		変	更
	種 類 及 び 数		前	後
	△構 造 及 び 配 置			
	△使 用 方 法			

- 備考 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用してください。
2 ※印の欄には、記入しないでください。

第3号様式(第4条関係)

氏 名 等 変 更 届 出 書

年 月 日

(あて先)長崎市長

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

氏名(名称、住所、所在地、事業内容、従業員等)に変更があつたので、長崎市環境保全条例第20条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前		※ 整 理 番 号	
	変更後		※ 受 理 年 月 日	年 月 日
変 更 年 月 日		年 月 日	※ 施 設 番 号	
変 更 の 理 由			※備 考	

備考 ※印の欄は、記入しないでください。

第4号様式(第4条関係)

指定施設使用廃止届出書

年 月 日

(あて先)長崎市長

届出人 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

指定施設の使用を廃止したので、長崎市環境保全条例第20条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場	名称	※ 整理番号	
	所在地	※ 受理年月日	年 月 日
指定施設の種類		※ 施設番号	
指定施設の設置場所		※備考	
使用廃止年月日	年 月 日		
使用廃止の理由			

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

第5号様式(第5条関係)

承 継 届 出 書

年 月 日

(あて先)長崎市長

届出人 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

指定施設に係る届出者の地位を承継したので、長崎市環境保全条例第23条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

工 事 場 業 又 は 場	名 称	※ 整 理 番 号		
	所在地	※ 受 理 年 月 日	年 月 日	
	指定施設の種類	※ 施 設 番 号		
	指 定 施 設 の 設 置 場 所	※備 考		
	承 継 年 月 日			年 月 日
被 承 継 者	氏名又 は名称			
	住 所			
	承継の理由			

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

第6号様式(第8条関係)

裏

長崎市環境保全条例抜すい

(報告及び立入検査)

第41条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、指定施設を設置している者、ばい煙等排出者、土砂等を採取している者、宅地造成等の開発行為をしている者、土砂等若しくはこれらに類する物を運搬している者又は空地の所有者若しくは管理者に対し、必要な事項について報告を求め、又はその命じた職員に、当該指定施設を設置している工場等、当該作業場又は当該空地に立ち入り、指定施設その他の物件又は作業の状況、空地の管理の状況等を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときはこれを提示しなければならない。

(罰則)

第46条 次の各号のいずれかに該当する者は、20,000円以下の罰金に処する。

(3) 第41条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第47条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第43条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本来の罰金刑を科する。

第 5 部 事業一覽



	事業名	事業概要	令和3年度の実績、目標	今後の予定・課題	担当所属
1	自動車公害防止対策事業	自動車排出ガスによる大気汚染の監視体制の強化、公共交通機関利用促進などによる自動車の総量抑制、エコドライブの普及啓発、低公害車の普及促進、ディーゼル車の排ガス対策、情報公開等、総合的かつ計画的な自動車公害対策を実施する。	騒音、振動の要請限度については、全ての地点で基準値以下である。騒音に係る環境基準については、13区間のうち3区間で100%達成されている。	未達成の区間は、工業・商業等の地域で、交通混雑の解消が課題である。 ①低騒音舗装の普及 ②自動車交通網の整備 など	環境政策課
2	大気汚染防止法に基づく立入検査	大気汚染防止法に基づく対象施設への立入調査やばい煙測定結果の報告を通じて、工場、事業場の監視、指導を行う。	大気汚染防止法に基づく対象施設28事業場で立入検査を行った。	継続実施	環境政策課
3	公害防止測定機器整備事業	一般大気測定局、自動車排ガス測定局にある自動測定機及び騒音規制法に基づく測定に必要な機器について、耐用年数を考慮し、順次更新する。	稲佐小学校測定局において、微小粒子状物質自動測定記録計を、小ヶ倉測定局において、浮遊粒子状物質、風向風速自動測定記録計を更新した。	耐用年数が経過している公害用測定機器の随時更新を検討中	環境政策課
4	大気汚染防止常時監視	市内6カ所の測定局で市内の大気汚染監視をテレメーター化して常時監視している。緊急時には市内の関係部局、県などへデータの提供を行う。	一般環境大気測定局(4局)、自動車排出ガス測定局(2局)で大気汚染状況を監視	光化学オキシダント注意報発令時及びPM2.5注意喚起時の関係機関への周知及び市民への広報体制の充実と関係事業所等への排出ガス量の削減等の要請が課題である。	環境政策課
5	中央橋街頭表示装置の活用	中央橋自動車公害測定局における一酸化炭素濃度及び騒音レベルの表示。街頭表示装置を利用した環境保全に係る広報、啓発を行う。	環境保全に係る広報、啓発を常時表示中。また、他課から依頼があれば、環境保全に係る以外の広報、啓発も表示	事業廃止	環境政策課
6	廃棄物焼却炉に対する指導事業	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物焼却炉を設置している事業所に対する立入調査や、事業者による測定結果に基づく排出基準の遵守を指導する。	立入調査を実施し、測定を行う等の指導実施	継続実施	環境政策課
7	有害大気汚染物質監視事業	測定方法が確立しているダイオキシン類を含む有害大気汚染物質(22物質)による大気汚染の状況を調査する。	地域分類(一般環境及び沿道)別に、ダイオキシン類については2地点で年4回、ダイオキシン類以外の有害大気汚染物質については2地点で年6回の測定を実施。なお、酸化エチレンについては年12回の測定を実施。	継続調査	環境政策課
8	火葬施設の定期的な排気環境調査の実施	「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」(平成12年3月火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策検討会)の主旨を尊重しダイオキシン類の環境への排出の削減に寄与するため葬斎場の火葬施設の定期的な排気環境調査を実施する。	5号炉の測定実施 <目標>毎年度1基~2基の火葬炉について排気環境調査を行う。	毎年度1基~2基の火葬炉について排気環境調査を行う。	もみじ谷葬斎場
9	酸性雨調査事業	酸性雨、酸性降下物の状況を調査する。	40降雨測定実施	事業廃止	環境政策課

	事業名	事業概要	令和3年度の実績、目標	今後の予定・課題	担当所属
10	水質汚濁防止対策事業（類型見直し河川）	河川の現在の環境基準類型をより上位の類型とするよう、水質の向上を図る。 浦上川大橋堰 C類型 中島川東新橋 A類型 鹿尾川取水口跡 A類型	各地点において4回/日の年間12回（1月に1日）水質調査を実施 <目標> 浦上川大橋堰 B類型 中島川東新橋 AA類型 鹿尾川取水口跡 AA類型	継続調査	環境政策課
11	水質汚濁防止対策事業（類型見直し海域）	海域の現在の環境基準類型をより上位の類型とするよう、水質の向上を図る。	各地点において2回/日（AM・PM）の年間12日または4日（1月に1日）水質調査を実施	継続調査	環境政策課
12	水質汚濁防止対策事業（工場排水規制）	水質汚濁防止のため、水質汚濁防止法に基づく工場・事業場の監視・指導を強化する。	特定事業場34事業所立入調査 <目標>法基準の遵守、排水基準の達成・維持	継続実施	環境政策課
13	浄化槽設置整備事業（国庫補助）	公共下水道の計画区域外で合併処理浄化槽を設置する者に対し、設置費用のうち、一定割合を公費負担することにより、公共用水域の水質汚濁防止及び公衆衛生の向上に寄与する。	23基の合併処理浄化槽の設置 <目標>年間24基を目標としている	浄化槽設置を希望する者の設置推進、単独処理浄化槽設置者の合併処理浄化槽への転換促進	環境政策課
14	浄化槽設置整備事業（市単独）	主に公共下水道計画区域区域外の区域の生活排水対策として、合併処理浄化槽の普及を図る。国庫補助だけでは進みにくいことから、市単独補助を創設し、合併処理浄化槽の整備を目指している。	25基の合併処理浄化槽の設置 <目標>年間32基を目標としている	浄化槽設置を希望する者の設置推進、単独処理浄化槽設置者の合併処理浄化槽への転換促進	環境政策課
15	浄化槽施設整備資金融資制度	浄化槽設置時に既設のくみとり便所を水洗便所に改築し、同時に施工する排水設備等工事費用の無利子融資を行い、浄化槽の普及を図る。	0件の新規融資 <目標>年間1件を目標としている	制度の啓発	環境政策課
16	水質汚濁防止対策事業（地下水汚染監視）	トリクロロエチレン等による地下水汚染範囲の確認、汚染源の特定のための調査を強化する。	37検体実施 <目標>地下水の水質汚濁に係る環境基準の達成・維持	継続調査	環境政策課
17	廃食用油石鹸づくり（生活雑排水対策事業）	廃食用油を資源として再利用することを紹介し、日常排出される生活雑排水の環境への影響について、市民の関心を図ることを目的に、各種の活動団体への苛性ソーダ等の資材を提供し、活動の支援を推進する。	市民団体への資材提供 提供回数2回、参加者計19人	継続実施	環境政策課
18	長崎市公共下水道事業計画	本市公共下水道事業は、昭和27年度当初の事業着手から分流水を採用し、現在までの70年間に段階的な変更を重ね、14処理区、32排水区において鋭意事業を進めている。	下水道事業計画区域における未普及地区の整備を行った（普及率：94.4%） <目標> 下水道普及率94.7%（目標値は長崎県汚水処理構想による）	未普及地区の整備を継続し行うことで下水道普及率の向上に努める。	事業下管水道課局

	事業名	事業概要	令和3年度の実績、目標	今後の予定・課題	担当所属
19	公共下水道に流入している不明水（海水・雨水）の削減	今後、経年による下水道施設の劣化に伴い、不明水（海水・雨水）の増加が顕著化し、安定した水処理が困難になり放流水質への影響が懸念されるため、削減対策による投資効果を考慮した上で下水道ストックマネジメント計画と整合を図り、不明水の削減事業を効率的に行う。	下水処理場からの放流水質に影響を与えないよう対策を図る。 ・汚水管更生 L=1,647.35m ・汚水枘取替 42箇所 ・穴あき鉄蓋取替 283箇所	下水道ストックマネジメント計画を策定し、効率的な手法により改築等を実施。また、適正な人員の配置及び不明水対策の効果検証が必要である。	事業下水道課局
20	公共下水道に排除している特定事業場からの排水の水質監視強化	処理区域内の工場・事業場等の排水を公共下水道へ排除する場合に、公共下水道施設の損傷や機能障害等の影響を及ぼすこととなる。このことから市内の特定事業場への立ち入り検査（水質検査）を行い、政令や条例で定める水質基準に適合していなかった場合は改善指導を行っている。現在、全特定事業場は市内に約350件存在し、毎年約90件程度を抜き打ちで検査している。	特定事業場への立ち入り検査を実施：0件 （新型コロナウイルス感染予防のため未実施）	今後は、特に有害物質が流入する恐れがある施設や、過去に指導実績が多い業者を重点的に水質調査していく。	料金上下水道局課
21	水洗化勧奨及び下水道のPR活動	水洗化勧奨業務…未水洗世帯に対し、職員による戸別訪問の実施	職員による戸別訪問を実施	未水洗家屋の戸別訪問を粘り強く行うことにより未水洗家屋を解消する。	料金上下水道局課
22	排水設備設置困難世帯への水洗化促進	次の制度を活用して水洗化の促進を図る。 ①私道への汚水管布設制度 ②経済的理由により水洗化が困難な方への工事費補助 ③汚水ポンプを設置する工事費の補助 ④共同排水設備を設置する工事費の補助	①私道申請2件 ②改造費補助申請20件 ③汚水ポンプ補助申請4件 ④共同排水設備補助申請2件	前年度の実績を踏まえ、より多くの市民が当制度を活用することにより水洗化工事が実施できるよう周知を行うとともに、補助対象外の未水洗家屋についても解消へ向けた対策を検討する。	料金上下水道局課
23	水洗便所改築資金貸付制度による早期下水道接続の推進	処理区域内において、汲取り便所を水洗便所に改造する者等に対して、1日も早く水洗化を図るために排水設備工事や水洗トイレの改築資金の一部を無利子で貸し付ける。	貸付状況： 改造件数 31件 切替件数 3件 金額 18,494千円 水洗化状況： 新設 839件 改造 127件 切替 30件 増設 150件 合計 1,146件	貸付の対象となる改造・切替工事の減少により貸付件数も減少している状況ではあるが、未水洗家屋の解消のため、制度の周知を行うとともに、利用率を向上させ、水洗化の促進を図る。	料金上下水道局課
24	ゴルフ場との環境保全協定の締結	農薬の適正使用や被害発生時の対応等について、市内のゴルフ場と協定を締結する。	5カ所のゴルフ場と協定締結、指針はすべて達成されている。	新たなゴルフ場の開発等、必要に応じて実施する。	環境政策課
25	長崎市環境保全条例指定施設に対する監視、指導	水質汚濁防止のため、長崎市環境保全条例に基づき、畜産農家に対する畜産排水等の適正処理の指導を行う。	立入検査0件	継続実施	環境政策課
26	水質汚濁防止対策事業（水質監視海域）	長崎湾、網場湾、西彼海域、橘湾等において監視項目・監視地点の効率化を図るなど、水質汚濁監視体制を充実させる。	12回/年または4回/年調査実施 ＜目標＞水質汚濁に係る環境基準の達成・維持	継続実施	環境政策課
27	水質汚濁防止対策事業（水質監視河川）	浦上川、中島川、鹿尾川、八郎川等において監視項目・監視地点の効率化を図るなど、水質汚濁監視体制を充実させる。	12回/年調査実施	継続実施	環境政策課

事業名	事業概要	令和3年度の実績、目標	今後の予定・課題	担当所属	
28	水源上流域の尿汲取り世帯への指導	平成12年の浄化槽法改正により、浄化槽の設置者は生活雑排水も併せて処理する必要があるため、市としては、新築・改築の際、し尿を汲取り、生活雑排水を放流したいとする世帯に対しては、水源の水質保全の観点から沈殿槽等の浄化施設の設置を指導する。	水道水源上流域において、宅地を造成しようとする者に対し、排水する汚水により水源を汚染しないように、浄化槽の設置を指導している。	継続実施 上浄下水道局	
29	ながさき水源の森認定推奨	長崎県において、森林の重要性と森林整備に対する県民の関心と理解を深めていただくため、水源林として特に重要な森林を「ながさき水源の森」として認定公表し、次の世代に引き継ぐ。なお、認定は選定委員会で選定し知事が認定する。	認定実績なし	平成8年度～11年度までに主要な10箇所 の認定を受けており、新たに本河内、西山水源地上流の認定申請を実施予定。認定済箇所のうち、保安林未指定箇所については、水源かん養保安林の指定推進を図る。 なお、「ながさき森林環境税」関連事業を活用し、手入れが遅れ公益的機能の発揮が損なわれるおそれのある森林について、森林所有者の理解・協力を得て、協定締結後間伐を実施する。	農林振興課
30	水源かん養機能の向上に関する事業	市民の水がめとなる水源及び水源河川において、開発に伴う水源かん養林の減少、富栄養化による赤潮の発生など、水源を取り巻く水環境の悪化が懸念されるため、水源かん養林の保護育成に努めるなど、水源かん養機能を向上させるための施策の推進を図る。	水源の上流域における開発行為については、事前に開発者や関係課とも十分協議し、水源保護のための措置を講じるよう指導を行っている。	継続実施 上浄下水道局	
31	水道未普及地域解消事業	地域の公衆衛生の向上と生活改善を図ることを目的とし、未普及地域及び未給水人口を解消する。	茂木町（宮摺地区）、以下宿町（以下宿地区）、高浜町（毛首地区、大野地区）について、令和2年度に整備を開始した。	茂木町（宮摺地区）、以下宿町（以下宿地区）、高浜町（毛首地区、大野地区）について、上水道の整備を進める。今後も、普及率100%を目標とし、順次未普及地域の解消を図る。	事業下管水理道課
32	飲用井戸等の衛生対策事業	飲用井戸等に関する相談、苦情に応じ、衛生管理状況の調査、指導を行うとともに、井戸水等の水質検査の実施を促す。 ・上水道給水地区外の共同給水施設等に対する設備改善等の工事費の補助 ・施設の管理状況調査、指導及び水質検査の実施等	苦情相談実績：156件 共同給水施設等水質検査実績：27件 共同給水施設等整備費補助実績：0件	継続実施 生活衛生課	
33	節水型都市づくり	安全でおいしい水道水について理解を深めてもらうとともに、水に親しみ、上下水道事業への理解と協力を求めるため、水に関連する各種イベントを実施する。	・水フェスタ（啓発イベント） ※中止 ・小学校出前授業40校1,582名	引き続き小学校出前授業の実施に取り組むとともに、令和3年度に策定した長崎市上下水道局広報戦略に基づき、これまでのホームページやSNS等の活用に加え、給水スポットの設置や動画制作などの新たな広報活動を通して、安全でおいしく飲める水道水のPR活動を推進していく。	上総下務水道局
34	漏水防止対策事業	漏水を早期に解消することを目的とし、市内一円の配水管路等の漏水調査を行い、漏水防止工事を実施する。	有効率93.49%	継続実施 上給下水道局	
35	水質汚濁事故対策	油流出などの水質汚濁事故の際、関係機関と連携しながら、原因究明、応急措置、再発防止などを図る。	水質事故対策マニュアルに従って、原因究明・応急処置・再発防止などを行っている。	継続実施 環境政策課	

	事業名	事業概要	令和3年度の実績、目標	今後の予定・課題	担当所属
36	自動車交通騒音・振動監視事業	騒音規制法・振動規制法に係る道路に面する地域における自動車交通による騒音・振動について調査する。	自動車交通騒音・振動の調査を実施 騒音12件、振動12件	継続調査	環境政策課
37	法令施設届出書受理事業	騒音規制法・振動規制法に基づく特定施設、長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づく指定施設の設置・変更届出書の受理、審査、受理書等の交付を行う。	騒音規制法 設置届…4件 変更届等…29件 振動規制法 設置届…0件 変更届等…6件 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例 設置届…7件 変更届等…28件	継続実施	環境政策課
38	特定建設作業実施届出書受理、指導事業	特定建設作業に係る届出書の受理、規制基準超過時の指導を行う。	届書の受理件数（騒音）…397件 届書の受理件数（振動）…256件 指導件数…16件	継続実施	環境政策課
39	環境騒音の監視事業	環境騒音は、その地域における様々な種類の騒音が複合されたものである。その騒音を環境基準の類型別に地域を選定して調査する。	環境騒音の調査を実施 調査件数 40件	継続調査	環境政策課

	事業名	事業概要	令和3年度の実績、目標	今後の予定・課題	担当所属
40	ダイオキシン類による環境汚染状況調査	水質（海域、河川）、底質（海域、河川）、地下水、土壌のダイオキシン類濃度の測定を行い汚染状況を調査する。	河川4地点、海域4地点、地下水3地点、土壌9地点について調査を実施。全ての調査地点で環境基準値を超過した地点なし。	継続調査	環境政策課
41	食品の収去検査	食品衛生法に基づく規格及び基準に違反している食品または不衛生食品等を排除するため市内で製造、販売している食品を収去し、細菌、食品添加物、残留農薬等の検査を実施している。	449件の収去等検査を実施し、不良検体は2件である。	継続実施	生活衛生課
42	有害物質を含有する家庭用品対策	「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」で規制対象とされる家庭用品について定期的に買い上げ試験を実施し、基準を超えるものについては回収命令等の対策を行う。また、国及び他自治体の情報をもとに監視指導を行う。	衣料40件（有害物質検査実施 違反なし）	継続実施	生活衛生課

事業名	事業概要	令和3年度の実績、目標	今後の予定・課題	担当所属	
43	ごみ減量・リサイクル啓発促進事業	ごみの発生抑制及び分別の徹底を図るため、具体的な取組方法等を記載したパンフレット等を作成し、市民への啓発に努める。ごみの減量及びリサイクルの重要性を市民にアピールするため、施設見学の実施や環境イベント等で啓発を行う。	分別説明会開催、リサちゃんニュース配布	市民への効果的な周知方法の検討	廃棄物対策課
44	生ごみ堆肥化容器等購入費補助金交付事業	一般家庭の生ごみの減量化推進の一環として、平成4年度から生ごみ堆肥化容器、平成9年度から電動式生ごみ処理機の購入者に補助金を交付していた。平成30年度をもって、事業を休止している。	なし (参考：平成30年度実績) 堆肥化容器64基 電動式35基	休止中により特になし。	廃棄物対策課
45	資源物回収活動奨励補助金交付事業	自治会や子供会などの各種市民団体による資源物回収活動に対する支援策として、昭和62年より古紙を対象とした補助金を交付している。また、古布の回収を実施している団体にも、平成13年度から補助金を交付している。	延べ1,959団体 補助金交付額23,527千円	集団回収活動はごみ減量と分別の徹底、資源の有効活用に非常に効果的であるとともに、地域コミュニティの創造にも寄与するため事業継続する必要があるが、市況の変動、団体の高齢化等により、回収量が減少傾向にある。	廃棄物対策課
46	資源物回収事業奨励補助金交付事業	集団回収の促進を図るため、回収団体から回収する業者へ古紙・古布の回収量に応じて補助金を交付する。	延べ73業者 補助金交付額4,771千円	古紙市況が変動するため、補助の在り方を含め検討する必要がある。	廃棄物対策課
47	資源物回収事業(用具の譲与)	平成3年より、地域団体の集団回収の促進のため、資源物回収用具(リヤカー・一輪車・台車・空き缶プレス機)及び保管庫の貸与及び譲与を開始した。平成20年度からは、空き缶回収ボックスを品目に追加し、全品目貸与期間をなくし譲与することとした。	リヤカー7台、保管庫14台、空き缶回収ボックス1台の譲与を行った。	継続実施	廃棄物対策課
48	ごみ袋の指定及び有料化事業	ごみの減量、受益者負担の公平化、分別排出の促進を図るため、市が指定したごみ袋を購入してもらい排出させるもの。	事業所用指定ごみ袋 390,750枚	適正排出を指導していく。	廃棄物対策課
49	使用済み乾電池等リサイクル処理事業	一般家庭から排出される筒型乾電池やボタン電池などの水銀含有廃棄物を分別収集し、リサイクル処理する。	使用済み乾電池等のリサイクル処理 126,230kg/年	国内産乾電池については、1992年以降水銀使用料0としているが、海外メーカーや、1992年以前の乾電池については、水銀含有量が高い電池も認められる。また、水俣条約の採択により、家庭から排出される水銀含有廃棄物の適正処理が求められている。	廃棄物対策課
50	廃棄物減量化推進店舗の指定事業	長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例により廃棄物の発生抑制、減量化、資源化を積極的に推進する市内の小売店を推進店舗として平成7年度より指定している。指定店舗では簡易包装の推進、再生商品の販売拡大、紙バックやトレーなどの店頭回収を行っている。	指定推進店舗の利用拡大	既指定推進店舗のPRの強化(看板設置、広報ながさき、ホームページの更新等)、新規指定推進店舗の発掘	廃棄物対策課
51	グリーン購入啓発促進事業	廃棄物減量等推進店舗の紹介、グリーン購入促進に向けて、市民、事業者への啓発を行う。また、市が率先して再生品の購入を行うためのグリーン購入指針を定めている。	ホームページに掲載	指定店舗のPRを強化するため、それぞれの店舗の取組み状況を確認し、ホームページの更新等を行う。	廃棄物対策課

	事業名	事業概要	令和3年度の実績、目標	今後の予定・課題	担当所属
52	廃棄物の減量、リサイクル及び適正処理の推進	第一に廃棄物の発生抑制、第二に使用済み製品の再使用、第三に原材料としての再生利用、最後に発生した廃棄物の適正処理を行うという考えのもとに、ダイオキシン類対策も含めた総合的な廃棄物対策を進める。	収集可燃ごみ 74,431 t 収集不燃ごみ 5,906 t 直接搬入可燃ごみ 37,812 t 直接搬入不燃ごみ 1,949 t リサイクル率 13.7%	継続実施	廃棄物対策課 環境整備課
53	資源ごみ収集事業（空き缶・空きびん・ペットボトル・鍋・釜・やかん・フライパン）	給湯・冷暖房、隣接施設（東公園・神の島プール）への熱供給、電気供給	資源ごみ収集量 6,833トン（前年度比99.6%）前年 資源化量 5,932トン	分別指導の徹底に関する啓発活動及び、資源物抜き取り条例に抵触する抜き取り行為の防止	廃棄物対策課
54	古紙分別収集事業	分別収集された古紙を分別し、資源化を推進している。	分別排出の啓発	分別指導の徹底に関する啓発活動及び、資源物抜き取り条例に抵触する抜き取り行為の防止、雑がみ回収方法の追加	廃棄物対策課
55	プラスチック製容器包装分別収集事業	容器包装リサイクル法により、平成13年度からプラスチック製容器包装を分別収集し、資源化を推進している。	分別排出の啓発及び収集車の展開検査による収集物の調査	分別指導の徹底に関する啓発活動	廃棄物対策課
56	ごみ焼却熱の有効利用	ごみ焼却施設で発生する熱を利用して発電し、電力供給を行っている。なお、余剰電力は売電している。	給湯・冷暖房、隣接施設（東公園・神の島プール）への熱供給、電気供給	今後、ごみ焼却施設の建替えの際、余熱利用を図る施設を設け、余剰となる電気、熱等は、還元施設等へ供給を図り有効利用するとともに、余剰電力は売電する。	環境整備課
57	事業系一般廃棄物の減量等計画書の提出	事業系一般廃棄物の排出抑制を図るため、長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例により特定事業用建築物の所有者に対して廃棄物の管理責任者の選任と廃棄物減量等計画書の提出を義務付けている。	立入検査	未提出事業者への催告及び催告立入調査等の指導方法	廃棄物対策課
58	長崎市リサイクル推進員制度	廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例により設置。平成6年7月に廃棄物減量等推進員として発足、平成14年度からリサイクル推進員と名称変更。任期を2年とし、地域のごみ減量・資源化の啓発活動を行う。	リサイクル推進員研修会開催	リサイクル推進員配置自治会数を増やすための取り組みの検討	廃棄物対策課
59	廃蛍光管リサイクル処理事業	一般家庭から排出される廃蛍光管には、有害な水銀が含まれるため、分別収集を行い、リサイクル処理することで、地域の生活環境、収集作業員の労働環境及び埋立処分施設の環境保全を図る。	廃蛍光管のリサイクル処理 35,668kg/年	LED電球の拡大により段階的な排出減が予想される。	廃棄物対策課
60	庁舎からでる古紙のリサイクル	庁舎からでる古紙を回収業者に売却し、リサイクルしている。	123tの古紙を回収した。	継続実施	財産活用課

	事業名	事業概要	令和3年度の実績、目標	今後の予定・課題	担当所属
61	グリーン購入の推進	長崎市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】の一環としてグリーン購入判断基準を設け、グリーン購入をさらに積極的に推進する。	長崎市グリーン購入判断基準に基づき、環境に配慮した物品の購入に努めた。	継続実施	ゼロカーボンシティ推進
62	各種団体が行う環境美化活動への支援	道路・公園・河川・海岸等地域の清掃活動に対し、ごみ袋の提供及びごみ収集車による回収を行う。	ボランティア清掃実施団体493団体(延べ約9万人)参加	今後も継続して事業に取り組み、市民の意識の高揚を図る。	廃棄物対策課
63	表彰制度	資源物回収団体、リサイクル推進員、廃棄物減量化推進店舗等廃棄物の減量を推進するための自主的な活動に対して表彰を行う。	表彰者等 市民 5 自治会等団体 4 事業所 3 小中学校 3	継続実施	廃棄物対策課

	事業名	事業概要	令和3年度の実績、目標	今後の予定・課題	担当所属
64	三京クリーンランド延命化事業	一般廃棄物最終処分場（三京クリーンランド）の延命化を図るため、持込ごみの搬入検査を行い、マットレス等の金属回収できるものについては資源化する。	埋立処分量：22,003 t	今後もごみの減量化や資源の有効利用を図るとともに、プラスチック容器包装以外の廃プラスチック類を焼却することで一般廃棄物処分場の延命化を図る。	環境整備課
65	廃棄物処分場等の環境モニタリング	大気汚染防止法、水質汚濁防止法や廃棄物処理法に基づく最終処分場に係る基準省令で定められた基準に適合しているかどうか確認するとともに、これらの施設が環境へ負荷を与えないよう監視するため、継続的にモニタリングを実施する。	東工場・西工場・三京クリーンランドなど廃棄物処分場等の排ガス・放流水等のモニタリングを実施した。	継続実施	環境整備課
66	指導体制の強化	廃棄物処理法に基づき、市の施設であり、一般廃棄物処理施設である三京クリーンランドの展開検査の年間計画を策定し、計画的に実施する。指導内容及び方法については行政処分の適用まで視野に入れる。	展開検査数33件	市処理場で行っている展開検査の結果を参考に、収集業者及び排出事業者を抽出し、計画的に実施する。ただし、立入検査対象に偏りが無いよう、業種、事業内容など事前調査を十分に実施する必要がある。	廃棄物対策課
67	適正処理困難物の適正処理の推進	長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の規定に基づく適正処理困難物について、事業者との連携により適正処理の推進を図る。	市民への周知活動、事業者への協力依頼を継続して行っている。	市民に対しては継続して周知しているが、現時点でもごみステーションに排出されることがある。事業者が主体となった収集ルート確立の促進。	廃棄物対策課
68	産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出	産業廃棄物の排出事業者に対し年度ごとに処理実績報告書を求める。	排出事業者に対し産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和3年度分）の提出を求めた。	排出事業者の把握が課題である。	廃棄物対策課
69	産業廃棄物処理量の集計	産業廃棄物の処理業者に対し、年度ごと処理実績報告書を求め、廃棄物の種類ごとに処理量の集計を行う。	産業廃棄物処分量623,307 t 特別管理産業廃棄物処分量51 t ＜令和3年度実績＞	平成23年4月施行の法改正により、本市の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）収集運搬業者許可事務の多くが県に合理化されたため、収集運搬量の集計については平成23年度に終了した。なお、処分量の集計については、平成24年度以降も継続して実施している。	廃棄物対策課
70	産業廃棄物の減量化等の推進	多量排出事業者は、産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画を作成して、都道府県知事（政令で定める市）に提出し、その計画の実施状況を報告する義務があることから、その徹底を図り、もって産業廃棄物の減量化及び再生処理を推進する。	市内47事業所より報告があり、発生量の合計は産業廃棄物が約142,023トン、特別管理産業廃棄物が約503トンであった。これらのうち約87%が再生または資源化された。 ＜令和3年度実績＞	該当事業者の把握及び処理量の推測方法が課題である。	廃棄物対策課
71	産業廃棄物最終処分場及び焼却施設指導対策	産業廃棄物最終処分場等における廃棄物の適正処理を確保する目的で水質検査や立入検査を実施し、当該業者に指導を行う。	・最終処分場5ヵ所に立入調査等を実施	基準に適合しない施設への迅速な対応が不可欠であり、専門的な知識が必要である。	廃棄物対策課
72	PCB廃棄物等の保管状況等調査	ポリ塩化ビフェニル（PCB）を含有している廃棄物及び使用中の機器について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に規定する処分期間までに漏れることなく処理が行われるよう、当該機器等の掘り起こし調査及び保有事業者への指導を行う。	・「ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書」の届出者に対して周知及び指導等を行った。（110件）	・処分期間を過ぎた高濃度PCB廃棄物を保管しているまたは新たに見つかった事業者に対して、適切な対応を行うよう指導する。 ・低濃度PCB含有の疑いがある機器を保有している事業場に対し、処分期間を遵守できるよう指導を行う。	廃棄物対策課

	事業名	事業概要	令和3年度の実績、目標	今後の予定・課題	担当所属
73	野外焼却防止パトロールの実施	生活環境の保全上の支障が大きい産業廃棄物の野外焼却は違法行為であり、常時、市内の重点地域を巡回し、その摘発と再発防止及び適正処理の推進を図る。	指導件数：12件 ＜目標＞ 産業廃棄物の野外焼却ゼロ	継続実施	廃棄物対策課
74	農業用園芸資材（廃ビニール・廃ポリ・廃プラ）適正処理の推進	農業団体等関係機関と市を構成員とした「長崎市園芸資材適正処理対策協議会」を設置し、農業者の排出する園芸資材の適正処理を推進し、これらの放置によって生ずる諸種の弊害を防止し、環境の保全を目指す。	・農業用廃ビニール 23,321kg ・農業用廃ポリ 32,626kg ・農業用プラスチック 20,751kg	継続実施	農林振興課
75	庁舎からでる産業廃棄物の適正処理	平成12年度から庁舎から排出される産業廃棄物（廃プラ、金属くず、ガラス、廃蛍光管等）の適正処理を行っている。	産業廃棄物90㎡、廃蛍光管280kgを業者に委託し適正処理を行った。	継続実施	財産活用課
76	建設副産物処理要領の策定と運用	建設副産物（建設発生土及び建設廃棄物）の処理にあたっては、資源の有効な活用を図り、生活環境の保全に資するため、原則として全量を公共工事でリサイクル活用すると共に、関係者がそれぞれの責務を分担し、着実に適正処理を実施することを基本方針として、建設副産物処理要領を策定し、運用を行う。	平成26年4月に「建設副産物処理要領」を改訂し、運用中	継続実施	検査指導室
77	不法投棄対策	廃棄物指導班により、市内のごみの散乱防止、不法投棄への監視パトロールを行い、道路沿いの回収可能な不法投棄物は回収、または管理者への回収指導を行い、不法投棄多発箇所については監視カメラ・防止看板の設置を行っている。	不法投棄回収実績 43件 77.8㎡	山間部においては、長期的に不法投棄箇所が残っているが、その大半が民有地であり、不法投棄物の撤去には所有者の協力が得られないのが現状である。今後、民有地の不法投棄物に対する対処が課題である。	廃棄物対策課

	事業名	事業概要	令和3年度の実績、目標	今後の予定・課題	担当所属
78	風致地区及び保安林により、良好な自然環境の維持・保全を図る	市街地の自然的景勝地、歴史的意義等を有する地区に風致地区を定めることや、水源のかん養、土砂の流出・崩壊及び風水害等の防備のため森林等に保安林を定めることで、良好な自然環境の維持、保全を図る。	(保安林指定) 令和3年度 実績なし (保安林解除) 令和3年度 1件(立山5丁目) ※風致地区は都市計画部で所管、保安林については、指定、行為の権限は国および県である。	継続実施	農林振興課
79	関係機関への自然公園、鳥獣保護区域の拡大要請	自然環境の保全のため、関係機関へ自然公園区域、鳥獣保護区等の拡大を要請していく。	(希少野生動植物種保存地域) 令和3年度 ・植物種「ヤクシマアカシスラン」 「カゴメラン」の長崎市等への指定	継続実施	環境政策課
80	長崎市自然環境調査	長崎市の自然環境、希少動植物、外来生物等の生息状況及び経年変化等を把握するための自然環境調査を実施し、絶滅のおそれのある野生生物をリスト化したレッドリスト、その生息状況等をとりまとめたレッドデータブック及び外来種リストを策定し公表することで、市民への環境保全に対する意識の向上を図る。	自然環境調査委員により、希少動植物等の生息調査を実施した。調査結果を市のホームページに公開した。	継続実施	環境政策課
81	自然環境に関する情報交流	自然環境保全施策の計画等に活用するため、長崎市自然環境調査委員の情報交換の場を創出していく。	長崎市自然環境調査委員の報告会開催(年2回予定)はコロナ禍のため1回のみ開催となった。	継続実施	環境政策課

	事業名	事業概要	令和3年度の実績、目標	今後の予定・課題	担当所属
82	自然の再生	一旦、失われた自然環境を、元の状態に再生・保全していく事業。例えば、湿地などの保全整備、生物の生息環境整備を推進していく。	相川町馬乗川平休耕田自然再生事業（業務委託）により、休耕田の遊歩道や畦道の草刈り等の整備、降雨時の取水用の堰の管理を行った。	継続実施	環境政策課
83	環境保全のための市民活動団体等との情報交流	環境保全のための市民活動団体等が実施した調査に基づき、保護管理の手法等について情報交流を行い、市の施策に活用する。	ながさきホタルの会に依頼して、ホタル飛翔調査等を実施した。	継続実施	環境政策課
84	市民ふれあいの森整備事業	市民に森林レクリエーションや保健休養の場を提供するため、市民ふれあいの森（市民の森、日見金比羅の森、三ツ山の森、岩屋山の森、戸石金比羅の森）の整備を実施し、森林及び林業についての理解並びに自然愛護に対する意識の高揚に資する。	市民ふれあいの森内の森林及び施設の管理を実施。	施設の老朽化に伴い、計画的な改修を行う。また、施設及び登山ルートとの遊歩道等の改修、新設を行う。	農林振興課
85	ビオトープづくり事業（休耕田を利用した自然公園の整備）	長崎市相川町にある「相川町馬乗川平休耕田」は、長崎市レッドデータブックに掲載されるニホンアカガエル、カスミサンショウウオ、ヘイケボタルなど、市内最大の希少種の生息地であったが、公園用地として買収後、乾地化が進み、希少種の絶滅が危惧されていた。そこで、平成16年度に休耕田をビオトープとして整備し維持管理を行っている。	①地元自治会に委託して維持管理を実施 ②生物調査 ③市民団体によるニホンアカガエル等の産卵場所整備(毎年12月)	・公共施設管理者との連携方法、活用方法、維持管理面の検討が必要 ・休耕田の堆積土砂の除去と漏水防止による水位の確保及び休耕田内に繁茂するガマの除去 ・休耕田内の希少植物の保存	環境政策課
86	ビオトープづくり（公共施設、公園、河川等）	各公共施設、公園、河川等においてビオトープを整備し、自然とのふれあいの場の提供により自然体験を通じて、市民の自然保護思想の普及を図る。	「黒崎永田湿地自然公園」において、市民を主とした生き物観察会等を開催し、自然保護思想の普及を図る。 ・北総合事務所地域整備課主催観察会（コロナ禍のため開催中止）	関係課と連携を密に生物多様性の保護に努める。特に「黒崎永田湿地自然公園」の活用及び生物の多様性の保全については、所管課の北総合事務所地域整備課等と協働により事業を推進していく。	環境政策課
87	ホタル飛翔状況調査	「ながさきホタルの会」との協働で、毎年ホタルの飛翔調査を実施し、その調査結果をホタルマップの作成等により広く市民に周知することによって、自然環境保全意識の高揚を図る。	長崎市と「ながさきホタルの会」等でホタル飛翔状況調査を実施した。（定点の81地点で実施）	継続実施予定。ホタル啓発看板は、ながさきホタルの会等の意見を踏まえ設置場所を検討する。	環境政策課
88	長崎ペンギン水族館ボランティア制度	来館者の自然に対する興味関心を高める手助けとして、長崎ペンギン水族館の館内や屋外のビオトープにて、動植物の解説を行う。また、ビオトープの整備・維持管理や水族館が実施する自然体験イベントの補助等を行う。	ボランティア50名登録	継続実施	水産農林政策課
89	森林体験学習	市民等を対象に、森林の役割の講話や昆虫・植物観察会を実施し、自然と親しみふれあう中で、森林の大切さを知り、森林への理解を深めてもらうことを目的に実施する。	森林体験学習参加者565名	継続実施	水産農林政策課

事業名	事業概要	令和3年度の実績、目標	今後の予定・課題	担当所属
90 九州新幹線西九州ルート	全国新幹線鉄道整備法に基づき、博多～長崎間を新幹線により結ぶ路線である。博多～長崎間(143km)のうち博多～新鳥栖間(26km)は鹿兒島ルートを、新鳥栖～武雄温泉間(51km)は在来線を活用し、武雄温泉～長崎間(66km)はフル規格の新線を整備する。また、単線区間である肥前山口～武雄温泉間のうち大町～高橋間については、複線化を図る。	<長崎市内> 軌道工事・駅舎仕上げ工事(内装・機械・電気)・高架下等付帯工事・環境対策調査 進捗率(事業費ベース):約94%(武雄温泉・長崎間)	関係機関や地元自治会等と協議・調整を図りながら事業を推進していく。	長崎駅周辺整備室
91 道路ネットワークの形成(江平浜平線)	江平地区の交通環境の改善及び居住環境の向上、市内交通混雑の緩和を図るため、道路の新設と拡幅改良を行う。	江平浜平線 78.1% 設計等業務委託 道路改良工事 トンネル工事	他事業との実施年度の調整・整合を図ることで、効率的な事業の進捗を図る。	土木建設課
92 道路ネットワークの形成(虹が丘町西町1号線)	市道油木町西町線から分岐し、虹が丘町までの道路を新設することにより、幹線道路の慢性的な交通渋滞を緩和するとともに、市内北西部地区における交通の利便性と防災性の向上を図るため、道路の新設を行うもの。	虹が丘町西町1号線 43.1% 道路改良工事 設計等業務委託	他事業との実施年度の調整・整合を図ることで、効率的な事業の進捗を図る。	土木建設課
93 パークアンドライド駐車場	現在運営している松山地区の公営駐車場において、パークアンドライド駐車場を継続するとともに、既存の民間駐車場や低・未利用地をパークアンドライド駐車場として活用することにより、自家用車から公共交通機関への乗り換えを促進する。	松山地区の公営駐車場でのパークアンドライド駐車場の継続、民間活力によるパーク&ライド駐車場施策に係る関係機関等との協議・調査を実施	郊外部の商業施設をパーク&ライド駐車場として活用することについて、国や関係機関等と協議・検討していく。	土木企画課
94 JR長崎本線連続立体交差事業	松山町～尾上町間(延長約2.5km)において、JR長崎本線の鉄道を高架化し、この区間にある4箇所の踏切の除却を行うことで、交通の円滑化と東西市街地の一体化を図る。	浦上駅前広場工事、鉄道施設撤去工事等	関係機関と施工調整、工程調整を図りながら事業を推進していく。	長崎駅周辺整備室
95 長崎駅周辺土地区画整理事業	長崎駅周辺地区において、新幹線などの鉄道施設の受け皿を整備するとともに、道路や駅前広場などの基盤整備と土地利用の転換・有効利用を図り、国際観光文化都市の玄関口にふさわしい都市拠点形成を図る。	軌道移設工事委託、建物等撤去工事委託、国道202号歩道橋設計、西口広場整備工事、東西線道路工事、昇降場工事、電線共同溝工事、移転補償等	新駅ビルや土地区画整理事業関連工事(下水道工事、キャノピー、シェルター工事等)との施工調整、工程調整を図りながら事業を推進していく。	長崎駅周辺整備室
96 コミュニティバス事業	各地区で運行しているコミュニティバス等(合計9路線)の利用を促進する	各地区の全世帯に利用促進のピラを回覧した	定期的な利用促進チラシの配布及び収支改善	公共交通対策室
97 公共交通空白地域対策事業	「乗合タクシー」を運行している地域(5地域)の利用を促進する	各地区の全世帯に利用促進のピラを回覧した	定期的な利用促進チラシの配布及び収支改善	公共交通対策室
98 公共交通ネットワークの維持	市内公共交通機関の利用者数が減少し、路線の廃止などの課題の王政が高まっている中、将来にわたって持続可能な公共交通機関へと転換を図る。	長崎市地域公共交通計画を策定	東部地区における路線再編による路線の維持を図る。再編に併せ、鉄道とバスの乗継利便性の向上を図る。	公共交通対策室

事業名	事業概要	令和3年度の実績、目標	今後の予定・課題	担当所属
99	超低床式路面電車導入事業費補助 高齢者及び障害者にやさしく、利用しやすい公共交通機関の整備を図るため、超低床式路面電車を導入する軌道事業者に対して補助を行う。	令和3年度 1編成導入済み	今後も事業者の導入計画に合わせ、導入費の一部補助を検討していく。	公共交通対策室
100	森林環境保全事業 市有林において、長崎市森林整備計画及び森林経営計画に基づき計画的に推進・実施することにより、木材生産と併せて森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、もって森林環境の保全に資する。	人工林の保育（下刈、除・間伐、枝条巻付、防火広場手入れ等）	市有林については、森林経営計画の策定を行い、国及び県の補助事業を活用して、計画的な実施を図る。 なお、私有林については、森林経営計画の策定及び補助事業を活用した実施についての啓発・推進を図る。	農林振興課
101	林道開設事業（計画） 林道等開設事業の計画・施行にあたっては、周辺の自然環境に配慮したルートの選定、構造設計に努める。	1路線	継続実施	中央農林振興課・地域整備2課
102	公園等施設整備事業（補助事業） 自然環境の保全、自然とのふれあいの場の創出を図るなど、都市防災、長寿、福祉社会への対応と都市環境の保全や改善、市民の多様な余暇需要への対応に重点を置き緑を主体とした公園の整備を行う。	補助事業として、金比羅公園ほか1公園の整備を行った。	身近に利用できる公園のない既成市街地の公園皆無地区の解消	土木建設課・地域整備課
103	花のあるまちづくり事業 やすらぎと潤いのある生活環境の創造と魅力的な観光都市づくりを目指して年間を通して楽しめる四季折々の花を中心市街地の主要な観光ルートの道路花壇に植栽する。	4箇所 93㎡	住民参画の拡大を図りながら継続実施	各総合事務所・地域整備課
104	ながさきグリーンキャンペーン 国土交通省主催の春季における都市緑化推進運動を前に花と緑に関する理解と知識を深めるためのイベントである。	3月に浜町ベルナード観光通りで開催予定であった「ながさきグリーンキャンペーン」については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため会場イベントは中止としたが、プレイベントである花×緑フォトコンテストの実施や、SNSを活用し積極的に緑化の啓発を行った。	コロナ禍でも実施可能な開催形態で実施予定。	土木総務課
105	緑の基本計画 本市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画であり、市町村が独自性、創意工夫を発揮して緑地の保全から公園緑地の整備、その他の公共施設及び民有地の緑化の推進まで、その街の緑全般について将来のあるべき姿とそれを実現するための施策をまとめた計画である。	公園緑地の整備等、緑化保全、緑化推進のための施策を実施した。	目標の長崎市民1人当たりの都市公園面積10㎡以上は、令和元年に達成済み。緑地の保全及び緑化は継続実施。	土木企画課
106	景観形成の誘導 長崎市景観計画に基づき、魅力ある長崎の景観を守り育てるため、景観形成基準を定め、建築物や工作物、公共事業について景観協議を行い優れた景観の形成を図る。	令和3年度 307件協議	継続実施	景観推進室
107	景観形成重点地区の指定 特に景観形成が求められる地区を長崎市景観計画における「景観形成重点地区」に指定し、それぞれの地区の特徴を生かす景観形成に関する方針や景観形成基準等を定める。	令和3年度までの実績：7地区指定	継続実施	景観推進室

	事業名	事業概要	令和3年度の実績、目標	今後の予定・課題	担当所属
108	景観重要建造物の指定	景観形成上重要な物件を指定し、保全するため、指定物件の維持保全のための助成を行う。	令和3年度までの実績：20件指定	継続実施	景観推進室
109	電線類地中化事業	防災性の向上や安全で快適な歩行空間の提供、良好な景観形成を図るため、必要性が高い道路から順次、電線類地中化を進める。	八千代町尾上町1号線(東側)、八千代町宝町1号線、尾上町1号線、籠町稲田町1号線において地中化工事を実施。	・整備中路線は継続実施 ・市道興善町桜町1号線及び市道諏訪町桜町1号線の電線類地中化工事に着手	土木企画課
110	都市基盤河川改修事業	防災性の向上と自然環境に調和した潤いのある河川環境を形成するため、河川の改修を行う。	<江川川> 護岸工事 L=142.4m <大井手川> 護岸工事 L=326.7m <目標> 令和5年度頃までに2河川を整備する。	継続実施	土木防災課
111	庁舎の緑化推進	庁舎の周囲に花壇、樹木等を植栽し、緑化推進を図ると共に景観の美化や親しみやすい公共空間を創出し、庁舎のイメージアップを図る。	庁舎周りの花苗について、年2回植栽を行った。	継続実施	財産活用課
112	環境美化推進事業	地域ぐるみによる自主的な清掃活動を通じて、美しいまちづくりに対する市民の意識の高揚を図り、空き缶・空きびん、たばこの投げ捨てをなくし、快適な環境を築いていくことを目的に、自治会等を中心に実施する。	市民大清掃 参加人数685団体(48,815人) ごみ量201.49 t	継続実施	廃棄物対策課
113	伴侶動物の適正飼育普及啓発事業	犬、猫の糞尿の後始末、適正飼育・管理方法などのチラシ、看板の配布、捕獲車でのマイク放送による啓発、指導。伴侶動物の飼い主に対する、しつけ方、飼い方教室等を実施する。 犬・子猫の譲渡会を開催する。 民間開催の譲渡会への参加、適正飼育テキスト、長崎市猫の適正飼育ガイドラインチラシ等の配布による飼い主のモラルの啓発を行う。	・犬のしつけ方教室の実施 ・犬、子猫の譲渡会(7月、9月、10月、11月)での適正飼育テキスト・チラシの配布 ・動物愛護週間(9/20~26)での掲示物による啓発 ・自治会の要望により随時マナー看板・啓発チラシの配布	継続実施	動物愛護管理センター
114	稲佐・朝日地区斜面市街地再生事業	稲佐・朝日地区において、居住環境の向上を図るため地域住民と一体となって、生活道路や公園の整備、老朽住宅の建替等を推進する。	用地交渉等を行った。 <目標> 32ha	継続実施	都市計画課・地域整備2課
115	水の浦地区斜面市街地再生事業	水の浦地区において、居住環境の向上を図るため地域住民と一体となって、生活道路や公園の整備、老朽住宅の建替等を推進する。	用地交渉等を行った。 <目標> 16.5ha	継続実施	都市計画課・地域整備2課
116	立山地区斜面市街地再生事業	立山地区において、居住環境の向上を図るため地域住民と一体となって、生活道路や公園の整備、老朽住宅の建替等を推進する。	用地買収、家屋補償、道路改良工事等を行った。 <目標> 21.5ha	継続実施	都市計画課・地域整備2課

	事業名	事業概要	令和3年度の実績、目標	今後の予定・課題	担当所属
117	文化財保存整備事業費補助金	指定文化財の保存整備を行うため、国・県・市の補助制度の活用を行う。	国指定重要文化財「聖福寺4棟」 国指定史跡「小菅修船場跡」 県指定史跡「花月」 県指定史跡「興福寺寺域」 市指定史跡「上野（彦馬）家墓地」 市指定天然記念物「滑石大神宮社叢」 市指定天然記念物「松森神社のクスノキ群」 市指定有形民俗文化財「茂木ピワ関係三浦シヲの墓」 の保存整備事業への助成を行った。	継続実施	文化財課
118	建築物の保存活用	国、県、市の事業費補助及び指導助言のもと建築物の保存整備を推進し積極的活用を図る。	旧長崎英国領事館の構造補強を含め、保存修理を令和7年度完了の予定で進めている。また、旧グラバー住宅の保存修理を令和3年度完了した。	継続実施	文化財課
119	伝統的建造物群保存地区保存整備事業	条例に基づく保存整備事業を推進するとともに、地区内の住民と一体となったまちづくりに取り組む。市が保有する伝統的建造物や環境物件の保存整備を実施し、また民間が所有する伝統的建造物や環境物件の保存整備に要する経費を助成する。	伝統的建造物の保存整備等の補助を1件実施した。	継続実施	文化財課
120	史跡「出島和蘭商館跡」復元整備事業	日本の近代化に大きな役割を果たした重要な歴史的文化遺産である出島の復元整備を行う。平成8年度から順次整備する短中期計画と、四方に水面を確保し、19世紀初頭の扇型の島の完全復元を目指す長期計画に基づき事業を推進中。	経年劣化が進んでいる復元建造物等について、年次的改修計画に基づき、改修工事を実施した。	継続実施	出島復元整備室
121	文化財に関する学習機会の充実	文化財に対する理解を深め、これを尊重する気風を醸成するため「ながさき歴史の学校」等による文化財学習の機会充実や、文化財サポーターによる指定文化財の清掃・定期的な点検の実施等を図る。	「ながさき歴史の学校」 ・文化財はじめの一歩コース ほか 「文化財サポーター活動」 ・調査及び清掃活動 を実施した。	継続実施	文化財課

	事業名	事業概要	令和3年度の実績、目標	今後の予定・課題	担当所属
122	エコドライブ推進事業	市民・事業者・行政の連携により、エコドライブを推進する。	ながさきエコライフウィークにおいて、エコチェック項目を設けエコドライブの推進を図った。 また、市役所職員に対してエコドライブ実施に係る通知文及びエコドライブチラシを送付し、啓発をした。	関係団体との連携を図り、温室効果ガスの削減に向けた更なる普及・啓発活動を推進する。	ゼロカーボンシティ推
123	ごみ収集車等の低公害車等への転換	市域における自動車排気ガスによる大気環境中への負荷の軽減を図るため、現在、ディーゼル車である31台のごみ収集車（バッカー車）を最新の排気ガス規制達成車へ順次転換していく。	最新の排気ガス規制達成車で9都県市指定低公害車を2台導入した。 (28台中28台全て転換済み。)	今後も排気ガス規制達成車及び燃費基準達成車で9都県市指定低公害車の導入を考えている。また、ハイブリッド車の今後の動向を見ながら検討していく予定。	中央環境政策センター
124	排出ガス規制を達成した消防ポンプ自動車等の導入推進	排出ガスによる大気汚染を軽減するため、ディーゼル車である消防ポンプ自動車等（ポンプ車、タンク車、はしご車等）の代替更新時には、最新の排出ガス規制達成車の導入を図る。	消防ポンプ自動車等2台について、排出ガス規制達成車へ更新した。	消防ポンプ自動車等は、年次計画による代替更新に併せて、排出ガス規制達成車を導入。	消防局警防課

	事業名	事業概要	令和3年度の実績、目標	今後の予定・課題	担当所属
125	公用車の低公害車等への転換	現有の公用車を低公害車等へ転換し環境への負荷の低減に資する。令和2年度末保有台数：648台（うち低公害車239台）	電気自動車6台を導入	長崎市地球温暖化対策実行計画に基づき、引き続き公用車への低公害車の導入促進を図っていく。	ゼロカーボンシティ推進
126	節電対策の啓発	市独自に削減目標10%以上を定め節電に取り組んだ。	各課事務室内の照明及びコピー機は可能な範囲で間引きを行った。	市の実施要領に基づき実施	ゼロカーボンシティ推進
127	雨水利用システム、太陽光発電システムの導入	環境にやさしい校舎づくりとして、雨水をトイレの洗浄水などに利用する雨水利用施設を整備。屋上等に太陽光発電設備を設置し、発電される発電量や設備の仕組みなどを分かりやすく解説する表示モニターも設置することにより、児童、生徒への環境教育に資する。	令和3年度工事完成：なし 令和4年度完成予定：予定なし	校舎の増改築時に雨水利用システム、太陽光発電システムの導入を図る。	教育委員会施設課
128	街路灯整備事業	地域住民が安全・安心に暮らせるまちづくりの推進と省エネルギー化を図るため、生活道路や通学路などに電力消費が少ないLED街路灯を新設する。	373灯のLED街路灯を新設した。	引き続きLED街路灯の新設に取り組む。	土木建設課

	事業名	事業概要	令和3年度の実績、目標	今後の予定・課題	担当所属
129	インターネットによる平和情報の発信	平和宣言文、核実験抗議文、原爆資料館情報等をインターネットを通じ国内外へ発信する。	ホームページ上における平和宣言賛同者件数：13,593件	・ホームページの内容の充実 ・フェイスブックの活用	平和推進課
130	被爆体験講話の実施	修学旅行生等に被爆の実相や平和の尊さを伝えるため、(公財)長崎平和推進協会の継承部会の会員による被爆体験講話を実施する。	実施件数695件 受講人数：75,056人(オンライン実施を含む)	・被爆者の高齢化 ・継承者(家族・交流証言者)の充実	被爆継承推進課
131	ヒロシマ・ナガサキ平和アピール推進委員会による事業	広島、長崎市が世界恒久平和実現に向けて、平和アピールの推進を図ることを目的に、平和首長会議の運営やヒロシマ・ナガサキ原爆・平和展の開催などを行う。	オーストラリアのシドニー市とアメリカのニューヨーク市において、ヒロシマ・ナガサキ原爆・平和展を開催した。	継続実施	被爆継承推進課
132	青少年ピースフォーラム事業	平和祈念式典にあわせて全国の自治体が派遣する青少年と長崎の青少年とが一緒に被爆の実相と平和の尊さを学び、交流を深めることで平和意識の高揚を図ることを目的として開催する。	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、リモートでの実施 参加自治体：9都道府県18自治体 参加者数：178名(長崎市参加者を除く)	・参加型平和学習の内容の充実	被爆継承課
133	青少年ピースボランティア育成事業	青少年が被爆の実相や戦争について学び、さまざまな視点から平和について考え、行動することにより、被爆体験の継承と平和意識の高揚を目的として実施する。	平和学習参加者数 576名(総計)	継続実施	被爆継承課
134	平和学習発表会開催事業	長崎市内の中学生が一堂に会し、日ごろ取り組んでいる平和学習の成果を発表するとともに、本市が取り組んでいる活動の状況も発表することで、青少年の自主的な平和学習の取り組みを推進する。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止 代替事業として、参加予定であった中学校から発表資料を集め、冊子を作成し、市内全中学校へ配布	継続実施	被爆継承課
135	国連軍縮フェローシップ受入研修	国連軍縮フェローシップ・プログラムに参加する世界各国の若手外交官に対して長崎で研修を行い、核兵器使用の惨禍の実相を伝える。	研修受入実績 19カ国、19人 ※新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりオンラインで実施	継続実施	平和推進課

	事業名	事業概要	令和3年度の実績、目標	今後の予定・課題	担当所属
136	親子環境教室の開催	平成7年度から小中学生とその保護者を対象に、環境問題への気づきと、日常生活の中でできる地球にやさしい実践行動へのきっかけづくりを目的に実施している。自然観察会は、平成11年度から実施している。	参加人数合計 176名 1回目(山の生物観察会:34名) 2回目(海辺の生物観察会:55名) 3回目(川の生物観察会:87名)	参加者の増加を図るため、適切な開催時期の検討を行うとともに、新メニューの検討等を行い、自然環境に対する意識の高揚を図る。	環境政策課
137	ビオトープづくり事業(学校におけるビオトープ事業)	学校の敷地内において、野鳥やトンボ、ホタルなどが生息、生育できる環境を整備し、自然体験を通じて環境教育の一環として位置づける。	現存施設に生息する生物相の継続的な維持(小学校のビオトープ:4件、大学のビオトープ:1件)	継続実施	環境政策課
138	環境都市の宣言及び周知	環境都市宣言は、行政、市民及び事業者が環境への配慮を行っていく際のよりどころとなる精神を明文化し、内外へ向けて宣言するもの。平成13年12月に市長が宣言した。環境都市宣言の周知を図るため、各種環境講座等で紹介する。	長崎市環境白書、小学校5・6年生環境副読本(わたしたちのくらしと環境)、「長崎市環境学習・行動ガイドブック」に環境宣言を掲載し、市ホームページへも掲載	引き続き周知を図る。	環境政策課
139	環境行政担当職員に対する研修	地球環境、自然環境の保全及び公害防止等の環境行政を担当する職員の資質向上のため、環境省が実施する研修を受ける。	毎年、市町村職員中央研修所にて、市町村アカデミー「環境保全の推進」を受講するが、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響により受講できなかった。	継続実施	環境政策課
140	子どもエコクラブ推進事業	次世代を担う子ども達の環境保全活動、学習の支援として環境省が行っている事業であり、長崎市では、平成7年度からこの事業に支援・協力し、市内の小中学生にクラブの参加と活動を呼びかけている。	市内登録クラブ数2クラブ、登録人数13名(令和3年度末現在)	継続実施	環境政策課
141	親子で省エネ実験・施設見学会	小学生とその保護者を対象に、電気に関する実験や市内の環境関連施設の見学を通して、環境保全に対する意識の醸成を目標とした学習会を実施している。	開催:1回 参加人数:51名	様々な事業所や市民団体との協働開催を検討する。	環境政策課
142	環境問題に関する公民館講座等への講師派遣	ごみ・リサイクル、廃食用油を利用した石鹸づくり、エコクッキング、牛乳パックを利用したはがきづくり、地球温暖化問題、自然環境講座などへ講師を派遣する。	・環境アドバイザー制度(長崎県・市)の活用促進 ・長崎県環境アドバイザーの派遣回数14件、参加人数650人	継続実施	環境政策課
143	教科書副読本「わたしたちのくらしと環境」の作成	社会科、理科、家庭科の授業用副読本として、「わたしたちのくらしと環境」(小学5・6年生対象)を発行する。(平成9年3月31日初版発行)	長崎市内の国立・市立・私立の小学校5年生に3,650部を発行	継続実施	環境政策課
144	長崎市第四次総合計画に基づく施策の推進	長崎市第四次総合計画の個別施策(G2-1)「学習に取り組める場と機会の充実を図ります」において、環境問題などの公民館講座等を行っている。	各公民館、日吉自然の家、科学館で環境問題を扱った講座を実施	継続実施	生涯学習委員会

事業名	事業概要	令和3年度の実績、目標	今後の予定・課題	担当所属
145	「ながさきエコネット」のネットワーク拡大 市民総参加の継続的な環境行動の実践に向けて、幅広い市民が情報を共有し、互いに支え合いながら、確実な行動を実践するための市民ネットワーク拡大事業。	毎月1回の定例会を開催し「ながさきエコライフ・フェスタ」の企画・運営を行うとともに、「まちなか講座」などをサステナプラザながさきと協働実施することで、ネットワーク、メンバーの拡大を図った。	今後も「ながさきエコライフ・フェスタ」の企画・運営を行うなど、引き続き市及びサステナプラザながさきと協働することでネットワークを拡大していく。	ゼロカーボンシティ推進
146	市民環境活動活性化拠点管理運営事業 「長崎市地球温暖化防止活動推進センター」を、市民主体の環境活動拠点「サステナプラザながさき」として位置づけ開設し、市民向け環境講座（サステナひろば）開催、出前講座の実施など、より幅広い市民の身近な環境行動を促進するための普及啓発事業を行っている。	市民向けサステナひろば、まちなか講座、その他市民向け地球温暖化防止活動普及啓発事業の実施	引き続き、市及びながさきエコネットと協働し、市民向け普及啓発事業を実施する。	ゼロカーボンシティ推進
147	環境月間行事 環境省の提唱により、平成3年度から毎年6月の一ヶ月間を「環境月間」、平成5年11月制定の環境基本法により6月5日を「環境の日」と定めている。本事業は、市民の環境保全行動を促進するため、市役所本館ロビーにて環境に関する展示を行い、市民への環境に関する意識の普及啓発を行っている。	(展示内容) ・サステナプラザながさきの周知 ・フードドライブ事業の周知 ・ゼロカーボンシティ長崎の周知	継続実施	環境政策課
148	ボランティア活動などの環境整備 市民の公益的な活動に対し、人材の育成、情報の提供や情報交換の機会の提供、活動拠点の確保、財政支援など側面からの支援を行い、市民活動の基盤づくりに努める。	市民活動センター「ランタナ」を市民活動団体の交流拠点施設として開放し、市民活動団体のネットワーク化を推進している。また、市民活動支援補助金による経済的側面からの支援を実施した。 補助実績：4件、566千円	継続実施	市民協働推進室
149	ながさきエコスクールの推進 環境にやさしい学校づくりを推進し、市内の小学校及び中学校の児童及び生徒の環境に対する意識の高揚を図る。	令和4年3月末現在、118校	完了（全校認定済み）	環境政策課
150	ながさきサステナスクール支援事業 環境活動を積極的にを行う環境団体を講師として学校へ招き、座学、ミニレクチャー、フィールドワーク等をパッケージ化し、小・中学校へ提供を行い、従来の「サステナスクール」事業より学校側の事業計画作成の負担や障壁を取り除き環境学習を支援する「環境団体との連携によるESD講座」を行う。	令和3年度3校実施	R4年度 10校支援予定	環境政策課
151	エコアクション21 (EA21) の普及・啓発 環境省が制定した、中小企業者等の環境への取組を推進する環境経営システム (EA21) の普及を図り、二酸化炭素排出量、廃棄物排出量等を削減し、事業者の環境保全活動を推進する。	エコアクション21 (EA21) 自治体インシアティブ・プログラム説明会の実施 <実績>導入事業所 1事業所	今後も認証取得に向けた、さらなる周知及び支援策等の充実が必要である。	ゼロカーボンシティ推進
152	アダプトプログラムの実施 地域の環境美化を一層推進するため、アダプトプログラム事業を実施し、市民と市で協働して環境美化を図るとともに、地域における環境保全への積極的参加を促すことにより、環境美化への意識、啓発を図る。	広報等でアダプト団体の募集を行い、事業の拡大を図った。 <目標>年4団体	活動団体の増加のために、さらなる周知を行っていく。	廃棄物対策課
153	長崎市中小企業エコ資金 長崎市内の中小企業者に対して、環境問題に積極的に取り組むための必要な資金の調達を円滑にすることで、事業所と環境との調和を図り、中小企業の振興と市民の生活環境の向上を目指すために、中小企業に対し融資を行うもの。	(令和3年度実績) 融資実績：1件 1,000千円	中小企業者支援の側面から「ゼロカーボンシティ長崎」の実現に資するため、環境問題に資する特定の整備に要する資金の融資上限額を引き上げたうえで継続実施する。	産業雇用政策課

	事業名	事業概要	令和3年度の実績、目標	今後の予定・課題	担当所属
154	環境行政ホームページの作成	本市環境基本計画の概要、進捗状況、環境の現況、ごみの捨て方や環境に関するイベントの情報などを市民に知らせると同時に、市民や事業者の意見や情報も聴取し、市民参加の環境行政を図っていくことを目的とする。	ホームページ内容を随時更新	継続実施	環境政策課
155	啓発紙「リサちゃんニュース」の発行	ごみの減量や分別方法、環境に関するイベント情報などに関する市民への啓発をクイズやキャラクターをおりませながら、わかりやすく作成し、発行する。	リサちゃんニュースvol.33を発行し、広報ながさき折り込みにより配布した。	継続実施	廃棄物対策課
156	長崎市環境白書の作成	長崎市の環境の現況及び環境の保全と創造に関する施策の概要を年次報告書として作成し、市民に公表する。	令和4年2月環境白書作成、ホームページ更新	継続実施	環境政策課
157	サステナブラザながさき公式YouTubeチャンネルの更新	「サステナブラザながさき」の認知度の向上と新規利用者数の向上を図る。	令和2年5月開設 チャンネル登録者数：53名 (開設当初：30名)	継続実施	ゼロカーボンシティ推進
158	自然環境情報システムの構築	開発事業等において、自然環境に関する情報をホームページに掲載するなどして、開発事業・公共事業の構想・計画段階での環境配慮に活用を図る。	長崎市自然環境調査委員からの情報収集を行った。 これを基に希少生物検索システム(レッドリストメッシュ)を平成27年度に作成し、活用している。	引き続き情報収集に努める。	環境政策課
159	長崎市土砂等による土地の埋め立て等に関する指導	土砂等による土地の埋め立て等に関し必要な指導を行うことにより、土砂等の流失などによる災害の発生を防止し、自然環境及び生活環境の保全を図る。	長崎市土砂等による土地の埋め立て等に関する指導要綱に基づく事前申し出による協議を行っている。	継続実施	環境政策課
160	環境保全協定書締結推進への支援	環境保全に対する支障の防止のため、地域住民の意向を尊重した協定の積極的な締結のため、技術的な助言、締結の立会い人等推進のため支援する。	9件(令和3年度末現在)	継続実施	環境政策課

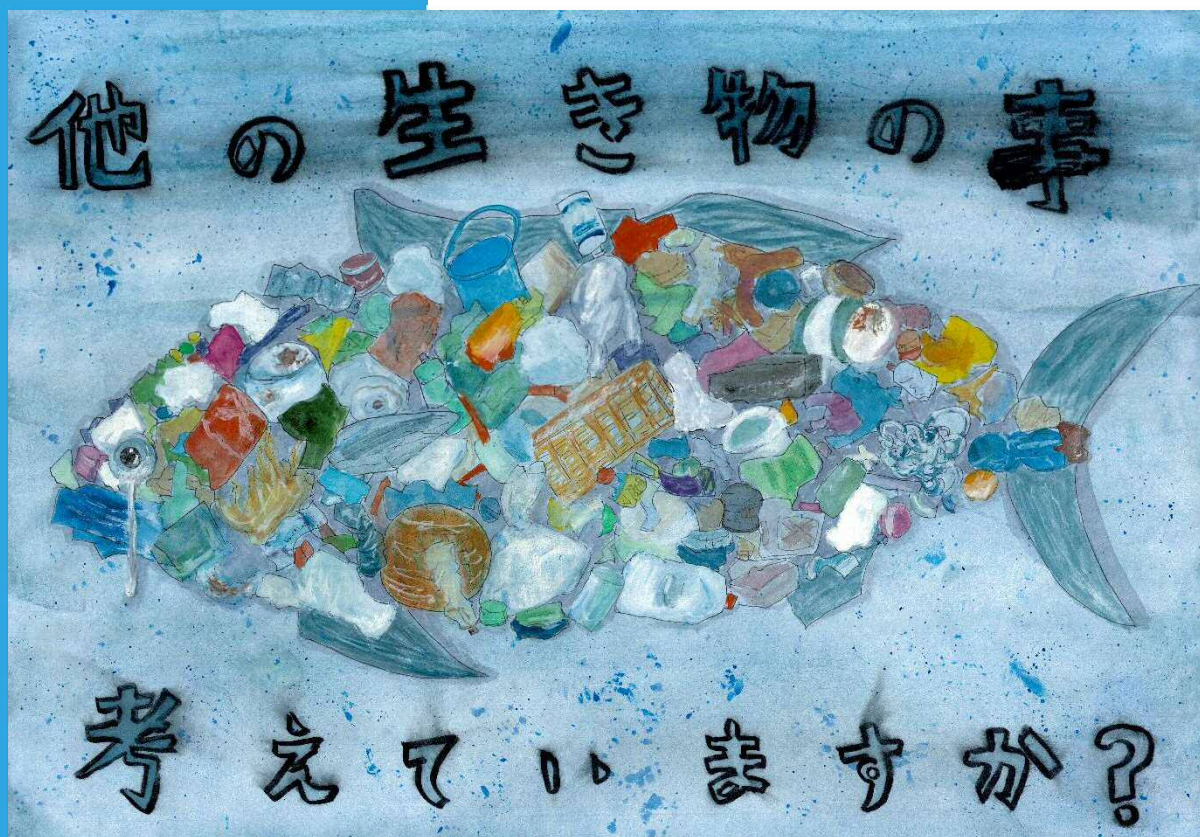


市民環境行動の推進役「サステナプラザながさき」イメージキャラクター

サステなっちゃん

表紙・裏表紙の絵

表紙及び裏表紙の作品は、それぞれ「令和3年度 環境ポスター」の小学生の部及び中学生の部における最優秀賞受賞作品です。



長崎市環境白書 令和4年度版 (令和4年12月 発行)

編集・発行 長崎市 環境部 環境政策課

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号

電話 095-829-1156

FAX 095-829-1218